

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプル水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプルを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(3/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学水槽制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(7/8)</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、□以上とする。</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [] ^(注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [] ^(注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、[] ^(注1)/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 [] ^(注1)/個を上回る2,000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>〔注1〕燃料取替用水ピットの有効水量</p>	

[] 案囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量^(注1)</td><td>m³/h/個</td></tr> <tr> <td>揚 程^(注1)</td><td>m</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力^(注1)</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最高使用温度^(注1)</td><td>°C</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td><td>kW/個</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注3) 公称値</p> <p>【設 定 根 捐】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ワインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて溶融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要と</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠開きの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</div>	名 称		容 量 ^(注1)	m ³ /h/個	揚 程 ^(注1)	m	最高使用圧力 ^(注1)	MPa	最高使用温度 ^(注1)	°C	原 動 機 出 力	kW/個	<p style="text-align: right;">容 -5 (1/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td><td>m³/h/個</td></tr> <tr> <td>揚 程</td><td>m</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最高使用温度</td><td>°C</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td><td>kW/個</td></tr> </tbody> </table> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものと兼用</p> <p>【設 定 根 捐】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため及び、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための設備として設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項</p> <div style="text-align: right;">枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	名 称		容 量	m ³ /h/個	揚 程	m	最高使用圧力	MPa	最高使用温度	°C	原 動 機 出 力	kW/個	
名 称																										
容 量 ^(注1)	m ³ /h/個																									
揚 程 ^(注1)	m																									
最高使用圧力 ^(注1)	MPa																									
最高使用温度 ^(注1)	°C																									
原 動 機 出 力	kW/個																									
名 称																										
容 量	m ³ /h/個																									
揚 程	m																									
最高使用圧力	MPa																									
最高使用温度	°C																									
原 動 機 出 力	kW/個																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>容-5(2/7)</p> <p>の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止することで、原子炉格納容器の破損を防止する設備として設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量 (110m³/h/個以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シーケンスのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p>枠開きの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-5(3/7)</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第65条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに小扉及び連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第66条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイポンプの電源は全交流動力電源が喪失した場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置より、代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

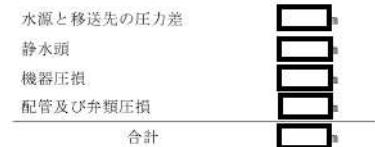
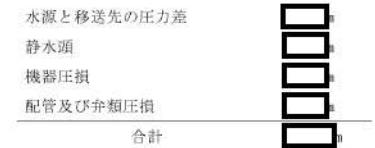
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$110\text{m}^3/\text{h}$のため$110\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 ($130\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要な事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、$130\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、エアロゾル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量$130\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量$130\text{m}^3/\text{h}$を上回る$150\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 [$\square\text{m}$以上]</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$110\text{m}^3/\text{h}$のため$110\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注入する場合の容量 [$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上]</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として伊心注水時に使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要な事故シーケンスのうち、外部電源喪失時に非常用所内交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$\square\text{m}^3/\text{h}$のため$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 [$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上]</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要な事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の圧力を、原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持するために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、格納容器過圧破損事象において$\square\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の最高圧力が約0.360MPaとなり、また、格納容器過温破損事象においては同流量で評価した結果、原子炉格納容器内の最高温度が約141°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>公称値については、枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。 $50\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>容-5(4/7)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

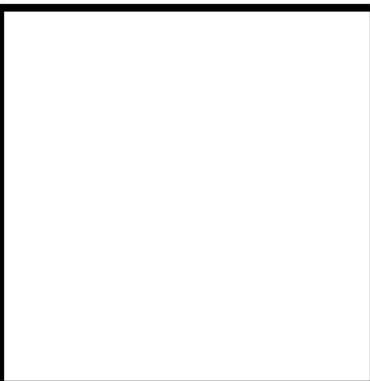
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPa については、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水泵の揚程は□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水泵の揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水泵の揚程は□m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程□mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水泵を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ縮切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、□ MPaとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容-5(5/7)</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注入する場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として伊心注水時に使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。なお、1次冷却材圧力0.7MPa については、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 72m 静水頭 約 -2m 機器圧損 約 □m 配管及び弁類圧損 約 □m 合計 約 □m</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピットから、ほう酸水又は海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>4. 最高使用温度 (95°C) 恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□kW/個) 恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m³/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□kWとなる。</p>  <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kWを上回る□kW/個とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>容-5(6/7)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 29m</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 28m</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約 □m</td> </tr> <tr> <td>配管及び弁類圧損</td> <td>約 □m</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 □m</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>公称値については、定格流量である150m³/h時の揚程である300mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 代替格納容器スプレイポンプの最高使用圧力は、締切点の揚程から、これを上回る標準的な圧力級を選定する。 代替格納容器スプレイポンプ締切点の揚程が約380m（=約3.7MPa）となることから、これを上回る圧力級として、4.1MPaを選定する。 以上より、代替格納容器スプレイポンプの最高使用圧力は4.1MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 代替格納容器スプレイポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 代替格納容器スプレイポンプの原動機出力は、定格運転時の軸動力を基に設定する。 代替格納容器スプレイポンプの定格流量が150m³/h、揚程が300m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□kWとなる。</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約 29m	静水頭	約 28m	機器圧損	約 □m	配管及び弁類圧損	約 □m	合計	約 □m	
水源と移送先の圧力差	約 29m											
静水頭	約 28m											
機器圧損	約 □m											
配管及び弁類圧損	約 □m											
合計	約 □m											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-5(7/7)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> $L = 10^{-3} \times \rho \times g \times \frac{\left(\frac{Q}{3,600} \right) \times H}{\eta}$ $= 10^{-3} \times 1,030 \times 9.80665 \times \frac{\left(\frac{150}{3,600} \right) \times 300}{\boxed{}} = \boxed{} \text{ kW}$ <p>L : 必要軸動力 (kW) ρ : 流体の密度 (kg/m³) = 1,030 g : 重力加速度 (m/s²) = 9.80665 Q : ポンプ流量 (m³/h) = 150 H : ポンプ揚程 (m) = 300 η : ポンプ効率 = $\boxed{}$</p> <p>(参考文献: 「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、代替格納容器スプレイポンプの原動機出力は、必要軸動力 $\boxed{}$ kWを上回る200kW/個とする。</p> </div>	

■ 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p style="text-align: right;">容－6(1/12)</p> <table border="1" data-bbox="258 301 954 484"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>大容量ポンプ（3・4号機共用）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td><td>m³/h/個</td></tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td><td>℃</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td><td>kW/個</td></tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用する大容量ポンプ（3・4号機共用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するするために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時又は運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナプローパ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、B高圧注入ポンプの代替補機冷却を行うことで代替再循環運転を行い、原子炉を冷却する設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象を想定し、A、B海水ストレーナプローパ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介してA、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却及びB高圧注入ポンプの代替補機冷却を行うことで、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止する設計とする。</p> <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称	大容量ポンプ（3・4号機共用）	容 量	m ³ /h/個	吐 出 圧 力	MPa	最 高 使 用 圧 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	原 動 機 出 力	kW/個	<table border="1" data-bbox="1179 373 1875 635"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>可搬型大型送水ポンプ車</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td><td>m³/h/個</td></tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td><td>℃</td></tr> <tr> <td>個 数</td><td>台</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td><td>kW/個</td></tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <p>（要）</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <p>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称	可搬型大型送水ポンプ車	容 量	m ³ /h/個	吐 出 圧 力	MPa	最 高 使 用 圧 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	個 数	台	原 動 機 出 力	kW/個	
名 称	大容量ポンプ（3・4号機共用）																											
容 量	m ³ /h/個																											
吐 出 圧 力	MPa																											
最 高 使 用 圧 力	MPa																											
最 高 使 用 温 度	℃																											
原 動 機 出 力	kW/個																											
名 称	可搬型大型送水ポンプ車																											
容 量	m ³ /h/個																											
吐 出 圧 力	MPa																											
最 高 使 用 圧 力	MPa																											
最 高 使 用 温 度	℃																											
個 数	台																											
原 動 機 出 力	kW/個																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却を行うことで原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止するための設備のうち、格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプによりサンプリングガスの冷却として、原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とし、大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。</p> <p>なお、大容量ポンプは、定格容量 [] m³/h/個、吐出圧力 [] MPaの水中ポンプにて海水を取り水し、うず巻式ポンプまで送水する設計とし、水中ポンプは2個設置する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の保有数は、3・4号機で2セット2台、予備1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ビットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ビット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ビットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	容-6(2/12)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>1. 容量</p> <p>1.1 容量 (□ m³/h以上 □ m³/h)</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の容量は、各機器に供給する冷却海水流量を基に設定する。大容量ポンプ（3・4号機共用）が供給する冷却海水流量は、第1表に示すとおり通水流量の合計が□ m³/hとなる。</p> <p>以上より、大容量ポンプの容量はこれを上回る容量として、□ m³/hとする。</p> <p>第1表 必要冷却海水流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器</th><th colspan="2">3号機</th><th colspan="2">4号機</th></tr> <tr> <th>設計冷却海水流量</th><th>台数</th><th>設計冷却海水流量</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td><td>□ m³/h</td><td>2</td><td>□ m³/h</td><td>2</td></tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ(海水冷却)</td><td>□ m³/h</td><td>1</td><td>□ m³/h</td><td>1</td></tr> <tr> <td>ガスサンブル冷却器</td><td>□ m³/h</td><td>1</td><td>□ m³/h</td><td>1</td></tr> <tr> <td>冷却海水流量の合計</td><td>□ m³/h</td><td></td><td>□ m³/h</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>□ m³/h</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>なお、公称値については、大容量ポンプに要求される最大容量□ m³/hを満足するものとして、定格容量□ m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力 (□ MPa以上 (□ MPa))</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は、再循環ユニットへの海水通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等を基に設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>圧力損失 (MPa)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）</td><td>□ (注1)</td></tr> <tr> <td>静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）</td><td>□ (注2)</td></tr> <tr> <td>再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）</td><td>□ (注3)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>□</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 配管圧損は、最大の圧損にて評価</p> <p>(注2) 大容量ポンプをE.L.□に設置した場合の評価</p> <p>(注3) 格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値（約□℃）が冷却水に全て伝熱すると仮定しての飽和蒸気圧力を沸騰防止圧力として適用</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	機器	3号機		4号機		設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数	格納容器再循環ユニット	□ m³/h	2	□ m³/h	2	高圧注入ポンプ(海水冷却)	□ m³/h	1	□ m³/h	1	ガスサンブル冷却器	□ m³/h	1	□ m³/h	1	冷却海水流量の合計	□ m³/h		□ m³/h			□ m³/h				項目	圧力損失 (MPa)	ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）	□ (注1)	静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）	□ (注2)	再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）	□ (注3)	合計	□	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	
機器		3号機		4号機																																										
	設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数																																										
格納容器再循環ユニット	□ m³/h	2	□ m³/h	2																																										
高圧注入ポンプ(海水冷却)	□ m³/h	1	□ m³/h	1																																										
ガスサンブル冷却器	□ m³/h	1	□ m³/h	1																																										
冷却海水流量の合計	□ m³/h		□ m³/h																																											
	□ m³/h																																													
項目	圧力損失 (MPa)																																													
ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）	□ (注1)																																													
静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）	□ (注2)																																													
再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）	□ (注3)																																													
合計	□																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は□ MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプに要求される吐出圧力□ MPaを満足するものとして、定格圧力が□ MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa) 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に□ MPaに制限していることから、その制限値である□ MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 (□ °C) 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度を上回る□ °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□ kW) 大容量ポンプ（3・4号機共用）の原動機出力は、定格流量点（容量：□ m³/h、吐出圧力：□ MPa）での軸動力を考慮し、□ kWとする。</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海水を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピット全面へスプレイすることにより使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 □ m³/h/個以上 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピット水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ピット入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ピット出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ピットの蒸発量 (□ m³/h) を上回る容量として、□ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量 □ m³/h/個以上 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が□ m³/hであることから□ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 □ m³/h/個以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水</p> <p style="text-align: center;">□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(5/12)</p> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である□m³/h/個以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 □m³/h/個以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレイポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である□m³/h/個以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 □m³/h/個以上 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高压注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高压注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である□m³/h/個以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 □m³/h/個以上 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である□m³/h/個以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 □m³/h/個以上 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレイ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である□m³/h/個以上とする。</p> <p style="text-align: center;">□枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ピットへの注水と燃料取替用水ピットへの補給、使用済燃料ピットへの注水と補助給水ピットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行なう場合の [] m³/hを上回る [] m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力 [] MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時に送水を考慮して設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 50%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">[] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、[] MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力 [] MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへスプレーする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 50%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損（スプレイノズル）</td> <td>約</td> <td>[] MPa</td> </tr> </table> <p>[] 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損	約	[] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[] MPa	合 計	約	[] MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損（スプレイノズル）	約	[] MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																								
静水頭	約	0.227MPa																								
機器圧損	約	[] MPa																								
配管・ホース及び弁類圧損	約	[] MPa																								
合 計	約	[] MPa																								
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																								
静水頭	約	0.227MPa																								
機器圧損（スプレイノズル）	約	[] MPa																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合 計</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 <input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">静水頭</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">0.124MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">機器圧損</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合 計</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">0MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">静水頭</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">0.295MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">機器圧損</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合 計</td> <td style="padding: 5px;">約</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として <input type="text"/> 併記みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合 計	約	<input type="text"/> MPa	水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa	静水頭	約	0.124MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合 計	約	<input type="text"/> MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合 計	約	<input type="text"/> MPa	
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																																				
合 計	約	<input type="text"/> MPa																																				
水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa																																				
静水頭	約	0.124MPa																																				
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																																				
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																																				
合 計	約	<input type="text"/> MPa																																				
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																																				
静水頭	約	0.295MPa																																				
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																																				
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																																				
合 計	約	<input type="text"/> MPa																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p style="text-align: right;">容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	□ MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																														
合計	約	□ MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	□ MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																														
合計	約	□ MPa																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮し設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 60%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力□ MPaを上回る□ MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 <small>(注1)</small> 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 <small>(注1)</small> 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度<small>(注2)</small>が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量□ m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬型大型送水ポンプ車の流量が□ m³/h、吐出圧力が□ MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカ設定値より□ kW/個とする。</p> <p><small>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</small></p> <p>□ 案囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合 計	約	□ MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	□ MPa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa															
合 計	約	□ MPa															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(10/12)</p> <p>以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6°C（寿都特別地域気象観測所24.5°C、小樽特別地域気象観測所25.6°C）を下回る。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: right;">容-6(11/12)</p> <p><u>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</u></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いずに吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ピットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ピットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水首と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]</th> <th>ホースの圧力損失 [m]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [m]</th> <th>大気圧 [kPa]</th> <th>飽和蒸気圧力* [kPa]</th> <th>有効吸込み水頭 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[]</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温5°Cの値)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ピットスクリーン室</td> <td>187.6</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.70 (水温40°Cの値)</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*放水性能試験における水温の誤差はないため、実宝削に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p>[] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水首と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]	ホースの圧力損失 [m]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [kPa]	飽和蒸気圧力* [kPa]	有効吸込み水頭 [m]	吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5°Cの値)	[]	付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.6	[]	[]	10	10.3	0.70 (水温40°Cの値)	[]	
取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水首と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]	ホースの圧力損失 [m]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [kPa]	飽和蒸気圧力* [kPa]	有効吸込み水頭 [m]																					
吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5°Cの値)	[]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.6	[]	[]	10	10.3	0.70 (水温40°Cの値)	[]																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p>	

第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図

□ 押印みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p style="text-align: right;">容 -7(1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">名 称</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">格納容器再循環ユニット</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">容量(設計熱交換量) MW</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">13.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">管側</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用圧力 MPa</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">1.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用温度 °C</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">175</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">胴側</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用圧力 MPa</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用温度 °C</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">170</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">伝 热 面 積 m²</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">■</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">()内は公称値を示す。</td> </tr> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用する格納容器再循環ユニットは、以下の機能を有する。</p> <p>格納容器再循環ユニットは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時を想定し、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して、格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>格納容器再循環ユニットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>格納容器再循環ユニットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、海水ポンプを用いてA原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水するとともに、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに窒素ポンベ</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称		格納容器再循環ユニット		容量(設計熱交換量) MW		13.0		管側	最高使用圧力 MPa	1.4		最高使用温度 °C	175		胴側	最高使用圧力 MPa	—		最高使用温度 °C	170		伝 热 面 積 m ²	■		()内は公称値を示す。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">名 称</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">C, D-格納容器再循環ユニット</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">容 量 MW/個</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">7.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">管側</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用圧力 MPa</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">1.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用温度 °C</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">163</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">胴側</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用圧力 MPa</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">最高使用温度 °C</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">155</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">伝 热 面 積 m²/個</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">■</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">()内は公称値を示す。</td> </tr> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p>格納容器再循環ユニットは、通常運転時において冷却コイルに原子炉補機冷却水を通水し、格納容器再循環ファンによる強制循環によって、原子炉格納容器内の機器、配管等からの放熱量を除去するために設計交換熱量■ kwを有する設計としており、原子炉格納容器内に格納容器再循環ユニットを4個設置する。なお、格納容器再循環ユニットは、通常運転時は3個使用する。</p> <p>格納容器再循環ユニット(A, B, C, D-格納容器再循環ユニット)は、制御棒駆動装置冷却ユニットとあいまって原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管から1次冷却材の漏えい(0.23m³/h)が生じた場合において、漏えいに伴い原子炉格納容器内に放出される蒸気を凝縮するために必要な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器内の蒸気を凝縮させ漏えいを監視する装置については、添付資料23「原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</p> <p>・重大事故等対処設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用するC, D-格納容器再循環ユニットは、以下の機能を有する。 <p>C, D-格納容器再循環ユニットは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		C, D-格納容器再循環ユニット		容 量 MW/個		7.6		管側	最高使用圧力 MPa	1.4		最高使用温度 °C	163		胴側	最高使用圧力 MPa	—		最高使用温度 °C	155		伝 热 面 積 m ² /個	■		()内は公称値を示す。	
名 称		格納容器再循環ユニット																																																				
容量(設計熱交換量) MW		13.0																																																				
管側	最高使用圧力 MPa	1.4																																																				
	最高使用温度 °C	175																																																				
胴側	最高使用圧力 MPa	—																																																				
	最高使用温度 °C	170																																																				
伝 热 面 積 m ²	■		()内は公称値を示す。																																																			
名 称		C, D-格納容器再循環ユニット																																																				
容 量 MW/個		7.6																																																				
管側	最高使用圧力 MPa	1.4																																																				
	最高使用温度 °C	163																																																				
胴側	最高使用圧力 MPa	—																																																				
	最高使用温度 °C	155																																																				
伝 热 面 積 m ² /個	■		()内は公称値を示す。																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)を接続して窒素加圧し、A、B原子炉補機冷却水泵により格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水を通し、格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定し、A、B海水ストレーナプロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースで接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、格納容器自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>重大事故等時の冷却は凝縮熱伝達が支配的であり、原子炉格納容器内の水蒸気の凝縮による格納容器内自然対流冷却により、圧力および温度を低減する設計とする。</p> <p>格納容器再循環ユニットは、4個設置しているもののうち重大事故等対処設備として2個(A、D格納容器再循環ユニット)を使用する。</p> <p>1. 容量（設計熱交換量） (13.0MW/個) 格納容器再循環ユニットは、対処する事故シーケンスにおける原子炉格納容器内の雰囲気温度等により異なるが、原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力の2倍時(0.78MPa、168°C)に格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水又は海水(冷却水温度95°C)を141m³/hで通水する場合に得られる除熱量を基に容量を設定する。 この、格納容器再循環ユニットによる重大事故等時条件下における除熱量の評価手法は、電力共同研究による実証試験により確認されているため、格納容器再循環ユニットの容量は、上記評価手法により評価された除熱量に基づき13.0MWとする。</p> <p>2. 最高使用圧力 2.1 最高使用圧力（管側） (1.4MPa) 格納容器再循環ユニット（管側）の圧力は、原子炉補機冷却水冷却器（胴側）の重大事故等時における使用圧力1.2MPa以上である1.4MPaとする。</p> <p>2.2 最高使用圧力（胴側） (一) 格納容器再循環ユニット（胴側）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、格納容器再循環ファンが停止し、格納容器再循環ユニット（胴側）にかかる圧力はわずかであるため設定しない。</p> <p>3. 最高使用温度</p>	<p>心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時を想定し、A、D—原子炉補機冷却水冷却器出口配管と可搬型ホースを接続し、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車により原子炉補機冷却水系統を介して、C、D—格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第63条系統図」による。</p> <p>C、D—格納容器再循環ユニットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、C、D—原子炉補機冷却海水ポンプを用いて、C、D—原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水するとともに、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型空素ガスボンベを接続して窒素加圧し、C、D—原子炉補機冷却水ポンプにより、C、D—格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水を通水し、格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定し、A、D—原子炉補機冷却水冷却器出口配管と可搬型ホースで接続し、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車により原子炉補機冷却水系統を介して、C、D—格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、格納容器自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>C、D—格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度を下回る飽和温度にて確実に開放することで、C、D—格納容器再循環ユニットに通水した冷却水により、凝縮・冷却した密度の大きいガスが下部の（水没レベルより高い位置にある）ダクト開放機構から原子炉格納容器内に放出される。</p> <p>重大事故等時の冷却は凝縮熱伝達が支配的であり、原子炉格納容器内の水蒸気の凝縮による格納容器内自然対流冷却により、圧力および温度を低減する設計とする。</p>	<p>容-7(2/5)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1 最高使用温度（管側）（175°C） 格納容器再循環ユニット（管側）を重大事故等時において使用する場合の温度はA原子炉補機冷却水冷却器（胴側）の重大事故等時における使用温度と同じ175°Cとする。</p> <p>3.2 最高使用温度（胴側）（170°C） 格納容器再循環ユニット（胴側）を重大事故等時において使用する場合の温度は、格納容器最高使用圧力の2倍に相当する168°Cに対して170°Cとする。</p> <p>4. 伝熱面積 [REDACTED] 格納容器再循環ユニットに内蔵する冷却コイルの伝熱面積は、標準的な冷却コイルの型番から、出力運転時の処理風量（3500m³/min）において容量0.735MW（設計熱交換量）を満足できるコイルを選定しており、その伝熱面積 [REDACTED] m²以上となる。重大事故等時の除熱量は、この伝熱面積を基に評価している。 なお、公称値については、格納容器再循環ユニットに要求される伝熱面積と同じ [REDACTED] m²とする。</p> <p>[REDACTED]枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-7(3/5)</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p> <p>C, D-格納容器再循環ユニットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、C, D-原子炉補機冷却海水ポンプを用いて、C, D-原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水するとともに、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベを接続して窒素加圧し、C, D-原子炉補機冷却海水ポンプにより、C, D-格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水を通水し、格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定し、A, D-原子炉補機冷却水冷却器出口配管と可搬型ホースで接続し、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車により原子炉補機冷却水系統を介して、C, D-格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、格納容器自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として、C, D-格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内察聞気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度を下回る圧力及び温度にて確実に開放することで、C, D-格納容器再循環ユニットに通水した冷却水により、凝縮・冷却した密度の大きいガスが下部の（水没レベルより高い位置にある）ダクト開放機構から原子炉格納容器内に放出される。</p> <p>重大事故等時の冷却は凝縮熱伝達が支配的であり、原子炉格納容器内の水蒸気の凝縮による格納容器内自然対流冷却により、圧力および温度を低減する設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第65条系統図」による。</p> <p>格納容器再循環ユニットは、4個設置しているもののうち重大事故等対処設備として2個（C, D-格納容器再循環ユニット）を使用する。</p> <p>1. 容量 重大事故等時に、C, D-格納容器再循環ユニットに求められる性能は、原子炉格納容器</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-7(4/5)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>内に放出されるエネルギーを継続的に原子炉格納容器外に排出して、原子炉格納容器内圧力及び温度を過度に上昇させず、原子炉格納容器の健全性を維持することである。</p> <p>C, D-格納容器再循環ユニットの除熱量は、対処する事故シーケンスにおける原子炉格納容器内の周囲気温等により異なるが、重大事故等時の使用状態での除熱量を踏まえ、有効性評価の判断基準である原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍時での飽和蒸気での解析条件を基に設定する。</p> <p>C, D-格納容器再循環ユニットの容量は、原子炉格納容器内の最高使用圧力の2倍時(0.566MPa, 155°C)に原子炉補機冷却水(設計温度32°C)又は海水(設計温度26°C)を包括する冷却水温度32°Cを通常運転時の定格流量である□m³/hで通水する場合に得られる除熱量を、電力共同研究による実証試験により確認された評価手法により評価し7.6MW/個とする。</p> <p>電力共同研究による実証試験の詳細については、添付資料36「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」に示す。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>2.1 最高使用圧力（管側）</p> <p>C, D-格納容器再循環ユニット（管側）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉補機冷却水冷却器（管側）の重大事故等時における使用圧力と同じ1.4MPaとする。</p> <p>2.2 最高使用圧力（胴側）</p> <p>C, D-格納容器再循環ユニット（胴側）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、格納容器再循環ファンが停止した状態であり、格納容器再循環ユニットの内外間に有意な差圧は発生しないため設定しない。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>3.1 最高使用温度（管側）</p> <p>C, D-格納容器再循環ユニット（管側）を重大事故等時において使用する場合の温度は、C, D-原子炉補機冷却水冷却器（管側）の重大事故等時における使用温度と同じ163°Cとする。</p> <p>3.2 最高使用温度（胴側）</p> <p>C, D-格納容器再循環ユニット（胴側）を重大事故等時において使用する場合の温度は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用温度141°Cを上回る155°Cとする。</p> <p style="text-align: right;">□枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。枠</p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-7(5/5)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>4. 伝熱面積</p> <p>設計基準対象施設として使用する格納容器再循環ユニットに内蔵する冷却コイルの伝熱面積は、出力運転時の原子炉格納容器内雰囲気温度を49°C以下に維持できる処理風量(2,600m³/min)において容量 [REDACTED] kW（設計熱交換量）を満足できることをメーカーが設計段階において確認した伝熱面積 [REDACTED] m²/個以上とする。</p> <p>C、D-格納容器再循環ユニットを重大事故等時において使用する場合の伝熱面積は、設計基準対象施設の伝熱面積を基に評価しており、[REDACTED] [REDACTED] m²/個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される伝熱面積と同じ [REDACTED] m²/個とする。</p> <p>[REDACTED] 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>名 称 窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）</p> <table border="1"> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>Nm³</td> <td>7 以上 (7 (注2))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>MPa</td> <td>14.7 (注3)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 公称値 (注3) 窒素ポンベの充てん圧力14.7MPa=14.801MPa[abs]</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として使用する窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、以下の機能を有する。</p> <p>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、海水ポンプを用いてA原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水するとともに、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を接続して窒素加圧し、A、B原子炉補機冷却水ポンプによりA、D格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水を通水できる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、重大事故等対処設備として常用2、予備1の合計3個設置する。</p> <p>1. 容量 (7Nm³以上(7Nm³))</p> <p>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を重大事故等時に使用する場合は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型を使用する。このため、当該ポンベの容量は、一般汎用型の窒素ポンベの標準容量 (7Nm³) とする。</p> <p>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を重大事故等時に使用する場合の容量は、原子炉補機冷却水の沸騰を防止するために原子炉補機冷却水サージタンクを初期圧力 [] MPa[abs]から [] MPa[abs]に加圧するに必要な容量を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	容 量 (注1)	Nm ³	7 以上 (7 (注2))	最高使用圧力 (注1)	MPa	14.7 (注3)	最高使用温度 (注1)	℃	40	<p>容 - 8 (1/3)</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ</td> </tr> <tr> <td>容 量 ℥/個</td> <td>46.7 以上 (46.7)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 MPa</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 ℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数 一</td> <td>2以上 (4 (予備2))</td> </tr> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用する原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として使用する原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は格納容器内自然対流冷却として、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、C、D-原子炉補機冷却水ポンプによりC、D-格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水を通水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として使用する原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は格納容器内自然対流冷却として、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、C、D-原子炉補機冷却水ポンプによりC、D-格納容器再循環ユニット</p>	名 称 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ	容 量 ℥/個	46.7 以上 (46.7)	最高使用圧力 MPa	19.6	最高使用温度 ℃	40	個 数 一	2以上 (4 (予備2))	
容 量 (注1)	Nm ³	7 以上 (7 (注2))																		
最高使用圧力 (注1)	MPa	14.7 (注3)																		
最高使用温度 (注1)	℃	40																		
名 称 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ																				
容 量 ℥/個	46.7 以上 (46.7)																			
最高使用圧力 MPa	19.6																			
最高使用温度 ℃	40																			
個 数 一	2以上 (4 (予備2))																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧をする原子炉補機冷却水サージタンク気相部の体積が $\square\text{m}^3$ であることから、窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の必要容量は、以下のとおり約 12.1Nm^3 とする。</p> $\square\text{m}^3 \times \square\text{MPa[abs]} - \square\text{MPa[abs]} \times 0.101\text{MPa[abs]} = \square\text{Nm}^3$ <p>また、原子炉補機冷却水サージタンクを加圧する場合の供給可能量は、窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の充てん圧力が 14.801MPa[abs] であることから、以下のとおり約 $\square\text{Nm}^3/\text{個}$ とする。</p> $7\text{Nm}^3/\text{個} \times \square\text{MPa[abs]} - \square\text{MPa[abs]} \times 14.801\text{MPa[abs]} = \square\text{Nm}^3/\text{個}$ <p>上記の窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の必要容量及び供給可能量から必要個数は、以下のとおり約 \square 個とする。</p> $\square\text{Nm}^3 / \square\text{Nm}^3/\text{個} = \square\text{個}$ <p>以上より、窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の設置数は、7Nm^3 のものを2個、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個、合計で3個を設置する。</p> <p>2. 最高使用圧力（14.7MPa） 窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、高圧ガス保安法に基づくボンベにて実績を有する充てん圧力である、14.7MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度（40°C） 窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、高圧ガス保安法にて規定している一般高圧ガス保安規定に基づき、40°C とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-8(2/3)</p> <p>→原子炉補機冷却水を通水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条65条系統図」による。</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベの保有数は、1セット2個、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用として2個の合計4個を保管する。</p> <p>1. 容量 重大事故等時に使用する原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ガスボンベを使用する。このため、当該ボンベの容量は一般汎用型の窒素ガスボンベの標準容量 $46.76/\text{個}$ 以上とする。 また、重大事故等時に原子炉補機冷却水の沸騰を防止するために原子炉補機冷却水サージタンクの気相部体積 $\square\text{m}^3$ を初期圧力 $\square\text{MPa[abs]}$ から $\square\text{MPa[abs]}$ に加圧するに必要な窒素量は約 $\square\text{Nm}^3$ (注¹)であり、上記圧力下での原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベの窒素供給可能量は、約 $\square\text{Nm}^3$ (注²)であることから、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベの必要個数は、\square 個 ($\square\text{Nm}^3 / \square\text{Nm}^3$) となる。 このため、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベの設定個数は、\square 個を上回る2個とする。 なお、C, D-原子炉格納容器再循環ユニットを使用した自然対流冷却による原子炉格納容器内の冷却時は、原子炉補機冷却系は健全でありリークはなく連続加圧の必要はないため、加圧回数は1回とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ $46.76/\text{個}$ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 19.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき 40°C とする。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-8(3/3)</p> <p>(注1) 原子炉補機冷却水サージタンクを加圧するために必要な窒素量は、気相部の体積が ■ m³であることから以下のとおりとする。</p> $V_1 = Q_1 \times (P_1 - P_0) / P_0 = ■$ <p>V₁: 原子炉補機冷却水サージタンクの窒素消費量 (Nm³) Q₁: 原子炉補機冷却水サージタンクの気相部の体積 (m³) = ■ P₁: 原子炉補機冷却水サージタンクの加圧圧力 (MPa[abs]) = ■ P₀: 原子炉補機冷却水サージタンクの初期圧力 (MPa[abs]) = ■ P₀: 絶対圧力 (MPa[abs]) = 0.101</p> <p>(注2) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ内の窒素量は、以下のとおりとする。</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 19.701 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 9.1 \text{Nm}^3$ <p>Q : 窒素ボンベ内の窒素量 (Nm³) V₁ : ボンベの容量 (m³) = 46.7 × 10⁻³ P : ボンベの充てん圧力 (MPa[abs]) = 19.6 + 0.101 = 19.701</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンクを加圧する場合の窒素供給可能量は、充てん圧力が 19.701 MPa[abs] であることから以下のとおりとする。（窒素ボンベの充てん圧力 19.6 MPa = 19,701 MPa[abs]）</p> $V_S = Q \times (P - P_1) / P = ■ \text{Nm}^3/\text{個}$ <p>V_S : 窒素ガスボンベ1個当たりの窒素供給可能量 (Nm³) Q : 窒素ガスボンベ内の窒素量 (Nm³) = 9.1 P : ボンベの充てん圧力 (MPa[abs]) = 19.701 P₁ : 原子炉補機冷却水サージタンクの加圧圧力 (MPa[abs]) = ■</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>3号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>可搬式代替低圧注水ポンプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量^(注1)</td><td>m³/h/台 110 以上^(注2)、130 以上^(注3) (150^(注4))</td></tr> <tr> <td>揚 程^(注1)</td><td>m <input checked="" type="checkbox"/> 以上^(注2)、<input checked="" type="checkbox"/> 以上^(注3) (150^(注4))</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力^(注1)</td><td>MPa <input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>最高使用温度^(注1)</td><td>℃ 40</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td><td>kW/個 <input checked="" type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注3) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注4) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称	可搬式代替低圧注水ポンプ	容 量 ^(注1)	m ³ /h/台 110 以上 ^(注2) 、130 以上 ^(注3) (150 ^(注4))	揚 程 ^(注1)	m <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) 、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注3) (150 ^(注4))	最高使用圧力 ^(注1)	MPa <input checked="" type="checkbox"/>	最高使用温度 ^(注1)	℃ 40	原 動 機 出 力	kW/個 <input checked="" type="checkbox"/>		<p>設備の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>により比較対象</p> <p>資料なし</p>
名 称	可搬式代替低圧注水ポンプ													
容 量 ^(注1)	m ³ /h/台 110 以上 ^(注2) 、130 以上 ^(注3) (150 ^(注4))													
揚 程 ^(注1)	m <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) 、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注3) (150 ^(注4))													
最高使用圧力 ^(注1)	MPa <input checked="" type="checkbox"/>													
最高使用温度 ^(注1)	℃ 40													
原 動 機 出 力	kW/個 <input checked="" type="checkbox"/>													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して、原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできませ</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号機及び4号機共用の予備1台を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉容器に注水する場合の容量 (110m³/h以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている原子炉への注入流量である110m³/h/台以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 (130m³/h以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量である130m³/h/台以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大容量130m³/h/台を満足するものとして定格容量150m³/h/台とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 [] m以上)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>□ m</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>2.3 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (□ m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>□ m</td> </tr> </table> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大揚程□ mを満足するものとして余裕を考慮し、定格揚程が150mのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故時において使用する場合圧力は、ポンプ締切圧力</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合 計	□ m	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合 計	□ m	泊発電所3号炉	
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合 計	□ m																					
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合 計	□ m																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が□ MPaであり、当該ポンプを使用する系統においては、弁等により他の系統と隔離しており、当該ポンプの他に加圧要因がないことから□ MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 (40°C) 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□ kW/個) 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの流量が150m³/h、揚程が150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□ kWとなる。</p>  <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002)) 以上より、可搬式代替低圧注水ポンプの原動機出力は□ kW/個とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2（予備1）^(注1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </table> <p>(注1) 3号及び4号炉共用の予備1台。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保できる設備を設ける。また、必要な容量を賄うことができる設備を1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は設計基準事故対処設備の機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するために必要な可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に十分な容量を有する設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に必要な負荷容量は132kWであり、十分な余裕をみて発電機の出力は488kWを選定し、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq P / p_f = 488 / 0.8 = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 発電機の出力 (kW) = 488 p_f : 力率 = 0.8</p>	名 称	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	個 数	—	2（予備1） ^(注1)	容 量	kVA/個	610		設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし
名 称	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）									
個 数	—	2（予備1） ^(注1)								
容 量	kVA/個	610								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>名 称 仮設組立式水槽</p> <table border="1"> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/基</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> (注2)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>—</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 公称値</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する仮設組立式水槽は、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	容 量 (注1)	m ³ /基	<input checked="" type="checkbox"/> (注2)	最高使用圧力 (注1)	—	<input type="checkbox"/>	最高使用温度 (注1)	℃	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
容 量 (注1)	m ³ /基	<input checked="" type="checkbox"/> (注2)									
最高使用圧力 (注1)	—	<input type="checkbox"/>									
最高使用温度 (注1)	℃	<input checked="" type="checkbox"/>									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>スプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水泵、電源車（可搬式代替低圧注水泵用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水泵は、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水泵は、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水泵にホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽の保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2基、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1基の合計5基（3号機及び4号機共用の予備1基を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 □ m³/基 仮設組立式水槽は、以下の機能を発揮するために、必要な容量を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの水源としての貯水槽であり、可搬式代替低圧注水ポンプにおける最大注水量の□ m³/hの容量に対し、貯水槽に海水を連続的に補給する送水車からの補給量は□ m³/hと注水量を上回っている。 可搬式代替低圧注水ポンプの運転に支障がないよう十分な余裕を持った□ m³容量とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 (□) 仮設組立式水槽の最高使用圧力は、大気開放式の貯水槽であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 (□ C) 仮設組立式水槽の最高使用温度は、送水車により海水を受け入れる大気開放式の貯水槽であり、送水車の最高使用温度と同じ□ Cとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>3号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/台</td> <td>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <p>(注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水） (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレー） (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値 (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		送水車	容 量	m ³ /h/台	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)	吐 出 圧 力	MPa	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)	最 高 使用 圧 力	MPa		最 高 使用 温 度	℃		原動機の出力	kW/台			<p>設備の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>により比較対象</p> <p>資料なし</p>
名 称		送水車																		
容 量	m ³ /h/台	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)																		
吐 出 圧 力	MPa	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)																		
最 高 使用 圧 力	MPa																			
最 高 使用 温 度	℃																			
原動機の出力	kW/台																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレーの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレーの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロ</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一リーリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・使用済燃料ピットへのスプレイのための必要容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。 <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 (□ m³/h以上)</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は □ m³/hと評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 (□ m³/h以上) とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時に使用することから、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量 (□ m³/h以上)</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイ容量については、使用済燃料ピットスプレイヘッダにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である □ m³/h以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 (□ m³/h以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉へ注水する場合の容量 □ m³/h以上 <p>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が □ m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 (□ m³/h以上) <p>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が □ m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の容量 (□ m³/h以上)</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ピットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ピット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として □ m³/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されていることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <table> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (□ MPa) の送水車 □ m³/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッダ必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	ホース圧力損失	□ MPa	静水頭	□ MPa	合計	□ MPa		
ホース圧力損失	□ MPa							
静水頭	□ MPa							
合計	□ MPa							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ホース圧力損失 <input type="text"/> MPa 静水頭 <input type="text"/> MPa スプレイヘッダ必要圧力 <input type="text"/> MPa 合計 <input type="text"/> MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 (<input type="text"/> MPa) の送水車で <input type="text"/> m³/hをスプレイ可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力</p> <p>原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレイする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり <input type="text"/> MPaとなる。</p> <p>ホース圧力損失 <input type="text"/> MPa 静水頭 <input type="text"/> MPa 合計 <input type="text"/> MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 (<input type="text"/> MPa) の送水車で <input type="text"/> m³/hを補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力</p> <p>復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり <input type="text"/> MPaとなる。</p> <p>ホース圧力損失 <input type="text"/> MPa 静水頭 <input type="text"/> MPa 合計 <input type="text"/> MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 (<input type="text"/> MPa) の送水車で <input type="text"/> m³/hを補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>送水車での最大必要吐出圧は <input type="text"/> MPa であり、消防法に適合する使用圧力 <input type="text"/> MPa 以下の <input type="text"/> MPa を最高使用圧力とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ピットの最高使用温度が □℃であり、同仕様で設計し、□℃とする。</p> <p>5. 原動機の出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が □kWであり、原動機出力を □kW以上とする。</p> <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

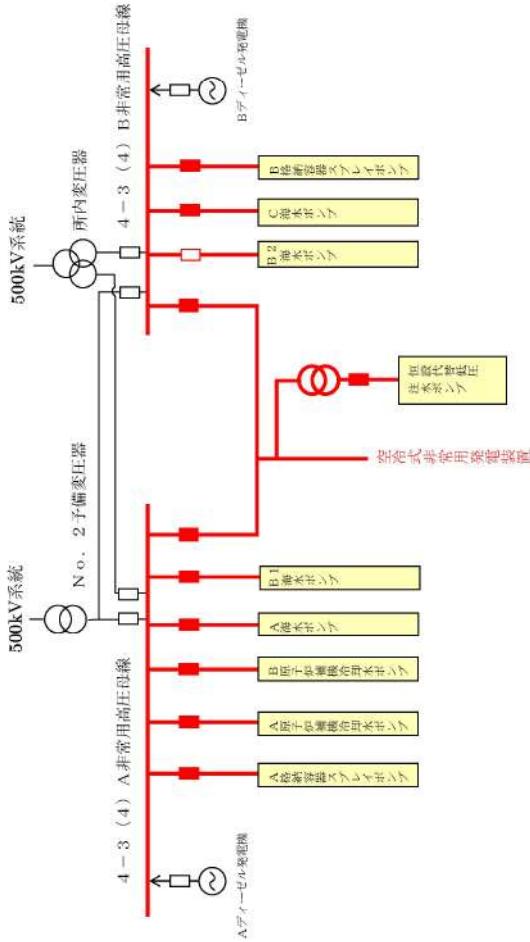
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
50-5 系統図	50-6 単線結線図	

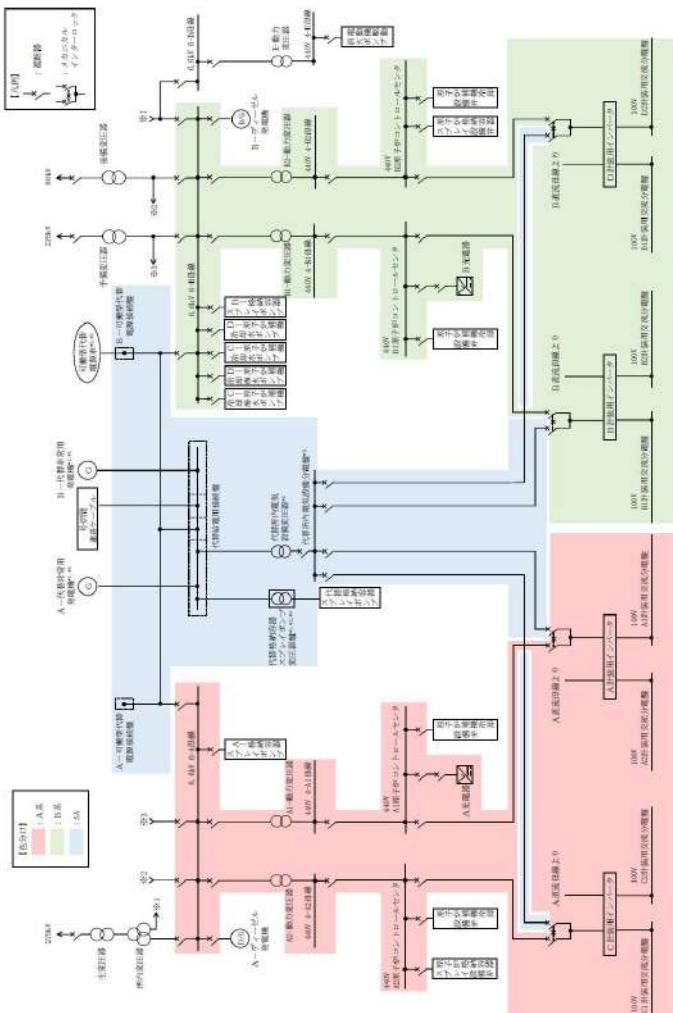
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備



重大事故等対処設備の電源構成図



本漆膏須單線結綿圖

*1：常設代替交流電源設備の主要設備
*2：可搬型代替交流電源設備の主要設備
*3：代替所内電気設備の主要設備

や3 - 1へ皆が門柱へ設置の主委設

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
50-2 配置図 3号炉	50-7 接続図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

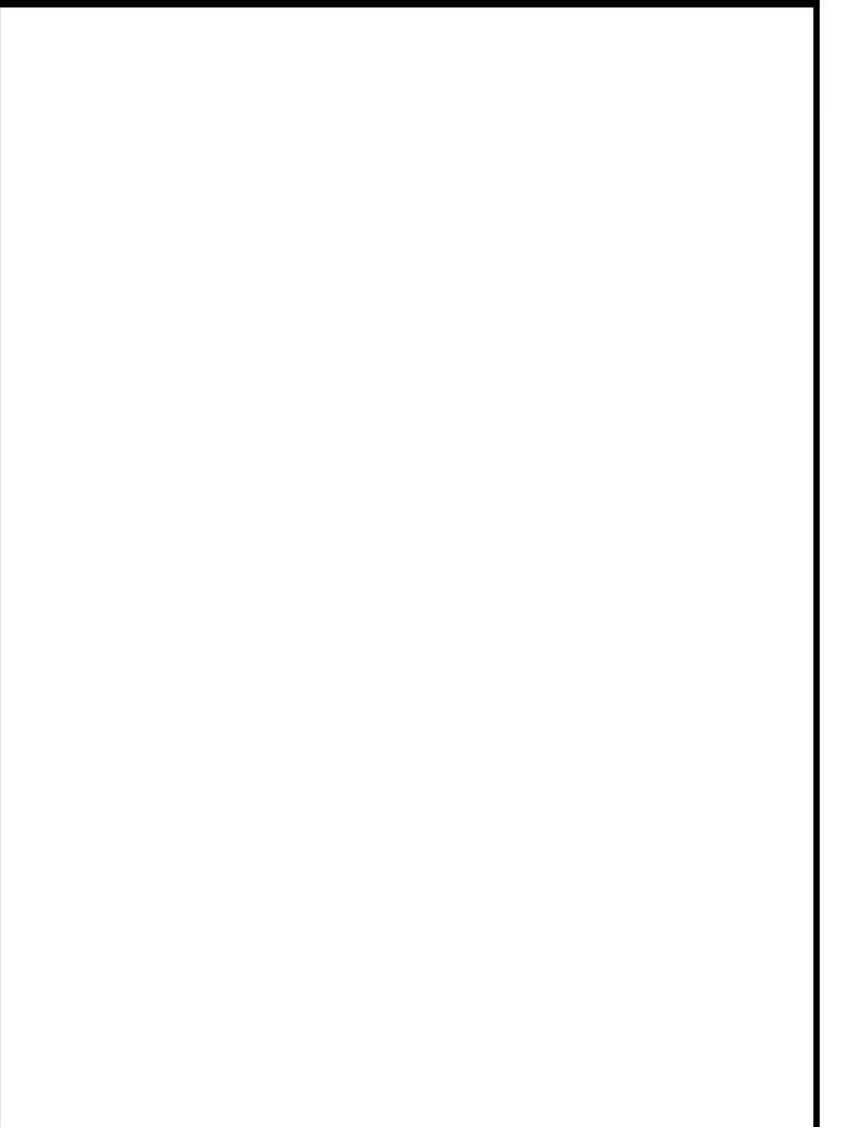
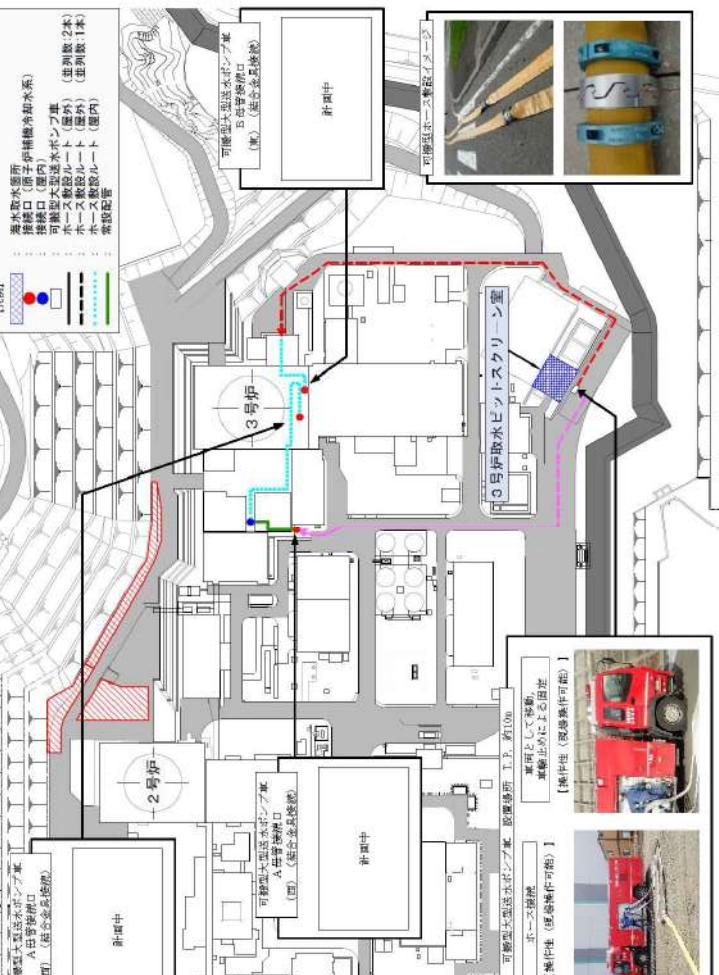
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>図50-7-1 接続図 (格納容器内自然対流冷却)</p>	

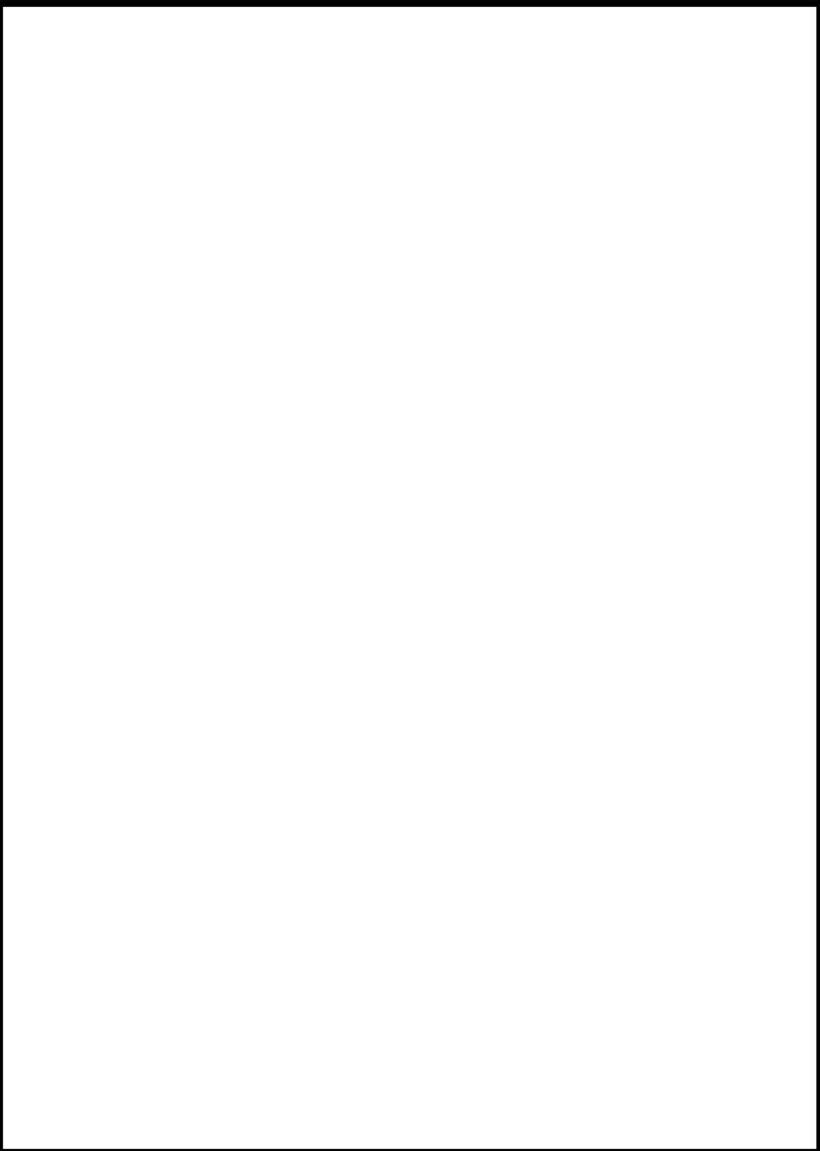
図50-7-1 接続図（格納容器内自然対流冷却）

株式会社の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

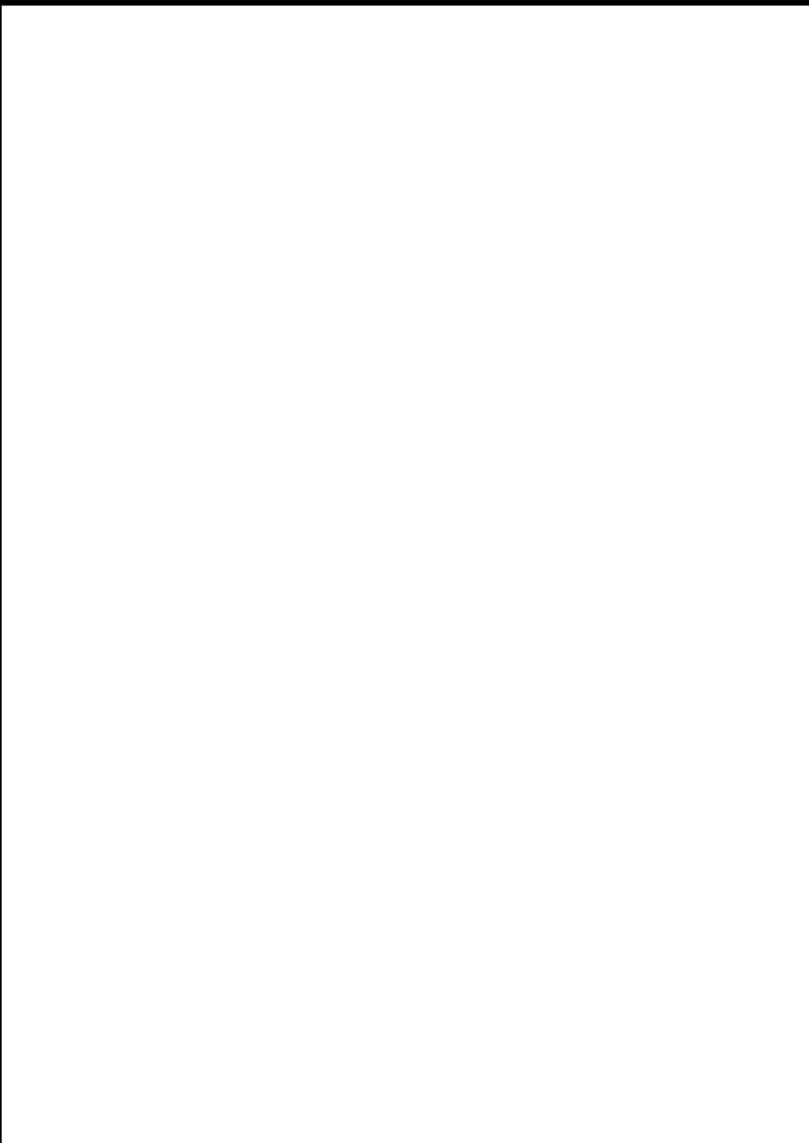
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

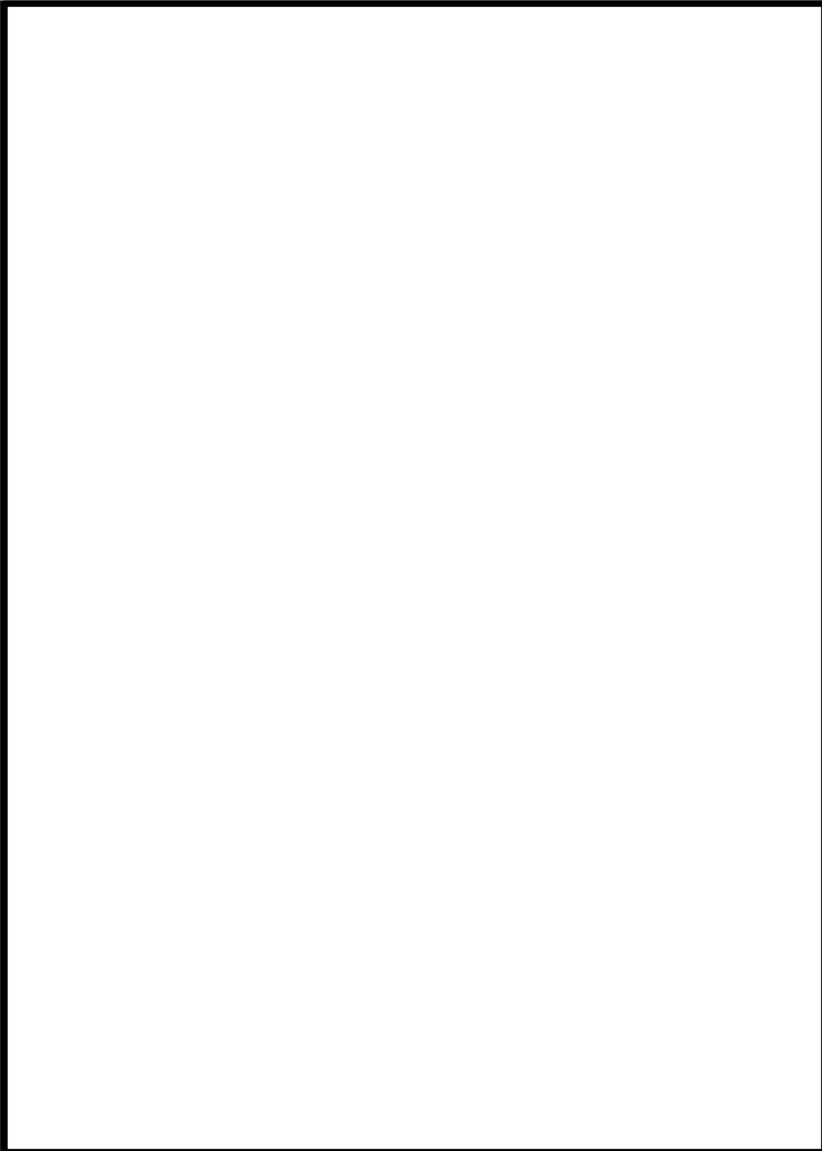
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

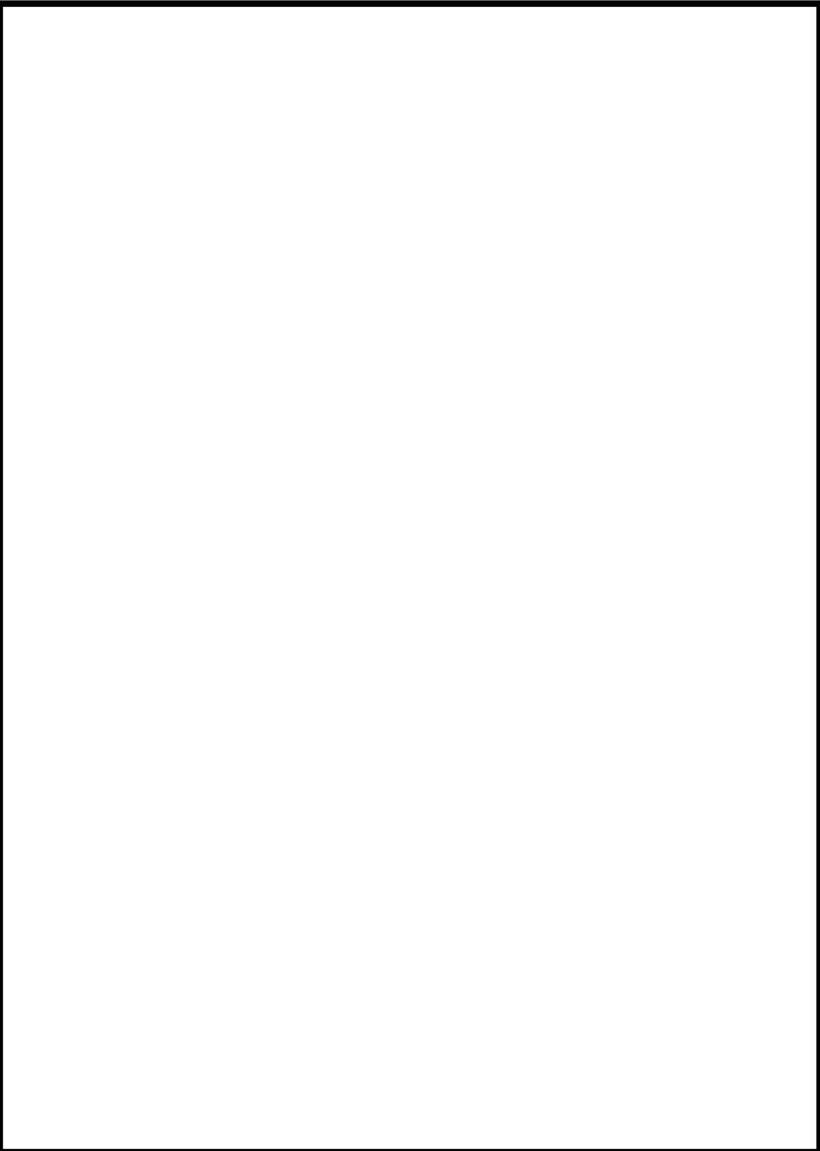
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

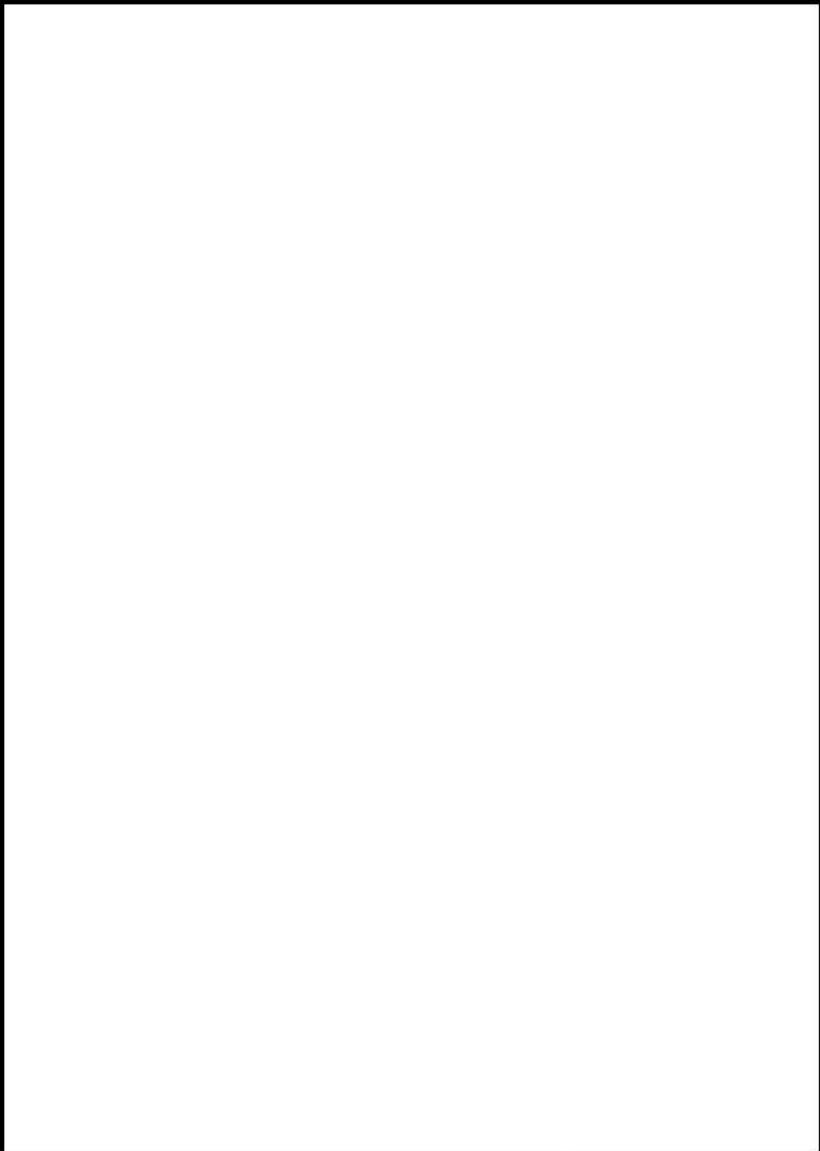
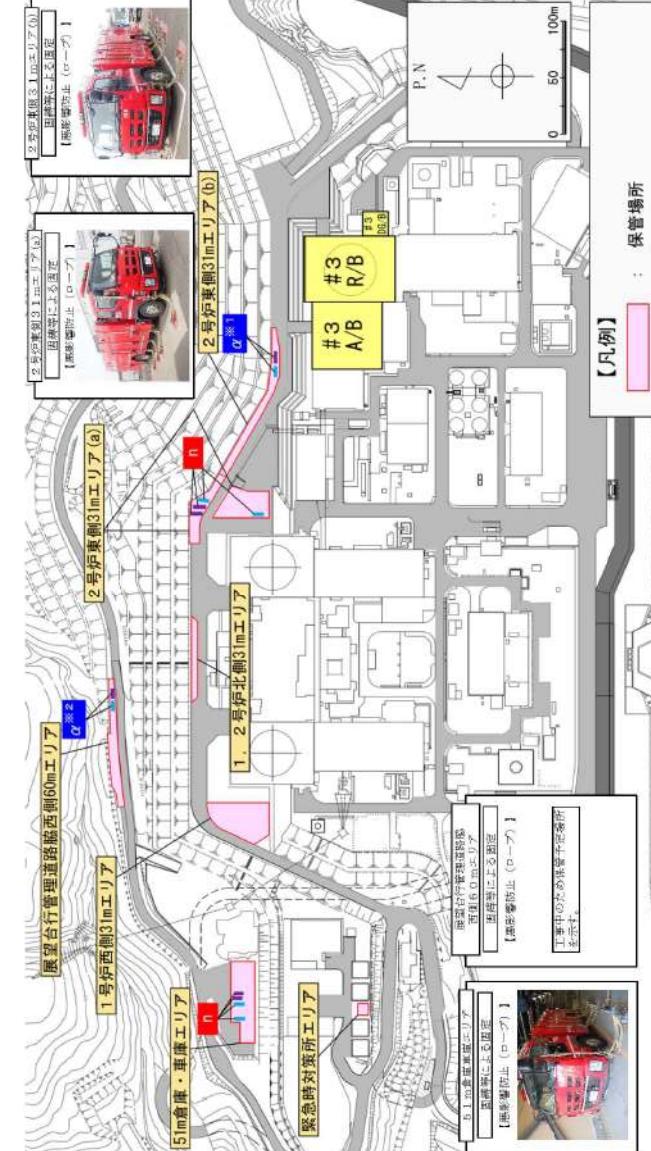
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
50-2 配置図 3号炉	50-8 保管場所図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

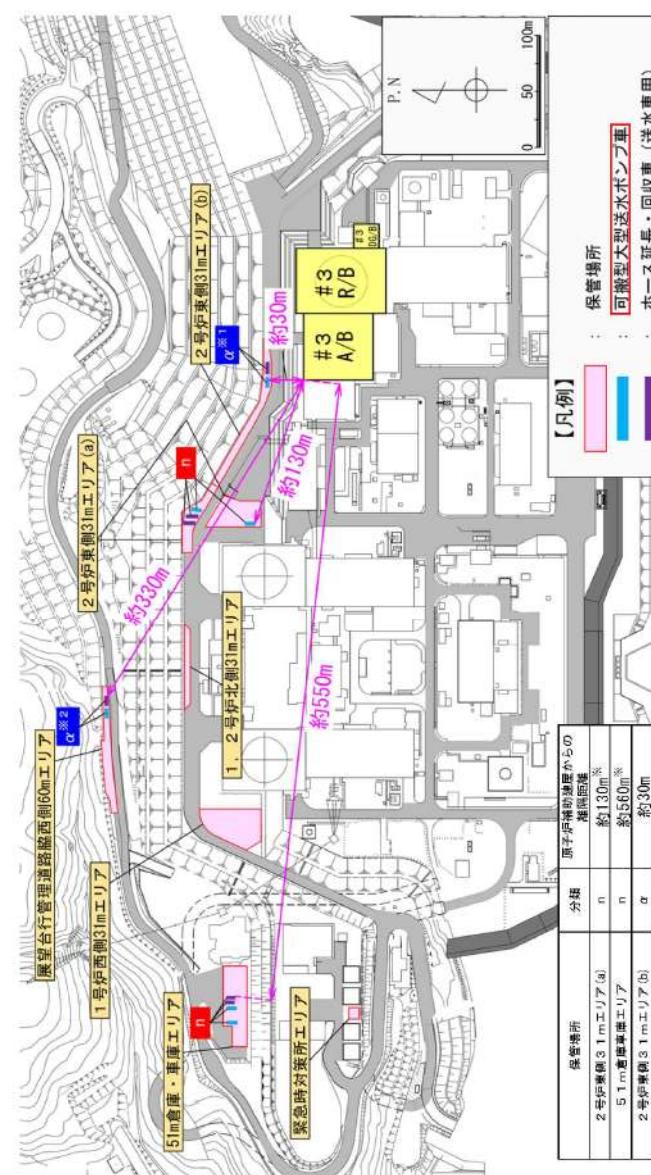
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） <p>※1：荷物時のバックアップ ※2：保守点検による特機除外時のバックアップ</p> <p>#3：3号炉 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 D G/B：ディーゼル発電機建屋</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

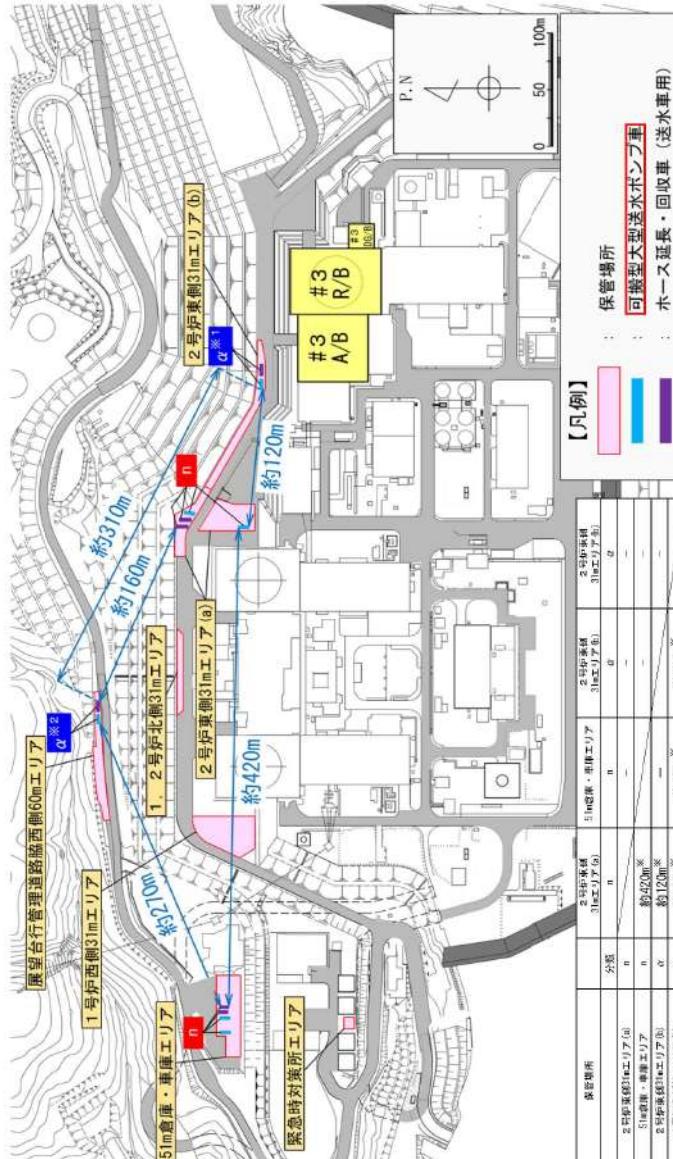
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 : 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 : 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車用 : ホース延長・回収車用 原子炉補助建屋からの離隔距離※ : 原子炉補助建屋からの離隔距離※ <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、司機型重大事故等が想定範囲に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <p>※1：故障時のバックアップ</p> <p>※2：保守点検による外観検査のバックアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分級</th> <th>原子炉建屋からの 離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>n</td> <td>約130m※</td> </tr> <tr> <td>5m倉庫エリア</td> <td>n</td> <td>約560m※</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>a</td> <td>約30m</td> </tr> <tr> <td>展望台付管理道路西側60mエリア</td> <td>a</td> <td>約340m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2段階あるうち、最近距離を記載</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋</p> <p>A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分級	原子炉建屋からの 離隔距離	2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※	5m倉庫エリア	n	約560m※	2号炉東側31mエリア(b)	a	約30m	展望台付管理道路西側60mエリア	a	約340m	
保管場所	分級	原子炉建屋からの 離隔距離															
2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※															
5m倉庫エリア	n	約560m※															
2号炉東側31mエリア(b)	a	約30m															
展望台付管理道路西側60mエリア	a	約340m															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

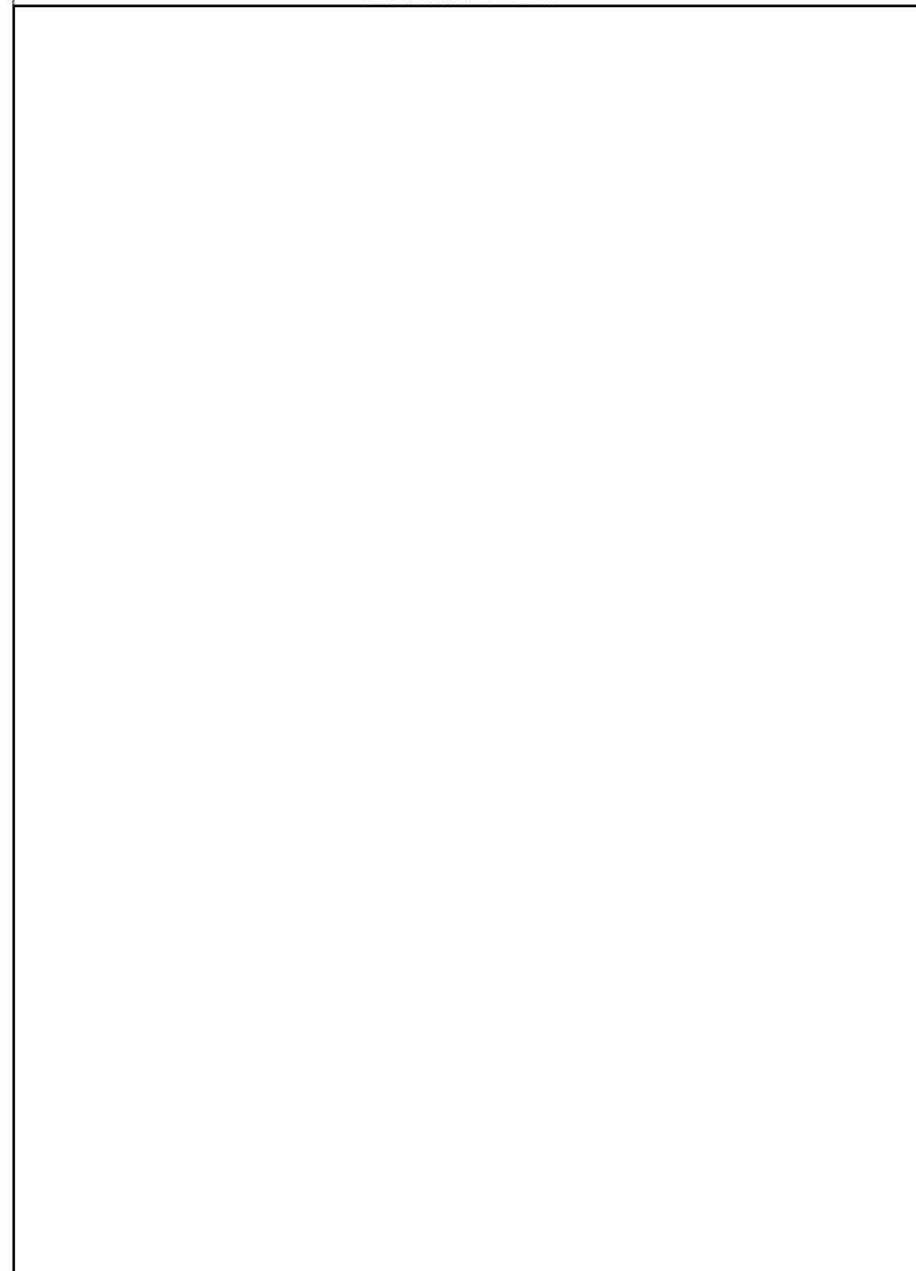
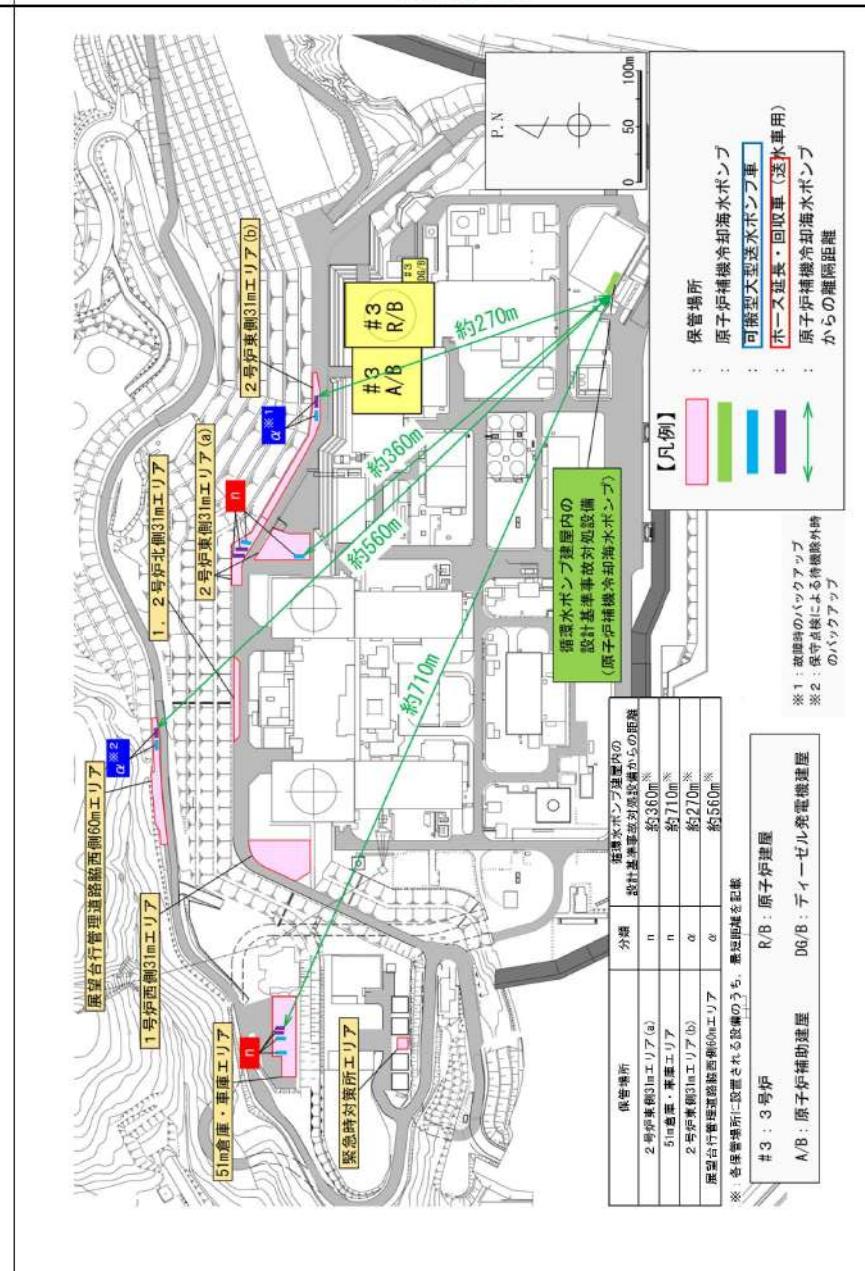
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map showing the locations of various safety equipment relative to the reactor buildings. Key areas labeled include:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側3mエリア (1号炉 West Side 3m Area) 2号炉東側3mエリア (a) (2号炉 East Side 3m Area (a)) 2号炉東側3mエリア (b) (2号炉 East Side 3m Area (b)) 5m倉庫・車庫エリア (5m Warehouse & Garage Area) 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area) 展示台行管理道路脇西側60mエリア (Exhibition Platform Management Roadside West Side 60m Area) 約160m (approx. 160m distance) 約270m (approx. 270m distance) 約310m (approx. 310m distance) 約420m (approx. 420m distance) 約120m (approx. 120m distance) <p>Legend (凡例):</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage location) 可搬型大型送水ポンプ車 (Portable Large-scale Water Pump Truck) ホース延長・回収車 (Hose Extension and Recovery Vehicle) 設備同士の離隔距離 (Distance between equipment units) <p>※ 1: 故障時のバックアップ ※ 2: 保守面積による待機隊外時のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉辅助建屋 D6/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>3: 各保管場所に設置される装置のうち、施主由来を記載</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	  <table border="1" data-bbox="1639 857 1841 1349"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>設計基准事故対応設備から約560m</th> <th>設計基准事故対応設備から約360m</th> <th>設計基准事故対応設備から約270m</th> <th>設計基准事故対応設備から約170m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉東側30mエリア (a)</td> <td>n</td> <td>約560m</td> <td>約360m</td> <td>約270m</td> <td>約170m</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側30mエリア (b)</td> <td>a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5m倉庫・車庫エリア</td> <td>n</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号炉西側30mエリア</td> <td>n</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2号炉北側30mエリア</td> <td>a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリア</td> <td>a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：改修前のバックアップ ※2：保守作業による待機経外時のバックアップ</p> <p>R/B: 原子炉建屋 A/B: 原子炉補助建屋 D6B: ティーザー発電機建屋</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保管場所 ■ 原子炉補機冷却海水ポンプ ■ 可燃型大型透水ドンフ車 ■ ホース延長・回収車（透水車用） ■ 原子炉補機冷却海水ポンプからの離隔距離 	保管場所	分類	設計基准事故対応設備から約560m	設計基准事故対応設備から約360m	設計基准事故対応設備から約270m	設計基准事故対応設備から約170m	2号炉東側30mエリア (a)	n	約560m	約360m	約270m	約170m	2号炉東側30mエリア (b)	a					5m倉庫・車庫エリア	n					1号炉西側30mエリア	n					1,2号炉北側30mエリア	a					緊急時対策所エリア	a					
保管場所	分類	設計基准事故対応設備から約560m	設計基准事故対応設備から約360m	設計基准事故対応設備から約270m	設計基准事故対応設備から約170m																																							
2号炉東側30mエリア (a)	n	約560m	約360m	約270m	約170m																																							
2号炉東側30mエリア (b)	a																																											
5m倉庫・車庫エリア	n																																											
1号炉西側30mエリア	n																																											
1,2号炉北側30mエリア	a																																											
緊急時対策所エリア	a																																											

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

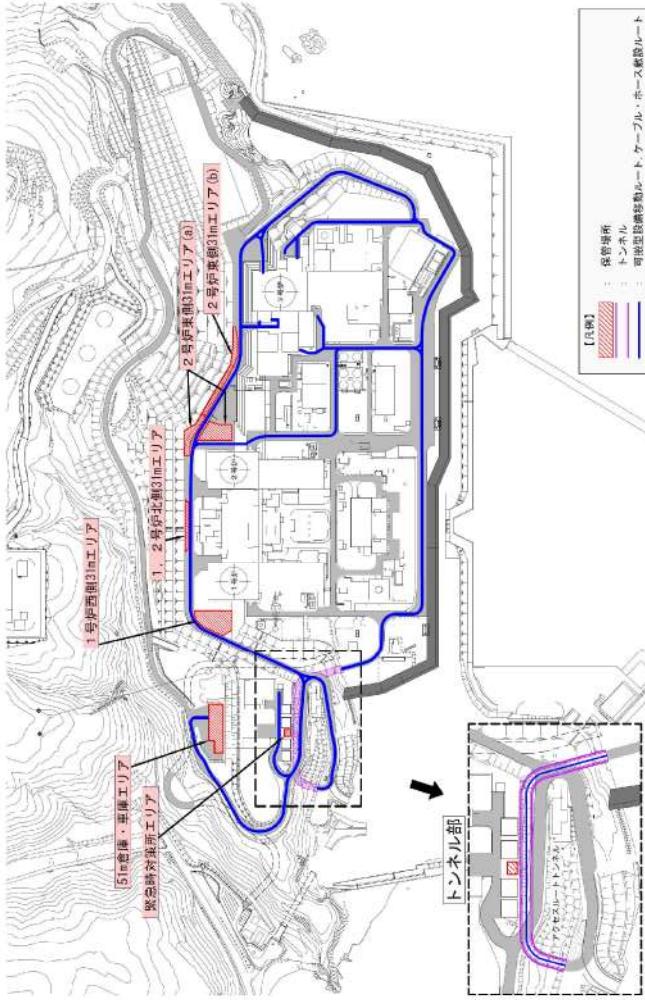
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		50-9 アクセスルート図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

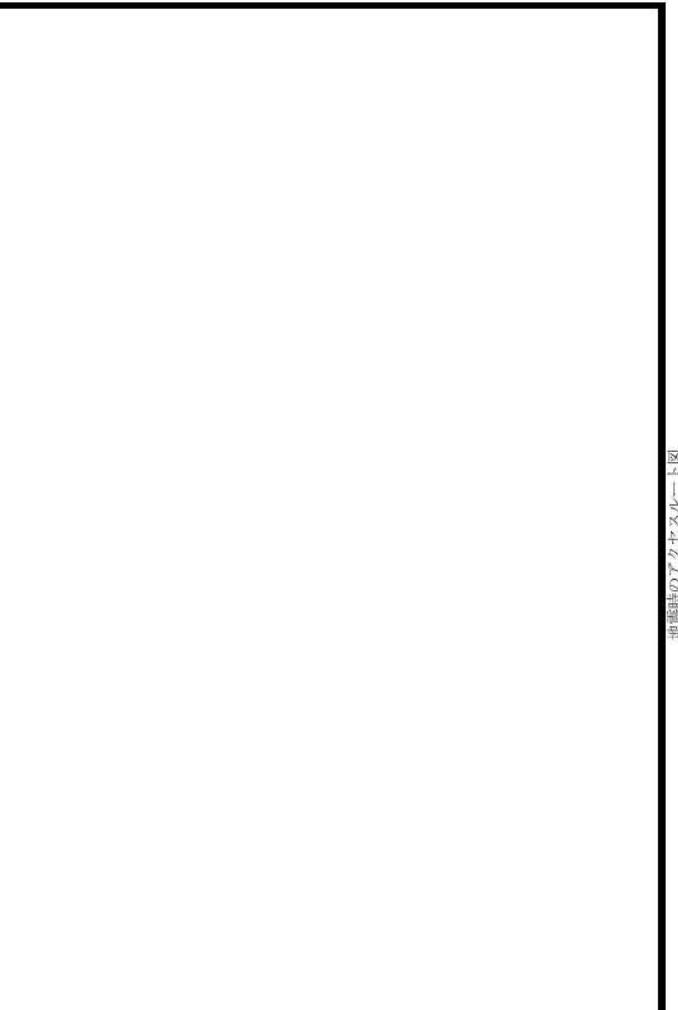
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Iwaki Nuclear Power Plant. It features several colored areas indicating different safety zones and access routes:</p> <ul style="list-style-type: none"> Red areas: <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側3mエリア (1号炉西側3m Area) 1, 2号炉南側3mエリア (1, 2号炉南側3m Area) 2号炉東側3mエリア (a) (2号炉東側3m Area (a)) 2号炉東側3mエリア (b) (2号炉東側3m Area (b)) 5号電槽・堆積エリア (5号電槽・堆積 Area) 緊急時作業面エリア (Emergency Work Surface Area) Blue areas: <ul style="list-style-type: none"> 2号炉東側3mルート (2号炉東側3m Route) トンネル部 (Tunnel Section) Legend: <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage location) トンネル (Tunnel) 可逆型船用移動ルート、ケーブル、ホース輸送ルート (Reversible ship-to-shore transport route, cable, hose transport route) <p>A callout box labeled "保管場所" points to a red shaded area near the bottom left of the plant's main building complex. Another callout box labeled "トンネル" points to a purple shaded area located below the main building complex, specifically the "Tunnel Section". A third callout box labeled "可逆型船用移動ルート、ケーブル、ホース輸送ルート" points to a blue shaded area located further to the right.</p>	保管場所及びアクセスルート図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 地図時のアノセスルート	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

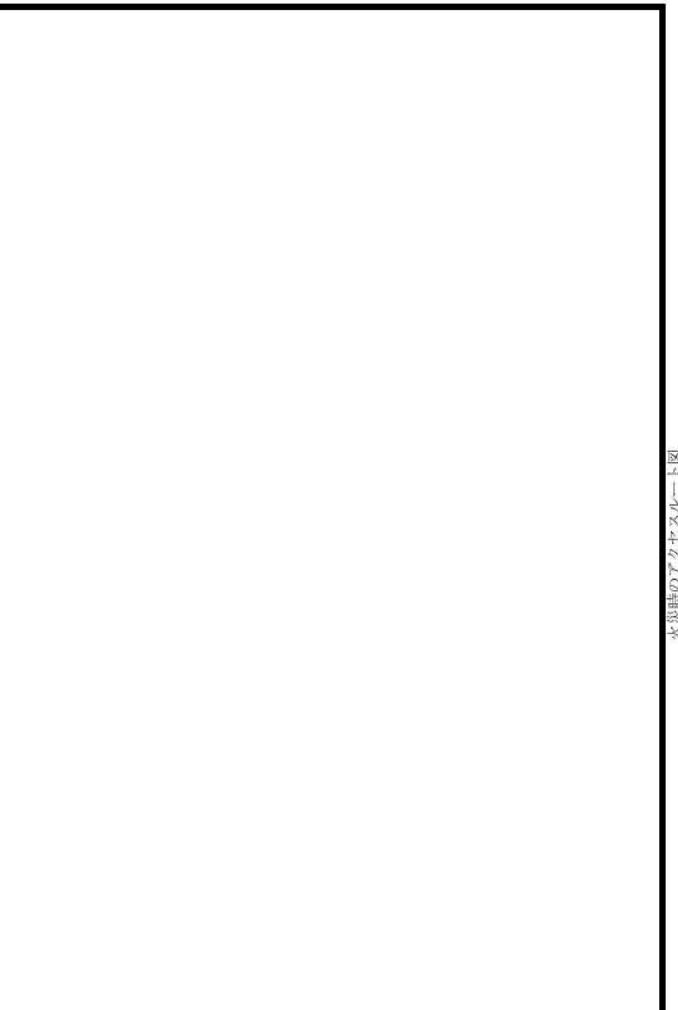
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>泊波時のアクセスルート図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

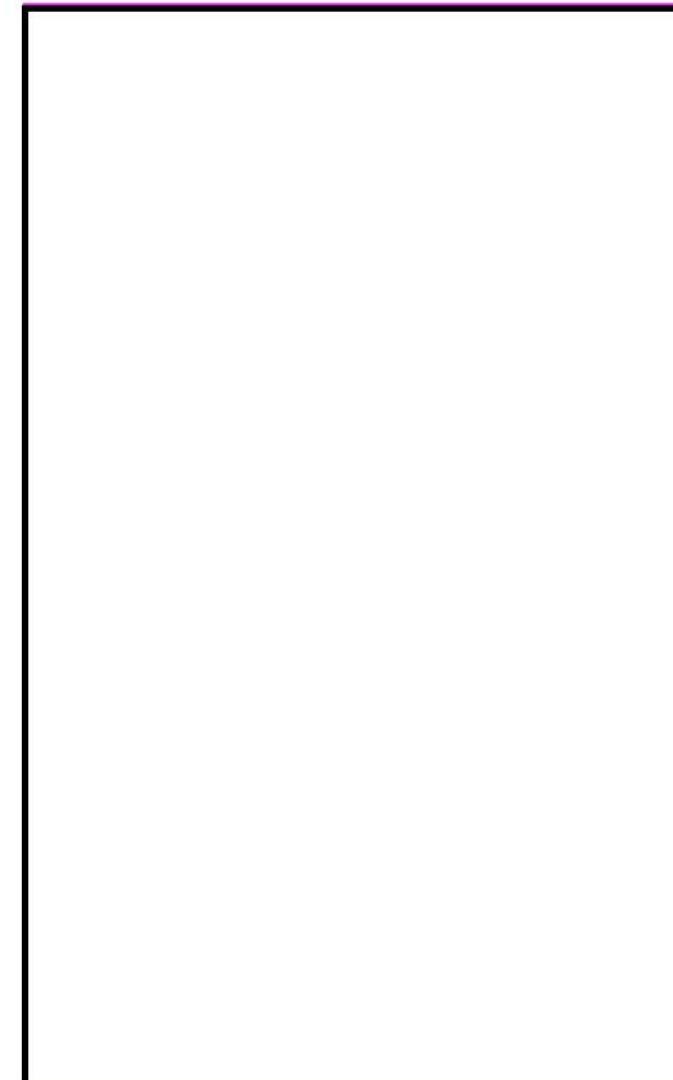
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>火災時のアセスルート図</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

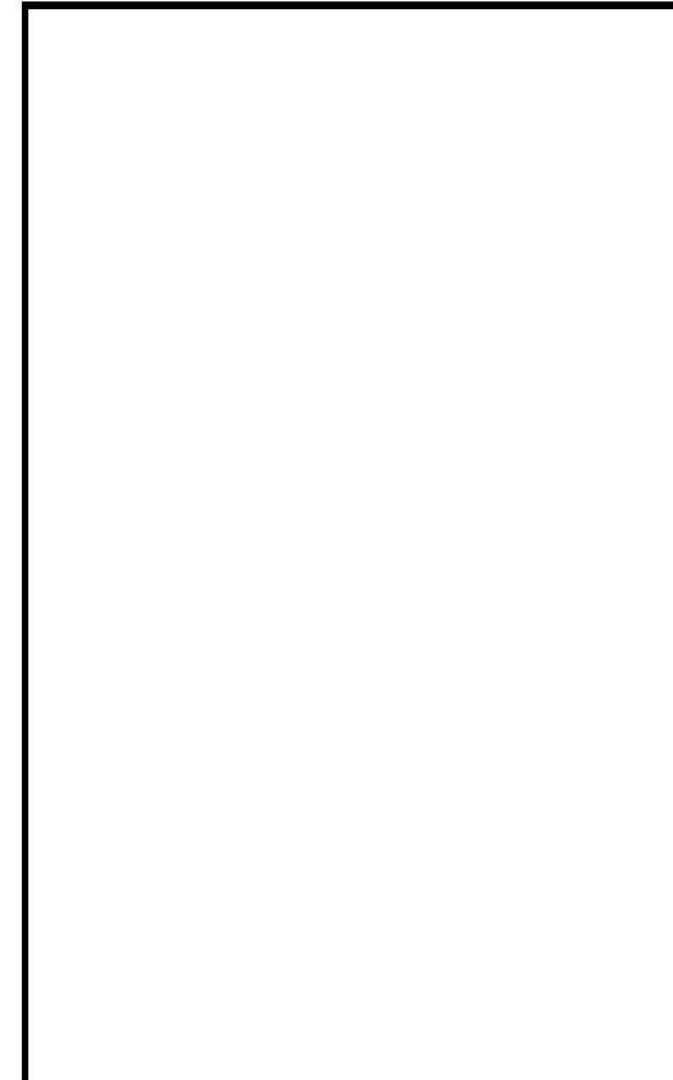
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

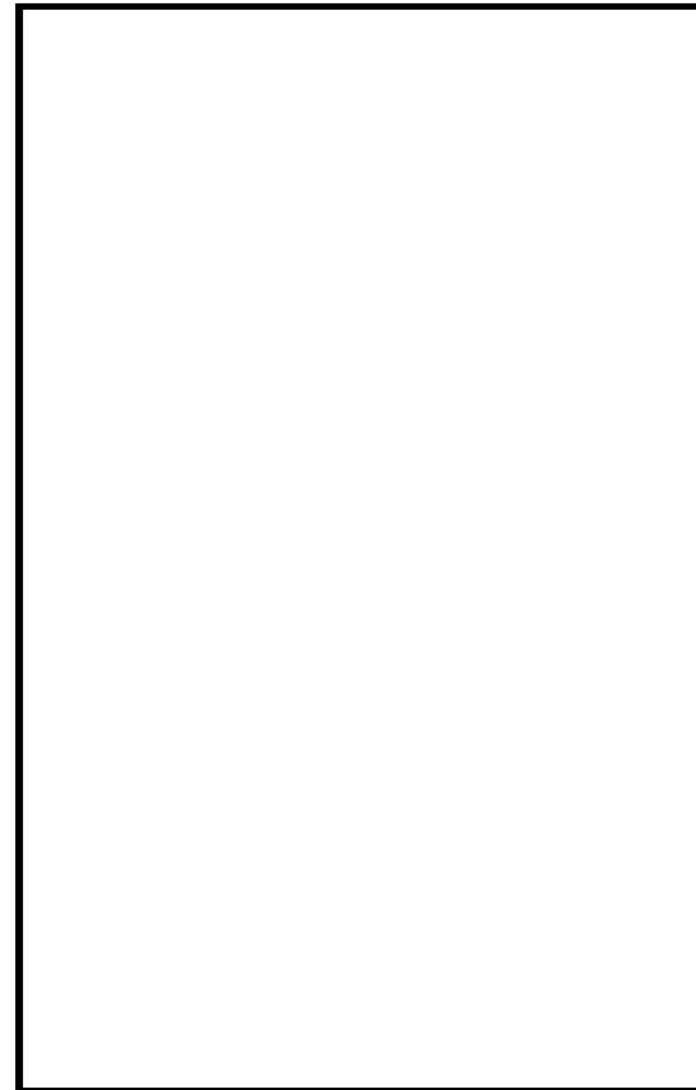
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

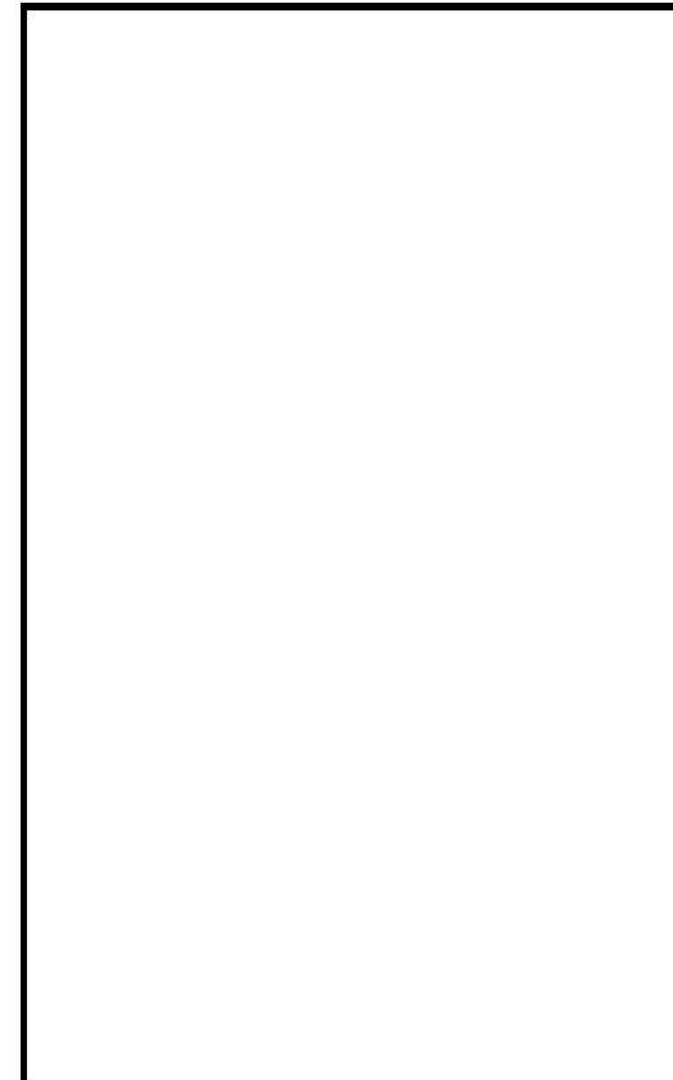
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大飯に該当資料なし	50-13 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について	50-11 可搬型大型送水ポンプ車の構造について	General 本補足説明資料は大飯 3 / 4 号炉にないため、女川 2 号炉との比較を行った。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、図50-13-1に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図50-13-1 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠固みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図50-11-1に示すとおり送水ポンプ1台、付属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び付属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図50-11-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>設備の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。</p> <p>設備の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
48-8 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について	50-13 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<u>格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について</u> 大飯3、4号炉の格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について次頁以降に示す。	<u>格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について</u> 泊3号炉の格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について次頁以降に示す。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

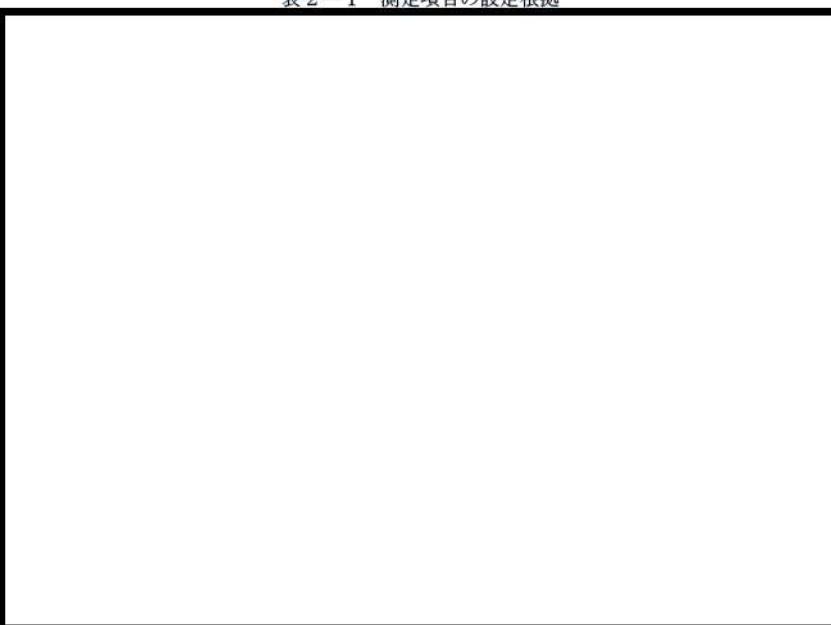
大飯発電所3／4号炉 目 次	泊発電所3号炉 目 次	相違理由
<p>1章 はじめに</p> <p>2章 格納容器再循環ユニット冷却コイル性能試験概要 (PWR 5電力共研概要)</p> <p>2. 1 性能試験</p> <p>2. 1. 1 試験に使用する冷却コイルの選定</p> <p>2. 1. 2 測定項目の設定</p> <p>2. 1. 3 試験装置</p> <p>2. 1. 4 試験条件の設定</p> <p>2. 1. 5 試験方法</p> <p>3章 除熱評価式の試験による検証</p> <p>3. 1 除熱評価式について</p> <p>3. 2 除熱評価式の試験での検証</p> <p>4章 自然対流冷却時の除熱性能評価</p> <p>4. 1 ドラフト力計算について</p> <p>4. 2 系統圧力損失計算について</p> <p>4. 3 冷却コイル部の凝縮水等の影響考慮について</p> <p>4. 4 自然対流冷却の除熱量評価手順について</p> <p>5章 除熱量計算手法の妥当性に関する考察</p> <p>5. 1 不凝縮性ガスの除熱性能に対する影響について</p> <p>5. 2 冷却コイル性能試験範囲の妥当性について</p> <p>6章 まとめ</p> <p>(添付資料)</p> <p>参考資料-0 格納容器再循環ユニットの実機条件</p> <p>参考資料-1 冷却コイル高さ方向での熱容量の余裕について</p> <p>参考資料-2 エアロゾルによる自然対流冷却除熱性能劣化について</p> <p>参考資料-3 格納容器再循環ユニットのダクト内外での水素燃焼影響について</p> <p>参考資料-4 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却時の沸騰防止運用について</p> <p>参考資料-5 OECD PANDA 試験の知見を踏まえた自然対流冷却に関する考察</p> <p>参考資料-6 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響について</p> <p>参考資料-7 実機における凝縮水の影響について</p> <p>参考資料-8 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却発生プロセスの定量的考察</p> <p>参考資料-9 格納容器再循環ユニット ラフフィルタ撤去による影響について</p>	<p>1章 はじめに</p> <p>2章 格納容器再循環ユニット冷却コイル性能試験概要 (PWR 5電力共研概要)</p> <p>2. 1 性能試験</p> <p>2. 1. 1 試験に使用する冷却コイルの選定</p> <p>2. 1. 2 測定項目の設定</p> <p>2. 1. 3 試験装置</p> <p>2. 1. 4 試験条件の設定</p> <p>2. 1. 5 試験方法</p> <p>3章 除熱評価式の試験による検証</p> <p>3. 1 除熱評価式について</p> <p>3. 2 除熱評価式の試験での検証</p> <p>4章 自然対流冷却時の除熱性能評価</p> <p>4. 1 ドラフト力計算について</p> <p>4. 2 系統圧力損失計算について</p> <p>4. 3 冷却コイル部の凝縮水等の影響考慮について</p> <p>4. 4 自然対流冷却の除熱量評価手順について</p> <p>5章 除熱量計算手法の妥当性に関する考察</p> <p>5. 1 不凝縮性ガスの除熱性能に対する影響について</p> <p>5. 2 冷却コイル性能試験範囲の妥当性について</p> <p>6章 まとめ</p> <p>(添付資料)</p> <p>参考資料-0 格納容器再循環ユニットの実機条件</p> <p>参考資料-1 冷却コイル高さ方向での熱容量の余裕について</p> <p>参考資料-2 エアロゾルによる自然対流冷却除熱性能劣化について</p> <p>参考資料-3 格納容器再循環ユニットのダクト内外での水素燃焼影響について</p> <p>参考資料-4 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却時の沸騰防止運用について</p> <p>参考資料-5 OECD PANDA 試験の知見を踏まえた自然対流冷却に関する考察</p> <p>参考資料-6 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響について</p> <p>参考資料-7 実機における凝縮水の影響について</p> <p>参考資料-8 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却発生プロセスの定量的考察</p> <p>参考資料-9 格納容器再循環ユニット 粗フィルタ撤去による影響について</p>	設備名称の相違

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1章 審査会合指摘事項		
1. 1 はじめに	1章 はじめに	
格納容器再循環ユニットは、原子炉冷却材喪失事故（LOCA）、全交流電源喪失（SBO）及び最終ヒートシンク喪失（LUHS）の事象の重畳を想定するような重大事故発生時において、冷却水を通水し自然対流による格納容器気相部冷却を行うことにより、炉心及び格納容器の損傷防止を図る設備である。	格納容器再循環ユニットは、原子炉冷却材喪失事故（LOCA）、全交流電源喪失（SBO）及び最終ヒートシンク喪失（LUHS）の事象の重畳を想定するような重大事故発生時において、冷却水を通水し自然対流による格納容器気相部冷却を行うことにより、炉心及び格納容器の損傷防止を図る設備である。	
ここで、格納容器再循環ユニットは、自然対流冷却性能の観点から、自然対流冷却時に使用するA、D—格納容器再循環ユニットのラフフィルタを取外し、流路の圧力損失を低減することで、自然対流量を増大させている。	ここで、格納容器再循環ユニットは、自然対流冷却性能の観点から、自然対流冷却時に使用するC、D—格納容器再循環ユニットの粗フィルタを取外し、流路の圧力損失を低減することで、自然対流量を増大させている。	設備名称の相違
本書は、ラフフィルタを取外した格納容器再循環ユニット冷却コイルの除熱評価式及び除熱評価式を検証するために実施した試験、並びに除熱評価式を用いた重大事故時における格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の除熱性能評価手順についてまとめたものであり、以下の構成としている。	本書は、粗フィルタを取外した格納容器再循環ユニット冷却コイルの除熱評価式及び除熱評価式を検証するために実施した試験、並びに除熱評価式を用いた重大事故時における格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の除熱性能評価手順についてまとめたものであり、以下の構成としている。	
2章は、PWR 5 電力共研として実施した、格納容器再循環ユニット冷却コイルの性能試験の概要について述べる。	2章は、PWR 5 電力共研として実施した、格納容器再循環ユニット冷却コイルの性能試験の概要について述べる。	
3章は、冷却コイルの性能試験で得られた結果を踏まえた冷却コイル単体における除熱評価式の妥当性の検証結果について述べる。	3章は、冷却コイルの性能試験で得られた結果を踏まえた冷却コイル単体における除熱評価式の妥当性の検証結果について述べる。	
4章は、冷却コイル単体の除熱評価式を踏まえて、フィルタ・冷却コイル・ダクト等で構成される格納容器再循環ユニットにおける自然対流冷却時の除熱性能評価手法について述べる。	4章は、冷却コイル単体の除熱評価式を踏まえて、冷却コイル・ダクト等で構成される格納容器再循環ユニットにおける自然対流冷却時の除熱性能評価手法について述べる。	
5章は、除熱量評価手法の妥当性に関する考察を行った結果について述べる。	5章は、除熱量評価手法の妥当性に関する考察を行った結果について述べる。	
2章 格納容器再循環ユニット冷却コイル性能試験概要（PWR 5 電力共研概要）	2章 格納容器再循環ユニット冷却コイル性能試験概要（PWR 5 電力共研概要）	
重大事故時に格納容器内の圧力・温度を低減させ格納容器の破損を防止する格納容器再循環ユニットについて、冷却コイル性能を評価する除熱評価式の確認を行うため、実機サイズの冷却コイルによる冷却性能試験を実施した。また、発生した凝縮水による冷却コイル下段での混合ガス流路面積減少の影響について確認を行うために、コイル高さ方向での冷却性能の確認試験を行った。	重大事故時に格納容器内の圧力・温度を低減させ格納容器の破損を防止する格納容器再循環ユニットについて、冷却コイル性能を評価する除熱評価式の確認を行うため、実機サイズの冷却コイルによる冷却性能試験を実施した。また、発生した凝縮水による冷却コイル下段での混合ガス流路面積減少の影響について確認を行うために、コイル高さ方向での冷却性能の確認試験を行った。	
2. 1 性能試験	2. 1 性能試験	
2. 1. 1 試験に使用する冷却コイルの選定	2. 1. 1 試験に使用する冷却コイルの選定	
本試験に使用する冷却コイルは、ハーフサーキット型で、奥行き方向8列、幅方向有効長500mm、高さ方向34チューブの冷却コイルを選定した。	本試験に使用する冷却コイルは、ハーフサーキット型で、奥行き方向8列、幅方向有効長500mm、高さ方向34チューブの冷却コイルを選定した。	
(1) 冷却コイル型式	(1) 冷却コイル型式	
PWRプラントの格納容器再循環ユニット冷却コイルの型式では最も多く大飯発電所3、4号機でも使用しているハーフサーキット型を選定した。	PWRプラントの格納容器再循環ユニット冷却コイルの型式では最も多く泊発電所3号炉でも使用しているハーフサーキット型を選定した。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 冷却コイルのサイズ</p> <p>水蒸気凝縮量が多い場合に、冷却コイル高さ方向での熱交換量に差が生じ（上部>下部）、コイルの高さの高いものほどその差は大きいと考えられるため、PWRプラントで使用しているハーフサーキット型の冷却コイルのうち、最も有効高さの高いものを選定した。ただし、コイルの幅については、実機の流速分布と大きな差が出ない範囲として500mmとした。</p> <p>2. 1. 2 測定項目の設定</p> <p>測定項目は、重大事故時の条件下での除熱評価式の検証、及び凝縮水等による冷却コイル熱交換量への影響を評価できるように設定した。</p> <p>表2-1 測定項目の設定根拠</p> 	<p>(2) 冷却コイルのサイズ</p> <p>水蒸気凝縮量が多い場合に、冷却コイル高さ方向での熱交換量に差が生じ（上部>下部）、コイルの高さの高いものほどその差は大きいと考えられるため、PWRプラントで使用しているハーフサーキット型の冷却コイルのうち、最も有効高さの高いものを選定した。ただし、コイルの幅については、実機の流速分布と大きな差が出ない範囲として500mmとした。</p> <p>2. 1. 2 測定項目の設定</p> <p>測定項目は、重大事故時の条件下での除熱評価式の検証、及び凝縮水等による冷却コイル熱交換量への影響を評価できるように設定した。</p> <p>表2-1 測定項目の設定根拠</p> 	
<p>2. 1. 3 試験装置</p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>2. 1. 3 試験装置</p>  <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図2-1 格納容器再循環ユニット冷却性能試験システム構成 図2-2 試験装置内温度測定位置 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	 図2-1 格納容器再循環ユニット冷却性能試験システム構成 図2-2 試験装置内温度測定位置 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
2. 1. 4 試験条件の設定			2. 1. 4 試験条件の設定																																																																									
事故時と同様の空気と水蒸気の混合ガス環境下において冷却コイルでの除熱量、凝縮量等を実験により求め、除熱量評価式を検証した（実験条件 表2-2）。			事故時と同様の空気と水蒸気の混合ガス環境下において冷却コイルでの除熱量、凝縮量等を実験により求め、除熱量評価式を検証した（実験条件 表2-2）。																																																																									
表2-2 再循環ユニット（冷却コイル）凝縮熱伝達実験条件			表2-2 再循環ユニット（冷却コイル）凝縮熱伝達実験条件																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実験条件</th><th>大飯3、4号機</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全圧</td><td>2~5 ata</td><td>約5.0~9.0ata*</td></tr> <tr> <td>水蒸気分圧</td><td>0.80~3.57 ata</td><td>約3.6~7.6ata*</td></tr> <tr> <td>温度</td><td>93~139°C</td><td>約140~168°C*</td></tr> <tr> <td>混合ガス流速</td><td>0.1~0.4 m/sec</td><td>約0.1~0.3m/sec</td></tr> <tr> <td>冷却水入口温度</td><td>常温</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>冷却水流量</td><td>13m³/hr/基</td><td>11.75m³/hr/基</td></tr> <tr> <td>冷却コイル型式</td><td>フィン付管型冷却コイル</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>チューブ有効長さ</td><td>0.5 m</td><td>1.8m</td></tr> <tr> <td>チューブ本数</td><td>34本</td><td>30本</td></tr> <tr> <td>列数</td><td>8列</td><td>10列</td></tr> <tr> <td>冷却コイル高さ</td><td>約1.3m（フィン長さ）</td><td>約1.15m</td></tr> </tbody> </table>				実験条件	大飯3、4号機	全圧	2~5 ata	約5.0~9.0ata*	水蒸気分圧	0.80~3.57 ata	約3.6~7.6ata*	温度	93~139°C	約140~168°C*	混合ガス流速	0.1~0.4 m/sec	約0.1~0.3m/sec	冷却水入口温度	常温	同左	冷却水流量	13m³/hr/基	11.75m³/hr/基	冷却コイル型式	フィン付管型冷却コイル	同左	チューブ有効長さ	0.5 m	1.8m	チューブ本数	34本	30本	列数	8列	10列	冷却コイル高さ	約1.3m（フィン長さ）	約1.15m	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実験条件</th><th>泊3号炉</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全圧</td><td>2~5 ata</td><td>約3.9~6.9ata*</td></tr> <tr> <td>水蒸気分圧</td><td>0.80~3.57 ata</td><td>約2.6~5.4ata*</td></tr> <tr> <td>温度</td><td>93~139°C</td><td>約128~155°C*</td></tr> <tr> <td>混合ガス流速</td><td>0.1~0.4 m/sec</td><td>約0.2~0.3m/sec</td></tr> <tr> <td>冷却水入口温度</td><td>常温</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>冷却水流量</td><td>13m³/hr/基</td><td>10.3m³/hr/基</td></tr> <tr> <td>冷却コイル型式</td><td>フィン付管型冷却コイル</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>チューブ有効長さ</td><td>0.5 m</td><td>1.3m</td></tr> <tr> <td>チューブ本数</td><td>34本</td><td>44本</td></tr> <tr> <td>列数</td><td>8列</td><td>8列</td></tr> <tr> <td>冷却コイル高さ</td><td>約1.3m（フィン長さ）</td><td>約1.68m</td></tr> </tbody> </table>		実験条件	泊3号炉	全圧	2~5 ata	約3.9~6.9ata*	水蒸気分圧	0.80~3.57 ata	約2.6~5.4ata*	温度	93~139°C	約128~155°C*	混合ガス流速	0.1~0.4 m/sec	約0.2~0.3m/sec	冷却水入口温度	常温	同左	冷却水流量	13m³/hr/基	10.3m³/hr/基	冷却コイル型式	フィン付管型冷却コイル	同左	チューブ有効長さ	0.5 m	1.3m	チューブ本数	34本	44本	列数	8列	8列	冷却コイル高さ	約1.3m（フィン長さ）	約1.68m	
	実験条件	大飯3、4号機																																																																										
全圧	2~5 ata	約5.0~9.0ata*																																																																										
水蒸気分圧	0.80~3.57 ata	約3.6~7.6ata*																																																																										
温度	93~139°C	約140~168°C*																																																																										
混合ガス流速	0.1~0.4 m/sec	約0.1~0.3m/sec																																																																										
冷却水入口温度	常温	同左																																																																										
冷却水流量	13m³/hr/基	11.75m³/hr/基																																																																										
冷却コイル型式	フィン付管型冷却コイル	同左																																																																										
チューブ有効長さ	0.5 m	1.8m																																																																										
チューブ本数	34本	30本																																																																										
列数	8列	10列																																																																										
冷却コイル高さ	約1.3m（フィン長さ）	約1.15m																																																																										
	実験条件	泊3号炉																																																																										
全圧	2~5 ata	約3.9~6.9ata*																																																																										
水蒸気分圧	0.80~3.57 ata	約2.6~5.4ata*																																																																										
温度	93~139°C	約128~155°C*																																																																										
混合ガス流速	0.1~0.4 m/sec	約0.2~0.3m/sec																																																																										
冷却水入口温度	常温	同左																																																																										
冷却水流量	13m³/hr/基	10.3m³/hr/基																																																																										
冷却コイル型式	フィン付管型冷却コイル	同左																																																																										
チューブ有効長さ	0.5 m	1.3m																																																																										
チューブ本数	34本	44本																																																																										
列数	8列	8列																																																																										
冷却コイル高さ	約1.3m（フィン長さ）	約1.68m																																																																										
※大飯3、4号機における格納容器圧力1Pd~2Pdでの値			※泊3号炉における格納容器圧力1Pd~2Pdでの値																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実験条件</th><th>伊方3号機</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全圧</td><td>2~5 ata</td><td>約3.9~6.9ata*</td></tr> <tr> <td>水蒸気分圧</td><td>0.80~3.57 ata</td><td>約2.6~5.4ata*</td></tr> <tr> <td>温度</td><td>93~139°C</td><td>約128~155°C*</td></tr> <tr> <td>混合ガス流速</td><td>0.1~0.4 m/sec</td><td>約0.1~0.16m/sec</td></tr> <tr> <td>冷却水入口温度</td><td>常温</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>冷却水流量</td><td>13m³/hr/基</td><td>13.3m³/hr/基</td></tr> <tr> <td>冷却コイル型式</td><td>フィン付管型冷却コイル</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>チューブ有効長さ</td><td>0.5 m</td><td>1.6m</td></tr> <tr> <td>チューブ本数</td><td>34本</td><td>34本</td></tr> <tr> <td>列数</td><td>8列</td><td>8列</td></tr> <tr> <td>冷却コイル高さ</td><td>約1.3m（フィン長さ）</td><td>約1.3m</td></tr> </tbody> </table>				実験条件	伊方3号機	全圧	2~5 ata	約3.9~6.9ata*	水蒸気分圧	0.80~3.57 ata	約2.6~5.4ata*	温度	93~139°C	約128~155°C*	混合ガス流速	0.1~0.4 m/sec	約0.1~0.16m/sec	冷却水入口温度	常温	同左	冷却水流量	13m³/hr/基	13.3m³/hr/基	冷却コイル型式	フィン付管型冷却コイル	同左	チューブ有効長さ	0.5 m	1.6m	チューブ本数	34本	34本	列数	8列	8列	冷却コイル高さ	約1.3m（フィン長さ）	約1.3m	※伊方3号機における格納容器圧力1Pd~2Pdでの値																																					
	実験条件	伊方3号機																																																																										
全圧	2~5 ata	約3.9~6.9ata*																																																																										
水蒸気分圧	0.80~3.57 ata	約2.6~5.4ata*																																																																										
温度	93~139°C	約128~155°C*																																																																										
混合ガス流速	0.1~0.4 m/sec	約0.1~0.16m/sec																																																																										
冷却水入口温度	常温	同左																																																																										
冷却水流量	13m³/hr/基	13.3m³/hr/基																																																																										
冷却コイル型式	フィン付管型冷却コイル	同左																																																																										
チューブ有効長さ	0.5 m	1.6m																																																																										
チューブ本数	34本	34本																																																																										
列数	8列	8列																																																																										
冷却コイル高さ	約1.3m（フィン長さ）	約1.3m																																																																										
表2-2 再循環ユニット（冷却コイル）凝縮熱伝達実験条件																																																																												
本記載は、伊方号炉の参考掲載																																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

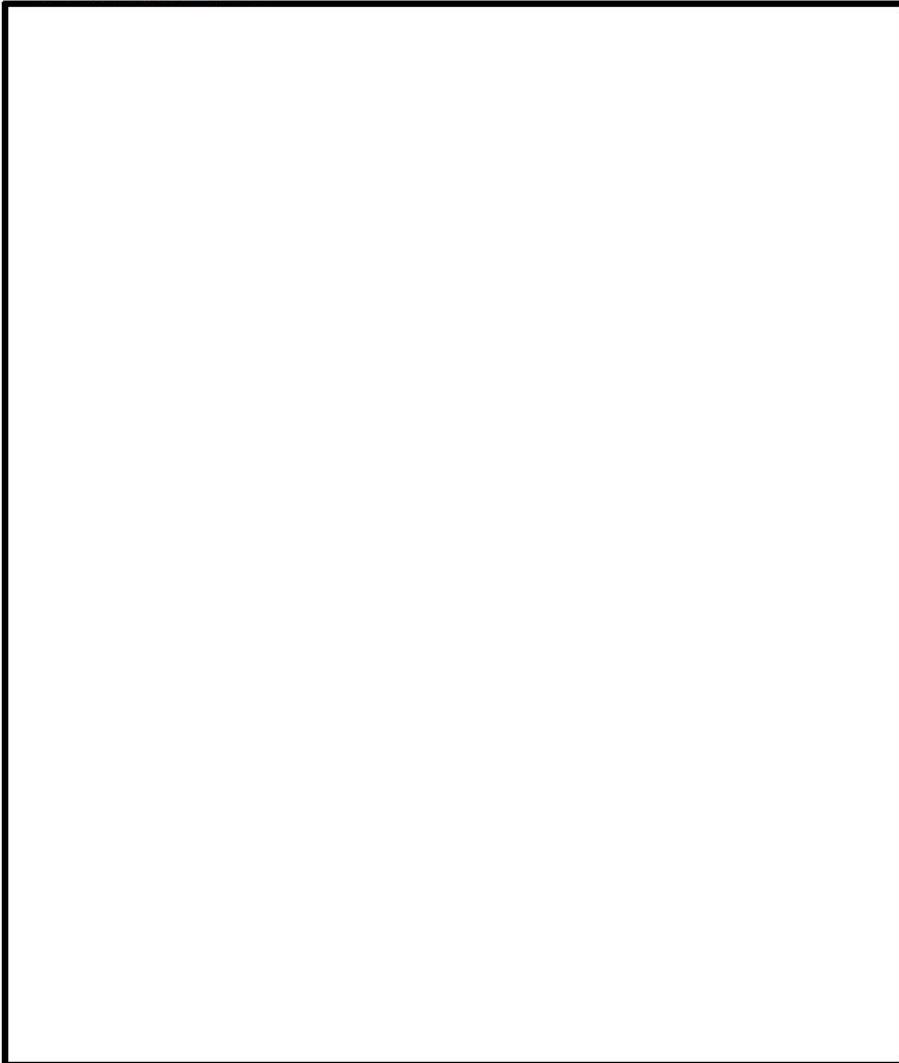
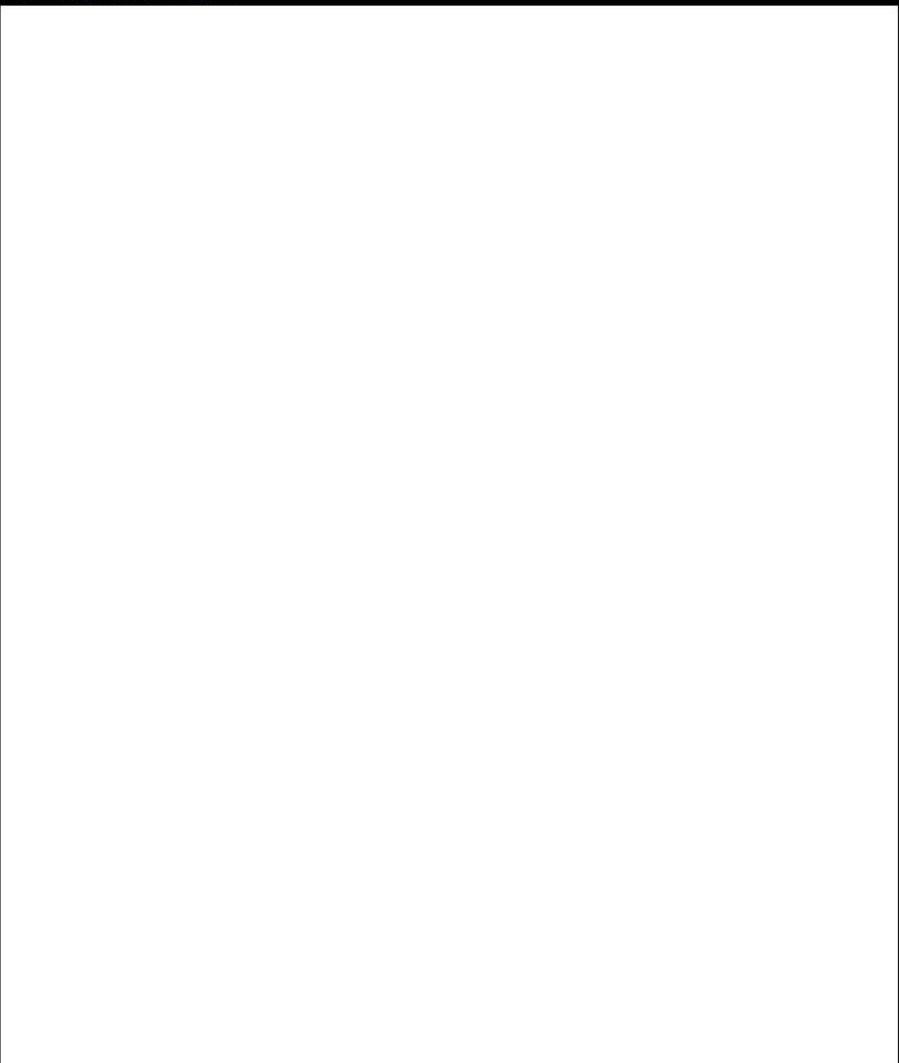
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 1. 5 試験方法 (1) 除熱量（凝縮熱伝達量）計測</p> <div style="border: 2px solid black; min-height: 150px;"></div> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>2. 1. 5 試験方法 (1) 除熱量（凝縮熱伝達量）計測</p> <div style="border: 2px solid black; min-height: 150px;"></div> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3章除熱評価式の試験による検証</p> <p>3. 1 除熱評価式について</p> <p>(1) 除熱量評価の基礎式</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<p>3章 除熱評価式の試験による検証</p> <p>3. 1 除熱評価式について</p> <p>(1) 除熱量評価の基礎式</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p><u>記載表現の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・除熱評価の基礎式にて示す左辺・右辺の関係と同じ構文として記載した（伊方と同様）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 除熱基礎式を用いた除熱評価 	(2) 除熱基礎式を用いた除熱評価 	

図3. 1-1 格納容器再循環ユニットの除熱量評価モデル

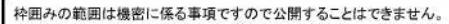
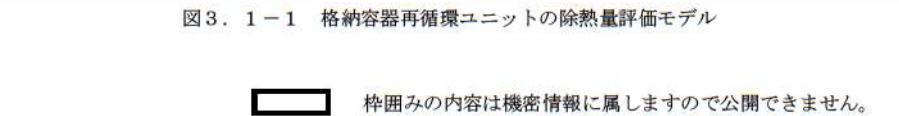
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

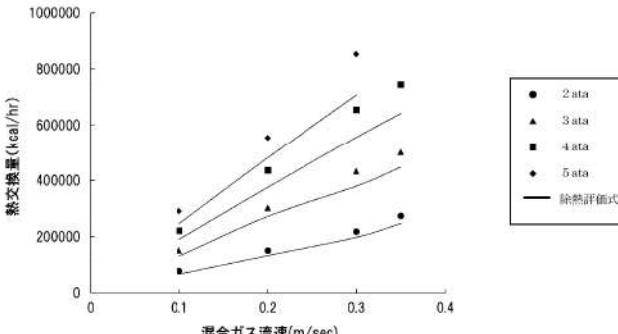
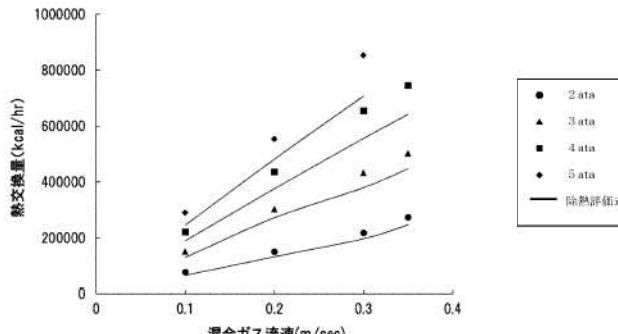
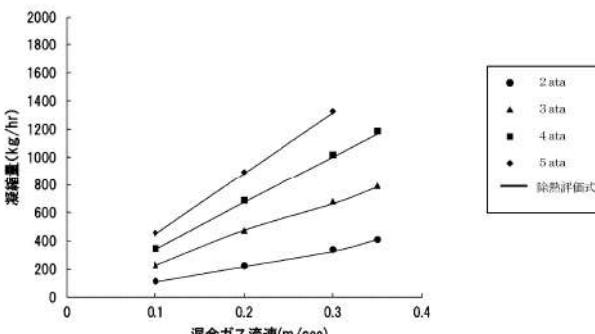
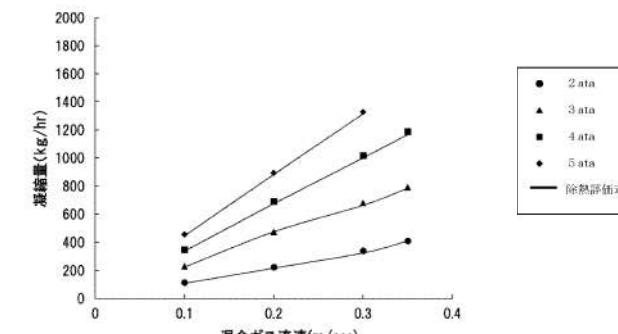
図3. 1-1 格納容器再循環ユニットの除熱量評価モデル

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 2 除熱評価式の試験での検証 2章での確認試験結果と除熱評価式との比較を行う。 冷却水流量を定格の$13\text{ m}^3/\text{h}$の他、低流量の$6\text{ m}^3/\text{h}$, $3\text{ m}^3/\text{h}$とした場合において、各圧力での混合ガス流速に対する ・冷却コイル熱交換量 ・水蒸気凝縮量 の比較を行ったものをそれぞれ図3. 2-1～図3. 2-6に示す。</p>  <p>図3. 2-1 混合ガス流速に対する冷却コイル熱交換量（冷却水流量：$13\text{ m}^3/\text{h}$）</p>  <p>図3. 2-1 混合ガス流速に対する冷却コイル熱交換量（冷却水流量：$13\text{ m}^3/\text{h}$）</p> <p>3. 2 除熱評価式の試験での検証 2章での確認試験結果と除熱評価式との比較を行う。 冷却水流量を定格の$13\text{ m}^3/\text{h}$の他、低流量の$6\text{ m}^3/\text{h}$, $3\text{ m}^3/\text{h}$とした場合において、各圧力での混合ガス流速に対する ・冷却コイル熱交換量 ・水蒸気凝縮量 の比較を行ったものをそれぞれ図3. 2-1～図3. 2-6に示す。</p>  <p>図3. 2-2 混合ガス流速に対する水蒸気凝縮量（冷却水流量：$13\text{ m}^3/\text{h}$）</p>  <p>図3. 2-2 混合ガス流速に対する水蒸気凝縮量（冷却水流量：$13\text{ m}^3/\text{h}$）</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

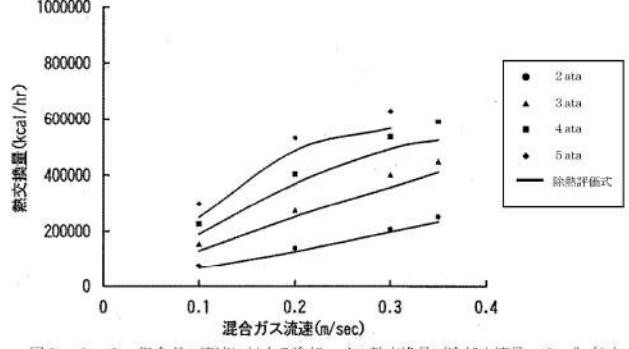
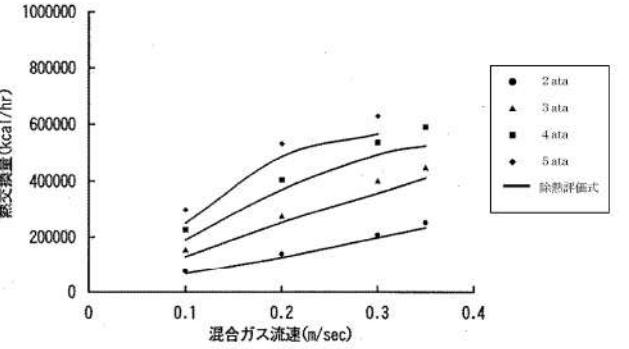
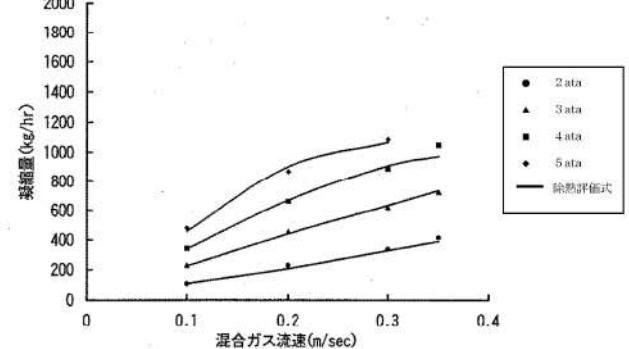
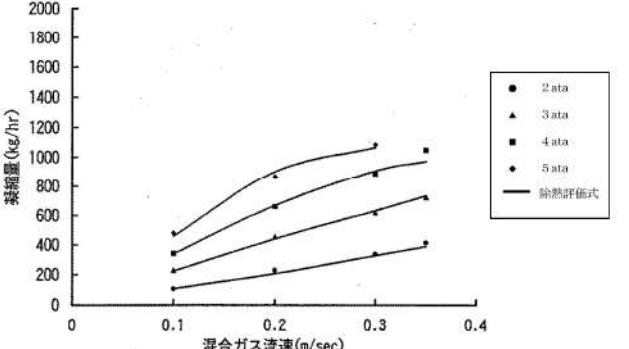
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>混合ガス流速(m/sec)</p> <p>熱交換量(kcal/hr)</p> <p>● 2ata ▲ 3ata ■ 4ata ◆ 5ata — 除熱評価式</p>	 <p>混合ガス流速(m/sec)</p> <p>熱交換量(kcal/hr)</p> <p>● 2ata ▲ 3ata ■ 4ata ◆ 5ata — 除熱評価式</p>	
 <p>混合ガス流速(m/sec)</p> <p>凝縮量(kg/hr)</p> <p>● 2ata ▲ 3ata ■ 4ata ◆ 5ata — 除熱評価式</p>	 <p>混合ガス流速(m/sec)</p> <p>凝縮量(kg/hr)</p> <p>● 2ata ▲ 3ata ■ 4ata ◆ 5ata — 除熱評価式</p>	

図3. 2-3 混合ガス流速に対する冷却コイル熱交換量 (冷却水流量: 6 m³/h)

図3. 2-3 混合ガス流速に対する冷却コイル熱交換量 (冷却水流量: 6 m³/h)

図3. 2-4 混合ガス流速に対する水蒸気凝縮量 (冷却水流量: 6 m³/h)

図3. 2-4 混合ガス流速に対する水蒸気凝縮量 (冷却水流量: 6 m³/h)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3.2-5 混合ガス流速に対する冷却コイル熱交換量 (冷却水流量: 3 m³/h)</p>	<p>図3.2-5 混合ガス流速に対する冷却コイル熱交換量 (冷却水流量: 3 m³/h)</p>	
<p>図3.2-6 混合ガス流速に対する水蒸気凝縮量 (冷却水流量: 3 m³/h)</p>	<p>図3.2-6 混合ガス流速に対する水蒸気凝縮量 (冷却水流量: 3 m³/h)</p>	

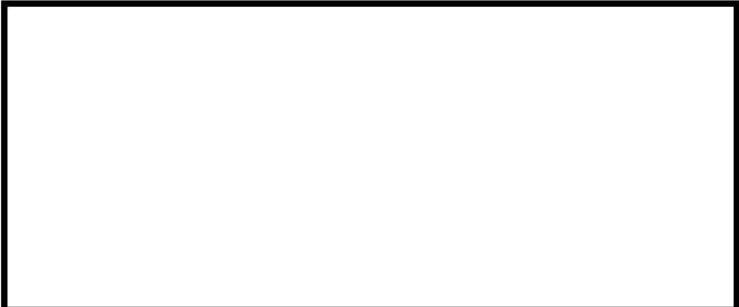
それぞれの図中に実線で表されているものが除熱評価式に基づく計算結果である。

これより、冷却コイル熱交換量、水蒸気凝縮量については試験結果と約1割程度の誤差範囲内で良く一致している。なお、除熱評価式は、実機条件(約5.0～9.0ata, 11.75m³/h)においては実験データに対して1割程度は保守側(余裕がある)となると考えられる。

それぞれの図中に実線で表されているものが除熱評価式に基づく計算結果である。

これより、冷却コイル熱交換量、水蒸気凝縮量については試験結果と約1割程度の誤差範囲内で良く一致している。なお、除熱評価式は、実機条件(約3.9～6.9ata, 10.3m³/h)においては実験データに対して1割程度は保守側(余裕がある)となると考えられる。

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4章 自然対流冷却時の除熱性能評価</p> <p>格納容器再循環ユニットを用いた自然対流冷却は、冷却コイルにより凝縮・冷却され密度を増した混合ガス（空気及び水蒸気）と、格納容器内雰囲気混合ガスとの密度差及び高低差から得られるドラフト力と系全体の圧力損失によりバランスする自然対流によって、格納容器内の除熱を行うものである。</p> <p>格納容器再循環ユニットにおける自然対流冷却形成の概念は次のとおりである。 （図4-1参照）</p> <p>（1）冷却水通水初期状態（図4-1 a）</p> <p>最初に、冷却水コイルへの冷却水通水による水蒸気凝縮によって、ユニット内側と外側の双方からコイルへ向かう流れが発生する（図中①）。次に、冷却によって密度を増すために下降流となり、コイル下部からユニット内外へ流れ出る（図中②）。その後、冷却空気の一部はコイル下部に滞留する（図中③）。</p> <p>（2）過渡状態（図4-1 b）</p> <p>過渡状態に移ると、ユニット内側は、ユニット外側の格納容器側空間よりも狭隘なことから、凝縮及び冷却が相対的に早く促進されるようになる（図中a領域）。このため、ユニット内側からのコイルへの流れが外側からの流れに比べて相対的に弱くなる（図中④）。また、ユニット内雰囲気の密度が増し、下部ダクトへの下降流が発生する（図中⑤）。</p> <p>（3）定常状態（図4-1 c）</p> <p>過渡状態の後に、ユニット内側の凝縮・冷却が更に促進すると、ユニット内雰囲気の密度が更に増し（図中b領域）、下降流が加速する。このために、ユニット外側⇒冷却コイル⇒ユニット内側⇒下部ダクト⇒吹出口（ダクト開放機構）⇒格納容器雰囲気の流れが形成され、自然対流冷却が定常状態となる（図中⑥）。</p>  <p>a. 冷却水通水初期状態 b. 過渡状態 c. 定常状態 図4-1 格納容器再循環ユニット自然対流冷却形成の概念図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>  <p>a. 冷却水通水初期状態 b. 過渡状態 c. 定常状態 図4-1 格納容器再循環ユニット自然対流冷却形成の概念図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>4章 自然対流冷却時の除熱性能評価</p> <p>格納容器再循環ユニットを用いた自然対流冷却は、冷却コイルにより凝縮・冷却され密度を増した混合ガス（空気及び水蒸気）と、格納容器内雰囲気混合ガスとの密度差及び高低差から得られるドラフト力と系全体の圧力損失によりバランスする自然対流によって、格納容器内の除熱を行うものである。</p> <p>格納容器再循環ユニットにおける自然対流冷却形成の概念は次のとおりである。 （図4-1参照）</p> <p>（1）冷却水通水初期状態（図4-1 a）</p> <p>最初に、冷却水コイルへの冷却水通水による水蒸気凝縮によって、ユニット内側と外側の双方からコイルへ向かう流れが発生する（図中①）。次に、冷却によって密度を増すために下降流となり、コイル下部からユニット内外へ流れ出る（図中②）。その後、冷却空気の一部はコイル下部に滞留する（図中③）。</p> <p>（2）過渡状態（図4-1 b）</p> <p>過渡状態に移ると、ユニット内側は、ユニット外側の格納容器側空間よりも狭隘なことから、凝縮及び冷却が相対的に早く促進されるようになる（図中a領域）。このため、ユニット内側からのコイルへの流れが外側からの流れに比べて相対的に弱くなる（図中④）。また、ユニット内雰囲気の密度が増し、下部ダクトへの下降流が発生する（図中⑤）。</p> <p>（3）定常状態（図4-1 c）</p> <p>過渡状態の後に、ユニット内側の凝縮・冷却が更に促進すると、ユニット内雰囲気の密度が更に増し（図中b領域）、下降流が加速する。このために、ユニット外側⇒冷却コイル⇒ユニット内側⇒下部ダクト⇒吹出口（ダクト開放機構）⇒格納容器雰囲気の流れが形成され、自然対流冷却が定常状態となる（図中⑥）。</p>	

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>自然対流冷却による除熱量については、冷却コイル性能試験で得られた知見を踏まえ、以下のように求める。</p> <p>図4-2 再循環ユニットにおける自然対流モデル</p> <p>4. 1 ドラフト力計算について ドラフト力 (P_d) については、以下の式で求められる。 $P_d = h \times (\rho_2 - \rho_1)$ ここで、 $h : \text{ドラフト高さ} \quad (\text{再循環ユニット入口開口部中心} \sim \text{ダクト開口部中心までの高さ})$</p> <p>4. 2 系統圧力損失計算について 大飯3、4号機における自然対流冷却時の圧力損失を考慮するものとして、格納容器再循環ユニットの冷却コイル、ダクト（含むファン）があり、系統圧力損失 (ΔP) は以下より求められる。 $\Delta P = \Delta P_c + \Delta P_p$ ここで、 $\Delta P_c : \text{冷却コイル圧力損失}$ $\Delta P_p : \text{ダクト圧力損失}$</p>	<p>自然対流冷却による除熱量については、冷却コイル性能試験で得られた知見を踏まえ、以下のように求める。</p> <p>図4-2 再循環ユニットにおける自然対流モデル</p> <p>4. 1 ドラフト力計算について ドラフト力 (P_d) については、以下の式で求められる。 $P_d = h \times (\rho_2 - \rho_1)$ ここで、 $h : \text{ドラフト高さ} \quad (\text{再循環ユニット入口開口部中心} \sim \text{ダクト開口部中心までの高さ})$</p> <p>4. 2 系統圧力損失計算について 泊3号炉における自然対流冷却時の圧力損失を考慮するものとして、格納容器再循環ユニットの冷却コイル、ダクト（含むファン）があり、系統圧力損失 (ΔP) は以下より求められる。 $\Delta P = \Delta P_c + \Delta P_p$ ここで、 $\Delta P_c : \text{冷却コイル圧力損失}$ $\Delta P_p : \text{ダクト圧力損失}$</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

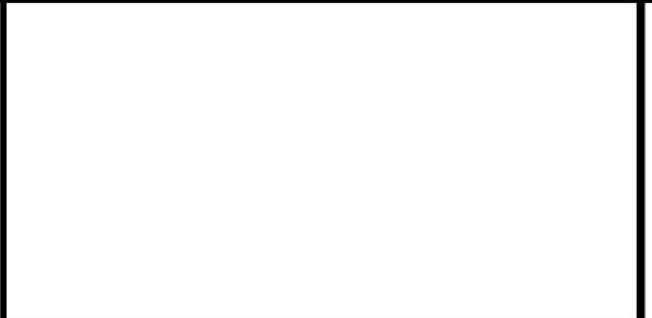
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(1) 冷却コイル圧力損失	(1) 冷却コイル圧力損失	
		<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器再循環ネットの熱交換器ヨルムの設計の相違（7ページに示す表2-2の条件差異）

図4. 2-1 冷却コイル入口混合ガス流速に対する冷却コイル抵抗係数

図4. 2-1 冷却コイル入口混合ガス流速に対する冷却コイル抵抗係数

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

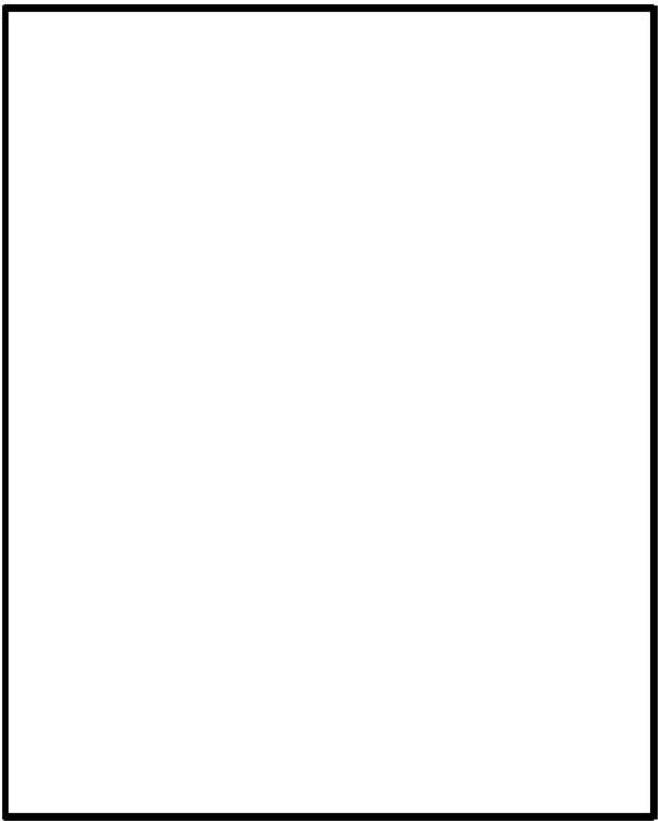
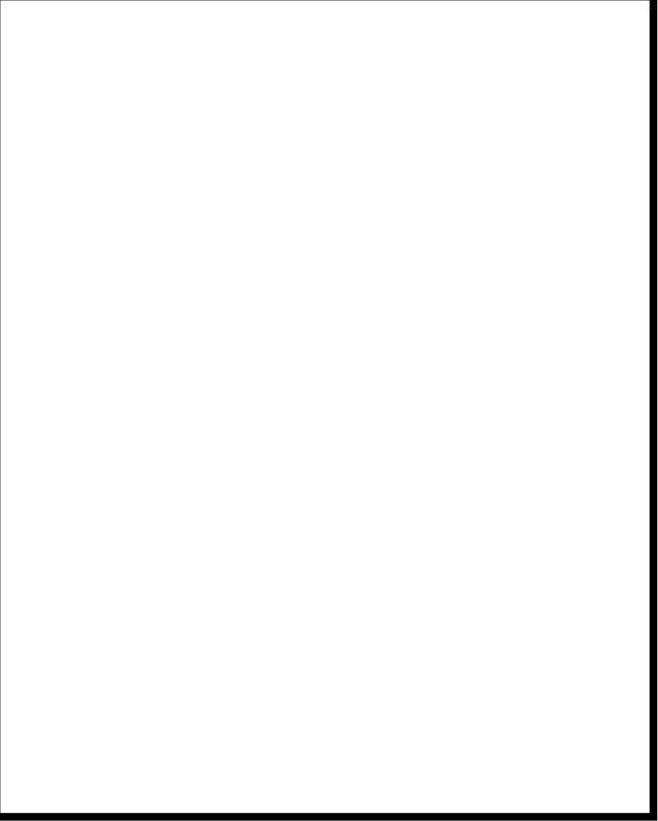
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図4. 2-2 液冷コイル入口混合ガス流速に対する液冷コイルの前後差圧

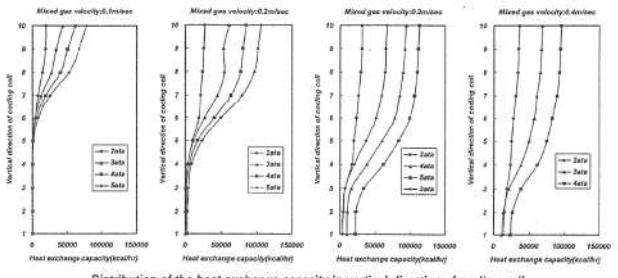
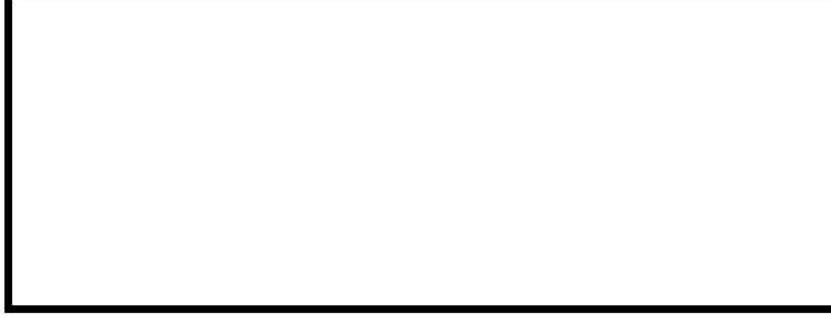
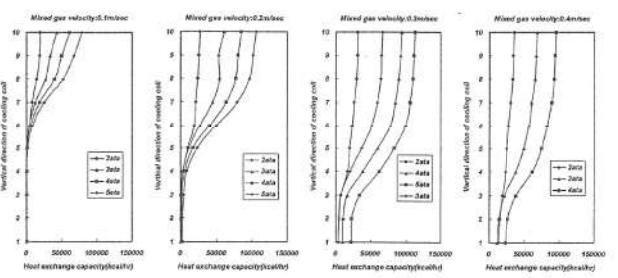
図4. 2-2 液冷コイル入口混合ガス流速に対する液冷コイルの前後差圧

枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

 枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

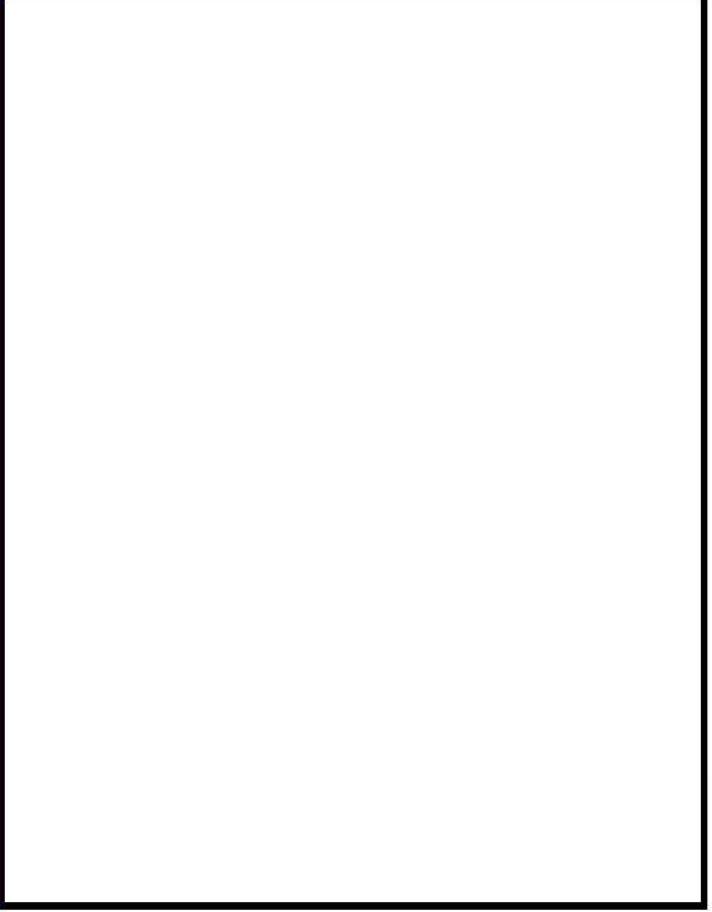
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) ダクトの圧力損失</p>  <p>4. 3 冷却コイル部の凝縮水等の影響考慮について</p> <p>図4. 3-1に冷却コイル性能試験時の冷却コイル高さ方向における冷却コイル出入口での冷却水温度をもとに算出した熱交換量の分布を示す。</p>  <p>図4. 3-1 冷却コイル高さ方向の除熱分布</p> <p>この図より、冷却コイル下部にはほとんど伝熱に寄与していない領域があることが確認できる。また、この領域は冷却コイル入口混合ガス流速が減少するほど拡大し、有効な伝熱領域が縮小する傾向にあることがわかる。</p> <p>この原因としては、<①凝縮水>、<②冷却空気の滞留>の2点の影響が考えられる。</p> <p><①凝縮水の影響></p> <p>冷却コイル部では混合ガス中の水蒸気が凝縮し、コイルフィンを上部から下部に流下する。その結果、冷却コイル下部での凝縮水膜厚が上部より増し、コイルフィン間のガス流路が減少し、混合ガスの流入が妨げられると考えられる。また、凝縮膜厚の増加により、この部分での熱抵抗が増加し伝熱性能が低下すると考えられる。図4. 3-2に冷却コイルの外観（チューブとフィンの拡大）を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<p>(2) ダクトの圧力損失</p>  <p>4. 3 冷却コイル部の凝縮水等の影響考慮について</p> <p>図4. 3-1に冷却コイル性能試験時の冷却コイル高さ方向における冷却コイル出入口での冷却水温度をもとに算出した熱交換量の分布を示す。</p>  <p>図4. 3-1 冷却コイル高さ方向の除熱分布</p> <p>この図より、冷却コイル下部にはほとんど伝熱に寄与していない領域があることが確認できる。また、この領域は冷却コイル入口混合ガス流速が減少するほど拡大し、有効な伝熱領域が縮小する傾向にあることがわかる。</p> <p>この原因としては、<①凝縮水>、<②冷却空気の滞留>の2点の影響が考えられる。</p> <p><①凝縮水の影響></p> <p>冷却コイル部では混合ガス中の水蒸気が凝縮し、コイルフィンを上部から下部に流下する。その結果、冷却コイル下部での凝縮水膜厚が上部より増し、コイルフィン間のガス流路が減少し、混合ガスの流入が妨げられると考えられる。また、凝縮膜厚の増加により、この部分での熱抵抗が増加し伝熱性能が低下すると考えられる。図4. 3-2に冷却コイルの外観（チューブとフィンの拡大）を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図4. 3-2 冷却コイルの外観 (チューブとフィンの拡大)	 図4. 3-2 冷却コイルの外観 (チューブとフィンの拡大)	<p>図4. 3-2 冷却コイルの外観 (チューブとフィンの拡大)</p> <p>冷却空気の滞留の影響</p> <p>冷却コイルに進入した混合ガスが凝縮・冷却されることで、減速し、密度量を増すため、冷却コイル上部から下部への下降流が生じる。この一部が冷却コイルの下部に滞留し、より凝縮・冷却されることで冷却空気層を形成し、冷却コイル下部での混合ガスの流入が妨げられると考えられる。</p> <p>なお、冷却コイル性能試験においては、冷却コイル出口内流況を確認しており、図4. 3-3に示すように、混合ガスが下向きの速度成分を持ちコイル内を斜め下方にコイル出口へ流出しており、冷却コイル下部においては、冷却空気の滞留も見られる。</p> <p>（機密範囲）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>図4. 3-3 液冷コイル出口ダクト内流れ状況</small>	 <small>図4. 3-3 液冷コイル出口ダクト内流れ状況</small>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>このように冷却コイル性能試験では、冷却コイル下部の閉塞状況が測定されている。一方、冷却コイルトータル除熱量は、平均流速で評価した評価式での除熱量とよく一致する結果となった（図3.2-1参照）。</p> <p>のことから、以下の考察を実施した。</p> <p>Relation between the heat exchange capacity and the heat capacity</p> <p>図4.3-4 冷却コイルの除熱量と熱容量の関係</p> <p>図4.3-4に冷却コイルの除熱量と熱容量の関係を示す。ここで、縦軸は冷却コイル高さを、横軸は各高さにおける除熱量を、長方形の枠は冷却コイルの熱容量を表したものである。</p> <p>冷却コイル性能試験では、冷却コイル下部での閉塞により、冷却コイル高さ方向での流速分布が発生したが、冷却コイルのトータル除熱量（q_t=領域A+領域B）は、平均流速で評価した場合（閉塞が無い状態でコイル内を平均流速で流れた場合）の除熱量（q_a=領域A+領域C）とよく一致する結果となった（$q_t \approx q_a$）。これは、流入する混合ガスの保有熱量に対して、冷却コイルの熱容量に余裕があったために、冷却コイル下部での除熱量低下分（領域C）が、冷却コイル上部（領域B）で補完される結果となったためであると考えられる（図4.3-4（a）の状態）。</p> <p>これに対して、冷却コイル性能試験よりも高温高圧の条件を想定した場合（図4.3-4（c）の状態）には、流入する混合ガスの保有熱量が増加するために、冷却コイルの熱容量の余裕が減少し、ある温度圧力以上になると冷却コイル上部での除熱が頭打ちになり（領域Bが寄与しない。領域B=0）、冷却コイル下部での除熱量の低下分（領域C）の補完ができなくなる可能性がある（q_t-領域C（領域B）=領域A）ことが考えられる。</p> <p>そこで、各圧力での混合ガス流速に対し、冷却コイル全伝熱面と伝熱に寄与しない部分を除く有効な伝熱面との比率（有効伝熱率）を求め、除熱量評価において用いる。</p> <p>有効伝熱率の評価においては、この条件で最も保守的と考えられる図4.3-4の（c）の状態を考慮している。具体的には、有効伝熱率（K）は、下式で示される。</p> $K = (q_t - \text{領域C}) / q_a$	<p>このように冷却コイル性能試験では、冷却コイル下部の閉塞状況が測定されている。一方、冷却コイルトータル除熱量は、平均流速で評価した評価式での除熱量とよく一致する結果となった（図3.2-1参照）。</p> <p>のことから、以下の考察を実施した。</p> <p>Relation between the heat exchange capacity and the heat capacity</p> <p>図4.3-4 冷却コイルの除熱量と熱容量の関係</p> <p>図4.3-4に冷却コイルの除熱量と熱容量の関係を示す。ここで、縦軸は冷却コイル高さを、横軸は各高さにおける除熱量を、長方形の枠は冷却コイルの熱容量を表したものである。</p> <p>冷却コイル性能試験では、冷却コイル下部での閉塞により、冷却コイル高さ方向での流速分布が発生したが、冷却コイルのトータル除熱量（q_t=領域A+領域B）は、平均流速で評価した場合（閉塞が無い状態でコイル内を平均流速で流れた場合）の除熱量（q_a=領域A+領域C）とよく一致する結果となった（$q_t \approx q_a$）。これは、流入する混合ガスの保有熱量に対して、冷却コイルの熱容量に余裕があったために、冷却コイル下部での除熱量低下分（領域C）が、冷却コイル上部（領域B）で補完される結果となったためであると考えられる（図4.3-4（a）の状態）。</p> <p>これに対して、冷却コイル性能試験よりも高温高圧の条件を想定した場合（図4.3-4（c）の状態）には、流入する混合ガスの保有熱量が増加するために、冷却コイルの熱容量の余裕が減少し、ある温度圧力以上になると冷却コイル上部での除熱が頭打ちになり（領域Bが寄与しない。領域B=0）、冷却コイル下部での除熱量の低下分（領域C）の補完ができなくなる可能性がある（q_t-領域C（領域B）=領域A））ことが考えられる。</p> <p>そこで、各圧力での混合ガス流速に対し、冷却コイル全伝熱面と伝熱に寄与しない部分を除く有効な伝熱面との比率（有効伝熱率）を求め、除熱量評価において用いる。</p> <p>有効伝熱率の評価においては、この条件で最も保守的と考えられる図4.3-4の（c）の状態を考慮している。具体的には、有効伝熱率（K）は、下式で示される。</p> $K = (q_t - \text{領域C}) / q_a$	

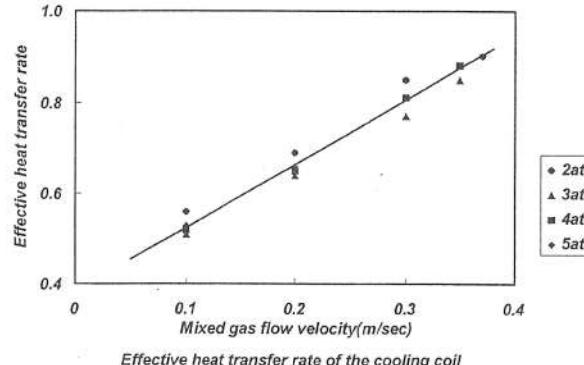
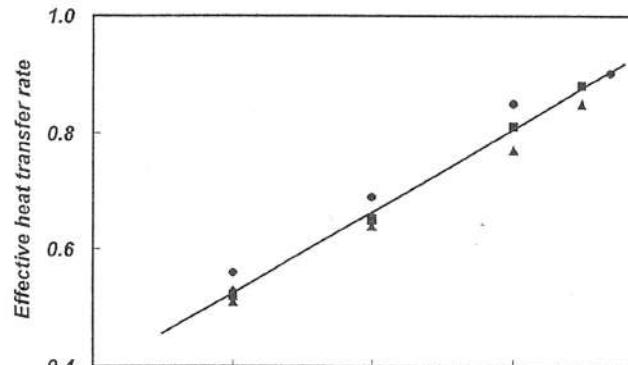
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

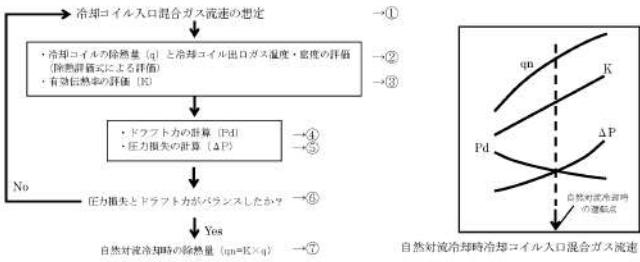
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ここで分子の“$q_t - \text{領域C}$”は冷却コイルの下部無効領域を差し引いた有効伝熱領域（有効除熱量）で領域Aを示し、分母の q_a は冷却コイルの全伝熱領域（全除熱量）で領域A+Cを示す。また、冷却コイル性能試験においては $q_a \neq q_t$ なので実際の評価では下式にて評価している。</p> <p>$K = \frac{\text{領域A}}{\text{領域A} + \text{領域B}}$</p>   <p>図4. 3-5 領域Aの求め方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p>ここで分子の“$q_t - \text{領域C}$”は冷却コイルの下部無効領域を差し引いた有効伝熱領域（有効除熱量）で領域Aを示し、分母の q_a は冷却コイルの全伝熱領域（全除熱量）で領域A+Cを示す。また、冷却コイル性能試験においては $q_a \neq q_t$ なので実際の評価では下式にて評価している。</p> <p>$K = \frac{\text{領域A}}{\text{領域A} + \text{領域B}}$</p>   <p>図4. 3-5 領域Aの求め方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>このようにして求めた有効伝熱率は図4. 3-6の通りであり、流速の増加とともに有効伝熱率は増加する傾向にある。有効伝熱率に影響を及ぼす<①凝縮水>、<②冷却空気の滞留>の2つの要因のうち、<②冷却空気の滞留>の方が有効伝熱率に対して支配的な要因と考えられる。これは、一般的に<①凝縮水>については流速の増加に伴い増加するが、冷却コイル性能試験の結果では、流速が増加しても伝熱性能が低下する方向とならなかつたためである。</p>  <p>図4. 3-6 冷却コイルの有効伝熱率</p> <p>上記の結果は、2章「格納容器再循環ユニット冷却コイル性能試験概要（PWR 5電力共研概要）」において、実機を模擬した単体（1段積み）の冷却コイルによる性能試験の結果を基に評価したものである。一方、実機は上下方向に設置された複数の冷却コイル（大飯3, 4号機は添付資料0 図1-2に示す通り3段積み）で形成されている。有効伝熱率に対して支配的な要因である冷却空気の滞留に関しては、上下方向に積み重ねた方が滞留域から離れた冷却コイルの範囲が広くなるとともに、ドラフト力が増加するために冷却コイル出の流速が増し、有効伝熱率の評価に用いた冷却コイル入口の流速も速くなる。したがって、コイル全体としては冷却空気の滞留の影響を受けにくくなるため、性能試験結果を適用することは妥当である。</p>	<p>このようにして求めた有効伝熱率は図4. 3-6の通りであり、流速の増加とともに有効伝熱率は増加する傾向にある。有効伝熱率に影響を及ぼす<①凝縮水>、<②冷却空気の滞留>の2つの要因のうち、<②冷却空気の滞留>の方が有効伝熱率に対して支配的な要因と考えられる。これは、一般的に<①凝縮水>については流速の増加に伴い増加するが、冷却コイル性能試験の結果では、流速が増加しても伝熱性能が低下する方向とならなかつたためである。</p>  <p>図4. 3-6 冷却コイルの有効伝熱率</p> <p>上記の結果は、2章「格納容器再循環ユニット冷却コイル性能試験概要（PWR 5電力共研概要）」において、実機を模擬した単体（1段積み）の冷却コイルによる性能試験の結果を基に評価したものである。一方、実機は上下方向に設置された複数の冷却コイル（泊3号炉は参考資料0 図1-2に示す通り2段積み）で形成されている。有効伝熱率に対して支配的な要因である冷却空気の滞留に関しては、上下方向に積み重ねた方が滞留域から離れた冷却コイルの範囲が広くなるとともに、ドラフト力が増加するために冷却コイル出口の流速が増し、有効伝熱率の評価に用いた冷却コイル入口の流速も速くなる。したがって、コイル全体としては冷却空気の滞留の影響を受けにくくなるため、性能試験結果を適用することは妥当である。</p>	<p><u>記載表現の相違</u></p> <p><u>設計の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器再循環 エキットの熱交換器 の設計の相違。 <p><u>但し、記載のところ</u></p> <p>試験体が1段に</p> <p>対し、複数段設置</p> <p>のため試験結果の</p> <p>適用が妥当である</p> <p>ことに相違なし。</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 4 自然対流冷却の除熱量評価手順について</p> <p>自然対流冷却時の除熱量は、ドラフト高さから引き起こされるドラフト力と系全体の圧力損失がバランスする冷却コイル入口混合ガス流速から求める。</p> <p>実際の除熱においては4. 3で示したように冷却コイル下部は閉塞が見られ除熱に寄与しない箇所があるため、有効伝熱率（K）を用いて、以下のように自然対流冷却時の除熱性能を評価している。</p>  <p>図 4. 4-1 自然対流冷却の除熱量評価フロー</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①冷却コイル入口混合ガス流速Vを想定する。 ②除熱評価式により、上記流速Vと格納容器雰囲気条件を想定した場合の除熱量qと冷却コイル出口ガス温度・密度を求める ③VからK値を求める（4. 3参照）。 ④ドラフト力Pdを求める（4. 1参照）。 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>4. 4 自然対流冷却の除熱量評価手順について</p> <p>自然対流冷却時の除熱量は、ドラフト高さから引き起こされるドラフト力と系全体の圧力損失がバランスする冷却コイル入口混合ガス流速から求める。</p> <p>実際の除熱においては4. 3で示したように冷却コイル下部は閉塞が見られ除熱に寄与しない箇所があるため、有効伝熱率（K）を用いて、以下のように自然対流冷却時の除熱性能を評価している。</p>  <p>図 4. 4-1 自然対流冷却の除熱量評価フロー</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①冷却コイル入口混合ガス流速Vを想定する。 ②除熱評価式により、上記流速Vと格納容器雰囲気条件を想定した場合の除熱量qと冷却コイル出口ガス温度・密度を求める ③VからK値を求める（4. 3参照）。 ④ドラフト力Pdを求める（4. 1参照）。 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

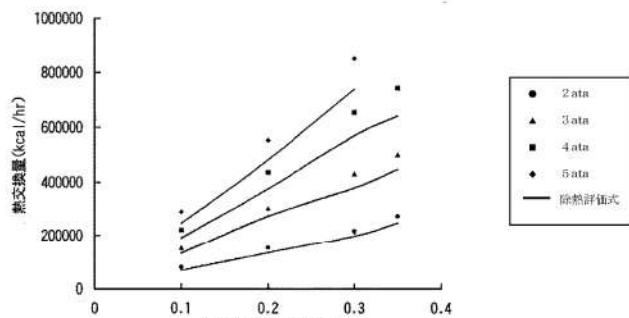
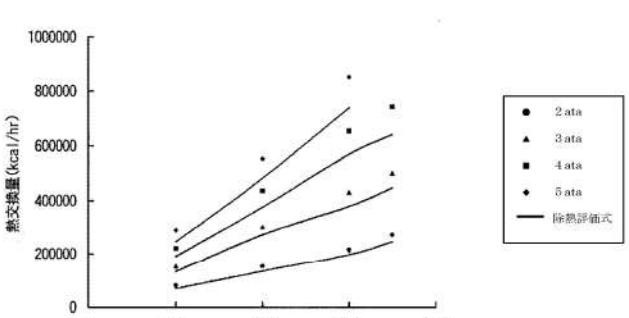
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図4.4-2 ドラフト高さと混合ガス流速について <p>⑤圧力損失 $\Delta P = \Delta P_c + \Delta P_p$ を求める（4.2参照）。その際、冷却コイル [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>⑥④と⑤で求めたドラフト力と圧力損失がバランスしていなければ、①に戻りユニット入口ガス流速Vを見直す。</p> <p>⑦バランスしたユニット入口ガス流速Vと除熱評価式から求めた除熱量 q_n にKを掛け自然対流冷却時の除熱量 $q_{n'}^*$ を求める。</p> <p>上記の手順で格納容器内圧（格納容器内温度）を変化させて求めた q_n が添付資料〇図1-1の重大事故時の再循環ユニットの除熱性能曲線となる。</p> <p>[REDACTED] 桁組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 図4.4-2 ドラフト高さと混合ガス流速について <p>⑤圧力損失 $\Delta P = \Delta P_c + \Delta P_p$ を求める（4.2参照）。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>⑥④と⑤で求めたドラフト力と圧力損失がバランスしていなければ、①に戻りユニット入口ガス流速Vを見直す。</p> <p>⑦バランスしたユニット入口ガス流速Vと除熱評価式から求めた除熱量 q_n にKを掛け自然対流冷却時の除熱量 $q_{n'}^*$ を求める。</p> <p>上記の手順で格納容器内圧（格納容器内温度）を変化させて求めた q_n が参考資料〇図1-1の重大事故時の再循環ユニットの除熱性能曲線となる。</p> <p>[REDACTED] 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	記載表現の相違

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5章 除熱量計算手法の妥当性に関する考察</p> <p>5. 1 不凝縮性ガスの除熱性能に対する影響について</p> <p>(1) 不凝縮性ガスの影響について</p> <p>格納容器再循環ユニットの除熱性能は不凝縮性ガスの影響（除熱性能、コイル下部の影響）を含む評価を実施している。</p> <p>冷却コイル性能試験では、実機格納容器雰囲気条件を模擬した不凝縮性ガスを含む条件にて、不凝縮性ガスの影響を含む冷却コイルの除熱性能、冷却コイル下部の影響を把握している。</p> <p>冷却コイルの除熱性能について、試験結果と評価結果がよく一致しており（図5. 1-1）、実機冷却除熱性能は試験により検証された除熱評価式を用いて評価している。</p>  <p>図5. 1-1 混合ガス流速対除熱量（図3. 2-1の再掲）</p> <p>また、最終的な自然対流冷却除熱性能評価では、上記冷却コイルの除熱性能に対してコイル下部の影響を考慮した評価を実施している。</p> <p>試験では、実機と同タイプ、同サイズの冷却コイルを用いているため、凝縮面の形状、液膜の除去能力も実機と同等の影響を把握できているものと考えている。</p> <p>(2) 生成される水素の影響について</p> <p>原子炉格納容器内に水素が存在する場合に、格納容器再循環ユニットの除熱性能は水素濃度に応じて変化するため、格納容器破損防止の観点で、ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合の感度解析を実施し、原子炉格納容器圧力及び温度に対する影響を確認した。</p> <p>ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合、原子炉格納容器圧力は格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却開始前に最高値に到達するため、最高値に関して格納容器内自然対流冷却の水素濃度の影響はない。その後の格納容器内自然対流冷却開始後においては、水素濃度の影響を考慮しても、格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器圧力は低下傾向となっており、原子炉格納容器最高使用圧力の2倍(0.78MPa[gage])に対して十分余裕がある。また、原子炉格納容器雰囲気温度への影響は小さく、原子炉格納容器雰囲気温度200°Cに対して十分</p>	<p>5章 除熱量計算手法の妥当性に関する考察</p> <p>5. 1 不凝縮性ガスの除熱性能に対する影響について</p> <p>(1) 不凝縮性ガスの影響について</p> <p>格納容器再循環ユニットの除熱性能は不凝縮性ガスの影響（除熱性能、コイル下部の影響）を含む評価を実施している。</p> <p>冷却コイル性能試験では、実機格納容器雰囲気条件を模擬した不凝縮性ガスを含む条件にて、不凝縮性ガスの影響を含む冷却コイルの除熱性能、冷却コイル下部の影響を把握している。</p> <p>冷却コイルの除熱性能について、試験結果と評価結果がよく一致しており（図5. 1-1）、実機冷却除熱性能は試験により検証された除熱評価式を用いて評価している。</p>  <p>図5. 1-1 混合ガス流速対除熱量（図3. 2-1の再掲）</p> <p>また、最終的な自然対流冷却除熱性能評価では、上記冷却コイルの除熱性能に対してコイル下部の影響を考慮した評価を実施している。</p> <p>試験では、実機と同タイプ、同サイズの冷却コイルを用いているため、凝縮面の形状、液膜の除去能力も実機と同等の影響を把握できているものと考えている。</p> <p>(2) 生成される水素の影響について</p> <p>原子炉格納容器内に水素が存在する場合に、格納容器再循環ユニットの除熱性能は水素濃度に応じて変化するため、格納容器破損防止の観点で、ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合の感度解析を実施し、原子炉格納容器圧力及び温度に対する影響を確認した。</p> <p>ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合、原子炉格納容器圧力を約0.01MPaの範囲で高めに評価し、原子炉格納容器雰囲気温度は1°C未満の上昇幅である。評価項目である原子炉格納容器圧力及び温度は、それぞれ原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍及び200°Cに対して十分余裕があり、水素濃度による不確さを考慮しても、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。（参考資料-6）</p>	<p>解説結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相違理由は、参考資料6にて記載する。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相違理由は、参考資料6にて記載する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>余裕があるため、水素濃度による不確かさを考慮しても、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。（参考資料－6）</p> <p>5. 2 冷却コイル性能試験範囲の妥当性について 表2-2に示すように、大飯3、4号機における再循環ユニットの使用温度条件に対し、冷却コイル性能試験の実施範囲は少し低いものとなっていることについての考察を以下に述べる。 冷却コイル性能試験では、凝縮熱伝達項を含む除熱評価式で算出された除熱量、凝縮量と実験で測定された実験値を比較し、除熱評価式の妥当性を確認している。 図5. 2-1に示すとおり凝縮量について、実験値は評価値とよく一致している。</p> <p>図5. 2-1 実験による確認試験データと凝縮量評価との比較 (図3. 2-2の横軸を変更したもの)</p> <p>一方、全除熱量については、凝縮熱伝達量（水蒸気凝縮による潜熱除去）と対流熱伝達量（温度降下による顯熱除去）によって達成され、保守的に評価される（図5. 2-2参照）。</p> <p>図5. 2-2 実験による確認試験データと除熱評価との比較 (図3. 2-1の横軸を変更したもの)</p> <p>5. 2 冷却コイル性能試験範囲の妥当性について 表2-2に示すように、泊3号炉における再循環ユニットの使用温度条件に対し、冷却コイル性能試験の実施範囲は少し低いものとなっていることについての考察を以下に述べる。 冷却コイル性能試験では、凝縮熱伝達項を含む除熱評価式で算出された除熱量、凝縮量と実験で測定された実験値を比較し、除熱評価式の妥当性を確認している。 図5. 2-1に示すとおり凝縮量について、実験値は評価値とよく一致している。</p> <p>図5. 2-1 実験による確認試験データと凝縮量評価との比較 (図3. 2-2の横軸を変更したもの)</p> <p>一方、全除熱量については、凝縮熱伝達量（水蒸気凝縮による潜熱除去）と対流熱伝達量（温度降下による顯熱除去）によって達成され、保守的に評価される（図5. 2-2参照）。</p> <p>図5. 2-2 実験による確認試験データと除熱評価との比較 (図3. 2-1の横軸を変更したもの)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>凝縮熱量の全除熱量に占める割合は実験値では約80～85%、評価値では約90%～95%となり、評価値が大きくなる理由としては、凝縮熱伝達量が実験値と評価値でよく一致していることから、対流熱伝達量が保守的に評価されていると考える。その理由として、混合ガスの熱伝達係数と温度降下量（凝縮液膜の温度）が保守的に評価されているため、対流熱伝達量は保守的な評価となっているが、この保守性は温度に依存しない。</p> <p>以上から凝縮熱伝達については実験値と評価値でよく一致しており、全熱量についても対流熱伝達の保守性により、保守的に評価されるが、その保守性は温度に依存しないことから、除熱評価式は実験値から有効であるといえるため、冷却コイル性能試験の範囲を超える範囲での評価も可能である。</p> <p>なお、これらの除熱評価式、冷却コイル性能試験は共に飽和蒸気条件を前提としており、有効性評価で自然対流冷却を期待しているいざれのシーケンスでも、蒸気条件は飽和状態となっている。</p>	<p>凝縮熱量の全除熱量に占める割合は実験値では約80～85%、評価値では約90%～95%となり、評価値が大きくなる理由としては、凝縮熱伝達量が実験値と評価値でよく一致していることから、対流熱伝達量が保守的に評価されていると考える。その理由として、混合ガスの熱伝達係数と温度降下量（凝縮液膜の温度）が保守的に評価されているため、対流熱伝達量は保守的な評価となっているが、この保守性は温度に依存しない。</p> <p>以上から凝縮熱伝達については実験値と評価値でよく一致しており、全熱量についても対流熱伝達の保守性により、保守的に評価されるが、その保守性は温度に依存しないことから、除熱評価式は実験値から有効であるといえるため、冷却コイル性能試験の範囲を超える範囲での評価も可能である。</p> <p>なお、これらの除熱評価式、冷却コイル性能試験は共に飽和蒸気条件を前提としており、有効性評価で自然対流冷却を期待しているいざれのシーケンスでも、蒸気条件は飽和状態となっている。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6章 まとめ</p> <p>重大事故時における格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の除熱性能を評価するにあたり、以下の事項を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実機サイズの格納容器再循環ユニット冷却コイルを模擬した試験装置において、重大事故時の格納容器雰囲気条件を模擬した試験を行い、冷却コイルにおける除熱評価式の検証を実施した。 ・冷却コイル性能試験において凝縮水や冷却空気の滞留による冷却コイル下部での閉塞（除熱の低下）が確認されたものの、冷却コイルでの熱容量余裕からコイル上部での除熱量が増加し、総除熱量については低下が見られない状況が確認された。そこで、冷却コイル性能試験よりも高温高圧の条件で冷却コイルの熱容量余裕がなくなることを保守的に想定し、除熱評価式を使った再循環ユニットの除熱性能評価においては、閉塞する冷却コイル下部分の除熱は期待しないものとして、評価を実施した。 ・系統圧力損失として、冷却コイル部については、冷却コイル性能試験において測定した出入口差圧に基づき抵抗係数を求めた。 <p>上記を踏まえ、重大事故時の格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却時の除熱性能曲線を求めた。</p>	<p>6章 まとめ</p> <p>重大事故時における格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の除熱性能を評価するにあたり、以下の事項を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実機サイズの格納容器再循環ユニット冷却コイルを模擬した試験装置において、重大事故時の格納容器雰囲気条件を模擬した試験を行い、冷却コイルにおける除熱評価式の検証を実施した。 ・冷却コイル性能試験において凝縮水や冷却空気の滞留による冷却コイル下部での閉塞（除熱の低下）が確認されたものの、冷却コイルでの熱容量余裕からコイル上部での除熱量が増加し、総除熱量については低下が見られない状況が確認された。そこで、冷却コイル性能試験よりも高温高圧の条件で冷却コイルの熱容量余裕がなくなることを保守的に想定し、除熱評価式を使った再循環ユニットの除熱性能評価においては、閉塞する冷却コイル下部分の除熱は期待しないものとして、評価を実施した。 ・系統圧力損失として、冷却コイル部については、冷却コイル性能試験において測定した出入口差圧に基づき抵抗係数を求めた。 <p>上記を踏まえ、重大事故時の格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却時の除熱性能曲線を求めた。</p>	

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料－0 格納容器再循環ユニットの実機条件</p> <p>1. 格納容器再循環ユニットの実機条件</p> <p>格納容器再循環ユニットは、通常運転時において、冷却コイルに原子炉補機冷却水を通水し、格納容器再循環ファンによる強制循環によって、格納容器内の機器、配管等からの発熱を除去するために設置している。</p> <p>また、重大事故時には、格納容器再循環ファンによる強制循環に期待せずとも、冷却コイルに原子炉補機冷却水又は海水を通水することで格納容器内の水蒸気を凝縮させ、自然対流による循環によって冷却し、格納容器圧力上昇を抑制できる。</p> <p>以下に、格納容器再循環ユニットの実機条件を示す。</p> <p>1. 1 実機の機器仕様・構造</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>格納容器再循環ユニットは、4個設置されており、通常運転時は3個、重大事故時は2個使用する。</p> <p>種類：冷却コイル 容量（注1）：約 0.74MW/個（通常運転時） 約 12.3MW/個（格納容器最高使用圧力時の値（約 144°C）） 約 13.0MW/個（格納容器最高使用圧力の2倍時の値（約 168°C）） (注1) 冷却水温度 35°C、冷却水流量 □ m³/h における値。</p>  <p>図1-1 重大事故時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>参考資料－0 格納容器再循環ユニットの実機条件</p> <p>1. 格納容器再循環ユニットの実機条件</p> <p>格納容器再循環ユニットは、通常運転時において、冷却コイルに原子炉補機冷却水を通水し、格納容器再循環ファンによる強制循環によって、格納容器内の機器、配管等からの発熱を除去するために設置している。</p> <p>また、重大事故時には、格納容器再循環ファンによる強制循環に期待せずとも、冷却コイルに原子炉補機冷却水又は海水を通水することで格納容器内の水蒸気を凝縮させ、自然対流による循環によって冷却し、格納容器圧力上昇を抑制できる。</p> <p>以下に、格納容器再循環ユニットの実機条件を示す。</p> <p>1. 1 実機の機器仕様・構造</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>格納容器再循環ユニットは、4個設置されており、通常運転時は3個、重大事故時は2個使用する。</p> <p>種類：冷却コイル 容量（注1）：約 0.59MW/個（通常運転時） 約 6.7MW/個（格納容器最高使用圧力時の値（約 132°C）） 約 7.6MW/個（格納容器最高使用圧力の2倍時の値（約 155°C）） (注1) 冷却水温度 32°C、冷却水流量 □ m³/h における値</p>  <p>図1-1 重大事故時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器再循環ユニットの設計相違 ・格納容器内雰囲気の解析結果の相違 ・冷却水条件の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 容量</p> <p>格納容器再循環ユニットの容量は、通常運転時における格納容器内の環境維持のための必要冷却能力を基に設定し、格納容器内を 49°C 以下に維持するために必要な容量としている。</p> <p>通常運転時における格納容器内の発熱量は約 2.2MW であり、3 個の格納容器再循環ユニットを使用するため、格納容器再循環ユニット 1 個あたりの容量は約 0.74MW/個である。</p> <p>また、重大事故時は、冷却水を通水した冷却コイルで水蒸気が凝縮することにより、冷却コイル出入口で密度差が生じ、冷却コイル入口と下部ダクト出口の高低差によるドラフト力で自然対流が発生し、格納容器内の熱を除去する。自然対流による除熱能力は、格納容器内雰囲気温度・圧力、ドラフト高さによる風量及び冷却水温度等により決まり、格納容器内雰囲気温度約 168°Cにおいて格納容器再循環ユニット 1 個あたり約 13.0MW の除熱量が得られる。この格納容器再循環ユニットを 2 個使用することにより、格納容器圧力を最高使用圧力の 2 倍以下に抑えることができる。</p>	<p>(2) 容量</p> <p>格納容器再循環ユニットの容量は、通常運転時における格納容器内の環境維持のための必要冷却能力を基に設定し、格納容器内を 49°C 以下に維持するために必要な容量としている。</p> <p>通常運転時における格納容器内の発熱量は約 1.77MW であり、3 個の格納容器再循環ユニットを使用するため、格納容器再循環ユニット 1 個あたりの容量は約 0.59MW である。</p> <p>また、重大事故時は、冷却水を通水した冷却コイルで水蒸気が凝縮することにより、冷却コイル出入口で密度差が生じ、冷却コイル入口と下部ダクト出口の高低差によるドラフト力で自然対流が発生し、格納容器内の熱を除去する。自然対流による除熱能力は、格納容器内雰囲気温度・圧力、ドラフト高さによる風量及び冷却水温度等により決まり、格納容器内雰囲気温度約 155°Cにおいて格納容器再循環ユニット 1 個あたり約 7.6MW の除熱量が得られる。この格納容器再循環ユニットを 2 個使用することにより、格納容器圧力を最高使用圧力の 2 倍以下に抑えることができる。</p>	<p><u>設計の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時において格納容器内へ放出される機器放熱等の相違 ・事故時の格納容器内条件及び再循環ユニット及び再循環グリッド構成の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 格納容器再循環ユニットの構造</p> <p>格納容器再循環ユニットの流路上には、冷却コイル、ダクト、ファンが設置されており、自然対流量の算出における圧力損失の評価では、流路上の全ての機器の抵抗を考慮し、これに基づく自然対流冷却の成立性を確認している。なお、大飯3、4号機の再循環ユニットは冷却コイル4面に上 下3段の計12個のコイルが設置されている。図1-2に格納容器再循環ユニットの概要図を示す。</p> <p>図1-2 格納容器再循環ユニット構造概略図</p>	<p>(3) 格納容器再循環ユニットの構造</p> <p>格納容器再循環ユニットの流路上には、冷却コイル、ダクト、ファンが設置されており、自然対流量の算出における圧力損失の評価では、流路上の全ての機器の抵抗を考慮し、これに基づく自然対流冷却の成立性を確認している。なお、泊3号炉の再循環ユニットは冷却コイル4面に上下2段の計8個のコイルが設置されている。図1-2に格納容器再循環ユニットの概要図を示す。</p>	<p>設備名称の相違 設計方針の相違 ・再循環エア設計 の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

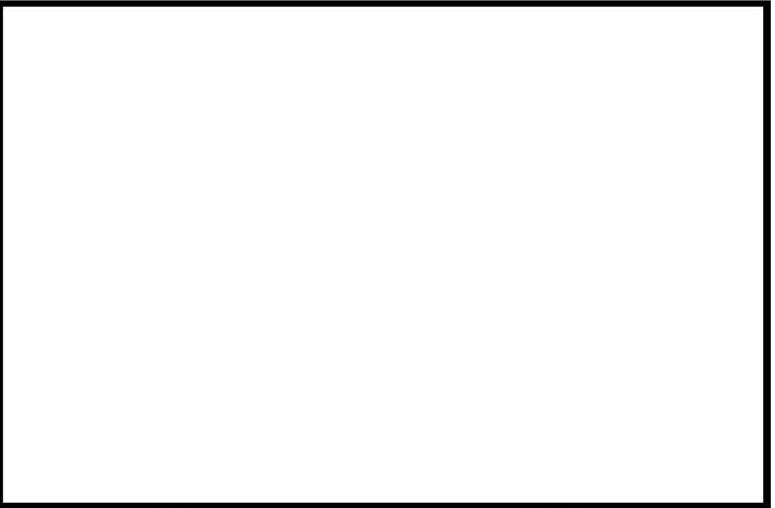
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 格納容器再循環ユニット冷却コイルの構造</p> <p>格納容器再循環ユニットの冷却コイルは、冷却フィンとコイルで構成されている。</p> <p>図1-3に冷却コイルの外観を示す。</p>  <p>冷却水ヘッダー部 (冷却水温度計測用熱伝対取付状態)</p> <p>チューブベント部</p> <p>図1-3 冷却コイルの外観（冷却コイル性能試験で使用のもの）</p>	<p>(4) 格納容器再循環ユニット冷却コイルの構造</p> <p>格納容器再循環ユニットの冷却コイルは、冷却フィンとコイルで構成されている。</p> <p>図1-3に冷却コイルの外観を示す。</p>  <p>冷却水ヘッダー部 (冷却水温度計測用熱伝対取付状態)</p> <p>チューブベント部</p> <p>図1-3 冷却コイルの外観（冷却コイル性能試験で使用のもの）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

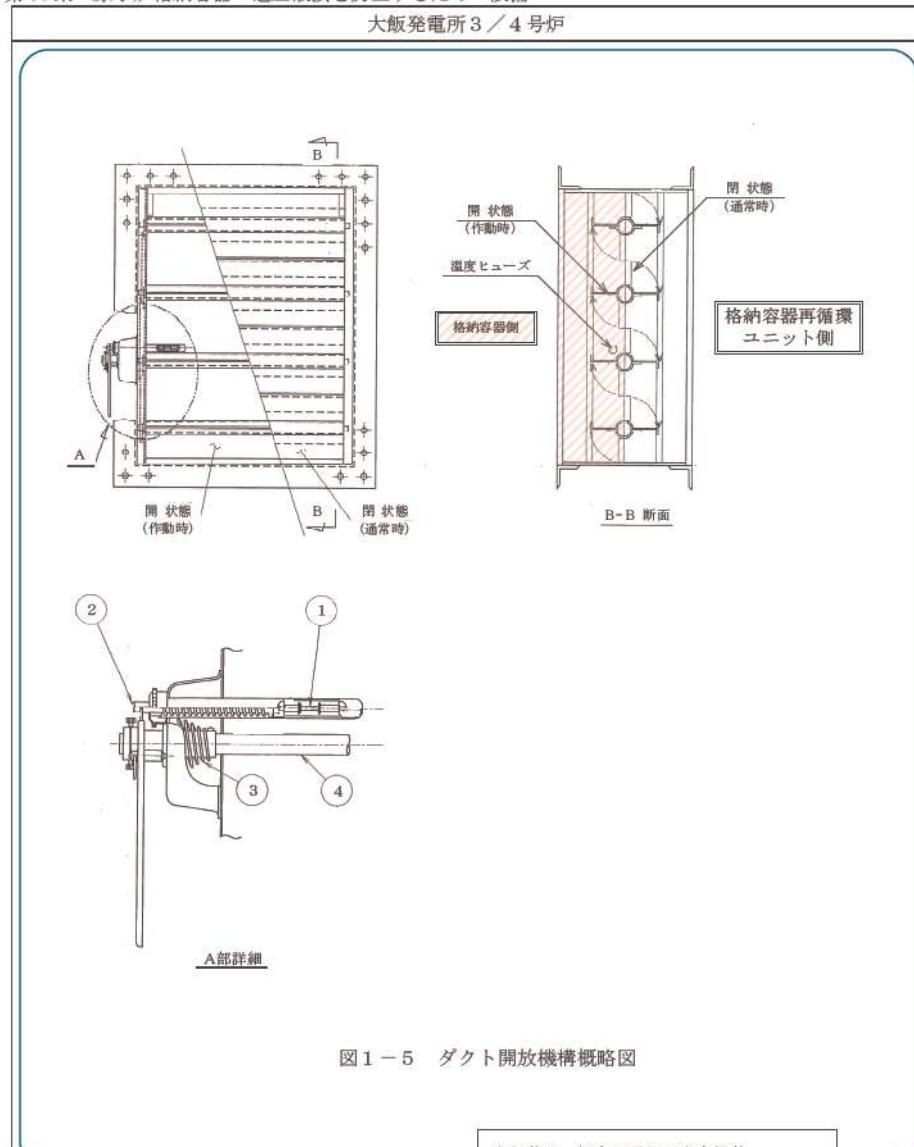
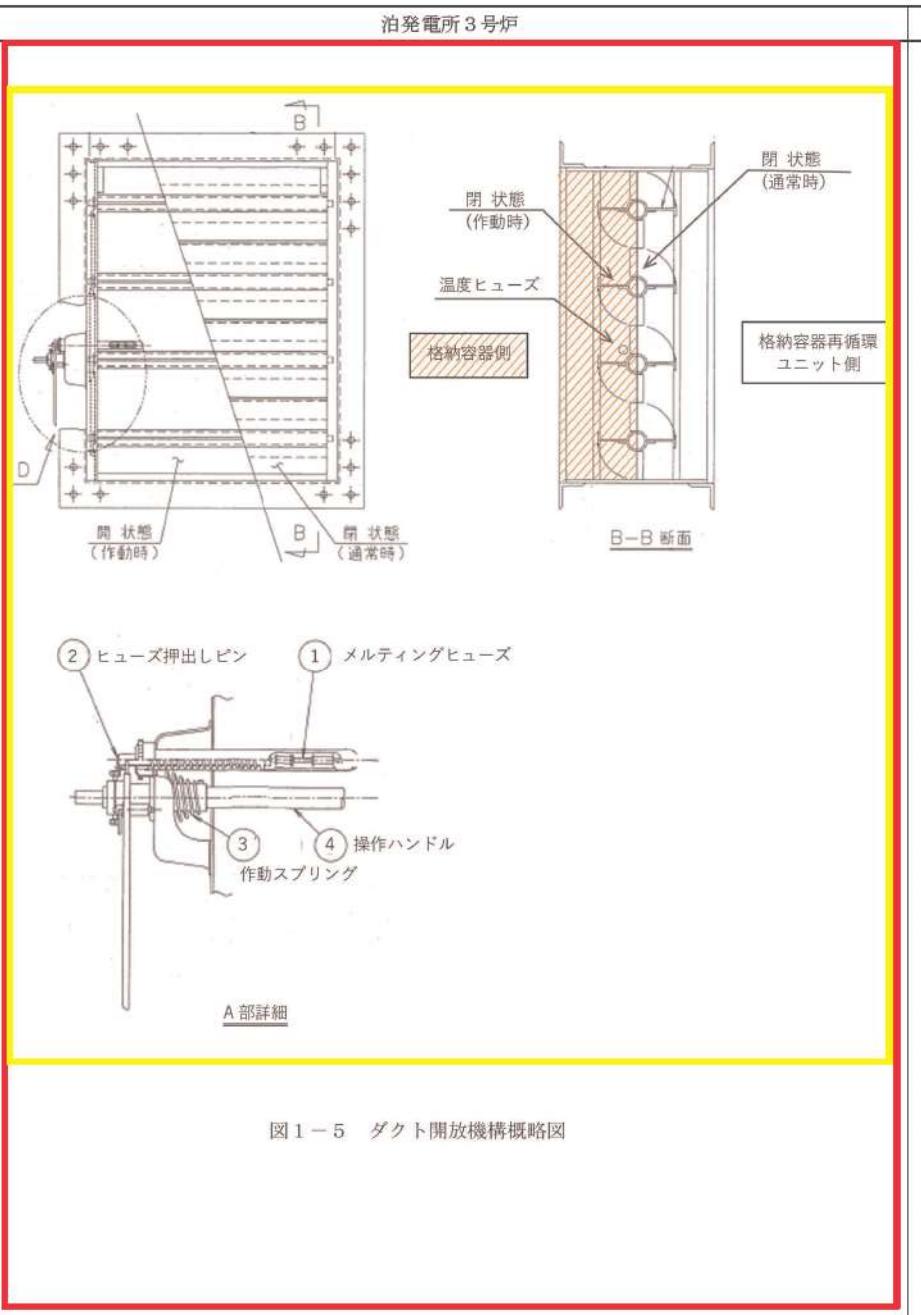
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号機の格納容器再循環ユニットでは、冷却コイルにハーフサーキット型が使用されており、これは、PWRプラントの格納容器再循環ユニット冷却コイルの型式では最も多く使用されている。</p> <p>図1-4にハーフサーキット型冷却コイルの側面及び鳥瞰図の概念図を示す。ハーフサーキット型冷却コイルでは、空気の流れに対して冷却水はまず下流から上流へ行き来して流れるので、ハーフサーキットでの分配本数はチューブ本数に対して半分となる。</p>  <p>側面図</p> <p>鳥瞰図</p> <p>図1-4 ハーフサーキット型冷却コイル概念図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<p>泊3号炉の格納容器再循環ユニットでは、冷却コイルにハーフサーキット型が使用されており、これは、PWRプラントの格納容器再循環ユニット冷却コイルの型式では最も多く使用されている。</p> <p>図1-4にハーフサーキット型冷却コイルの側面及び鳥瞰図の概念図を示す。ハーフサーキット型冷却コイルでは、空気の流れに対して冷却水はまず下流から上流へ行き来して流れるので、ハーフサーキットでの分配本数はチューブ本数に対して半分となる。</p>  <p>側面図</p> <p>鳥瞰図</p> <p>図1-4 ハーフサーキット型冷却コイル概念図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	設備名称の相違

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) ダクト開放機構 伊方3号機の通常時の再循環ダクトの吹出口はダクト最下端部の1箇所に設置されており、重大事故等時には、吹出口のフェイルクローズ(F.C.)のダンパが閉止する。また、水没することが想定されることから、水没しないレベルにダクト開放口を設置し、開放口に開放機構を設置している。(図1-5, 6、表1-1)</p> <p>a. ダクト開放機構動作原理 格納容器内雰囲気温度が上昇し、ダクト開放機構駆動装置に取り付けられた温度ヒューズ(①)が溶断することにより、ダクト開放機構の操作ハンドルの回転を止めているヒューズ押出しピン(②)が引き抜かれ、作動スプリング(③)により操作ハンドル(④)が回転しダクト開放機構が開放される。</p> <p>b. ダクト開放機構の開放設定温度 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、格納容器圧力が最高使用圧力(0.283MPa)に達した後に開始することを想定している。このため、ダクト開放機構の温度ヒューズの設定温度は、格納容器の最高使用圧力到達時点における蒸気分圧に対する飽和温度(約132°C)に対して十分な裕度を考慮し、110°Cに設定している。</p> <p>なお、この温度設定より低い温度設定の温度ヒューズを採用した場合、早期に格納容器内自然対流冷却を開始することが可能となるが、格納容器再循環ユニットの除熱量は格納容器内雰囲気温度に依存し、格納容器内雰囲気温度が低い場合には除熱量も低くなることから、格納容器圧力及び温度の最高値への低減効果は小さいと考えられる。</p> <p>c. 冷却水早期通水の影響 ダクト開放機構が動作する前に冷却水を通水する場合にあっても、温度ヒューズはダクト開放機構の格納容器内雰囲気側に設置しているため、ダクト内の冷却による影響を直接受けずに格納容器内雰囲気温度によって温度ヒューズは溶断され、ダクト開放機構は作動する。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、伊方3号炉の参考掲載</p>	<p>(5) ダクト開放機構 泊3号炉の通常時の再循環ダクトの吹出口はダクト最下端部の1箇所に設置されており、重大事故等時には、吹出口のフェールクローズ(F.C.)のダンパが閉止する。また、水没することが想定されることから、水没しないレベルにダクト開放口を新たに設置し、開放口に開放機構を設置した。(図1-5, 6、表1-1)</p> <p>a. ダクト開放機構動作原理 格納容器内雰囲気温度が上昇し、ダクト開放機構駆動装置に取り付けられたメルティングヒューズ(①)が溶断することにより、ダクト開放機構の操作ハンドルの回転を止めているヒューズ押出しピン(②)が引き抜かれ、作動スプリング(③)により操作ハンドル(④)が回転しダクト開放機構が開放される。</p> <p>b. ダクト開放機構の開放設定温度 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、格納容器圧力が最高使用圧力に達した後に開始することを想定している。このため、ダクト開放機構のメルティングヒューズの設定温度は、格納容器の最高使用圧力に対する飽和温度(約132°C)に対して十分な裕度を考慮し110°Cに設定している。 この温度設定より低い温度設定の標準品としては、72°Cの温度設定のものがあるが、格納容器再循環系統の最高使用温度65°Cを考慮するとダクト開放機構が誤作動した場合、格納容器下部への冷却空気が減少し、1次冷却材ポンプや原子炉容器などの冷却に悪影響を及ぼす懸念があるため採用しない。</p> <p>なお、この温度設定より低い温度設定の温度ヒューズを採用した場合、早期に格納容器内自然対流冷却を開始することが可能となるが、格納容器再循環ユニットの除熱量は格納容器内雰囲気温度に依存し、格納容器内雰囲気温度が低い場合には除熱量も低くなることから、格納容器圧力及び温度の最高値への低減効果は小さいと考えられる。</p> <p>c. 冷却水早期通水の影響 ダクト開放機構が動作する前に冷却水を通水する場合にあっても、温度ヒューズはダクト開放機構の格納容器内雰囲気側に設置しているため、ダクト内の冷却による影響を直受けずに格納容器内雰囲気温度によって温度ヒューズは溶断され、ダクト開放機構は作動する。</p>	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> • PCCVである大飯3/4号炉は、CV内再循環^ア外のルーティング、CV内構造が、鋼製CVの泊3号炉と異なり、最大量のCV内注水を実施した場合でも、再循環^ア外の末端が水没せず、再循環出口が開放した状態を維持できるため、^ア外開放機構を設置していない。 • 比較対象として、鋼製CVの伊方3号炉の^ア外開放機構にかかる記載と比較を行う。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

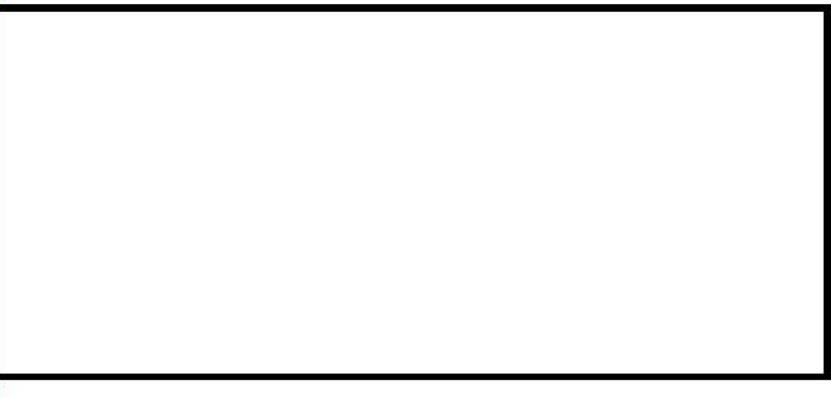
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1-5 ダクト開放機構概略図</p> <p>本記載は、伊方3号炉の参考掲載</p>	 <p>図1-5 ダクト開放機構概略図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) ダクト開放機構の信頼性</p> <p>ダクト開放機構については、重大事故等時の環境下において、電源や空気源に頼ることなく、静的、且つ温度上昇に対して確実に開放できる仕組みとして温度ヒューズを使用したダクト開放機構を選定しており、開放機構の基本的な構造は防火ダンパーと同様である。</p> <p>また、過去の研究※において自然対流冷却の流路確保に対するダクト開放機構の信頼性を確認することを目的として、下表のように温度ヒューズの単体特性試験及び作動性能実証試験を実施し、ダクト開放機構の作動性能を検証しており、高い信頼性があることを確認している。</p> <p>なお、伊方3号機の温度ヒューズ納入時にも、納入する温度ヒューズと同じロット番号の温度ヒューズを使用し、単体特性試験を実施した結果、設定温度110°Cに対して、-4°C～-5°Cの範囲にて溶断することを確認している。</p> <p>また、ダクト開放機構についても、電共研による作動性能実証試験において成果を得られた試験体と同仕様品を採用している。</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">本記載は、伊方3号炉の参考掲載</div>	<p>(6) ダクト開放機構の信頼性</p> <p>ダクト開放機構については、重大事故等時の環境下において、電源や空気源に頼ることなく、静的、且つ温度上昇に対して確実に開放できる仕組みとしてメルティングヒューズを使用したダクト開放機構を選定しており、開放機構の基本的な構造は防火ダンパーと同様である。</p> <p>また、過去の研究※において自然対流冷却の流路確保に対するダクト開放機構の信頼性を確認することを目的として、下表のようにメルティングヒューズの単体特性試験及び作動性能実証試験を実施し、ダクト開放機構の作動性能を検証しており、高い信頼性があることを確認している。</p> <p>なお、泊発電所3号炉のメルティングヒューズ納入時にも、納入するメルティングヒューズと同じロット番号のメルティングヒューズを使用し、単体特性試験を実施した結果、設定温度110°Cに対して、+0°C～-6°Cの範囲にて溶断することを確認している。</p> <p>また、ダクト開放機構についても、電共研による作動性能実証試験において成果を得られた試験体と同仕様品を採用している。</p> 	<p>設備名称の相違 ・呼称は相違する が同一仕様品である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図1-7　温度ヒューズ単体特性試験装置	 図1-7　メルティングヒューズ単体特性試験装置	
 図1-8　ダクト解放機構の作動性能実証試験装置 本記載は、伊方3号炉の参考掲載	 図1-8　ダクト開放機構の作動性能実証試験装置	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

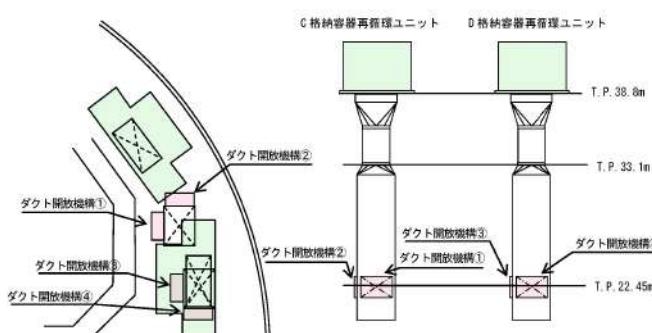
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 実機配置</p> <p>大飯3、4号機では、重大事故時の自然対流路として、EL. 38.7mに設置の2台（A、D）の再循環ユニットの下部ダクトに設置される吹き出入口のうち、中間フロア（EL. 26mのフロアに設置）を評価対象としている（図1-5参照）。なお、大飯3、4号機には、ダクト開放機構は設置されていない。</p> <p><中間出口のみで評価する妥当性>再循環ダクトには各フロアに対して3箇所の吹出口がある。このうち、最下層のフロアに設置する吹出口については再循環ユニットからの高さがあり最もドラフト効果が期待できるとともに、現状の有効性評価のシナリオで水没することはないが、評価では期待していない。</p> <p>また、最上部の吹出口からの流れについては、立ち上がりがっているダクト形状から評価上は加味せず、中間部の吹出口への流れのみとすることにより自然対流量を保守的に見積もり、除熱量に対しても保守的な評価としている。</p> <p>なお、格納容器再循環ユニットで冷却された格納容器内ガスは再循環ユニット内で密度が高くなりダクト内を下降していくことでドラフト力が発生するものであるが、自然対流が形成する過程で最上部の吹出口から流れが全て抜けてしまうことはなく、ドラフト力の発生を阻害するものではない（最上部と中間部の吹出口のダクトからの分岐高さは同じ高さである）。</p>	<p>(7) 実機配置</p> <p>泊3号炉では、重大事故時の自然対流路を確保するためにメルティングヒューズで開放するダクト開放機構をT.P. 38.8m設置の2台（C、D）の再循環ユニットの下部ダクトに設置しており、この開放機構（T.P. 17.8m フロアに設置）を評価対象としている。</p> 	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCCV である大飯3/4号炉は、CV内再循環ダクト外のルーティング、CV内構造が、鋼製CVの泊3号炉と異なり、最大量のCV内注水を実施した場合でも、再循環ダクトの末端が水没せず、再循環出口が開放した状態を維持できるため、ダクト開放機構を設置していない。 ・格納容器への注水状態においても、有效地機能するダクト開放部を評価対象とすることに相違はない。

図1-9 格納容器再循環ユニット及びダクト開放機構配置概略図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉

表1-1 各事故シナリオにおける再循環ファン・再循環ダクト吹出口の状況

有効性評価シナリオ	各シナリオでの状況	再循環ユニットでの除熱評価における条件	
		再循環ファンの稼動状況	想定する吹出口
原子炉補機冷却機能喪失 (全交流電源喪失 +RCP シール LOCA)	吹出口(最下部の上端)の水没状況 A系: E.L. 24.65m D系: E.L. 24.65m (格納容器内水位)	再循環ファンの稼動状況	想定する吹出口
格納容器の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗 +格納容器スプレイ失敗)	水没せず E.L. 約 19.5m (約 2,200m ³)	考慮せず (自然対流冷却で評価)	E.L. 26.0m フロア設置吹出口 (E.L. 約 30.7m)
格納容器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗 +格納容器スプレイ注入失敗)	水没せず E.L. 約 20.5m (約 3,400m ³)		
格納容器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	水没せず E.L. 約 20.1m (約 2,900m ³)		

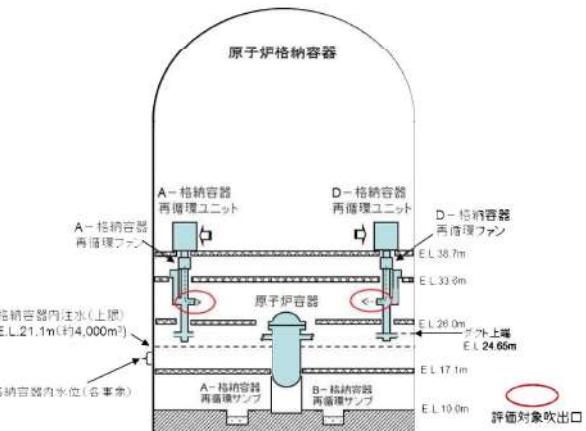


図1-5 格納容器再循環ユニット配置概要図 (原子炉格納容器断面図)

48-8-36

泊発電所3号炉

表1-1 各事故シナリオにおける再循環ファン・再循環ダクト吹出口の状況

有効性評価シナリオ	各シナリオでの状況	再循環ユニットでの除熱評価における条件	
		吹出口(最下部)の水没状況 C,D系: T.P. 21.9m (格納容器内水位)	再循環ファンの稼動状況 想定する吹出口
原子炉補機冷却機能喪失 (全交流電源喪失 +RCP シール LOCA)	水没せず T.P. 約 13.7m (約 1,800m ³)		
格納容器の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗 +格納容器スプレイ失敗)	水没せず T.P. 約 13.7m (約 1,800m ³)		
格納容器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗 +格納容器スプレイ注入失敗)	水没せず T.P. 約 17.8m (約 3,600m ³)		
格納容器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	水没せず T.P. 約 17.0m (約 3,200m ³)		

相違理由

設計方針の相違

- PCCV である大飯3/4号炉は、CV内再循環ダクト外のルーティング、CV内構造が、鋼製CVの泊3号炉と異なり、最大量のCV内注水を実施した場合でも、再循環ダクトの末端が水没せず、再循環出口が開放した状態を維持できるため、ダクト開放機構を設置していない。

各有効性評価における格納容器内注水量で水没せず、自然対流冷却の効果のみを考慮する評価内容には相違なし。

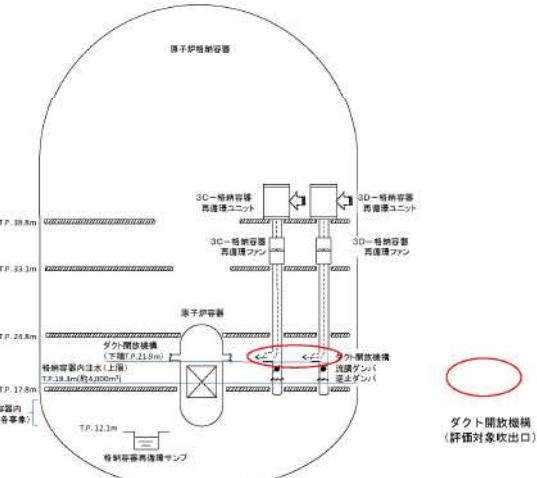


図1-6 格納容器再循環ユニット配置概要図 (原子炉格納容器断面図)

48-7-34

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

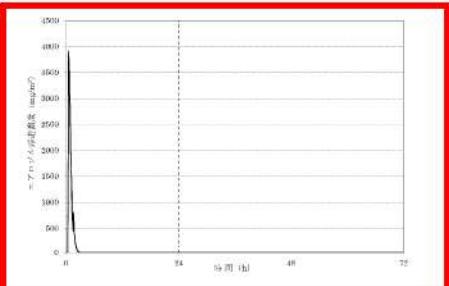
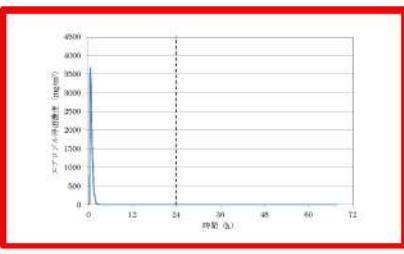
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>参考資料－1　冷却コイル高さ方向での熱容量の裕度について</p> <p>格納容器再循環ユニット冷却コイル性能確認試験にて試験を実施した条件のうち、大飯3、4号機における格納容器最高使用圧力（0.39MPaG≈5ata）とほぼ同等な冷却コイル入口混合ガス条件（表1参照。圧力 5ata、温度 140°C）における冷却コイル高さ方向での冷却コイルの熱容量の余裕を確認するために、冷却コイル高さ方向での冷却水出口温度の分布を図1に整理した。</p> <p>図1を見ると、コイル高さが高いほど冷却水出口温度は高く、コイル高さが低いほど冷却水出口温度は低いことがわかる。冷却水の温度上昇分が除熱量であるため、コイル高さが高いほど除熱量が大きく、コイル高さが低いほど除熱量が小さいことがわかる。</p> <p>除熱量の最も大きい条件は、混合ガス流速 0.3m/s におけるコイル高さ 1.2m のポイントであり、このポイントでの冷却水出口温度は 101°C であるので、混合ガス温度約 140°C に比べて、約 40°C の冷却水温度の余裕があることがわかる。</p> <p>表1 試験条件と実機条件との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実験条件</th><th>大飯3、4号機*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全圧</td><td>5ata</td></tr> <tr> <td>温度</td><td>約 140°C</td></tr> <tr> <td>混合ガス流速</td><td>0.1～0.3m/sec</td></tr> </tbody> </table> <p>※大飯3、4号機における格納容器最高使用圧力での値</p> <p>図1　冷却コイル高さ方向での冷却水出口温度分布</p> <p>参考資料－1　冷却コイル高さ方向での熱容量の裕度について</p> <p>格納容器再循環ユニット冷却コイル性能確認試験にて試験を実施した条件のうち、泊3号炉における格納容器最高使用圧力（0.283MPaG≈3.9ata）とほぼ同等な冷却コイル入口混合ガス条件（表1参照。圧力 4ata、温度 130°C）における冷却コイル高さ方向での冷却コイルの熱容量の余裕を確認するために、冷却コイル高さ方向での冷却水出口温度の分布を図1に整理した。</p> <p>図1を見ると、コイル高さが高いほど冷却水出口温度は高く、コイル高さが低いほど冷却水出口温度は低いことがわかる。冷却水の温度上昇分が除熱量であるため、コイル高さが高いほど除熱量が大きく、コイル高さが低いほど除熱量が小さいことがわかる。</p> <p>除熱量の最も大きい条件は、混合ガス流速 0.4m/s におけるコイル高さ 1.2m のポイントであり、このポイントでの冷却水出口温度は 88°C であるので、混合ガス温度約 130°C に比べて、約 40°C の冷却水温度の余裕があることがわかる。</p> <p>表1 試験条件と実機条件との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実験条件</th><th>泊3号炉*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全圧</td><td>4ata</td></tr> <tr> <td>温度</td><td>約 130°C</td></tr> <tr> <td>混合ガス流速</td><td>0.1～0.4m/sec</td></tr> </tbody> </table> <p>※泊3号炉における格納容器最高使用圧力での値</p> <p>図1　冷却コイル高さ方向での冷却水出口温度分布</p>	実験条件	大飯3、4号機*	全圧	5ata	温度	約 140°C	混合ガス流速	0.1～0.3m/sec	実験条件	泊3号炉*	全圧	4ata	温度	約 130°C	混合ガス流速	0.1～0.4m/sec
実験条件	大飯3、4号機*															
全圧	5ata															
温度	約 140°C															
混合ガス流速	0.1～0.3m/sec															
実験条件	泊3号炉*															
全圧	4ata															
温度	約 130°C															
混合ガス流速	0.1～0.4m/sec															

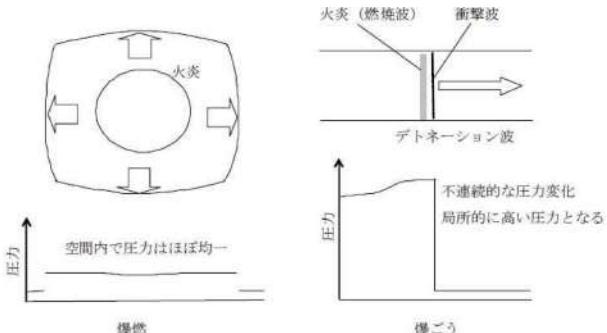
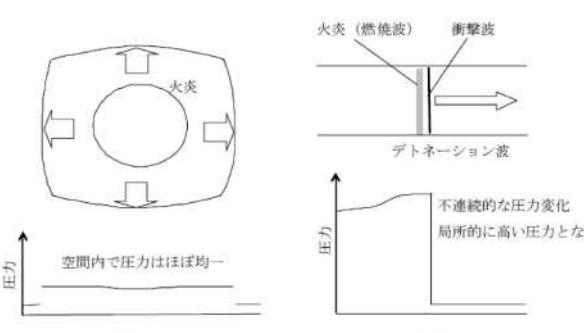
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料－2 エアロゾルによる自然対流冷却除熱性能劣化について</p> <p>大飯3、4号機における格納容器破損防護対策の代表シナリオである「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+CV スプレイ失敗」シナリオでは格納容器内のエアロゾル浮遊濃度は、MAAP 解析の結果より最大で約 4000mg/m³である（図1）。これを見ると、事故時急激にエアロゾルが発生するが、代替 CV スプレイ水により 3 時間程度で除去されていることがわかる。</p> <p>一方、本シナリオにおける格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の開始時刻は、エアロゾルが除去されて以降であるので、自然対流冷却開始時点では格納容器内に有意なエアロゾルの浮遊はないことがわかる。</p> <p>従って、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について、エアロゾルによる有意な除熱性能劣化の影響はないものと判断できる。</p>  <p>図1 エアロゾルの浮遊濃度（ドーム部） (大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+CV スプレイ失敗+代替 CV スプレイ成功) シナリオ</p>	<p>参考資料－2 エアロゾルによる自然対流冷却除熱性能劣化について</p> <p>泊3号炉における格納容器破損防止対策の代表シナリオである「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+CV スプレイ失敗」シナリオでは格納容器内のエアロゾル浮遊濃度は、MAAP 解析の結果より最大で約 3700mg/m³である（図1）。これを見ると、事故時急激にエアロゾルが発生するが、代替 CV スプレイ水により 3 時間程度で除去されていることがわかる。</p> <p>一方、本シナリオにおける格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の開始時刻は、エアロゾルが除去されて以降であるので、自然対流冷却開始時点では格納容器内に有意なエアロゾルの浮遊はないことがわかる。</p> <p>従って、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について、エアロゾルによる有意な除熱性能劣化の影響はないものと判断できる。</p>  <p>図1 エアロゾルの浮遊濃度（ドーム部） (大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+CV スプレイ失敗+代替 CV スプレイ成功) シナリオ</p>	<p>解説結果の相違 • 解析結果は相違するが、エアロゾルによる格納容器自然対流冷却における除熱性能への有意な影響はないことは同じである。</p>

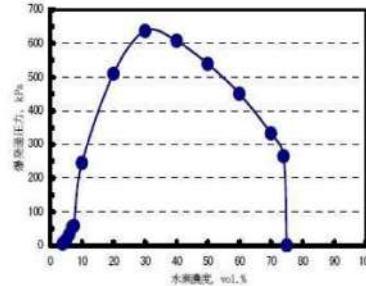
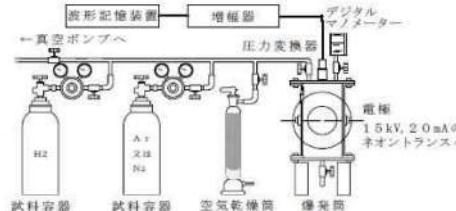
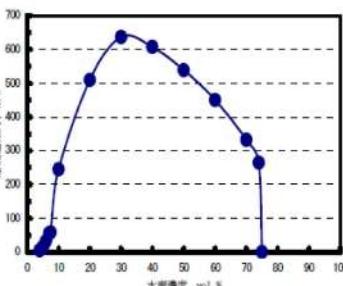
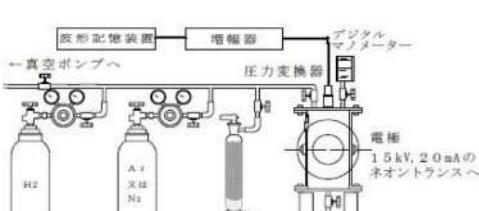
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料－3 格納容器再循環ユニットのダクト内外での水素燃焼影響について</p> <p>1. はじめに 本資料は、格納容器再循環ユニット内外の局所的な水素濃度上昇による水素燃焼の影響についてまとめたものである。なお、格納容器再循環ユニット内に着火源はないためユニット内からの水素燃焼は想定しがたいが、冷却コイル出口ではドライ環境のため入口より水素濃度が相対的に上昇することを踏まえ、念のために機器への影響を確認することを目的とする。</p> <p>2. 爆轟と爆燃における圧力伝播と圧力分布の違い 爆轟では、火炎は音速を超えた速度で伝播するため、火炎の直前に衝撃波が形成され、火炎からのエネルギー放出により衝撃波が減衰することなく伝播し続けるものとなる。 空間内の圧力分布を考えると、爆轟では火災伝播は圧力の伝わる速度より速く局所的に圧力が大きく上昇するため、非常に大きな被害が出やすいが、爆燃では圧力変化（音速で伝わる）は火炎伝播よりも十分速く空間内に伝わる。このため、燃焼による圧力上昇は閉空間全体で平均化される。 イグナイタが着火する8%vol%程度の水素濃度では、火炎伝搬速度は小さく爆轟に至らないため、仮にダクト内又は外で着火・伝播しても、ダクトに有意な圧力（内外圧力差）は生じない。</p>  <p>図1 爆燃と爆轟での圧力分布(参考文献(1)より引用)</p>	<p>参考資料－3 格納容器再循環ユニットのダクト内外での水素燃焼影響について</p> <p>1. はじめに 本資料は、格納容器再循環ユニット内外の局所的な水素濃度上昇による水素燃焼の影響についてまとめたものである。なお、格納容器再循環ユニット内に着火源はないためユニット内からの水素燃焼は想定しがたいが、冷却コイル出口ではドライ環境のため入口より水素濃度が相対的に上昇することを踏まえ、念のために機器への影響を確認することを目的とする。</p> <p>2. 爆轟と爆燃における圧力伝播と圧力分布の違い 爆轟では、火炎は音速を超えた速度で伝播するため、火炎の直前に衝撃波が形成され、火炎からのエネルギー放出により衝撃波が減衰することなく伝播し続けるものとなる。 空間内の圧力分布を考えると、爆轟では火災伝播は圧力の伝わる速度より速く局所的に圧力が大きく上昇するため、非常に大きな被害が出やすいが、爆燃では圧力変化（音速で伝わる）は火炎伝播よりも十分速く空間内に伝わる。このため、燃焼による圧力上昇は閉空間全体で平均化される。 イグナイタが着火する8%vol%程度の水素濃度では、火炎伝搬速度は小さく爆轟に至らないため、仮にダクト内又は外で着火・伝播しても、ダクトに有意な圧力（内外圧力差）は生じない。</p>  <p>図1 爆燃と爆轟での圧力分布(参考文献(1)より引用)</p>	

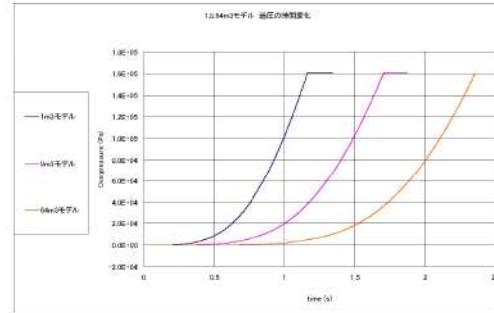
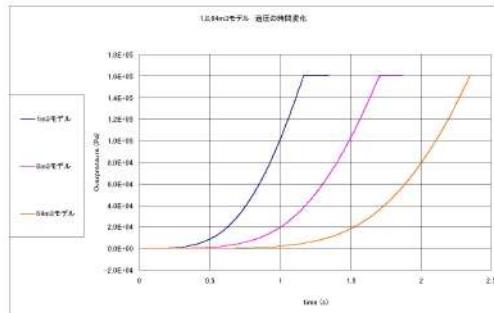
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 単純な体系での評価 (1) 一般的な知見 内容積 2L のステンレス製円筒容器（102mm φ × 210H 観測窓付）を用い、着火は容器中心部において、電気スパーク（15kV のネオントランス）を用いて室温、大気圧下で行った水素／空気混合ガスの爆発圧力特性の測定結果を図 2 に、測定装置の概略を図 3 に示す。 8%程度では、爆発過圧力は、100kPa～200kPa の間にある。</p>  <p>図 2 水素／空気混合ガスの爆発圧力(参考文献(1)より引用)</p>  <p>図 3 水素の爆発特性測定装置(参考文献(1)より引用)</p>	<p>3. 単純な体系での評価 (1) 一般的な知見 内容積 2L のステンレス製円筒容器（102mm φ × 210H 観測窓付）を用い、着火は容器中心部において、電気スパーク（15kV のネオントランス）を用いて室温、大気圧下で行った水素／空気混合ガスの爆発圧力特性の測定結果を図 2 に、測定装置の概略を図 3 に示す。 8%程度では、爆発過圧力は、100kPa～200kPa の間にある。</p>  <p>図 2 水素／空気混合ガスの爆発圧力(参考文献(1)より引用)</p>  <p>図 3 水素の爆発特性測定装置(参考文献(1)より引用)</p>	

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(2) 火炎伝播解析による評価</p> <p>1m³、8m³及び64m³の立方体（閉空間）に一樣濃度の水素と空気との予混合気が形成されている場合の最大過圧を水素の燃焼解析で求め、その計算結果を表1に示す。理論的には以下の式が成り立ち、水素濃度20%の計算結果は文献値より少し低めであるが、8%および30%を含めて、凡そ文献値とほぼ同じ値を示している。水素濃度8%程度の場合、計算では最大過圧は160kPaであった。</p> $\frac{P_2}{P_1} = \frac{n_2 T_2}{n_1 T_1} \quad \left[\begin{array}{l} 1: \text{燃焼前} \\ 2: \text{燃焼後} \end{array} \right]$ <p>8%の水素が全て燃焼した時の到達圧力は、図4に示すとおり、容積（1m³、8m³及び64m³）が異なっても最大で160kPaであり、到達圧力が同じであることを確認した。なお、圧力の時間に伴う上昇は、体系内のどの地点でもほぼ同じ圧力のまま上昇していく結果となっている。このことは、図1に示した爆燃までの燃焼では、燃焼に伴う局所的な圧力の増加は体系内に速やかに均一化されることを裏付けている。</p> <p>以上より、8%の水素濃度で水素がすべて燃焼しても、区画内の設置されている機器の表面で圧力差は小さく、健全性が脅かされることはない。</p> <p>表1 最大過圧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H₂濃度</th> <th>文献値(*)</th> <th>計算結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%</td> <td>100～200kPa</td> <td>160kPa</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>500kPa</td> <td>400kPa</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>640kPa</td> <td>600kPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) : 参考文献1より引用</p>  <p>図4 1m³、8m³及び64m³での圧力変化 (H₂濃度 8%)</p>	H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果	8%	100～200kPa	160kPa	20%	500kPa	400kPa	30%	640kPa	600kPa	<p>(2) 火炎伝播解析による評価</p> <p>1m³、8m³及び64m³の立方体（閉空間）に一樣濃度の水素と空気との予混合気が形成されている場合の最大過圧を水素の燃焼解析で求め、その計算結果を表1に示す。理論的には以下の式が成り立ち、水素濃度20%の計算結果は文献値より少し低めであるが、8%および30%を含めて、凡そ文献値とほぼ同じ値を示している。水素濃度8%程度の場合、計算では最大過圧は160kPaであった。</p> $\frac{P_2}{P_1} = \frac{n_2 T_2}{n_1 T_1} \quad \left[\begin{array}{l} 1: \text{燃焼前} \\ 2: \text{燃焼後} \end{array} \right]$ <p>8%の水素が全て燃焼した時の到達圧力は、図4に示すとおり、容積（1m³、8m³及び64m³）が異なっても最大で160kPaであり、到達圧力が同じであることを確認した。なお、圧力の時間に伴う上昇は、体系内のどの地点でもほぼ同じ圧力のまま上昇していく結果となっている。このことは、図1に示した爆燃までの燃焼では、燃焼に伴う局所的な圧力の増加は体系内に速やかに均一化されることを裏付けている。</p> <p>以上より、8%の水素濃度で水素がすべて燃焼しても、区画内の設置されている機器の表面で圧力差は小さく、健全性が脅かされることはない。</p> <p>表1 最大過圧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H₂濃度</th> <th>文献値(*)</th> <th>計算結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%</td> <td>100～200kPa</td> <td>160kPa</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>500kPa</td> <td>400kPa</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>640kPa</td> <td>600kPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) : 参考文献1より引用</p>  <p>図4 1m³、8m³及び64m³での圧力変化 (H₂濃度 8%)</p>	H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果	8%	100～200kPa	160kPa	20%	500kPa	400kPa	30%	640kPa	600kPa	
H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果																								
8%	100～200kPa	160kPa																								
20%	500kPa	400kPa																								
30%	640kPa	600kPa																								
H ₂ 濃度	文献値(*)	計算結果																								
8%	100～200kPa	160kPa																								
20%	500kPa	400kPa																								
30%	640kPa	600kPa																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>4. ダクト体系での確認</p> <p>これまでの知見では、配管類で爆轟が生じたのは、片端又は両端が閉ざされた閉空間で水素濃度が高濃度に蓄積したもので起こっているので、PWRのユニット・ダクトのような両端が開放された構造、水素濃度が高くない（ドライ水素濃度 13%未満）条件では爆轟は発生しないと考えられる。</p> <p>しかしながら、ダクト内では、火炎の伝播方向が限定され、火炎加速が比較的起こりやすいと考えられること、及びダクト内で水蒸気が凝縮して水素濃度が高濃度になる可能性を想定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト内 13%濃度均一（解析水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC 解析の CV ドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値を設定） ・ダクト外（部屋内）8%均一 ・ダクト内で何らかの理由で着火とダクト外のイグナイタでの着火の2通りを仮定 <p>の条件で火炎伝播及び圧力伝播解析により、爆燃の範囲でもダクトユニットの健全性に影響するような内外圧差が生じないことを評価した。</p> <p>4. 1 ダクト内での着火</p> <p>(1) 解析体系</p> <p>解析体系を図5に示す。点火位置はダクト上部開口端の中央とした。</p> <p>(2) 解析結果</p> <p>図6に燃焼率センター図を示すとおり、区画内の燃焼は1秒以内で終わっている。ダクト内の圧力はダクト上部と中央部と下部の開口部から抜けるため内部からの圧力上昇値は高くない。この時の自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は表2及び図7に示すとおりであり、過渡的にも再循環ユニットダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>表2 自然対流路の内外圧差評価結果（ダクト内着火）</p> <table border="1"> <tr> <td>自然対流路の内外圧差最大値</td> <td>大飯3/4号機の再循環ユニット ダクトの許容圧力</td> </tr> <tr> <td>約 1.5 kPa</td> <td>約 4.5 kPa(*)</td> </tr> </table> <p>(*)：耐圧試験による検証結果</p> <p>(2) 解析結果</p> <p>図6に燃焼率センター図を示すとおり、区画内の燃焼は1秒以内で終わっている。ダクト内の圧力はダクト上部と中央部の開口部から抜けるため内部からの圧力上昇値は高くないが、ダクト内の燃焼終了後もダクト外での燃焼が下部で続いているため、区画内の燃焼終了間にダクト外部の圧力が内部に比べて若干高くなる。この時の自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は表2及び図7に示すとおりであり、過渡的にも再循環ユニットダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p>	自然対流路の内外圧差最大値	大飯3/4号機の再循環ユニット ダクトの許容圧力	約 1.5 kPa	約 4.5 kPa(*)	<p>4. ダクト体系での確認</p> <p>これまでの知見では、配管類で爆轟が生じたのは、片端又は両端が閉ざされた閉空間で水素濃度が高濃度に蓄積したもので起こっているので、PWRのユニット・ダクトのような両端が開放された構造、水素濃度が高くない（ドライ水素濃度 13%未満）条件では爆轟は発生しないと考えられる。</p> <p>しかしながら、ダクト内では、火炎の伝播方向が限定され、火炎加速が比較的起こりやすいと考えられること、及びダクト内で水蒸気が凝縮して水素濃度が高濃度になる可能性を想定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト内 13%濃度均一（解析水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC 解析の CV ドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値を設定） ・ダクト外（部屋内）8%均一 ・ダクト内で何らかの理由で着火とダクト外のイグナイタでの着火の2通りを仮定 <p>の条件で火炎伝播及び圧力伝播解析により、爆燃の範囲でもダクトユニットの健全性に影響するような内外圧差が生じないことを評価した。</p> <p>4. 1 ダクト内での着火</p> <p>(1) 解析体系</p> <p>解析体系を図5に示す。点火位置はダクト上部開口端の中央とした。</p> <p>(2) 解析結果</p> <p>図6に燃焼率センター図を示すとおり、区画内の燃焼は1秒以内で終わっている。ダクト内の圧力はダクト上部と中央部の開口部から抜けるため内部からの圧力上昇値は高くないが、ダクト内の燃焼終了後もダクト外での燃焼が下部で続いているため、区画内の燃焼終了間にダクト外部の圧力が内部に比べて若干高くなる。この時の自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は表2及び図7に示すとおりであり、過渡的にも再循環ユニットダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>表2 自然対流路の内外圧差評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>自然対流路の内外圧差最大値</td> <td>泊3号炉の再循環ユニット ダクトの許容圧力</td> </tr> <tr> <td>約 7kPa</td> <td>約 19.6kPa(*)</td> </tr> </table> <p>(*)：カタログ保証値</p>	自然対流路の内外圧差最大値	泊3号炉の再循環ユニット ダクトの許容圧力	約 7kPa	約 19.6kPa(*)	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉には、ダクト下部に開口部はない。ダクト外体系内の開口部から圧力が抜けることに相違はない。 ・ダクト外開口箇所の相違 ・ダクト外開口部がダクト下部にも設置している大飯3/4号炉では、ダクト内外差圧が解消やすい体系。 ・泊3号炉は、ダクト下部に開口部がないため、下部区画のダクト外の燃焼影響によりダクト内外差圧が大飯に比較しきなりやすい体系。（高浜3/4号炉、美浜3号炉と同様） ・いずれにおいてもダクトの許容圧力未満であることは同じである。
自然対流路の内外圧差最大値	大飯3/4号機の再循環ユニット ダクトの許容圧力									
約 1.5 kPa	約 4.5 kPa(*)									
自然対流路の内外圧差最大値	泊3号炉の再循環ユニット ダクトの許容圧力									
約 7kPa	約 19.6kPa(*)									

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>4. 2 ダクト外での着火</p> <p>(1) 解析体系</p> <p>解析体系を図8に示す。着火点は実機の離隔距離を踏まえ、ダクトから3mとした。</p> <p>(2) 解析結果</p> <p>図9に燃焼率センター図を示すとおり、区画内の燃焼は1秒以内で終わっている。</p> <p>ダクト下端部に到達した火炎は、ダクト下端部よりダクト内にも伝播し、ダクト内外を広がっていく。その後、火炎はダクト上部を抜け、火炎は消失している。火炎伝播の時間差によりダクト内外の圧力差が生じるが、自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は最大でも表3及び図10に示すとおりであり、過渡的にも再循環ダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>表3 自然対流路の内外圧差評価結果（ダクト外着火）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然対流路の内外圧差最大値</th><th>大飯3/4号機の再循環ユニット ダクトの許容圧力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約3kPa</td><td>約4.5kPa(*)</td></tr> </tbody> </table> <p>(*)：耐圧試験による検証結果</p> <p>(2) 解析結果</p> <p>図9の燃焼率センター図を示すとおり、区画内の燃焼は1秒以内で終わっている。</p> <p>ダクト下端部が閉口であるため、火炎はダクトの外側を取り囲むように進む。火炎がダクト中央部に到達すると、ダクト中央部からダクト内部にも広がり、ダクト内においても上下方向に進むが、ダクト内の下方へ火炎伝播は、上方と比べ、下端が閉構造のため、閉端部での圧力が次第に高くなることからダクト内下端方向への燃焼ガス膨張が妨げられ、火炎はダクト外側よりも緩やかに伝播している。その後、火炎はダクト上部を抜け、火炎は消失している。火炎伝播の時間差によりダクト内外の圧力差が生じるが、自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は最大でも表3及び図10に示すとおりであり、過渡的にもダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p>	自然対流路の内外圧差最大値	大飯3/4号機の再循環ユニット ダクトの許容圧力	約3kPa	約4.5kPa(*)	<p>4. 2 ダクト外での着火</p> <p>(1) 解析体系</p> <p>解析体系を図8に示す。着火点は実機の離隔距離を踏まえ、ダクトから3mとした。</p> <p>(2) 解析結果</p> <p>図9の燃焼率センター図を示すとおり、区画内の燃焼は1秒以内で終わっている。</p> <p>ダクト下端部が閉口であるため、火炎はダクトの外側を取り囲むように進む。火炎がダクト中央部に到達すると、ダクト中央部からダクト内部にも広がり、ダクト内においても上下方向に進むが、ダクト内の下方へ火炎伝播は、上方と比べ、下端が閉構造のため、閉端部での圧力が次第に高くなることからダクト内下端方向への燃焼ガス膨張が妨げられ、火炎はダクト外側よりも緩やかに伝播している。その後、火炎はダクト上部を抜け、火炎は消失している。火炎伝播の時間差によりダクト内外の圧力差が生じるが、自然対流路（ダクト開口部より上側）の内外差圧は最大でも表3及び図10に示すとおりであり、過渡的にも再循環ダクトの許容圧力内に収まる結果となった。</p> <p>表3 自然対流路の内外圧力差評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然対流路の内外圧力差最大値</th><th>再循環ダクトの許容圧力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約4.4kPa</td><td>約19.6kPa(*)</td></tr> </tbody> </table> <p>(*)：カタログ保証値</p>	自然対流路の内外圧力差最大値	再循環ダクトの許容圧力	約4.4kPa	約19.6kPa(*)	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉には、ダクト下部に開口部はない。ダクト体系内の開口部からダクト外へ火炎伝播する燃焼様態に相違はない。 <p>ダクト開口箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト開口部がダクト下部にも設置している大飯3/4号炉では、ダクト下部から上端へと火炎伝播する体系。 ・泊3号炉は、ダクト下部に開口部がないため、ダクト中央部開口からダクト内に火炎伝播し、開口している上方への火炎伝播がしやすい体系。（高浜3/4号炉、美浜3号炉と同様） ・いずれにおいてもダクトの許容圧力未満であることは同じである。
自然対流路の内外圧差最大値	大飯3/4号機の再循環ユニット ダクトの許容圧力									
約3kPa	約4.5kPa(*)									
自然対流路の内外圧力差最大値	再循環ダクトの許容圧力									
約4.4kPa	約19.6kPa(*)									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.まとめ</p> <p>解析によるダクト体系での確認により、最も厳しいと考えらえる水素濃度が高い条件で燃焼したとしても、ダクトに損傷を与える程度の圧力差は生じないことを確認した。</p> <p>また、温度の面については、燃焼時の雰囲気の温度は上昇するが、周囲の壁等への放熱（主に輻射熱伝達）により低下する。この雰囲気の温度変化に対して、金属機器類は、雰囲気より大きな熱容量を持つため、温度の上昇は緩やかとなる。例として、8%水素濃度均一区画内での燃焼を解析した結果、ダクトのような薄板の機器であっても燃焼時の表面温度の上昇は約40°C以下となり、ダクト構造に影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p>以上より、格納容器再循環ユニット内外で万一水素が燃焼した場合を仮定しても、機器の機能に影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>参考文献(1) 水素の有効利用ガイドブック 平成20年3月 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構</p>	<p>5.まとめ</p> <p>解析によるダクト体系での確認により、最も厳しいと考えらえる水素濃度が高い条件で燃焼したとしても、ダクトに損傷を与える程度の圧力差は生じないことを確認した。</p> <p>また、温度の面については、燃焼時の雰囲気の温度は上昇するが、周囲の壁等への放熱（主に輻射熱伝達）により低下する。この雰囲気の温度変化に対して、金属機器類は、雰囲気より大きな熱容量を持つため、温度の上昇は緩やかとなる。例として、8%水素濃度均一区画内での燃焼を解析した結果、ダクトのような薄板の機器であっても燃焼時の表面温度の上昇は約40°C以下となり、ダクト構造に影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p>以上より、格納容器再循環ユニット内で万一水素が燃焼した場合を仮定しても、機器の機能に影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>参考文献(1) 水素の有効利用ガイドブック 平成20年3月 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図5 ダクト内外火炎伝播解析体系図 X-Z断面 (Y-Z断面も同様)</p>	<p>図5 ダクト内外火炎伝播解析体系図 X-Z断面 (Y-Z断面も同様)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

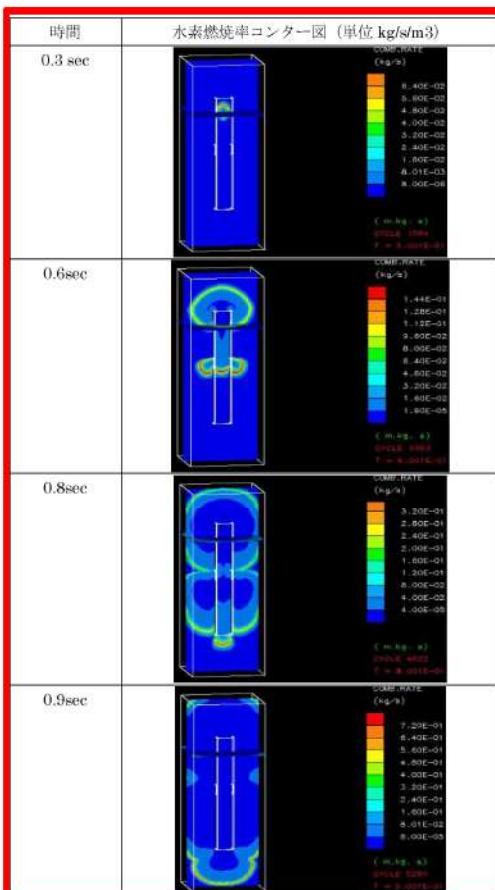
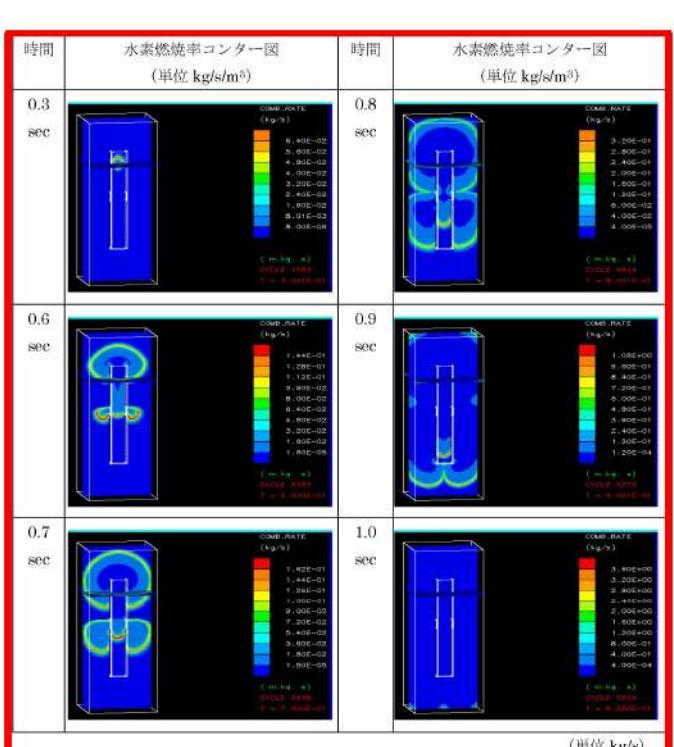
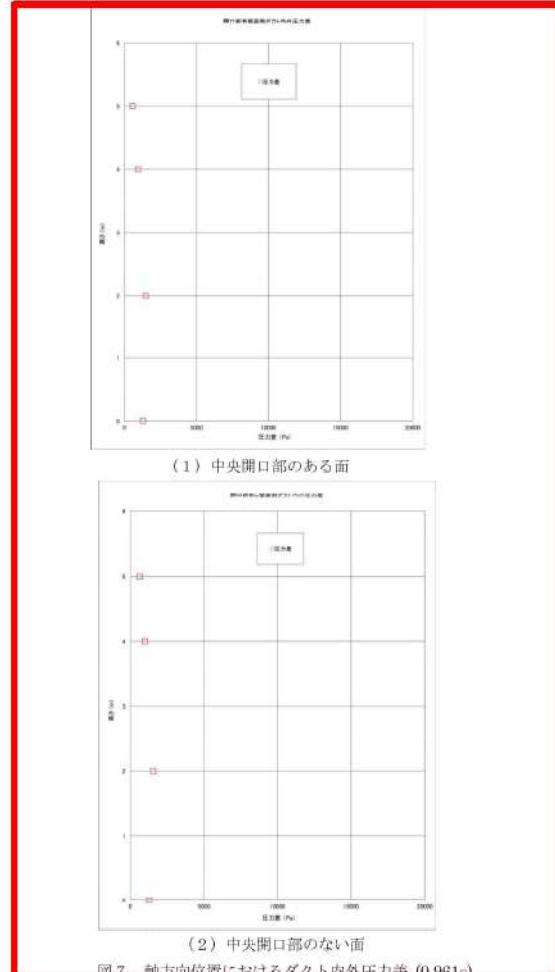
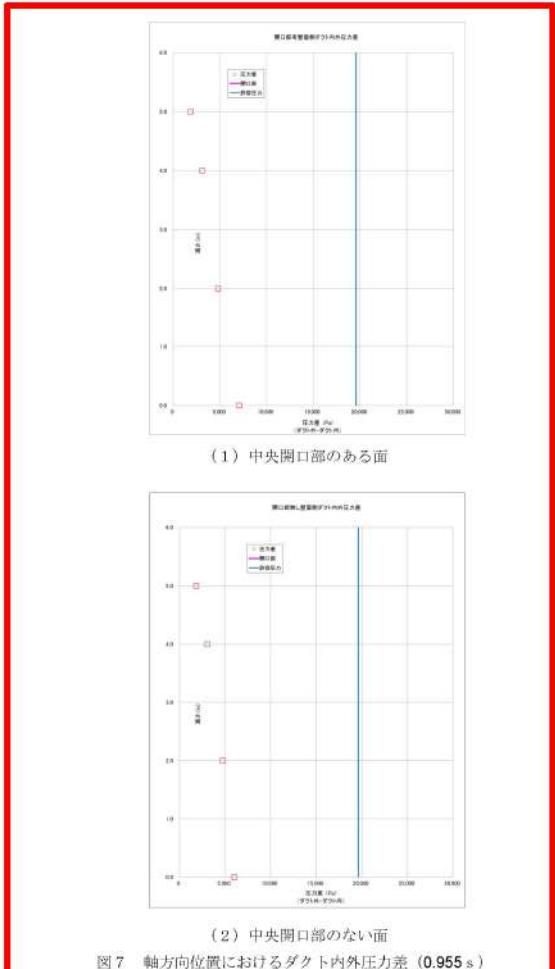
大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
				<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊3号炉には、 グ外下部に開口部 はない。グ外体系 内の開口部から圧 力が抜けることによ り相違はない。

図6 水素燃焼率センター図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図7 軸方向位置におけるダクト内外圧力差 (0.955 s)	 図7 軸方向位置におけるダクト内外圧力差 (0.955 s)	ダクト開口箇所の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト開口部がダクト下部にも設置している大飯3/4号炉では、ダクト内外差圧が解消やすい体系。 ・泊3号炉は、ダクト下部に開口部がないため、下部区画のダクト外の燃焼影響によりダクト内外差圧が大飯に比較しきなりやすい体系。(高浜3/4号炉、美浜3号炉と同様)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図8 ダクト内外火炎伝播解析体系図 X-Z断面 (Y-Z断面も同様)</p>	<p>図8 ダクト内外火炎伝播解析体系図 X-Z断面 (Y-Z断面も同様)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

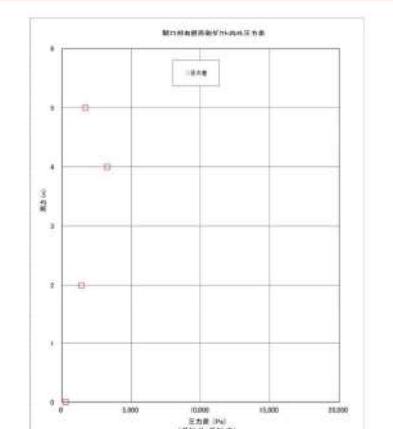
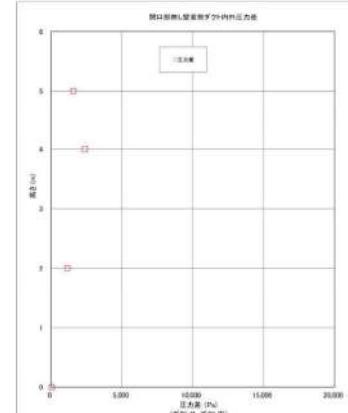
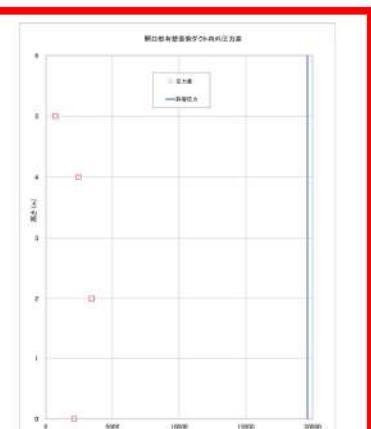
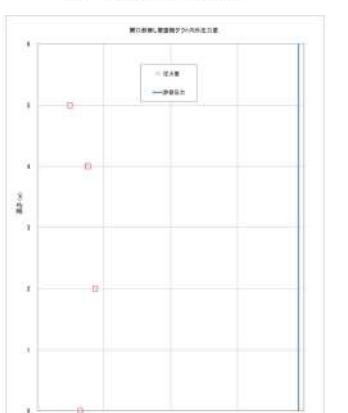
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉には、 ダ外下部に開口部 はない。ダ外体系 内の開口部からダ 外内へ火炎伝播す る燃焼様態に相違 はない。 <p>ダ外開口箇所の相 違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダ外開口部がダ 外下部にも設置し ている大飯3/4号 炉では、ダ外下端 から上端へと火炎 伝播する体系。 ・泊3号炉は、ダク ト下部に開口部が ないため、ダ外中 央部開口からダ外 内に火炎伝播し、 開口している上方 への火炎伝播がし やすい体系。（高 浜3/4号炉、美浜3 号炉と同様）

図9 水素燃焼率コンター図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
  <p>図10 軸方向位置におけるダクト内外圧力差 (0.857s)</p>	  <p>図10 軸方向位置におけるダクト内外圧力差 (1.006 s)</p>	<p><u>ダクト開口箇所の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト開口部がダクト下部にも設置している大飯3/4号炉では、ダクト下端から上端へと火炎伝播する体系。 ・泊3号炉は、ダクト下部に開口部がないため、ダクト中央部開口からダクト内に火炎伝播し、開口している上方への火炎伝播がしやすい体系。（高浜3/4号炉、美浜3号炉と同様）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考)</p> <p><u>過去の燃焼試験の整理からの考察</u></p> <p>過去の水素燃焼に関する試験等の知見を表1に整理した。上表に開放空間またはX,Y,Zの寸法が同等の閉囲空間での水素燃焼試験の条件を、下表に細長い閉囲空間（管路、ダクト系）での水素燃焼試験の条件を示している。爆轟が発生するのは、過去の試験等では、下表のような細長い配管類に水素と支燃性ガスがドライに近い条件で閉じ込められた場合であり、ダクト・配管以外の広い空間での火炎伝播試験の体系では、水素濃度が13～15%（ドライ水素濃度）でも、爆轟は発生していない。ウェット条件になるとさらに高濃度の水素でも発生していない。</p> <p>また、過去の細長い体系（管路、ダクト）での水素燃焼試験結果と再循環ダクトの体系の比較を表2に示す。</p> <p>RUT試験から、約11%未満の水素濃度では、障害物の有無に係らず、爆燃止まりであるのに対して、12.5%以上の水素濃度では障害物がある場合にのみ爆轟が発生している。</p> <p>労働省産業安全研究所の試験では、両端又は片端が閉の場合には、障害物の有無に係らず爆轟が発生している。この結果から、両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくても配管の長さと径の比（L/D）が大きく、30%程度の高水素濃度の場合は爆轟に転移する可能性が高いことが分かる。</p> <p>SRIの試験結果においては、両端が開放の場合でも水素濃度30%の水素濃度で障害物がある場合に爆轟が発生している。この結果から、配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性があることが分かる。</p> <p>NUPECの大規模試験は、内径8mの球体系(270m³)で多区画（11区画）である特徴があり、この球体系の中に円周約16m、口径1mのドーナツ状8角形空間があるが、15%（ドライ）大気圧の条件でも爆轟は発生していない。この結果から、複数の開口部があり、L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15%程度の水素濃度でも爆轟は発生しない傾向にあることが分かる。</p> <p>以上を整理すると、爆轟発生の条件として、以下の条件が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水素濃度が12.5%未満では障害物の存在に依存しないが、12.5%以上では水素濃度と共に障害物が存在した方が爆轟の可能性が高まる。 ✓ 配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性がある。 ✓ 両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくてもL/Dが大きく、30%程度の高水素濃度の場合に爆轟に転移する可能性が高い。 ✓ L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15%程度の水素濃度でも爆轟は発生していない。 <p>実機での細長い体系である再循環ダクトでは、保守的に水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC解析のCVドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値として、ダクト内の水素濃度を保守的に13%とした場合においても、開放された系であり、ダクト内には障害物がない。また、L/Dも10未満であり、過去の爆轟事例のいずれの条件にも当てはまらない。</p>	<p style="text-align: center;">(参考)</p> <p><u>過去の燃焼試験の整理からの考察</u></p> <p>過去の水素燃焼に関する試験等の知見を表1に整理した。上表に開放空間またはX,Y,Zの寸法が同等の閉囲空間での水素燃焼試験の条件を、下表に細長い閉囲空間（管路、ダクト系）での水素燃焼試験の条件を示している。爆轟が発生るのは、過去の試験等では、下表のような細長い配管類に水素と支燃性ガスがドライに近い条件で閉じ込められた場合であり、ダクト・配管以外の広い空間での火炎伝播試験の体系では、水素濃度が13～15%（ドライ水素濃度）でも、爆轟は発生していない。ウェット条件になるとさらに高濃度の水素でも発生していない。</p> <p>また、過去の細長い体系（管路、ダクト）での水素燃焼試験結果と再循環ダクトの体系の比較を表2に示す。</p> <p>RUT試験から、約11%未満の水素濃度では、障害物の有無に係らず、爆燃止まりであるのに対して、12.5%以上の水素濃度では障害物がある場合にのみ爆轟が発生している。</p> <p>労働省産業安全研究所の試験では、両端又は片端が閉の場合には、障害物の有無に係らず爆轟が発生している。この結果から、両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくても配管の長さと径の比（L/D）が大きく、30%程度の高水素濃度の場合は爆轟に転移する可能性が高いことが分かる。</p> <p>SRIの試験結果においては、両端が開放の場合でも水素濃度30%の水素濃度で障害物がある場合に爆轟が発生している。この結果から、配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性があることが分かる。</p> <p>NUPECの大規模試験は、内径8mの球体系(270m³)で多区画（11区画）である特徴があり、この球体系の中に円周約16m、口径1mのドーナツ状8角形空間があるが、15%（ドライ）大気圧の条件でも爆轟は発生していない。この結果から、複数の開口部があり、L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15%程度の水素濃度でも爆轟は発生しない傾向にあることが分かる。</p> <p>以上を整理すると、爆轟発生の条件として、以下の条件が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水素濃度が12.5%未満では障害物の存在に依存しないが、12.5%以上では水素濃度と共に障害物が存在した方が爆轟の可能性が高まる。 ✓ 配管の両端が開口の場合でも、L/Dが大きく、30%程度の高水素濃度で障害物がある場合には、爆轟が発生する可能性がある。 ✓ 両端又は片端が閉の場合では、障害物がなくてもL/Dが大きく、30%程度の高水素濃度の場合に爆轟に転移する可能性が高い。 ✓ L/Dが20未満と比較的小さい体系では、15%程度の水素濃度でも爆轟は発生していない。 <p>実機での細長い体系である再循環ダクトでは、保守的に水蒸気凝縮による水素濃度増加を考慮し、GOTHIC解析のCVドライ平均水素濃度の最大値を包絡する値として、ダクト内の水素濃度を保守的に13%とした場合においても、開放された系であり、ダクト内には障害物がない。また、L/Dも10未満であり、過去の爆轟事例のいずれの条件にも当てはまらない。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表1　過去の木質燃焼に関する論議等の回観

試験	試験条件	障害物の有無	水素漏度等	配管長さ (L) と径 (D)	爆轟の発生の有無	備考
NTPC 試験 (未)	半径 16m の球体系(2100mm) 半径 : 15m の球形空間	なし	5~13 vol%	(水蒸気漏度 4~40vol%)	配管長さ (L/D) の比 (L/D)	爆轟の発生の有無
RMC (未)	640m ³ 半径 : 15m の球形空間	なし	5.5~14 vol%	(水蒸気漏度 0~40vol%)	該当なし	なし
NUPEC 小規模試験	半径 : 多区間 空間 (5m ³) の小球系	なし	6.8~10 vol%	(水蒸気漏度 0~40vol%)	約 2.3	なし
NUPEC 大規模試験	内径 8m の球体系(270m ³) 半径 : 多区間 (12m ³) の小球系	手すり水の相長いも の5mある	5~15 vol%	(水蒸気漏度 0~40vol%)	該当なし	なし
NEODO 試験	円周約 16m、口径 1m のドーナツ 形状 8 面空間	オフィッシュ 4 面所	5.6~12.7vol%	(水蒸気漏度 0~40vol%)	約 16	なし
	水蒸気漏度 140MPa [~] 時	なし	8~15 vol%	(水蒸気漏度 0~40vol%)	該当なし	なし
	水蒸気漏度 100% 水蒸高圧 (40MPa [~]) 時	なし	13.4, 14.6% でしてそれ ぞれ、大気への放散後には着火。	100% 水蒸高圧 (40MPa [~]) 時	100% 水蒸高圧 (40MPa [~]) 時	爆轟が発生しなかった条件 等
■ 関連・割離空間 (音響、ダクト等) 試験、他	試験条件	障害物の有無	水素漏度等	配管の長さ (L/D) の比 (L/D)	爆轟の発生時の条件等	爆轟が発生しなかった条件 等
RUEI 試験 (未)	70 m の直線空間 (480mm)	12.8% 漏	~60vol% (1~10)	約 28	あり、	水蒸気 100vol% の割合条件

表1 潟吉の木葉然皆に關する試験等の知見

■ 開放空間またはXYZの寸法が同等の閉塞空間での水蒸気燃焼試験の条件の整理（爆轟が生じなかった試験結果のみ）：				
試験機 試験室系 試験空間 (cm)	NTS試験 EPRJ BMC (塊)	実験 条件 自由空間 等效 多区画	試験 条件 閉塞空間 (5m ² の小体系)	配管の長さ (L) と 各 (D) の比 (L/D)
16m の球体系 (2100m ³)、 等效 広い自由空間 600cm ³	なし	なし	3～13vol% (水蒸気濃度 4～40vol%)	該当なし 該当なし
NUPEC 小規格 試験 等效 多区画	なし	なし	5.5～14vol% (水蒸気濃度 0～60vol%)	該当なし 該当なし
NUPEC 大規格 試験 等效 多区画 (1.1 区画)	なし	手すり状の細長い もののがある 手すり状の細長い ものがある	6.8～10 vol% (1.7d) 5.5vol% (0.7d) 20%	約2.3 該当なし
NEDO 試験	100cm ² 水密室 100cm ² 水密室	直径 16m、口径 1m のレーナツ 100cm ² 水密室	8～15 vol% (1.7d) 8～12.7 vol% (0.4d)	約 16 該当なし
		等しい孔を設置し、大気への放 火漏れによる孔を設置し、大気への放		なし なし

■ 長い間隔空間(管路、ダクト系)での水蒸燃焼試験の条件の整理(爆轟が発生した(牛じきせた)結果を含む):						
	試験体系	間隔空間	爆轟の有無	爆轟の発生率(%)	爆轟の発生時の条件等	爆轟が発生しなかった条件等
TRUTRI 試験(織)	70m の閉鎖空間 (180m ³) 70.3mW・2.5mmI × 70m	12m 設置 (0)が条件でも実施	~60vol% (17%)	約28	12.5vol%(17%)で爆轟発生。 SSDA 試験：約60	水蒸気 15vol%の(?)条件で は、同一体系でも爆轟は発生せず。
INNODTEU & INNOREC 水蒸燃焼試験	爆轟管： 2本系。両端部とも閉鎖 管状部(内径7.4mm)を 複数設置。 ・10cm 内径×6.1m (SSDA 試験) ・27cm 内径×21.3m (HTCF 試験)	約10m の導管等。 側面の板(内径7.4mm)	約5～15vol%空気系、水蒸気系 SSDA 試験：約78	300K 条件では 15% (?)か、 650K 条件では 116% (?) あり、それぞれ爆轟発生。	同一体系による開 口部のベースを追加して は爆轟は発生せず。	
ISRI INNODWE-Net	約10m の導管等。 側面の板(内径7.4mm)	約75～90mm (?)(?)	20～57vol% SSDA 試験：約75	約26	複数部設置時に爆轟発生。 あり	複数部設置時に爆轟発生 せず。
INNODWE-Net 安全研討会 実験室実験所	爆轟管： ・28mm 内径×管長 2.1m～9.1m の有無。	30vol%(17%)	約75～92.5			管の両端部と、明る場合は爆 轟は発生せず。暗い場合は設置

泊発電所 3号機

相違理由

RULT 試験（需） OECD/EU	70 m の開室空間 (480m ³) 2.3mW×2.3mH×70m	12 椅位置 ～60vol% (1/7)	座 (D) の比 (1/JD) 約28	あり、12.5vol% (1/7) で爆轟発生。 同一条件でも爆轟は発生せず。
NUREC&米NRC 高溫燃焼試験	燃費管： 2 体系。両端部とも閉器構造。 ・10cm 内径×6.1m (SSDA 試験) ・27cm 内径×21.3m (HTCF 試験)	燃害物 (7/4) を 多数設置。	SSDA 試験： 約60 HTCF 試験： 約78	あり、300K 条件では 15% (1/7) が、 板のバスを追加した試験では 650K 条件では 11% (1/7)。 爆轟は発生せず。
SRI/DO W-Tech 労働省産業安全研究 所試験	燃費管： ・28mm 内径×管全長 2.1m～3.1m 特徴： 端部の閉間隔を合わせた 構造。	燃害物 (7/4) と 燃害物 (3/6) の有無	約26 約75～325	あり あり 燃害物無しでは爆轟発生せず。 燃害物有り時に爆轟発生。 管の両端部とも開の場合は爆 轟は発生せず。(障害物設置の 場合も)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

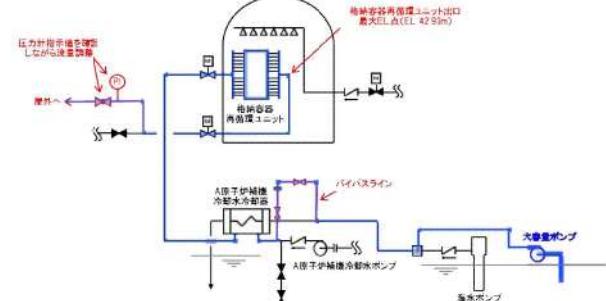
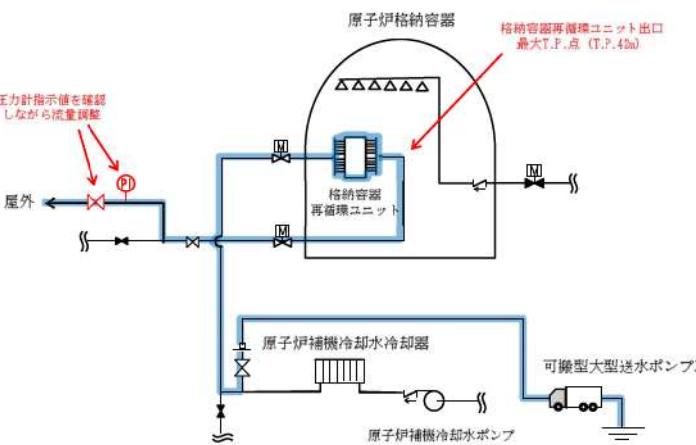
	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
RUT 試験	<p>主な試験条件、体系 水素濃度：9.8~14% (1.7%) 長さ：85m 断面：1.5m×2.2m 【実機】 障害物：12ヶ固定</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 9.1~14m D: 1.028m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>NUPEC & USNRC</p> <p>SRI プロジェクト試験</p> <p>NUPEC 大規模試験</p> <p>CV 再循環ダクトの条件</p>	<p>主な試験条件、体系 水素濃度：9.8~14% (1.7%) 長さ：12.5m 断面：1.5m×2.2m 【実機】 障害物：12ヶ固定</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 17~60m D: 2.5m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>水素濃度：20~67% 長さ：9.5m 断面：0.381m×0.281m 【爆薬試験管#1】 (全13ヶース) 障害物：最大25個</p> <p>一部部 ドーナツ八角形状 D: 1m、全周 15m 【実機】 水素濃度：5~15%</p> <p>CV 再循環ダクト の条件</p>	<p>主な試験条件、体系 水素濃度：9.8~14% (1.7%) 長さ：11 断面：1.5m×2.2m 【実機】 障害物：12ヶ固定</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 2.1~9.1m D: 0.28m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>水素濃度：17~60% L: 2.5m、D: 0.27m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>水素濃度：13vol%より上の試験で 保険が生じたかった試験 他の条件がすべてに共通。水素濃度は1.4~57%。 上記以外の障害物なしの試験 他の条件がすべてに共通。水素濃度は1.4~57%。 * 水蒸気の燃焼条件を保守的に考慮。</p>
	表2 縦長い体系(管路、タクト)での水素燃焼試験結果の分析	表2 細長い体系(管路、タクト)での水素燃焼試験結果の分析	
RUT 試験	<p>主な試験条件、体系 水素濃度：9.8~14% (1.7%) 長さ：65m 断面：2.5m×2.2m 【実機】 障害物：12ヶ固定</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 2.1~9.1m D: 0.28m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p>	<p>主な試験条件、体系 水素濃度：9.8~14% (1.7%) 長さ：11 断面：1.5m×2.2m 【実機】 障害物：12ヶ固定</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 2.1~9.1m D: 0.28m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 2.1~9.1m D: 0.28m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>水素濃度：17~60% L: 2.5m、D: 0.27m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p>	<p>主な試験条件、体系 水素濃度：9.8~14% (1.7%) 長さ：11 断面：1.5m×2.2m 【実機】 障害物：12ヶ固定</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 2.1~9.1m D: 0.28m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>水素濃度：30% (1.7%) L: 2.1~9.1m D: 0.28m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p> <p>水素濃度：17~60% L: 2.5m、D: 0.27m 【爆薬試験管#1】 障害物：多數</p>
SRI プロジェクト試験			
NUPEC 大規模試験			
CV 再循環ダクト の条件			

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>参考資料－4 再循環ユニットによる自然対流冷却時の沸騰防止運用について</p> <p>1.はじめに 原子炉冷却材喪失事故（LOCA）+全交流電源喪失（SBO）+最終ヒートシンク喪失（LUHS）の事象を想定するような重大事故発生時において、格納容器の自然対流冷却を実施するための大容量ポンプによる再循環ユニット通水時における沸騰防止運用について纏めた。本資料では、より条件の厳しい大飯4号機について述べる。</p> <p>2.格納容器再循環ユニットへの通水流体の沸騰防止運用の成立性について (1)検討内容 大容量ポンプを用いて格納容器再循環ユニットに通水する際に格納容器再循環ユニット出口における沸騰を防止することが成立することを確認する。 (2)検討 格納容器温度が最高となる格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値は約144°Cであり、格納容器再循環ユニット内部における流体条件を保守的に格納容器雰囲気温度と同等である約144°Cとした場合の飽和蒸気圧は約0.31MPa(gage)となる。 この場合、再循環ユニットへの通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等の合計は、下表のとおり [] である。これに対して、大容量ポンプの吐出圧力は、[] 以上としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン損失(大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>静水頭差(大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>再循環ユニット出口背圧確保(沸騰防止)</td> <td>0.31(*)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*:保守的に重大事故シーケンス「格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度を基に設定</p> <p>注:大容量ポンプをEL.9.3mに設置し通水した場合の評価</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することができません。</p>	項目	圧力損失(MPa)	ライン損失(大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	[]	静水頭差(大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	[]	再循環ユニット出口背圧確保(沸騰防止)	0.31(*)	合計	[]	<p>参考資料－4 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却時の沸騰防止運用について</p> <p>1.はじめに 原子炉冷却材喪失事故（LOCA）+全交流動力電源喪失（SBO）+最終ヒートシンク喪失（LUHS）の事象を想定するような重大事故発生時において、格納容器の自然対流冷却を実施するために可搬型大型送水ポンプ車による格納容器再循環ユニット通水時における沸騰防止運用について纏めた。</p> <p>2.格納容器再循環ユニットへの通水流体の沸騰防止運用の成立性について (1)検討内容 可搬型大型送水ポンプ車を用いて格納容器再循環ユニットに通水する際に格納容器再循環ユニット出口における沸騰を防止することが成立することを確認する。 (2)検討 格納容器温度が最高となる格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値は約141°Cであり、格納容器再循環ユニット内部における流体条件を保守的に格納容器雰囲気温度と同等である141°Cとした場合の飽和蒸気圧は0.272MPa(gage)[約28m]となる。 この場合、格納容器再循環ユニットへの通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等の合計は、下表のとおり[] mである。これに対して、可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、[] m以上としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>必要揚程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器圧損 (可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット出口)</td> <td>[] m</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損 (可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット出口)</td> <td>[] m</td> </tr> <tr> <td>静水頭差(可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット)</td> <td>[] m</td> </tr> <tr> <td>取水源と移送先の圧力差 (沸騰防止のための格納容器再循環ユニット出口保持圧力)</td> <td>約28m*</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>[] m</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 保守的に重大事故シーケンス「格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）」における格納容器雰囲気温度を基に設定</p> <p>注 可搬型大型送水ポンプ車をT.P.10m(ポンプ吸込位置(T.P.11.25m))に設置し、通水した場合の評価。</p> <p>[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	項目	必要揚程	機器圧損 (可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット出口)	[] m	配管・ホース及び弁類圧損 (可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット出口)	[] m	静水頭差(可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット)	[] m	取水源と移送先の圧力差 (沸騰防止のための格納容器再循環ユニット出口保持圧力)	約28m*	合計	[] m	<p>設備名称の相違</p> <p>解説結果の相違 ・解説結果は相違するが、格納容器の最高温度の飽和蒸気圧を背圧として考慮する方針は同じである。</p> <p>設計の相違 ・配置設計の相違による圧力損失は相違しているが、必要揚程(圧力損失)を算出の方法は同じである。</p>
項目	圧力損失(MPa)																							
ライン損失(大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	[]																							
静水頭差(大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	[]																							
再循環ユニット出口背圧確保(沸騰防止)	0.31(*)																							
合計	[]																							
項目	必要揚程																							
機器圧損 (可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット出口)	[] m																							
配管・ホース及び弁類圧損 (可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット出口)	[] m																							
静水頭差(可搬型大型送水ポンプ車～格納容器再循環ユニット)	[] m																							
取水源と移送先の圧力差 (沸騰防止のための格納容器再循環ユニット出口保持圧力)	約28m*																							
合計	[] m																							

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 検討結果</p> <p>高浜3、4号機で使用する大容量ポンプの吐出圧力は、格納容器再循環ユニットへの通水流体の沸騰防止を行うための圧力を上回っているため、この運用を行うことができる。</p> <p>なお、格納容器自然対流冷却を実施するために大容量ポンプを用いて格納容器再循環ユニットに海水を通水する際には、格納容器再循環ユニット出口圧力計（格納容器外）にて圧力を確認しながら海水排水ラインに設けられた流量調整弁（格納容器外）を操作し、格納容器再循環ユニット内での沸騰を防止する。</p> <p>【参考1】系統概念図</p>  <p>図-1 再循環ユニット冷却水配管概念図（大飯3、4号）</p>	<p>(3) 検討結果</p> <p>泊3号炉で使用する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、格納容器再循環ユニットへの通水流体の沸騰防止を行うための圧力を上回っているため、この運用を行うことができる。</p> <p>なお、格納容器自然対流冷却を実施するために可搬型大型送水ポンプ車を用いて格納容器再循環ユニットに海水を通水する際には、格納容器再循環ユニット出口圧力計（格納容器外）にて圧力を確認しながら海水排水ラインに設けられた流量調整弁（格納容器外）を操作し、格納容器再循環ユニット内での沸騰を防止する。</p> <p>【参考1】系統概念図</p> 	<p>設備名称の相違</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

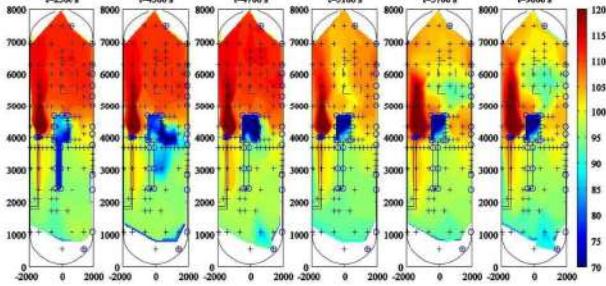
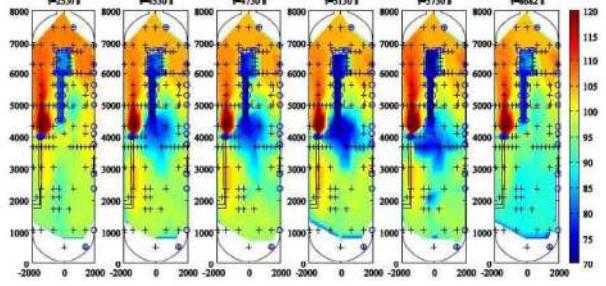
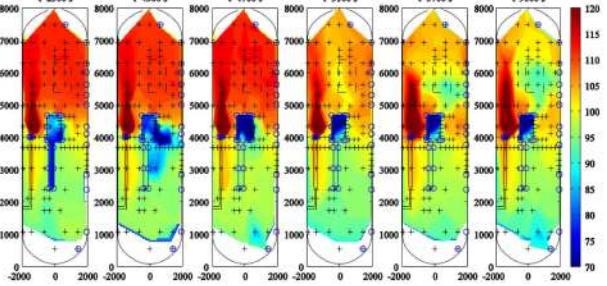
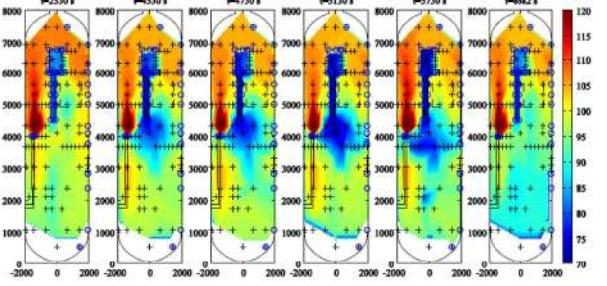
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料－5 OECD PANDA 試験の知見を踏まえた自然対流冷却に関する考察</p> <p>1. はじめに 本資料は、OECDで実施されたPANDA試験における格納容器クーラに関する試験を踏まえて、格納容器再循環ユニットの除熱性能への影響を考察したものである。</p> <p>2. OECD PANDA 試験における格納容器クーラ試験 (1) 格納容器クーラ試験の概要 PANDA試験における格納容器クーラに関する試験(ST4)は、原子炉格納容器内で水素成層化したことを前提として、軽い不凝縮性ガス(実機:水素、PANDA試験:ヘリウム)によるクーラの除熱性能への影響を評価したものである。</p> <p>(2) 試験内容 試験は以下のように試験容器内中央部からの注入ガス成分を変化させ、以下の3フェーズにより実施している。 ・フェーズI：水蒸気注入(図1a、2a) ・フェーズII：水蒸気-ヘリウム混合ガスの注入(図1b～e、図2b～e) ・フェーズIII：水蒸気注入(図1f、2f)</p> <p>(3) 試験条件 PANDA試験では、感度ケースとして以下の条件を考慮している。 ・格納容器クーラの設置高さ (基本ケース：容器中央、感度ケース：容器上部) ・容器からのペント(加圧状態による影響の確認) ・クーラ下部のダクト開口部閉止</p> <p>(4) 試験結果概要 基本ケース(クーラを容器中央設置(図1a～f))では、フェーズII(水蒸気-ヘリウム混合ガスを注入する段階)において、ヘリウム濃度が高いガスがクーラケーシング内に蓄積することで、(図1b)の段階ですでに排気ダクトを通る下降流がなくなっており、クーラ内部にヘリウム濃度が高まったガスが成層化して蓄積することにより約20%のクーラ除熱性能低下が見られた(図1c)。また、蓄積したガスがクーラ入口付近から逆に放出され、容器内の密度成層化を形成している(図1e,f) 一方、感度ケース(クーラを容器上部設置(図2a～f))では、フェーズIIにおいてクーラケーシング内へのヘリウムの蓄積が観察されたが、基本ケースと比べてより小さな範囲に留まった。このため、除熱性能の低下は基本ケースと比べて限定的であった。</p>	<p>参考資料－5 OECD PANDA 試験の知見を踏まえた自然対流冷却に関する考察</p> <p>1. はじめに 本資料は、OECDで実施されたPANDA試験における格納容器クーラに関する試験を踏まえて、格納容器再循環ユニットの除熱性能への影響を考察したものである。</p> <p>2. OECD PANDA 試験における格納容器クーラ試験 (1) 格納容器クーラ試験の概要 PANDA試験における格納容器クーラに関する試験(ST4)は、原子炉格納容器内で水素成層化したことを前提として、軽い不凝縮性ガス(実機:水素、PANDA試験:ヘリウム)によるクーラの除熱性能への影響を評価したものである。</p> <p>(2) 試験内容 試験は以下のように試験容器内中央部からの注入ガス成分を変化させ、以下の3フェーズにより実施している。 ・フェーズI：水蒸気注入(図1a、2a) ・フェーズII：水蒸気-ヘリウム混合ガスの注入(図1b～e、図2b～e) ・フェーズIII：水蒸気注入(図1f、2f)</p> <p>(3) 試験条件 PANDA試験では、感度ケースとして以下の条件を考慮している。 ・格納容器クーラの設置高さ (基本ケース：容器中央、感度ケース：容器上部) ・容器からのペント(加圧状態による影響の確認) ・クーラ下部のダクト開口部閉止</p> <p>(4) 試験結果概要 基本ケース(クーラを容器中央設置(図1a～f))では、フェーズII(水蒸気-ヘリウム混合ガスを注入する段階)において、ヘリウム濃度が高いガスがクーラケーシング内に蓄積することで、(図1b)の段階ですでに排気ダクトを通る下降流がなくなっており、クーラ内部にヘリウム濃度が高まったガスが成層化して蓄積することにより約20%のクーラ除熱性能低下が見られた(図1c)。また、蓄積したガスがクーラ入口付近から逆に放出され、容器内の密度成層化を形成している(図1e,f) 一方、感度ケース(クーラを容器上部設置(図2a～f))では、フェーズIIにおいてクーラケーシング内へのヘリウムの蓄積が観察されたが、基本ケースと比べてより小さな範囲に留まった。このため、除熱性能の低下は基本ケースと比べて限定的であった。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">Figure 40. Temperature Contour Map for the Test with the Cooler at the Middle Position</p>  <p style="text-align: center;">図 1a 図 1b 図 1c 図 1d 図 1e 図 1f</p> <p style="text-align: center;">Figure 41. Temperature Contour Map for the Test with the Cooler at the Top Position</p>  <p style="text-align: center;">図 2a 図 2b 図 2c 図 2d 図 2e 図 2f</p>	<p style="text-align: center;">Figure 40. Temperature Contour Map for the Test with the Cooler at the Middle Position</p>  <p style="text-align: center;">図 1a 図 1b 図 1c 図 1d 図 1e 図 1f</p> <p style="text-align: center;">Figure 41. Temperature Contour Map for the Test with the Cooler at the Top Position</p>  <p style="text-align: center;">図 2a 図 2b 図 2c 図 2d 図 2e 図 2f</p>	

3. PANDA 試験結果を踏まえた考察

上記の結果を踏まえ、PANDA 試験結果と実機 PWR プラントにおける格納容器内成層化による格納容器クーラ除熱性能の考察を表 1 にまとめる。

3. PANDA 試験結果を踏まえた考察

上記の結果を踏まえ、PANDA 試験結果と実機 PWR プラントにおける格納容器内成層化による格納容器クーラ除熱性能の考察を表 1 にまとめる。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

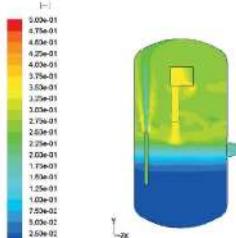
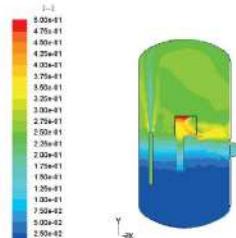
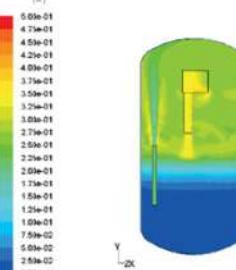
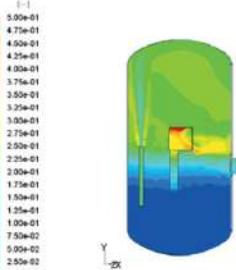
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
  <p>(1) 格納容器上部 (2) 格納容器中央部</p> <p>図3 注入ラインとクーラを含む断面におけるフェーズII(2,000秒後)のヘリウムモル分率 (出典：平成21年度 シビアアクシデント時格納容器内多次元熱流動及びFP挙動解析、 平成22年6月、独立行政法人 原子力安全基盤機構)</p>	  <p>(1) 格納容器上部 (2) 格納容器中央部</p> <p>図3 注入ラインとクーラを含む断面におけるフェーズII(2,000秒後)のヘリウムモル分率 (出典：平成21年度 シビアアクシデント時格納容器内多次元熱流動及びFP挙動解析、 平成22年6月、独立行政法人 原子力安全基盤機構)</p>	設計の相違

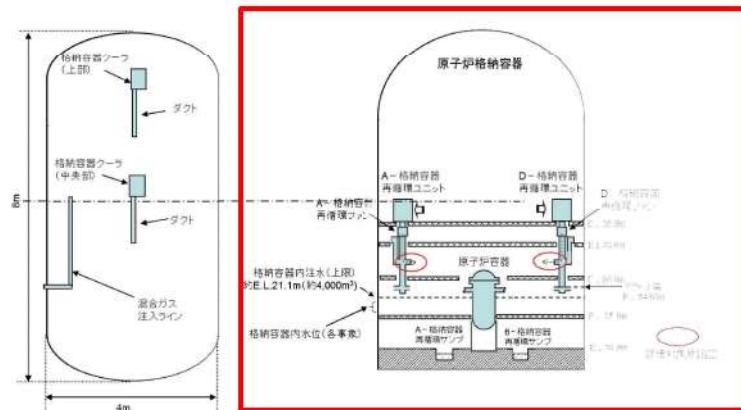


図4 PANDAと原子炉格納容器（大飯3、4号機の例）との設備位置の相対位置比較

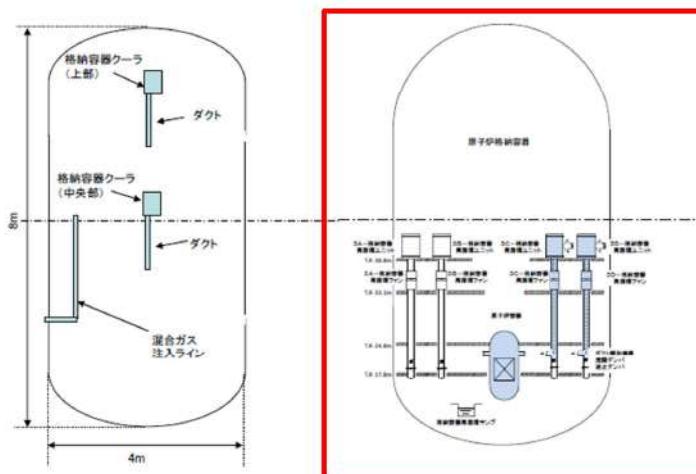


図4 PANDAと原子炉格納容器（泊3号炉の例）との設備位置の相対位置比較

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

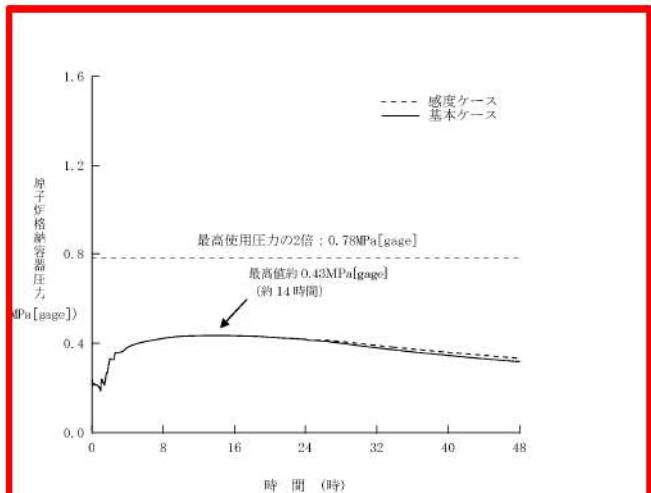
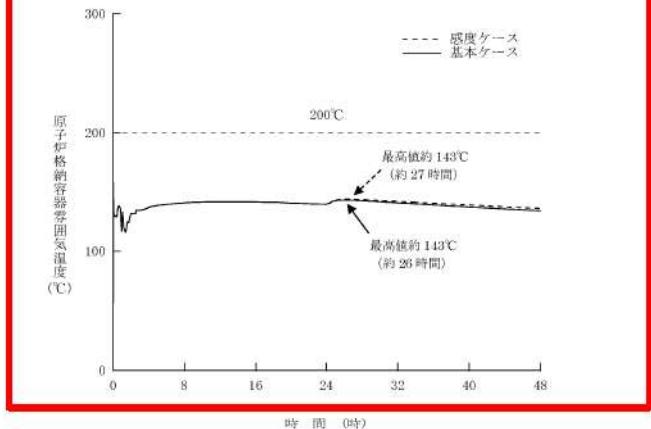
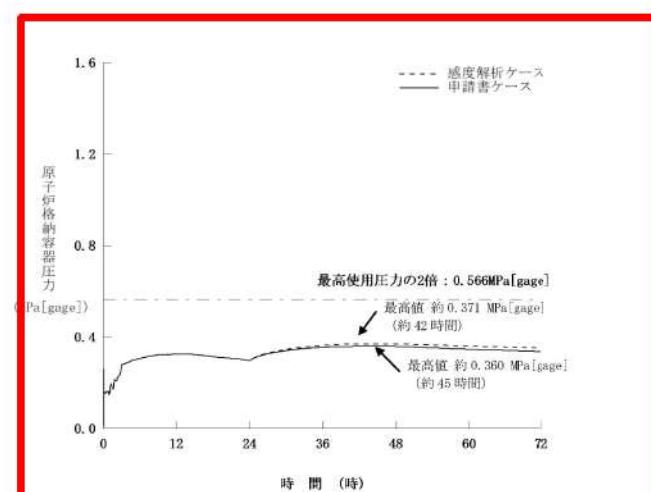
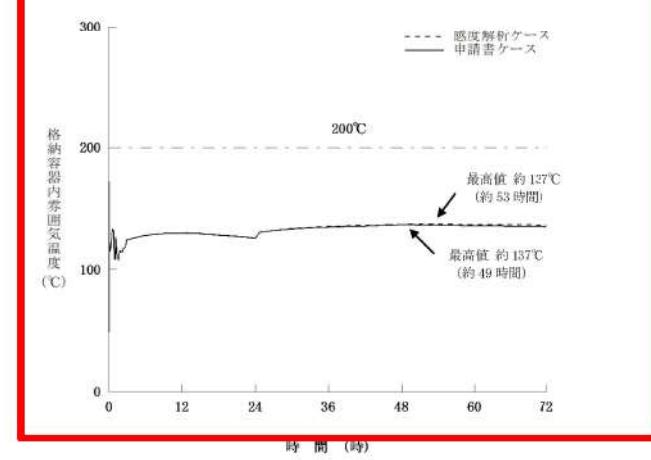
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料－6 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響について</p> <p>1. はじめに 原子炉格納容器内に水素が存在する場合に、格納容器再循環ユニットの除熱性能は水素濃度に応じて変化するため、不確かさが存在する。このため、格納容器破損防止の観点で、ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合の感度解析を実施し、原子炉格納容器圧力及び温度に対する影響を確認した。</p> <p>2. 影響評価 格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」の評価事故シーケンス「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事故」における原子炉格納容器圧力及び温度の推移をそれぞれ図1及び図2に示す。 ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合、原子炉格納容器圧力は格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却開始前に最高値に到達するため、最高値に関して格納容器内自然対流冷却の水素濃度の影響はない。その後の格納容器内自然対流冷却開始後においては、水素濃度の影響を考慮しても、格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器圧力は低下傾向となっており、原子炉格納容器最高使用圧力の2倍(0.78MPa[gage])に対して十分余裕があるため、水素濃度による不確かさを考慮しても、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。</p> <p>2. 影響評価 格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」における評価事故シーケンスである「大破断LOCA時に高圧注入機能、低圧注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事故」の場合の原子炉格納容器圧力及び温度の推移をそれぞれ図1及び図2に示す。 最大限水素が発生した状態（評価項目であるドライ換算水素濃度13%）では、原子炉格納容器圧力を約0.016MPa、原子炉格納容器雰囲気温度を約2°C高く評価するが、評価項目である原子炉格納容器最高使用圧力の2倍及び原子炉格納容器雰囲気温度200°Cに対して十分余裕があり、水素濃度の不確かさを考慮しても評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、伊方3号炉の参考掲載</p>	<p>参考資料－6 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響について</p> <p>1. はじめに 原子炉格納容器内に水素が存在する場合に、格納容器再循環ユニットの除熱性能は水素濃度に応じて変化するため、不確かさが存在する。このため、格納容器破損防止の観点で、ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合の感度解析を実施し、原子炉格納容器圧力及び温度に対する影響を確認した。</p> <p>2. 影響評価 格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」の評価事故シーケンス「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事故」における原子炉格納容器圧力及び温度の推移をそれぞれ図1及び図2に示す。 ドライ換算で13vol%の水素が原子炉格納容器内に存在する場合、原子炉格納容器圧力を約0.011MPaの範囲で高めに評価し、原子炉格納容器雰囲気温度は約1°C未満の上昇幅である。評価項目である原子炉格納容器圧力及び温度は、それぞれ原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍(0.566MPa[gage])及び200°Cに対して十分な余裕があり、水素濃度による不確かさを考慮しても、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。</p>	<p>解説結果の相違 ・大飯3/4号炉では、自然対流冷却開始前に格納容器圧力のピークを迎える、自然対流冷却により格納容器圧力が減圧されるため、水素影響を考慮しても200°C・2Pdに影響ないと評価している。 ・泊は、自然対流冷却開始後に格納容器圧力のピークを迎えた後、減圧する圧力運動であるため、水素影響による圧力影響・温度影響を具体的に示している。(伊方と同様) ・具体的な水素影響を考慮した数値を記載するかしないかの相違であるが、200°C・2Pdに影響するものでないことは同様である。 記載表現の相違 ・泊と同じ解説運動の伊方の記載に合わせている。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 原子炉格納容器圧力の推移 (格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響確認)</p>  <p>図2 原子炉格納容器空匣気温度の推移 (格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響確認)</p>	 <p>図1 原子炉格納容器圧力の推移 (格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響確認)</p>  <p>図2 格納容器内空匣気温度の推移 (格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の水素影響確認)</p>	<p>解析結果の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

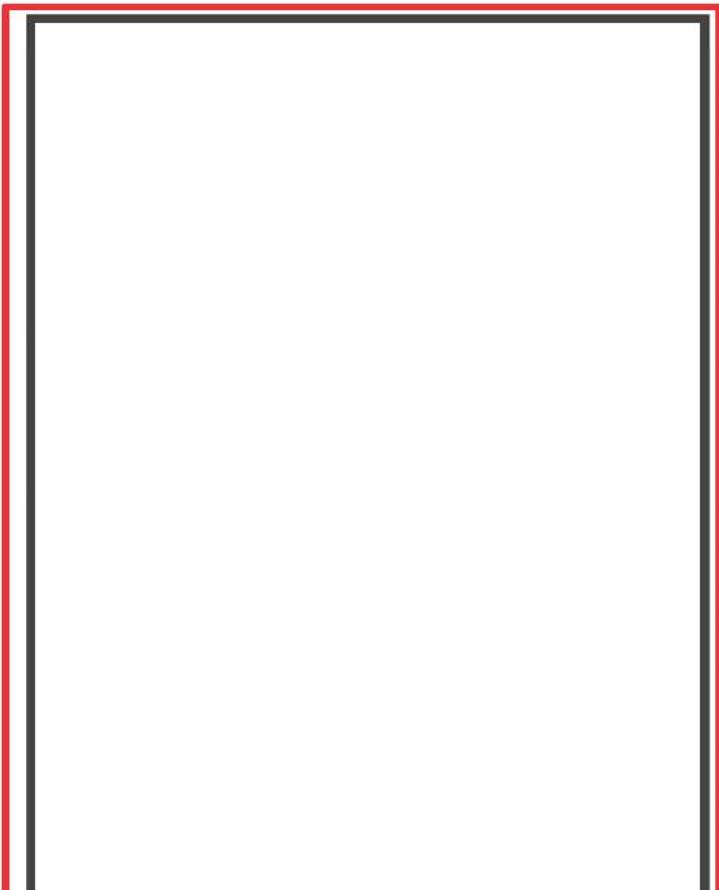
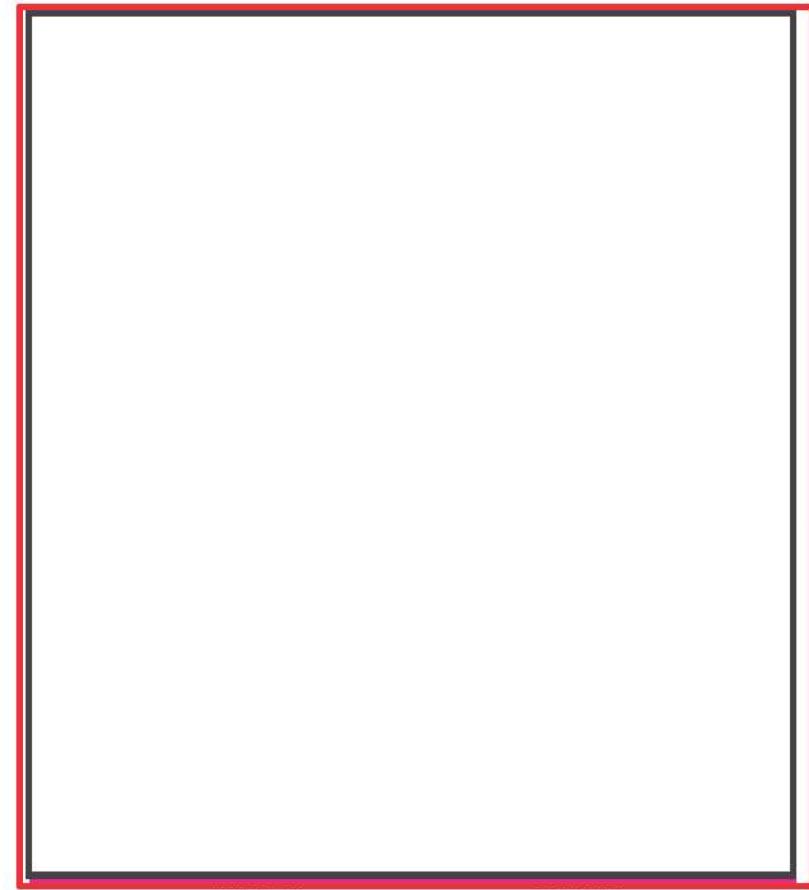
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料一 7 実機における凝縮水の影響について</p> <p>1. はじめに 本資料は、実機における凝縮水の影響について考察を行うものである。</p> <p>2. 実機における凝縮水の影響 実機において、格納容器再循環ユニット冷却コイルの凝縮水ドレンについては、下記のような経路を通じて最終的には格納容器サンプへ流出する。図1に格納容器再循環ユニットにおける凝縮水ドレンの流路の模式図を示す。</p> <p>【凝縮水が少量の場合（通常運転時等）】 個々の冷却コイル下部に設置されているドレンパンから、ドレンラインを経由して格納容器サンプへ排出される。本ドレンラインは、通常運転時に発生する凝縮水処理機能、及び原子炉冷却材圧力バウンダリから少量の1次冷却材漏えいが発生した場合に備えて、その単位時間当たりの漏えい量を凝縮水として測定する機能を有しており、多量の凝縮水の排出を目的としたものではない。</p> <p>【凝縮水が多量の場合（重大事故時等）】 重大事故時等においては上記ドレンラインの許容排出流量を超える可能性があるが、超過分の凝縮水についてはドレンパンから溢れることになる。この場合、ユニット外側に流れた凝縮水は、ユニット設置フロアの床ドレンを通じて格納容器サンプへ排出される。一方、ユニット内側に流れた凝縮水はダクト側へ流れ、ダクト下端部の吹出口からダクト外へ流れる。いずれの場合についても、流出先の床ドレンを通じて格納容器サンプへ排出される。</p> <p>(参考) ドレンパンは、上面から見て直下にあるコイルを十分に覆い隠す程度に広い面積を持っており、さらに、ドレンパンの底面端部はドレンパンの排水溝やサポート板の取り付けにより、端部から溢れた水がドレンパン底面を伝って下部のコイルへ直接滴下し難い構造となっているために、溢れ出した水がその下部のコイルに滴下せず速やかに排出される。また仮に、下部のコイルへ直接水が滴下した場合にもコイル上面には天板が設置されているために上部からの凝縮水の影響を防ぐことが可能である。</p>	<p>参考資料一 7 実機における凝縮水の影響について</p> <p>1. はじめに 本資料は、実機における凝縮水の影響について考察を行うものである。</p> <p>2. 実機における凝縮水の影響 実機において、格納容器再循環ユニット冷却コイルの凝縮水ドレンについては、下記のような経路を通じて最終的には格納容器サンプへ流出する。図1に格納容器再循環ユニットにおける凝縮水ドレンの流路の模式図を示す。</p> <p>【凝縮水が少量の場合（通常運転時等）】 個々の冷却コイル下部に設置されているドレンパンから、ドレンラインを経由して格納容器サンプへ排出される。本ドレンラインは、通常運転時に発生する凝縮水処理機能、及び原子炉冷却材圧力バウンダリから少量の1次冷却材漏えいが発生した場合に備えて、その単位時間当たりの漏えい量を凝縮水として測定する機能を有しており、多量の凝縮水の排出を目的としたものではない。</p> <p>【凝縮水が多量の場合（重大事故時等）】 重大事故時等においては上記ドレンラインの許容排出流量を超える可能性があるが、超過分の凝縮水についてはドレンパンから溢れることになる。この場合、ユニット外側に流れた凝縮水は、ユニット設置フロアの床ドレンを通じて格納容器サンプへ排出される。一方、ユニット内側に流れた凝縮水はダクト側へ流れ、ダクト下方には再循環ユニットファン出口ダンパがあり、重大事故時には閉止状態となっているので、ダンパ上部での水位が上昇した場合にはダクト開口からダクト外へ流れる。いずれの場合についても、流出先の床ドレンを通じて格納容器サンプへ排出される。</p> <p>(参考) ドレンパンは、上面から見て直下にあるコイルを十分に覆い隠す程度に広い面積を持っており、さらに、ドレンパンの底面端部はドレンパンの排水溝やサポート板の取り付けにより、端部から溢れた水がドレンパン底面を伝って下部のコイルへ直接滴下し難い構造となっているために、溢れ出した水がその下部のコイルに滴下せず速やかに排出される。また仮に、下部のコイルへ直接水が滴下した場合にもコイル上面には天板が設置されているために上部からの凝縮水の影響を防ぐことが可能である。</p>	設計方針の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>通常運転時等 重大事故時等 凝縮水ドレン流路模式図</p> <p>図1 格納容器再循環ユニットにおける凝縮水ドレンの流路（模式図）</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>通常運転時等 重大事故時等 凝縮水ドレン流路模式図</p> <p>図1 格納容器再循環ユニットにおける凝縮水ドレンの流路（模式図）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	設計方針の相違

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料－8 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却発生プロセスの定量的考察</p> <p>格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の発生概念については図4－1に示した通りであり、冷却水通水後に過渡状態を経てユニット外側から下部ダクトへの定常的な流れが発生する。自然対流冷却が確立することに関しては、参考資料－5で示したOECD PANDAにおける実証試験や、独立行政法人 原子力安全基盤機構（JNES）による同試験の解析による検証結果でも確認することができる。本参考資料では、JNESの解析結果を基にした自然対流冷却発生プロセスの定量的な考察を行う。</p> <p>JNESでは、国のアクシデントマネジメント(AM)レビュー やリスク上重要とされるシビアアクシデント(SA)現象及びAM策の有効性を評価するために、最新の試験研究等で得られた知見やデータを活用して解析ツールの整備が実施されており、数値流体力学解析手法を用いて格納容器内熱流動解析手法を整備し、試験データを用いて検証すること、さらに、代表的な格納容器AM策に適用したその有効性が評価されている。この一環として下記の2点の検討結果が報告されている。</p> <p>【1. PANDA 試験の試験前解析】</p> <p>格納容器内熱流動研究に関するOECD国際協力プロジェクトPANDA試験のデータを用いて格納容器内熱流動解析手法を検証するとともに、PANDA試験の格納容器自然対流冷却試験シリーズの試験前解析を実施しており、クーラ周辺の詳細流動等のクーラ特性に係る有用な知見を得ている。</p> <p>【2. 実炉解析】</p> <p>上記で検証した解析手法をPWR実炉の格納容器体系に適用して、SA時に格納容器自然対流冷却を実施した場合のクーラ除熱効果や格納容器内温度分布、混合ガスの濃度分布等を評価している。解析メッシュは上記より粗いものの、格納容器自然対流冷却AMは格納容器内雰囲気を効果的に冷却させることを確認している。</p> <p>なお、これらの内容は以下の報告書に纏められている。</p> <p>①アクシデントマネジメント知識ベース整備に関する報告書（格納容器内多次元流動解析手法の検証と自然対流冷却AM策への適用）(H17～H19年度)</p> <p>②アクシデントマネジメント時格納容器内多次元熱流動及びFP挙動解析(H20～H21年度)</p> <p>以下では、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の自然対流冷却発生のプロセスについて、上記報告書に纏められたこれらの2点の検討結果に基づき、以下に定量的考察を説明する。</p> <p>1. PANDA 試験の試験前解析</p> <p>PANDA試験の試験前解析はH17～H21度まで毎年実施しているが、ダクト系を模擬した再循環クーラの解析についてはH20年度とH21年度にて実施している。ここでこのうち最新のH21年度報告書をモデルとして説明する。</p> <p>(1) 解析モデルと解析条件</p>	<p>参考資料－8 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却発生プロセスの定量的考察</p> <p>格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の発生概念については図4－1に示した通りであり、冷却水通水後に過渡状態を経てユニット外側から下部ダクトへの定常的な流れが発生する。自然対流冷却が確立することに関しては、参考資料－5で示したOECD PANDAにおける実証試験や、独立行政法人 原子力安全基盤機構（JNES）による同試験の解析による検証結果でも確認することができる。本参考資料では、JNESの解析結果を基にした自然対流冷却発生プロセスの定量的な考察を行う。</p> <p>JNESでは、国のアクシデントマネジメント(AM)レビュー やリスク上重要とされるシビアアクシデント(SA)現象及びAM策の有効性を評価するために、最新の試験研究等で得られた知見やデータを活用して解析ツールの整備が実施されており、数値流体力学解析手法を用いて格納容器内熱流動解析手法を整備し、試験データを用いて検証すること、さらに、代表的な格納容器AM策に適用したその有効性が評価されている。この一環として下記の2点の検討結果が報告されている。</p> <p>【1. PANDA 試験の試験前解析】</p> <p>格納容器内熱流動研究に関するOECD国際協力プロジェクトPANDA試験のデータを用いて格納容器内熱流動解析手法を検証するとともに、PANDA試験の格納容器自然対流冷却試験シリーズの試験前解析を実施しており、クーラ周辺の詳細流動等のクーラ特性に係る有用な知見を得ている。</p> <p>【2. 実炉解析】</p> <p>上記で検証した解析手法をPWR実炉の格納容器体系に適用して、SA時に格納容器自然対流冷却を実施した場合のクーラ除熱効果や格納容器内温度分布、混合ガスの濃度分布等を評価している。解析メッシュは上記より粗いものの、格納容器自然対流冷却AMは格納容器内雰囲気を効果的に冷却させることを確認している。</p> <p>なお、これらの内容は以下の報告書に纏められている。</p> <p>①アクシデントマネジメント知識ベース整備に関する報告書（格納容器内多次元流動解析手法の検証と自然対流冷却AM策への適用）(H17～H19年度)</p> <p>②アクシデントマネジメント時格納容器内多次元熱流動及びFP挙動解析(H20～H21年度)</p> <p>以下では、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却の自然対流冷却発生のプロセスについて、上記報告書に纏められたこれらの2点の検討結果に基づき、以下に定量的考察を説明する。</p> <p>1. PANDA 試験の試験前解析</p> <p>PANDA試験の試験前解析はH17～H21度まで毎年実施しているが、ダクト系を模擬した再循環クーラの解析についてはH20年度とH21年度にて実施している。ここでこのうち最新のH21年度報告書をモデルとして説明する。</p> <p>(1) 解析モデルと解析条件</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>H21年度のPANDA試験のST4シリーズは自然対流冷却AM策を模擬した試験でクーラの配置、及びクーラ下部のダクト有無の影響について模擬格納容器内(DW)の流れに及ぼす影響を把握するものである。PANDA試験の解析モデルを図1に、解析条件を表1に示す。</p> <p>図1に示す通りで、クーラは伝熱管とケーシングで構成され、気体が出入りする一側面のみを開放する形状としている。伝熱管群は開放側面に面して奥行を持ち配置されている。クーラ下部へダクトを配置するケースでは、ケーシング奥側の伝熱管群が存在しない領域の中心にダクトを配置する形状としている。DW内のクーラの配置はDW内上段と中段に配置する2ケースを実施している。本説明では、ダクト有で、流入蒸気の成層化の影響を受け難いDW上段設置のケースST4-1をモデルケースとする。</p> <p>表1に示す通りで、DW内の初期圧力は1.3barで、SA時に想定される格納容器内への流入条件として前半1000秒(Phase1)は水蒸気のみが流入し、後半1000秒(Phase2)は水素ガスを模擬したヘリウムと水蒸気の混合ガスが流入する。本説明では、クーラ作動から自然対流の流れが形成され、除熱量が安定化するまでの過程を把握できるPhase1をモデルケースとする。</p>	<p>H21年度のPANDA試験のST4シリーズは自然対流冷却AM策を模擬した試験でクーラの配置、及びクーラ下部のダクト有無の影響について模擬格納容器内(DW)の流れに及ぼす影響を把握するものである。PANDA試験の解析モデルを図1に、解析条件を表1に示す。</p> <p>図1に示す通りで、クーラは伝熱管とケーシングで構成され、気体が出入りする一側面のみを開放する形状としている。伝熱管群は開放側面に面して奥行を持ち配置されている。クーラ下部へダクトを配置するケースでは、ケーシング奥側の伝熱管群が存在しない領域の中心にダクトを配置する形状としている。DW内のクーラの配置はDW内上段と中段に配置する2ケースを実施している。本説明では、ダクト有で、流入蒸気の成層化の影響を受け難いDW上段設置のケースST4-1をモデルケースとする。</p> <p>表1に示す通りで、DW内の初期圧力は1.3barで、SA時に想定される格納容器内への流入条件として前半1000秒(Phase1)は水蒸気のみが流入し、後半1000秒(Phase2)は水素ガスを模擬したヘリウムと水蒸気の混合ガスが流入する。本説明では、クーラ作動から自然対流の流れが形成され、除熱量が安定化するまでの過程を把握できるPhase1をモデルケースとする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

図1 PANDA 試験の試験前解析モデル図

表1 PANDA 試験の試験前解析条件

ST4	DW 内初期条件			ガス流入条件(インジェクション)		
	圧力	温度	気相組成	組成	流速	温度
Phase1	1.3bar	108°C	空気	水蒸気	40m/s	140°C
Phase2	Phase1 結果	Phase1 結果	Phase1 結果	水蒸気 ヘリウム	40m/s 25m/s	140°C

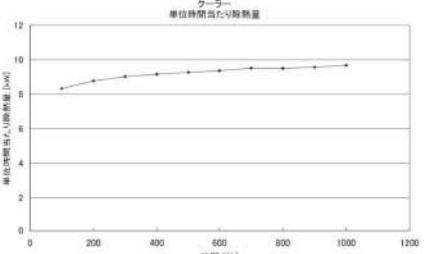
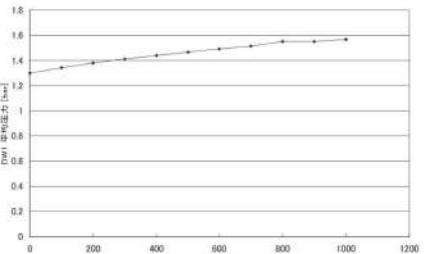
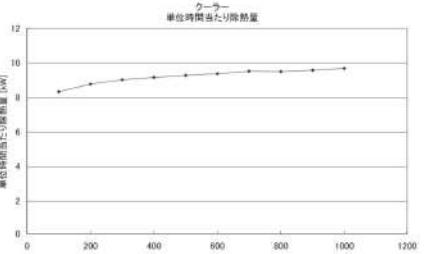
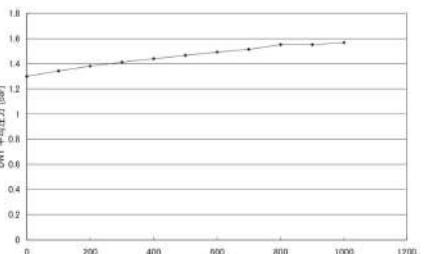
表1 PANDA 試験の試験前解析条件

ST4	DW 内初期条件			ガス流入条件(インジェクション)		
	圧力	温度	気相組成	組成	流速	温度
Phase1	1.3bar	108°C	空気	水蒸気	40m/s	140°C
Phase2	Phase1 結果	Phase1 結果	Phase1 結果	水蒸気 ヘリウム	40m/s 25m/s	140°C

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

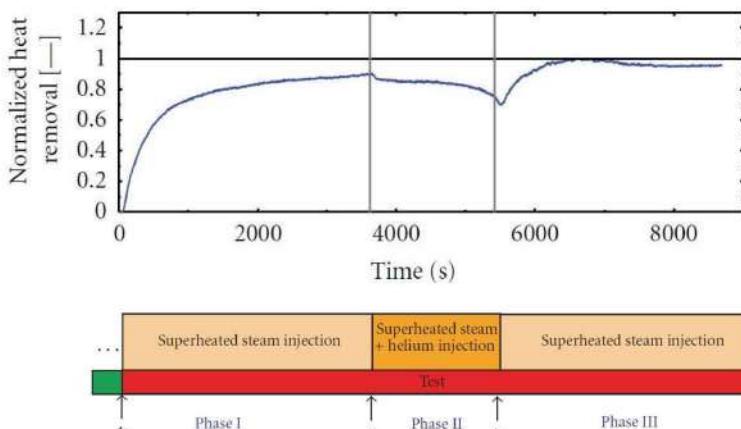
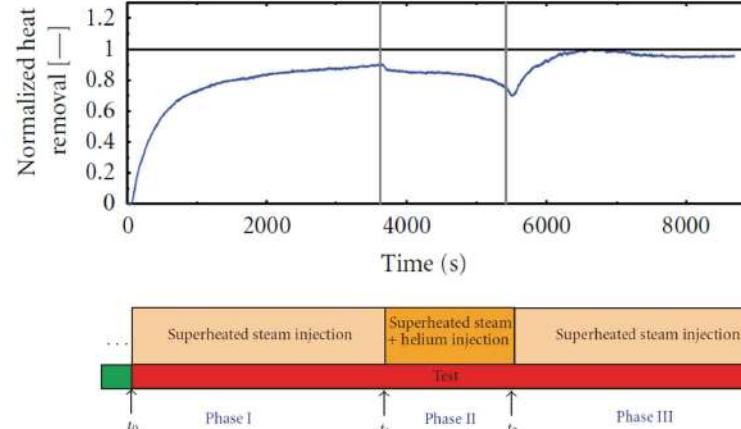
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 解析結果</p> <p>クーラ除熱量及びDW内圧力の時間変化を図2、及び図3に示す。また、クーラ除熱がほぼ安定化した時刻での流速分布、温度分布、水蒸気モル分布を図5～図7に示す。</p> <p>図2の除熱量の時間変化より、除熱量は200秒までにほぼ安定化した状態となっており、その後は図3に示すDW内での圧力の上昇に追従して、増加する変化を示している。</p> <p>図5に示す1000秒後のDW内の流速分布図では、流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部からDWへ流出する流れが形成されている。また、クーラ入口の流速分布は入口上部ほど高速の流線を示しており、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となってDWへ流出している。</p> <p>図6、図7の温度分布、水蒸気モル分布図ではクーラ内部、ダクト内部がDW内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下していることが確認できる。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接DW内へ流出することが確認できる。</p>  <p>図2 除熱量時間変化(ST4-1 試験)</p>  <p>図3 試験容器内平均圧力時間変化(ST4-1 試験)</p> <p>(2) 解析結果</p> <p>クーラ除熱量及びDW内圧力の時間変化を図2、及び図3に示す。また、クーラ除熱がほぼ安定化した時刻での流速分布、温度分布、水蒸気モル分布を図5～図7に示す。</p> <p>図2の除熱量の時間変化より、除熱量は200秒までにほぼ安定化した状態となっており、その後は図3に示すDW内での圧力の上昇に追従して、増加する変化を示している。</p> <p>図5に示す1000秒後のDW内の流速分布図では、流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部からDWへ流出する流れが形成されている。また、クーラ入口の流速分布は入口上部ほど高速の流線を示しており、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となってDWへ流出している。</p> <p>図6、図7の温度分布、水蒸気モル分布図ではクーラ内部、ダクト内部がDW内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下していることが確認できる。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接DW内へ流出することが確認できる。</p>  <p>図2 除熱量時間変化(ST4-1 試験)</p>  <p>図3 試験容器内平均圧力時間変化(ST4-1 試験)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本試験前解析に対応する PANDA 試験結果のクーラ除熱量の時間変化を図 4 に示す。</p> <p>図 4 に示す通りで、除熱量は約 1000 秒でほぼ安定化する結果となっており、図 2 に示す試験前解析の結果より若干安定化までの時間は要しているものの、ほぼ同様の傾向を示す結果となった。</p>  <p>... Superheated steam injection Superheated steam + helium injection Superheated steam injection ... Superheated steam injection Superheated steam + helium injection Superheated steam injection Phase I Phase II Phase III</p> <p>↑ ↑ ↑ t_0 t_1 t_2</p> <p>Normalized heat removal [—] Time (s)</p> <p>図 4 PANDA 試験結果での除熱量時間変化(ST4・試験)</p>	<p>本試験前解析に対応する PANDA 試験結果のクーラ除熱量の時間変化を図 4 に示す。</p> <p>図 4 に示す通りで、除熱量は約 1000 秒でほぼ安定化する結果となっており、図 2 に示す試験前解析の結果より若干安定化までの時間は要しているものの、ほぼ同様の傾向を示す結果となった。</p>  <p>... Superheated steam injection Superheated steam + helium injection Superheated steam injection ... Superheated steam injection Superheated steam + helium injection Superheated steam injection Phase I Phase II Phase III</p> <p>↑ ↑ ↑ t_0 t_1 t_2</p> <p>Normalized heat removal [—] Time (s)</p> <p>図 4 PANDA 試験結果での除熱量時間変化(ST4・試験)</p>	

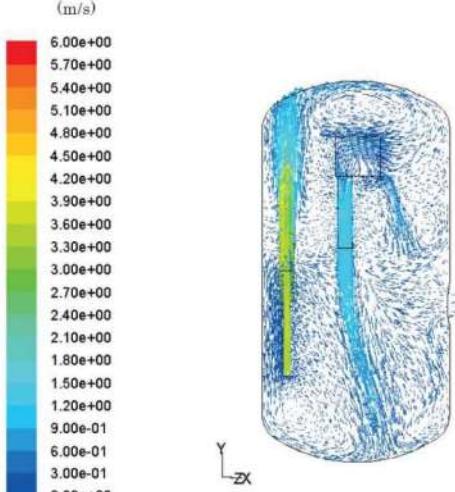
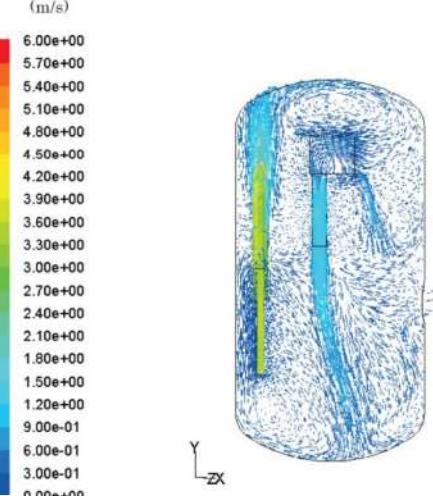
出典 : Ralf Kapulla, GuillaumeMignot, and Domenico Paladino, Laboratory for Thermalhydraulics (LTH), Paul Scherrer Institut, 5232 Villigen, Switzerland, "Large-Scale Containment Cooler Performance Experiments under Accident Conditions", in Science and Technology of Nuclear Installations, " Severe Accident Analysis in Nuclear Power Plants"

出典 : Ralf Kapulla, GuillaumeMignot, and Domenico Paladino, Laboratory for Thermalhydraulics (LTH), Paul Scherrer Institut, 5232 Villigen, Switzerland, "Large-Scale Containment Cooler Performance Experiments under Accident Conditions", in Science and Technology of Nuclear Installations, " Severe Accident Analysis in Nuclear Power Plants"

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図 5 流速分布(1000秒、ST4-1試験)	 図 5 流速分布(1000秒、ST4-1試験)	

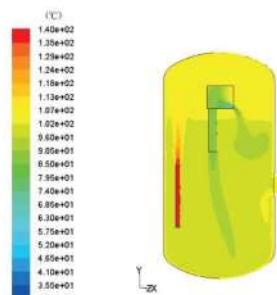


図 6 溫度分布(1000秒、ST4-1試験)

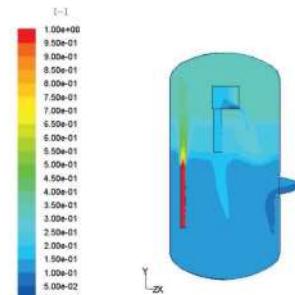


図 7 水蒸気モル分布(1000秒、ST4-1試験)

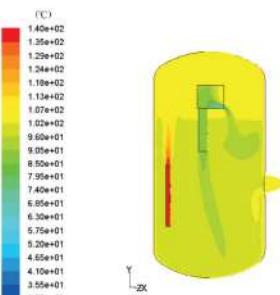


図 6 溫度分布(1000秒、ST4-1試験)

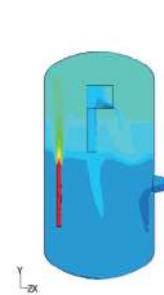


図 7 水蒸気モル分布(1000秒、ST4-1試験)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 実炉解析</p> <p>実炉解析はH17～H21度まで毎年実施しているが、再循環クーラの除熱量の時間変化が掲載されている報告書はH17～H19年度まである。ここでは1項、PANDA試験解析に基づく実炉解析と、除熱量の時間変化が掲載される最新のH19年度報告書をモデルとして説明する。</p> <p>2. 1 H21年度の実炉解析</p> <p>(1) 解析モデルと解析条件</p> <p>H21年度の実炉解析は、ST4試験のPANDA試験解析で得た解析手法及び知見をドライ型PWR4ループプラントの実炉スケールの格納容器へ適用して重大事故時の条件下の実炉格納容器内の解析を実施している。</p> <p>実炉解析での解析モデルを図8に、解析条件を表2に示す。</p> <p>図8に示す通りで、格納容器モデルは上部コンパートメントの自由空間だけでなく、互いに階段やグレーチング等の開口で連通する下部コンパートメントを含む、全体系を対象としており、オペレーティングフロアにはダクト付きの再循環クーラを模擬している。</p> <p>再循環クーラの冷却モデルは、クーラ単体の除熱性能を基に、クーラ内各セルあたりの除熱量を時々刻々計算して、格納容器体系の除熱量を計算するもので、局所的な流動や雰囲気温度の影響及びダクト等の周辺形状の効果を解析できるモデルとなっている。</p> <p>SA後の事象進展が準静的に至った状態を想定して流動解析を実施している。破断箇所はループ室内、加圧器室の配管破断と原子炉下部ヘッドの破損を想定しているが本説明では代表的なケースとしてループ室破断をモデルケースとする。表2に示す通りで、初期条件はクーラが作動する条件で、かつ、格納容器内流れ場が安定している状態における温度、圧力及び気相組成を初期条件としている。流入条件は原子炉キャビティ室床面からガスを流入させている。</p>	<p>2. 実炉解析</p> <p>実炉解析はH17～H21度まで毎年実施しているが、再循環クーラの除熱量の時間変化が掲載されている報告書はH17～H19年度まである。ここでは1項、PANDA試験解析に基づく実炉解析と、除熱量の時間変化が掲載される最新のH19年度報告書をモデルとして説明する。</p> <p>2. 1 H21年度の実炉解析</p> <p>(1) 解析モデルと解析条件</p> <p>H21年度の実炉解析は、ST4試験のPANDA試験解析で得た解析手法及び知見をドライ型PWR4ループプラントの実炉スケールの格納容器へ適用して重大事故時の条件下の実炉格納容器内の解析を実施している。</p> <p>実炉解析での解析モデルを図8に、解析条件を表2に示す。</p> <p>図8に示す通りで、格納容器モデルは上部コンパートメントの自由空間だけでなく、互いに階段やグレーチング等の開口で連通する下部コンパートメントを含む、全体系を対象としており、オペレーティングフロアにはダクト付きの再循環クーラを模擬している。</p> <p>再循環クーラの冷却モデルは、クーラ単体の除熱性能を基に、クーラ内各セルあたりの除熱量を時々刻々計算して、格納容器体系の除熱量を計算するもので、局所的な流動や雰囲気温度の影響及びダクト等の周辺形状の効果を解析できるモデルとなっている。</p> <p>SA後の事象進展が準静的に至った状態を想定して流動解析を実施している。破断箇所はループ室内、加圧器室の配管破断と原子炉下部ヘッドの破損を想定しているが本説明では代表的なケースとしてループ室破断をモデルケースとする。表2に示す通りで、初期条件はクーラが作動する条件で、かつ、格納容器内流れ場が安定している状態における温度、圧力及び気相組成を初期条件としている。流入条件は原子炉キャビティ室床面からガスを流入させている。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

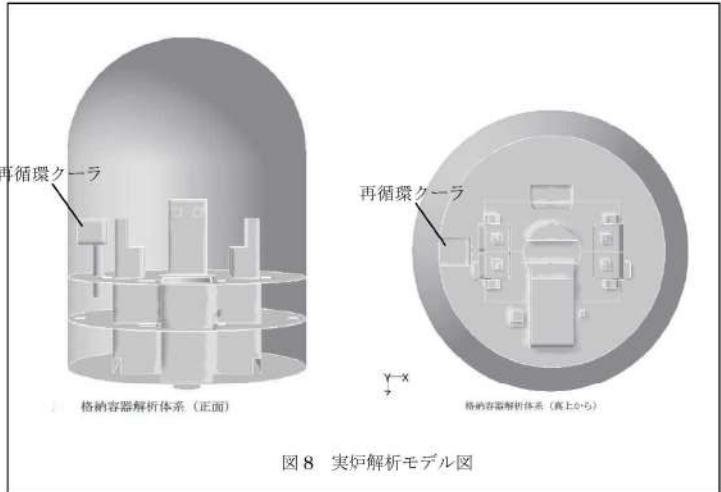
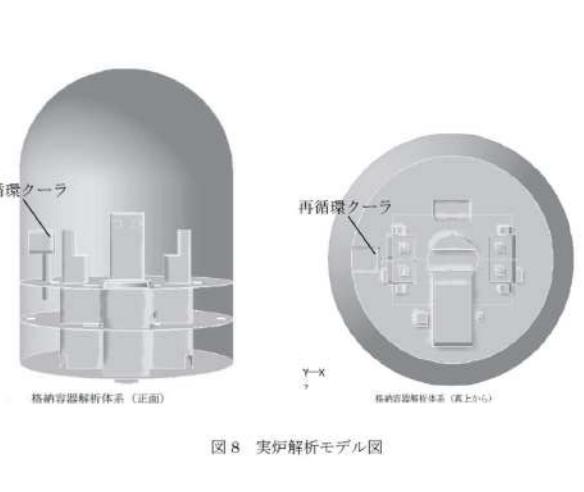
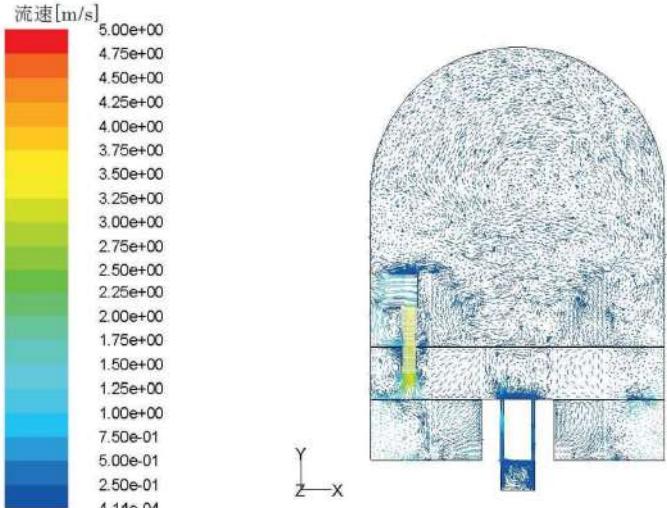
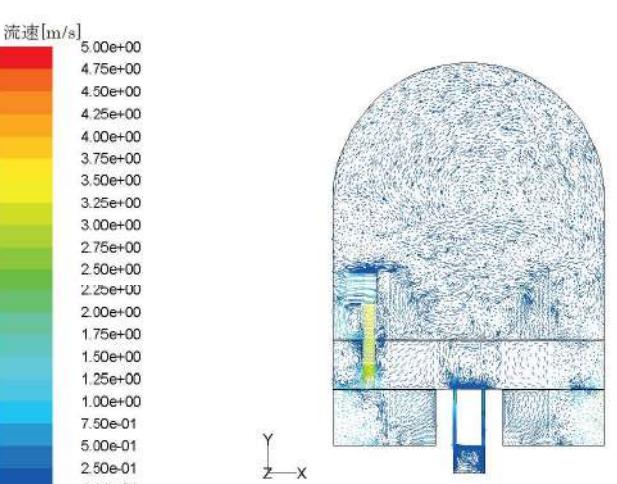
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図8 実炉解析モデル図</p>	 <p>図8 実炉解析モデル図</p>	

表2 実炉解析条件

破断位置	格納容器内初期条件		ガス流入条件（原子炉キャビティ）	
	圧力/温度	気相質量分率 空気/蒸気/水素	流入流量	質量分率 空気/蒸気/水素
ループ室	0.164MPa/127°C	0.54/0.43/0.03	$7.969 \times 10^{-2} \text{kg/s}$	0.44/0.30/0.26

表2 実炉解析条件

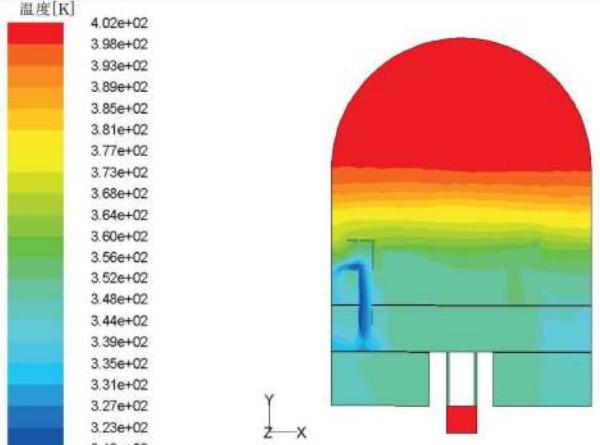
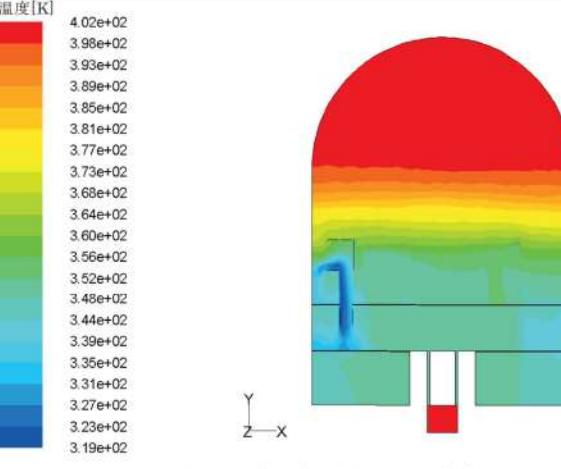
破断位置	格納容器内初期条件		ガス流入条件（原子炉キャビティ）	
	圧力/温度	気相質量分率 空気/蒸気/水素	流入流量	質量分率 空気/蒸気/水素
ループ室	0.164MPa/127°C	0.54/0.43/0.03	$7.969 \times 10^{-2} \text{kg/s}$	0.44/0.30/0.26

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 解析結果</p> <p>格納容器内の流速分布、温度分布、水蒸気モル分布を図9～図11に示す。図9に示す3600秒後の流速分布図では、流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部から格納容器へ流出する流れが形成されている。また、クーラ入口の流速分布は入口下部で低速の流線を示しており、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となって格納容器内へ流出している。図10、図11の温度分布、水蒸気モル分布図ではクーラ内部、ダクト内部が格納容器内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下していることが確認できる。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接格納容器内へ流出することが確認できる。</p>  <p>図9 流速分布(3600秒、ループ室破断)</p>	<p>(2) 解析結果</p> <p>格納容器内の流速分布、温度分布、水蒸気モル分布を図9～図11に示す。図9に示す3600秒後の流速分布図では、流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部から格納容器へ流出する流れが形成されている。また、クーラ入口の流速分布は入口下部で低速の流線を示しており、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となって格納容器内へ流出している。図10、図11の温度分布、水蒸気モル分布図ではクーラ内部、ダクト内部が格納容器内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下していることが確認できる。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接格納容器内へ流出することが確認できる。</p>  <p>図3.12 流速分布（ケース1：3600秒、z=0m）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図 10 温度分布(3600秒、ループ室破断)	 図 10 温度分布(3600秒、ループ室破断)	

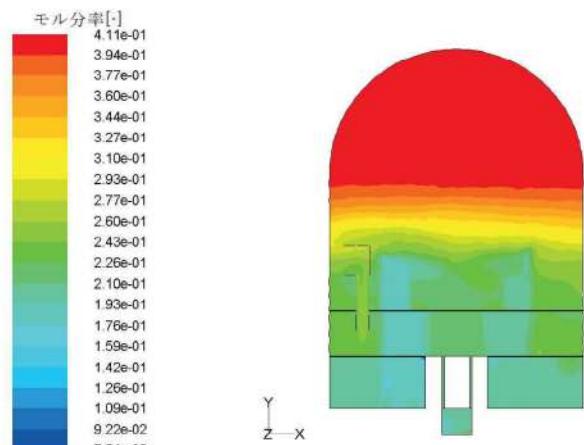


図 11 水蒸気モル分布(3600秒、ループ室破断)

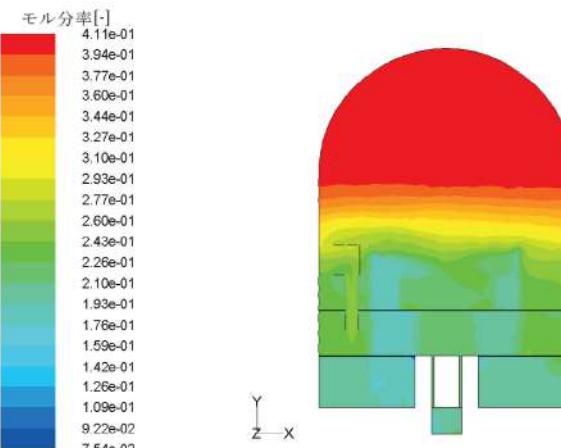


図 11 水蒸気モル分布(3600秒、ループ室破断)

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																											
2. 2 H19年度の実炉解析 (1) 解析モデルと解析条件 <p>H19年度の実炉解析は、ダクト無クーラを用いたTest25のPANDA試験解析で得た解析手法及び知見をドライ型PWR4ループプラントの実炉スケールの格納容器へ適用して重大事故時の条件下の実炉格納容器内の解析を実施している。</p> <p>実炉解析の解析モデルはH21年度と同様であり図8に示す。</p> <p>解析は定常計算にて格納容器内流動を確立させた後に、クーラを作動させて非定常計算を実施しており、破断箇所はループ室内、加圧器室の配管破断を想定しているが本説明では代表的なケースとしてループ室破断をモデルケースとする。解析条件は表3に示す。</p>		2. 2 H19年度の実炉解析 (1) 解析モデルと解析条件 <p>H19年度の実炉解析は、ダクト無クーラを用いたTest25のPANDA試験解析で得た解析手法及び知見をドライ型PWR4ループプラントの実炉スケールの格納容器へ適用して重大事故時の条件下の実炉格納容器内の解析を実施している。</p> <p>実炉解析の解析モデルはH21年度と同様であり図8に示す。</p> <p>解析は定常計算にて格納容器内流動を確立させた後に、クーラを作動させて非定常計算を実施しており、破断箇所はループ室内、加圧器室の配管破断を想定しているが本説明では代表的なケースとしてループ室破断をモデルケースとする。解析条件は表3に示す。</p>																													
<p style="text-align: center;">表3 実炉解析条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">破断位置</th> <th colspan="2">格納容器内初期条件</th> <th colspan="2">ガス流入条件(蒸気発生器基礎部)</th> </tr> <tr> <th>圧力/温度</th> <th>気相質量分率 空気/蒸気/水素</th> <th>流入流量</th> <th>流入温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ループ室</td> <td>0.49MPa/140°C</td> <td>0.26/0.74/0.0</td> <td>10 kg/s / 1.0kg/s</td> <td>152°C</td> </tr> </tbody> </table>		破断位置	格納容器内初期条件		ガス流入条件(蒸気発生器基礎部)		圧力/温度	気相質量分率 空気/蒸気/水素	流入流量	流入温度	ループ室	0.49MPa/140°C	0.26/0.74/0.0	10 kg/s / 1.0kg/s	152°C	<p style="text-align: center;">表3 実炉解析条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">破断位置</th> <th colspan="2">格納容器内初期条件</th> <th colspan="2">ガス流入条件(蒸気発生器基礎部)</th> </tr> <tr> <th>圧力/温度</th> <th>気相質量分率 空気/蒸気/水素</th> <th>流入流量</th> <th>流入温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ループ室</td> <td>0.49MPa/140°C</td> <td>0.26/0.74/0.0</td> <td>10kg/s / 1.0kg/s</td> <td>152°C</td> </tr> </tbody> </table>		破断位置	格納容器内初期条件		ガス流入条件(蒸気発生器基礎部)		圧力/温度	気相質量分率 空気/蒸気/水素	流入流量	流入温度	ループ室	0.49MPa/140°C	0.26/0.74/0.0	10kg/s / 1.0kg/s	152°C
破断位置	格納容器内初期条件		ガス流入条件(蒸気発生器基礎部)																												
	圧力/温度	気相質量分率 空気/蒸気/水素	流入流量	流入温度																											
ループ室	0.49MPa/140°C	0.26/0.74/0.0	10 kg/s / 1.0kg/s	152°C																											
破断位置	格納容器内初期条件		ガス流入条件(蒸気発生器基礎部)																												
	圧力/温度	気相質量分率 空気/蒸気/水素	流入流量	流入温度																											
ループ室	0.49MPa/140°C	0.26/0.74/0.0	10kg/s / 1.0kg/s	152°C																											

(2) 解析結果

クーラ除熱量の時間変化を図12に示す。また、解析開始から100秒、400秒、1000秒後の流速分布、温度分布、水蒸気質量分率分布を図13～図15に示す。

図12の除熱量の時間変化より、クーラ作動開始後約15秒の間にクーラ除熱量が一時的に減少する期間があるが、これはクーラを通過する流れが確立するまでの期間に相当する。クーラを通過する流れがほぼ確立した15秒以降では小さな変動が時々見られる程度であり、300秒以降は除熱量がゆるやかに減少傾向となっているが、これは格納容器内雰囲気温度が全体的に低下しているためであり、クーラの冷却効果が非常に大きいものであることを示している。

図13に示す流速分布図では、100秒後では既に安定した自然対流を形成しており、400秒後、1000秒後でもこの傾向に大きな変化はない。流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部から格納容器へ流出する流れが形成されている。また、クーラ入口の流速分布は入口下部で低速の流線を示しており、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となって格納容器内へ流出している。また、図14、図15の温度分布、水蒸気質量分率分布図ではクーラ内部、ダクト内部が格納容器内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下していることが確認できる。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接格納容器内へ流出することが確認でき、これはH21年度の結果と同様である。

(2) 解析結果

クーラ除熱量の時間変化を図12に示す。また、解析開始から100秒、400秒、1000秒後の流速分布、温度分布、水蒸気質量分率分布を図13～図15に示す。

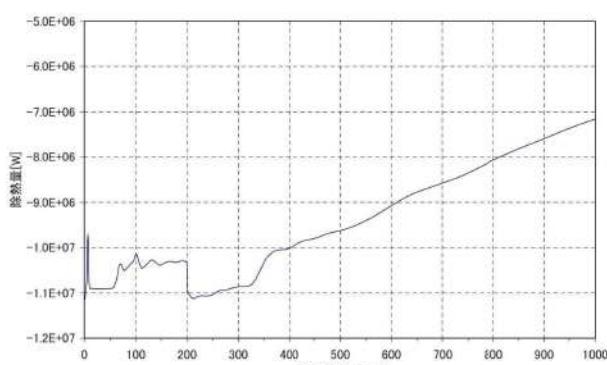
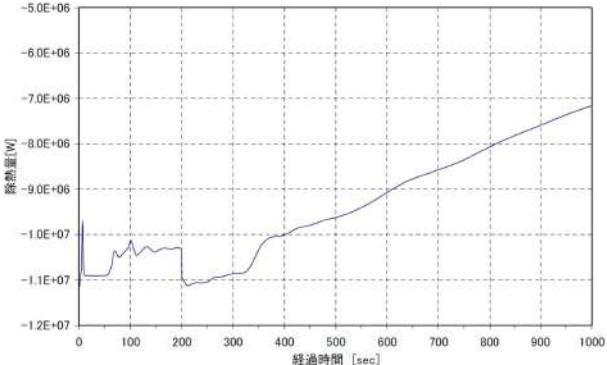
図12の除熱量の時間変化より、クーラ作動開始後約15秒の間にクーラ除熱量が一時的に減少する期間があるが、これはクーラを通過する流れが確立するまでの期間に相当する。クーラを通過する流れがほぼ確立した15秒以降では小さな変動が時々見られる程度であり、300秒以降は除熱量がゆるやかに減少傾向となっているが、これは格納容器内雰囲気温度が全体的に低下しているためであり、クーラの冷却効果が非常に大きいものであることを示している。

図13に示す流速分布図では、100秒後では既に安定した自然対流を形成しており、400秒後、1000秒後でもこの傾向に大きな変化はない。流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部から格納容器へ流出する流れが形成されている。また、クーラ入口の流速分布は入口下部で低速の流線を示しており、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となって格納容器内へ流出している。また、図14、図15の温度分布、水蒸気質量分率分布図ではクーラ内部、ダクト内部が格納容器内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下していることが確認できる。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接格納容器内へ流出することが確認でき、これはH21年度の結果と同様である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図 12 除熱量時間変化(ケース 1)	 図 12 除熱量時間変化(ケース 1)	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

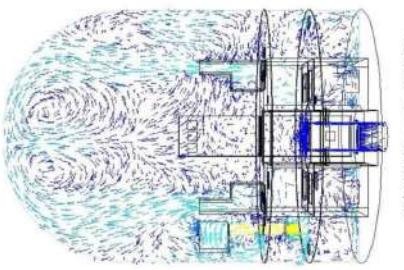
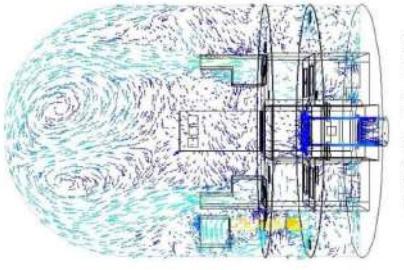
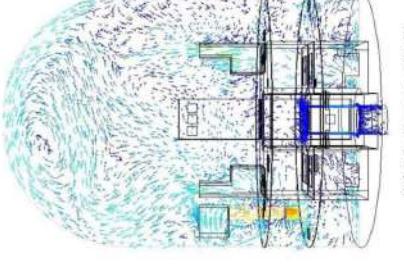
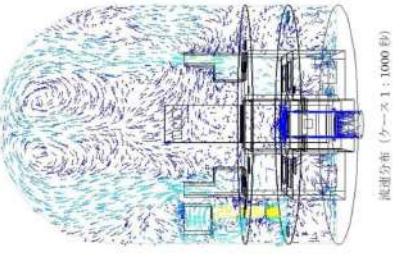
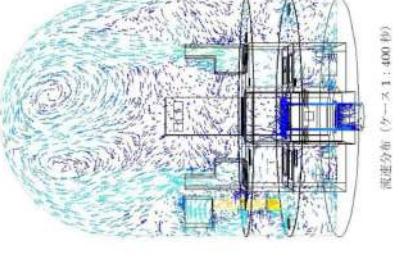
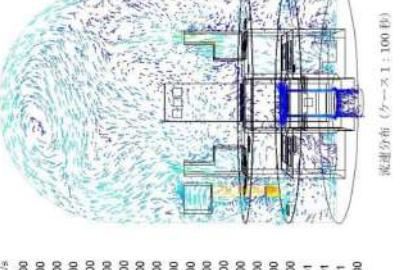
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
   <p>流速 m/s</p> <table border="1"> <tr><td>6.00e+00</td></tr> <tr><td>5.70e+00</td></tr> <tr><td>5.40e+00</td></tr> <tr><td>5.10e+00</td></tr> <tr><td>4.80e+00</td></tr> <tr><td>4.50e+00</td></tr> <tr><td>4.20e+00</td></tr> <tr><td>3.90e+00</td></tr> <tr><td>3.60e+00</td></tr> <tr><td>3.30e+00</td></tr> <tr><td>3.00e+00</td></tr> <tr><td>2.70e+00</td></tr> <tr><td>2.40e+00</td></tr> <tr><td>2.10e+00</td></tr> <tr><td>1.80e+00</td></tr> <tr><td>1.50e+00</td></tr> <tr><td>1.20e+00</td></tr> <tr><td>9.00e-01</td></tr> <tr><td>6.00e-01</td></tr> <tr><td>3.00e-01</td></tr> <tr><td>0.00e+00</td></tr> </table> <p>流速分布 (ケース1 : 1000秒)</p> <p>流速分布 (ケース1 : 400秒)</p> <p>流速分布 (ケース1 : 100秒)</p>	6.00e+00	5.70e+00	5.40e+00	5.10e+00	4.80e+00	4.50e+00	4.20e+00	3.90e+00	3.60e+00	3.30e+00	3.00e+00	2.70e+00	2.40e+00	2.10e+00	1.80e+00	1.50e+00	1.20e+00	9.00e-01	6.00e-01	3.00e-01	0.00e+00	   <p>流速 m/s</p> <table border="1"> <tr><td>6.00e+00</td></tr> <tr><td>5.70e+00</td></tr> <tr><td>5.40e+00</td></tr> <tr><td>5.10e+00</td></tr> <tr><td>4.80e+00</td></tr> <tr><td>4.50e+00</td></tr> <tr><td>4.20e+00</td></tr> <tr><td>3.90e+00</td></tr> <tr><td>3.60e+00</td></tr> <tr><td>3.30e+00</td></tr> <tr><td>3.00e+00</td></tr> <tr><td>2.70e+00</td></tr> <tr><td>2.40e+00</td></tr> <tr><td>2.10e+00</td></tr> <tr><td>1.80e+00</td></tr> <tr><td>1.50e+00</td></tr> <tr><td>1.20e+00</td></tr> <tr><td>9.00e-01</td></tr> <tr><td>6.00e-01</td></tr> <tr><td>3.00e-01</td></tr> <tr><td>0.00e+00</td></tr> </table> <p>流速分布 (ケース1 : 1000秒)</p> <p>流速分布 (ケース1 : 400秒)</p> <p>流速分布 (ケース1 : 100秒)</p>	6.00e+00	5.70e+00	5.40e+00	5.10e+00	4.80e+00	4.50e+00	4.20e+00	3.90e+00	3.60e+00	3.30e+00	3.00e+00	2.70e+00	2.40e+00	2.10e+00	1.80e+00	1.50e+00	1.20e+00	9.00e-01	6.00e-01	3.00e-01	0.00e+00	
6.00e+00																																												
5.70e+00																																												
5.40e+00																																												
5.10e+00																																												
4.80e+00																																												
4.50e+00																																												
4.20e+00																																												
3.90e+00																																												
3.60e+00																																												
3.30e+00																																												
3.00e+00																																												
2.70e+00																																												
2.40e+00																																												
2.10e+00																																												
1.80e+00																																												
1.50e+00																																												
1.20e+00																																												
9.00e-01																																												
6.00e-01																																												
3.00e-01																																												
0.00e+00																																												
6.00e+00																																												
5.70e+00																																												
5.40e+00																																												
5.10e+00																																												
4.80e+00																																												
4.50e+00																																												
4.20e+00																																												
3.90e+00																																												
3.60e+00																																												
3.30e+00																																												
3.00e+00																																												
2.70e+00																																												
2.40e+00																																												
2.10e+00																																												
1.80e+00																																												
1.50e+00																																												
1.20e+00																																												
9.00e-01																																												
6.00e-01																																												
3.00e-01																																												
0.00e+00																																												

図 13 流速分布図(ケース1)

図 13 流速分布図(ケース1)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 温度分布 (ケース1 : 100秒) 温度分布 (ケース1 : 400秒) 温度分布 (ケース1 : 1000秒)	 温度分布 (ケース1 : 100秒) 温度分布 (ケース1 : 400秒) 温度分布 (ケース1 : 1000秒)	図14 温度分布図(ケース1)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

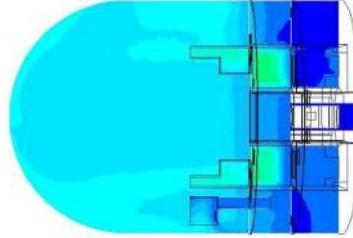
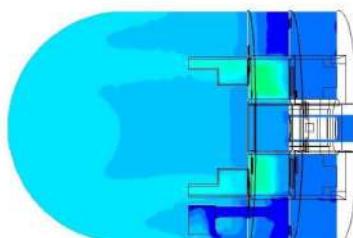
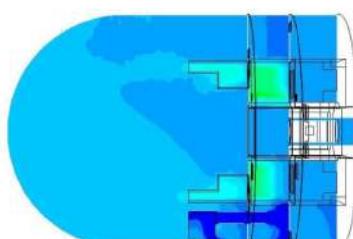
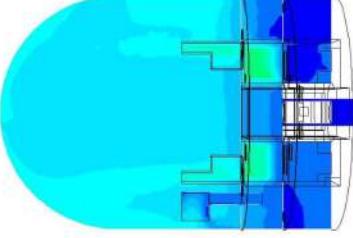
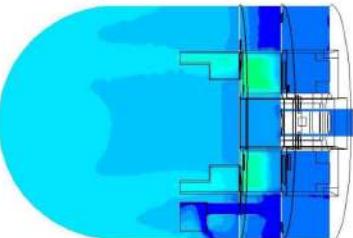
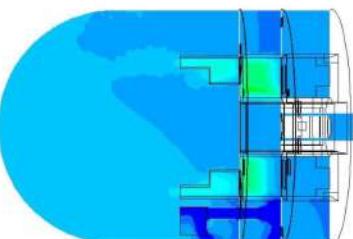
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
   <p>(%)</p> <p>8.00e-01 7.90e-01 7.80e-01 7.85e-01 7.80e-01 7.75e-01 7.70e-01 7.75e-01 7.70e-01 7.65e-01 7.60e-01 7.65e-01 7.55e-01 7.50e-01 7.55e-01 7.50e-01 7.45e-01 7.40e-01 7.45e-01 7.35e-01 7.30e-01</p> <p>水蒸気質量分率 (ケース 1 : 100 秒)</p> <p>水蒸気質量分率 (ケース 1 : 400 秒)</p> <p>水蒸気質量分率 (ケース 1 : 1000 秒)</p>	   <p>(%)</p> <p>8.00e-01 7.90e-01 7.80e-01 7.85e-01 7.80e-01 7.75e-01 7.70e-01 7.75e-01 7.70e-01 7.65e-01 7.60e-01 7.65e-01 7.55e-01 7.50e-01 7.55e-01 7.50e-01 7.45e-01 7.40e-01 7.45e-01 7.35e-01 7.30e-01</p> <p>水蒸気質量分率 (ケース 1 : 100 秒)</p> <p>水蒸気質量分率 (ケース 1 : 400 秒)</p> <p>水蒸気質量分率 (ケース 1 : 1000 秒)</p>	

図 15 水蒸気質量分率分布図(ケース 1)

図 15 水蒸気質量分率分布図(ケース 1)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. PANDA 試験と実機条件との比較</p> <p>PANDA 試験のクーラモデルと実機再循環ユニットのダクト系を含めた形状は、それぞれ図 1 及び参考資料 0 の図 1-2 に示すようにほぼ同様（相似）な形状をしており、実機の方が大型である。</p> <p>一方、自然対流の流れの安定化には、主としてドラフト力と圧力損失、ユニット外からユニット内への初期流れの形成が影響するものと考えられる。ここで、ユニットの単位除熱能力（単位通過面積当たりの除熱量、及び単位流速を流した場合のコイル前後の温度（密度）変化量）が同様とした場合を想定すると、スケールの変化が生じた場合には下記の通り、圧力損失は同等のままで、ドラフト力の増加と初期流れの形成時間の遅れの影響は相殺される方向となる。その結果として、自然対流の安定化までの時間については、PANDA 試験と実機で大きな差異は発生しないものと予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラフト力=ユニット内外の密度差×ドラフト高さであるため、スケールが大きい実機の方がドラフト高さが大きい分ドラフト力も大きくなり、自然対流の流速が速くなる。 ・圧力損失=抵抗係数×動圧であり、抵抗係数はスケールに影響しないために、流速が一定であれば圧力損失はスケールが変化しても変わらない。 ・ユニット外から内への初期の流れの形成は、ユニット内の容積とユニットの除熱能力に主として影響されるが、容積はスケールの三乗に比例するのに対して、除熱能力（伝熱面積）は二乗に比例するために、流速一定であればスケールが大きい実機の方が初期の流れの形成については時間を要する傾向となる。 	<p>3. PANDA 試験と実機条件との比較</p> <p>PANDA 試験のクーラモデルと実機再循環ユニットのダクト系を含めた形状は、それぞれ図 1 及び参考資料 0 の図 1-2 に示すようにほぼ同様（相似）な形状をしており、実機の方が大型である。</p> <p>一方、自然対流の流れの安定化には、主としてドラフト力と圧力損失、ユニット外からユニット内への初期流れの形成が影響するものと考えられる。ここで、ユニットの単位除熱能力（単位通過面積当たりの除熱量、及び単位流速を流した場合のコイル前後の温度（密度）変化量）が同様とした場合を想定すると、スケールの変化が生じた場合には下記の通り、圧力損失は同等のままで、ドラフト力の増加と初期流れの形成時間の遅れの影響は相殺される方向となる。その結果として、自然対流の安定化までの時間については、PANDA 試験と実機で大きな差異は発生しないものと予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラフト力=ユニット内外の密度差×ドラフト高さであるため、スケールが大きい実機の方がドラフト高さが大きい分ドラフト力も大きくなり、自然対流の流速が速くなる。 ・圧力損失=抵抗係数×動圧であり、抵抗係数はスケールに影響しないために、流速が一定であれば圧力損失はスケールが変化しても変わらない。 ・ユニット外から内への初期の流れの形成は、ユニット内の容積とユニットの除熱能力に主として影響されるが、容積はスケールの三乗に比例するのに対して、除熱能力（伝熱面積）は二乗に比例するために、流速一定であればスケールが大きい実機の方が初期の流れの形成については時間を要する傾向となる。 	

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.まとめ</p> <p>PANDA 試験の試験前解析の結果では、自然対流冷却の除熱量はクーラ作動から 200 秒程度で安定化し、また、対応する実際の PANDA 試験結果においても 1000 秒程で安定化している。さらに、実炉解析では、15 秒程度で流れが形成され、300 秒程度で流れが安定化する結果が得られている。</p> <p>安定化した状態においては、クーラ周囲の流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部から排出する流れが形成される。また、クーラ入口の流速分布は入口上部ほど高速の流線を示し、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となって流出している。クーラ周囲の温度分布、水蒸気モル分布はクーラ内部、ダクト内部が容器内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下している。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接外側へ流出する。これらの流況は、PANDA 試験解析、実炉解析の結果において確認できている。</p> <p>以上より、格納容器再循環ユニットによる自然対流発生のプロセスについて、再循環ユニットが冷却に寄与し始める初期状態から約十数分以内に、ユニット外側からダクトへの下降流が発生し定的な自然対流冷却状態に至ることが、PANDA 試験と試験前解析及び実炉解析の条件下において定量的に確認されていると言える。</p> <p>実機の格納容器再循環ユニットは、PANDA 試験等のクーラと基本的な構造、仕組みは類似（形状は相似）していることから、実機において上記の知見と大きく異なる挙動が発生することは考え難い。しかしながら、PANDA 試験モデル及び条件と実機では詳細が異なることが予想されることから、初期状態から自然対流冷却安定化までの時間やそれが有効性評価に与える影響については定量的に把握しておくことが重要である。そのために、今後、PANDA 試験の詳細な試験結果を含めたデータの分析を行うこと等により知見の拡充を図り、引き続き実機での挙動を定量的に分析することとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4.まとめ</p> <p>PANDA 試験の試験前解析の結果では、自然対流冷却の除熱量はクーラ作動から 200 秒程度で安定化し、また、対応する実際の PANDA 試験結果においても 1000 秒程で安定化している。さらに、実炉解析では、15 秒程度で流れが形成され、300 秒程度で流れが安定化する結果が得られている。</p> <p>安定化した状態においては、クーラ周囲の流れはクーラ入口から水平に侵入し、クーラ内で下降流となって下部ダクトを降下してダクト下部から排出する流れが形成される。また、クーラ入口の流速分布は入口上部ほど高速の流線を示し、クーラ下部では流れの一部が正面からクーラ外側へ下降流となって流出している。クーラ周囲の温度分布、水蒸気モル分布はクーラ内部、ダクト内部が容器内と比較して冷却され、水蒸気の割合が低下している。クーラ下部については冷却空気が滞留し、滞留空気の一部がクーラ下部から直接外側へ流出する。これらの流況は、PANDA 試験解析、実炉解析の結果において確認できている。</p> <p>以上より、格納容器再循環ユニットによる自然対流発生のプロセスについて、再循環ユニットが冷却に寄与し始める初期状態から約十数分以内に、ユニット外側からダクトへの下降流が発生し定的な自然対流冷却状態に至ることが、PANDA 試験の試験前解析及び実炉解析の結果から定量的に確認されていると言える。</p> <p>実機の格納容器再循環ユニットは、PANDA 試験等のクーラと基本的な構造、仕組みは類似（形状は相似）していることから、実機において上記の知見と大きく異なる挙動が発生することは考え難い。しかしながら、PANDA 試験モデル及び条件と実機では詳細が異なることが予想されることから、初期状態から自然対流冷却安定化までの時間やそれが有効性評価に与える影響については定量的に把握しておくことが重要である。そのために、今後、PANDA 試験の詳細な試験結果を含めたデータの分析を行うこと等により知見の拡充を図り、引き続き実機での挙動を定量的に分析することとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考文献</p> <p>1. Evaluation of the Cooling Performance of Non Safety Grade Air Recirculation System Cooling Coils (JAERI-memo 08-127, June 1996, "PROCEEDINGS OF THE WORKSHOP ON SEVERE ACCIDENT RESEARCH IN JAPAN (SARJ・95) December 4-6, 1995, Tokyo Japan")</p> <p>2. Ralf Kapulla, Guillaume Mignot, and Domenico Paladino, "Large-Scale Containment Cooler Performance Experiments under Accident Conditions", Hindawi Publishing Corporation Science and Technology of Nuclear Installations Volume 2012, Article ID 943197, 20 pages</p> <p>3. アクシデントマネジメント知識ベース整備に関する報告書（格納容器内多次元流動解析手法の検証と自然対流冷却AM策への適用）(H17～H19年度) 独立行政法人 原子力安全基盤機構事業成果報告書</p> <p>4. アクシデントマネジメント時格納容器内多次元熱流動及びFP挙動解析(H20～H21年度) 独立行政法人 原子力安全基盤機構 事業成果報告書</p>	<p>参考文献</p> <p>1. Evaluation of the Cooling Performance of Non Safety Grade Air Recirculation System Cooling Coils (JEARI-memo 08-127, June 1996, "PROCEEDINGS OF THE WORKSHOP ON SEVERE ACCIDENT RESEARCH IN JAPAN (SARJ・95) December 4-6, 1995, Tokyo Japan")</p> <p>2. Ralf Kapulla, Guillaume Mignot, and Domenico Paladino, "Large-Scale Containment Cooler Performance Experiments under Accident Conditions", Hindawi Publishing Corporation Science and Technology of Nuclear Installations Volume 2012, Article ID 943197, 20 pages</p> <p>3. アクシデントマネジメント知識ベース整備に関する報告書（格納容器内多次元流動解析手法の検証と自然対流冷却AM策への適用）(H17～H19年度) 独立行政法人 原子力安全基盤機構 事業成果報告書</p> <p>4. アクシデントマネジメント時格納容器内多次元熱流動及びFP挙動解析 (H20～H21年度) 独立行政法人 原子力安全基盤機構 事業成果報告書</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料－9 格納容器再循環ユニットラフフィルタ撤去による影響について</p> <p>1. 格納容器再循環ユニットラフフィルタの機能 換気空調設備においては、コイルの上流側にコイルの汚れによる伝熱性能低下を考慮して基本的にコイル上流側にラフィルタを設置しており、格納容器再循環ユニットも冷却コイルの前面にラフフィルタを設置している。</p> <p>2. 格納容器再循環ユニットラフフィルタ撤去による影響 添付に大飯3／4号機の格納容器再循環ユニットラフフィルタの差圧データを示す。当該フィルタの差圧上昇はほとんどなく、空気の清浄度は良いと判断でき、格納容器再循環ユニットにフィルタがなくても問題はない。</p> <p>一方、重大事故時においては、エアロゾル発生による悪影響が懸念されるが、自然対流冷却開始時点ではエアロゾルはCVスプレイにより除去できるため、格納容器内に有意なエアロゾルの浮遊はないことから、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について、エアロゾルによる有意な除熱性能劣化の影響はない。（参考資料－2参照）</p> <p>3. まとめ 大飯3／4号機の格納容器再循環ユニットに内蔵しているラフフィルタは、冷却コイルの汚れによる伝熱性能低下を防止する目的で設置しているが、これまでフィルタ差圧の上昇はほとんど無く、ラフフィルタがなくても問題ないと判断できる。 また、重大事故時においても自然対流冷却開始時点では格納容器内に有意なエアロゾルの浮遊はないため、エアロゾルによる有意な除熱性能劣化の影響はない。従って、格納容器再循環ユニットのラフフィルタの撤去による悪影響はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>参考資料－9 格納容器再循環ユニット粗フィルタ撤去による影響について</p> <p>1. 格納容器再循環ユニット粗フィルタの機能 換気空調設備においては、コイルの上流側にコイルの汚れによる伝熱性能低下を考慮して基本的にコイル上流側にラフィルタを設置しており、格納容器再循環ユニットも冷却コイルの前面に粗フィルタを設置している。</p> <p>2. 格納容器再循環ユニット粗フィルタ撤去による影響 泊3号炉の格納容器再循環ユニット粗フィルタは29Paの差圧を目安に交換をする運用をしているが、2009年12月の運転開始以来、フィルタ交換の実績はない。 また、同様の仕様のフィルタ、フィルタユニットの1, 2号炉については、既に2000年よりプラント運転中D号機の粗フィルタを撤去した運用を行っているが、4定検に1度の目視点検においても、ユニットのコイルが汚れるような現象は見られていない。 以上より、プラント運転中の格納容器内雰囲気の空気の清浄度は良いと判断でき、格納容器再循環ユニットにフィルタがなくても問題はない。</p> <p>一方、重大事故時においては、エアロゾル発生による悪影響が懸念されるが、自然対流冷却開始時点ではエアロゾルはCVスプレイにより除去できるため、格納容器内に有意なエアロゾルの浮遊はないことから、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について、エアロゾルによる有意な除熱性能劣化の影響はない。（参考資料－2参照）</p> <p>3. まとめ 泊3号炉の格納容器再循環ユニットに内蔵している粗フィルタは、冷却コイルの汚れによる伝熱性能低下を防止する目的で設置しているが、これまでフィルタ差圧の上昇はほとんど無く、粗フィルタがなくても問題ないと判断できる。 また、重大事故時においても自然対流冷却開始時点では格納容器内に有意なエアロゾルの浮遊はないため、エアロゾルによる有意な除熱性能劣化の影響はない。従って、格納容器再循環ユニットの粗フィルタの撤去による悪影響はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>記載方針の相違</u> ・大飯は差圧データを添付しているが、泊3号では実績値が少ないため、環境条件が同等と考える泊1,2号の状況を補足記載している。</p> <p><u>設備名称の相違</u></p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p style="text-align: center;">添付</p> <p>大飯3/4号機格納容器再循環コニットラップフィルタの差圧実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定検回数</th> <th colspan="4">ラフフィルタ差圧[Pa]</th> </tr> <tr> <th>3号機A</th> <th>3号機D</th> <th>4号機A</th> <th>4号機D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>220</td><td>220</td><td>205</td><td>235</td></tr> <tr><td>2</td><td>215</td><td>210</td><td>215</td><td>235</td></tr> <tr><td>3</td><td>215</td><td>205</td><td>220</td><td>230</td></tr> <tr><td>4</td><td>225</td><td>215</td><td>225</td><td>230</td></tr> <tr><td>5</td><td>225</td><td>215</td><td>235</td><td>240</td></tr> <tr><td>6</td><td>230</td><td>215</td><td>250</td><td>238</td></tr> <tr><td>7</td><td>235</td><td>220</td><td>260</td><td>240</td></tr> <tr><td>8</td><td>235</td><td>235</td><td>210(交換)</td><td>210(交換)</td></tr> <tr><td>9</td><td>250</td><td>240</td><td>220</td><td>220</td></tr> <tr><td>10</td><td>205(交換)</td><td>220(交換)</td><td>200</td><td>220</td></tr> <tr><td>11</td><td>205</td><td>210</td><td>210</td><td>230</td></tr> <tr><td>12</td><td>215</td><td>225</td><td>215</td><td>240</td></tr> <tr><td>13</td><td>220</td><td>230</td><td>225</td><td>240</td></tr> <tr><td>14</td><td>220</td><td>235</td><td>235</td><td>240</td></tr> <tr><td>15</td><td>230</td><td>235</td><td>△</td><td>△</td></tr> </tbody> </table> <p>フィルタ交換目安: 290Pa</p>	定検回数	ラフフィルタ差圧[Pa]				3号機A	3号機D	4号機A	4号機D	1	220	220	205	235	2	215	210	215	235	3	215	205	220	230	4	225	215	225	230	5	225	215	235	240	6	230	215	250	238	7	235	220	260	240	8	235	235	210(交換)	210(交換)	9	250	240	220	220	10	205(交換)	220(交換)	200	220	11	205	210	210	230	12	215	225	215	240	13	220	230	225	240	14	220	235	235	240	15	230	235	△	△		記載方針の相違
定検回数		ラフフィルタ差圧[Pa]																																																																																				
	3号機A	3号機D	4号機A	4号機D																																																																																		
1	220	220	205	235																																																																																		
2	215	210	215	235																																																																																		
3	215	205	220	230																																																																																		
4	225	215	225	230																																																																																		
5	225	215	235	240																																																																																		
6	230	215	250	238																																																																																		
7	235	220	260	240																																																																																		
8	235	235	210(交換)	210(交換)																																																																																		
9	250	240	220	220																																																																																		
10	205(交換)	220(交換)	200	220																																																																																		
11	205	210	210	230																																																																																		
12	215	225	215	240																																																																																		
13	220	230	225	240																																																																																		
14	220	235	235	240																																																																																		
15	230	235	△	△																																																																																		

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA51H-9 r. 3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

51条

令和5年6月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について		
<p>「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。</p>		
<p>【適合性一覧表の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。 ➢ 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。 ➢ 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料（比較表）では相違箇所の識別のみとする。 <p>【関連資料の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。 ➢ 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。 ➢ よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。 		

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】	
記号	相違のある要求事項
①	環境条件_環境影響
②	環境条件_海水通水
③	操作性
④	切り替え性
⑤	悪影響防止_系統設計
⑥	設置場所
⑦	容量等
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象
⑨	共通要因故障_サポート系

相違に対する考え方

配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし

外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし
常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし

操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし

本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし

系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分離化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし

対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし

有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を貯える容量とする方針に相違なし

設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし

対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配管図(保管場所図) 系統図 接続図	配管図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要ないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを捕足するため紐づけているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
⑧	共用の禁止	—	—	—	—(単号炉申請であり共用設備なし)
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑩	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由		
女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの		
<p>重大事故等対応設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、 補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、 重大事故等対応設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p>		
【共通（資料構成の変更）】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> (変更前) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 (変更後) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 		
<p>「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 		
【配置図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対応設備に加え、重大事故等対応設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対応設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 		
【試験検査】		
<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができるることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、 泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、 試験検査ができるることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 		
【系統図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 		
【容量設定根拠】		
<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 		
【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-1 SA設備基準適合性一覧表	51-1 SA設備 基準適合性一覧表	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉										泊発電所3号炉										相違理由
泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																				
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉										泊発電所3号炉										相違理由
泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
<																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

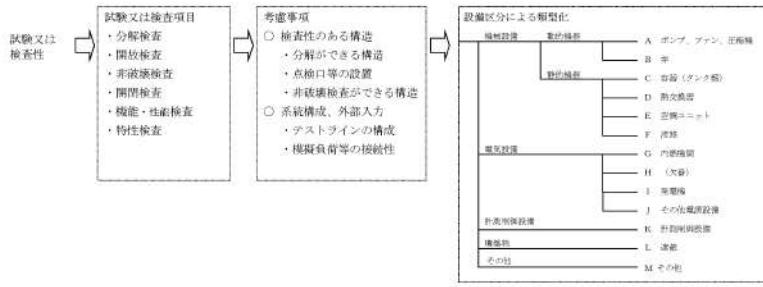
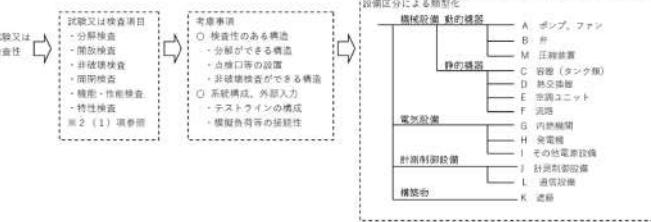
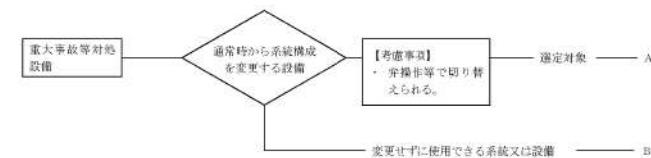
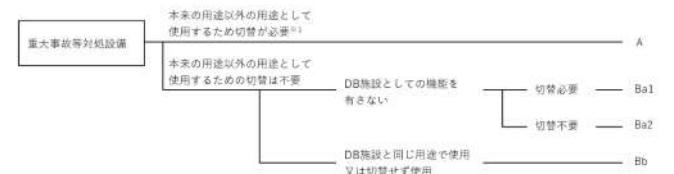
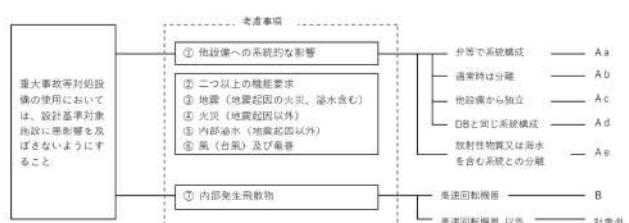
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉	相違理由
大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明		泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>④海水を通水する系統への影響 ⑤周辺機器等からの悪影響</p> <p>④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>④海水を通水する系統への影響 ⑤周辺機器等からの悪影響</p> <p>④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A③、A⑦等)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A③、A⑦等)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <pre> graph LR A[試験又は検査項目] --> B[考慮事項] B --> C[設備区分による類型化] C --> D[試験又は検査性] D --> E[試験又は検査項目] E --> F[設備区分による類型化] F --> G[試験又は検査性] G --> H[試験又は検査項目] H --> I[設備区分による類型化] I --> J[試験又は検査性] J --> K[設備区分による類型化] K --> L[試験又は検査性] L --> M[その他の試験又は検査性] </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <pre> graph LR A[試験又は検査項目] --> B[考慮事項] B --> C[設備区分による類型化] C --> D[試験又は検査性] D --> E[試験又は検査項目] E --> F[設備区分による類型化] F --> G[試験又は検査性] G --> H[試験又は検査項目] H --> I[設備区分による類型化] I --> J[試験又は検査性] J --> K[設備区分による類型化] K --> L[試験又は検査性] L --> M[その他の試験又は検査性] </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備] --> B{通常時から系統構成を変更する設備} B --> C[考慮事項] C --> D[切り替えられる] D --> E[選定対象 A] D --> F[変更仕様に使用できる系統又は設備 B] </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備] --> B[本來の用途以外の用途として使用するため切替が必要] B --> C[重大事故等対処設備] C --> D[本來の用途以外の用途として使用するための切替は不要] D --> E[DB施設としての機能を有さない] E --> F[切替必要 B1] E --> G[切替不要 B2] F --> H[DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb] </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること] --> B[考慮事項] B --> C[①他設備への系統的影響 ②二つ以上の機能要求 ③地震(地震起因の火災、漏水含む) ④火災(地震起因以外) ⑤内部漏水(地震起因以外) ⑥風(台風)及び竜巻] C --> D[内部発生飛散物] D --> E[高速回転機器] </pre> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A②等)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること] --> B[考慮事項] B --> C[①他設備への系統的影響 ②二つ以上の機能要求 ③地震(地震起因の火災、漏水含む) ④火災(地震起因以外) ⑤内部漏水(地震起因以外) ⑥風(台風)及び竜巻] C --> D[内部発生飛散物] D --> E[高速回転機器] E --> F[高速回転機器以外 対象外] </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉	相違理由
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について		■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について	
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について		■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について	
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について		■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について	
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について		■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について	

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等がどうか ③ 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等がどうか ④, ⑤以外</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等 ①, ②以外</p> <p>予備数量 【考慮事項】 ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、構造確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 ⑥, ⑦以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等 ③, ④以外</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>接続 ケーブル コネクタ接続 ————— A 上り簡便な接続規格等による接続 ————— C 配管 ボルト締めフランジ接続 ————— B 上り簡便な接続規格等による接続 ————— C その他の措置 ————— D 接続なし ————— E</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>接続 常設設備と接続するものに限る ケーブル 両端供給 端子のボルト・ネジによる接続 ————— A 通信・計装各設備電源による接続 ————— D 水・空気配管 大口径等 ボルト締めフランジ接続 ————— B 小口径等 より簡便な接続規格等による接続 ————— C 油配管、計装付属配管 専用の接続方法による接続 ————— D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 (建屋外からの供給するものに限る) 【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・浸水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力 ————— A 屋内(壁面含む) 屋内及び屋外 ————— B その他(空気) ————— C 接続箇所なし ————— D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 建屋外からの供給するものに限る 【考慮事項】 ・環境条件 ・浸水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力 ————— A 屋内(壁面含む) その他(空気) ————— 对象外</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A[考慮事項 放射線の影響] --> A1[SFP 事故時に使用する設備] A[考慮事項 放射線の影響] --> B1[その他の設備] style A fill:#e0f2e0 style B fill:#e0f2e0 style A1 fill:#e0f2e0 style B1 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> A2_1[SFP 事故時に使用する設備] A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> B2_1[その他の設備] style A2 fill:#e0f2e0 style A2_1 fill:#e0f2e0 style B2_1 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> A3_1[位置的分散] A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> B3_1[屋外] style A3 fill:#e0f2e0 style A3_1 fill:#e0f2e0 style B3_1 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> A4_1[位置的分散] A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> B4_1[屋内] A4_1 --> A4_1a[共通要因の考慮対象設備なし] A4_1 --> A4_1b[共通要因の考慮対象設備あり] B4_1 --> B4_1a[共通要因の考慮対象設備なし] B4_1 --> B4_1b[共通要因の考慮対象設備あり] style A4 fill:#e0f2e0 style A4_1 fill:#e0f2e0 style B4_1 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> A5_1[屋内] A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> B5_1[屋外] style A5 fill:#e0f2e0 style A5_1 fill:#e0f2e0 style B5_1 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --> A6_1[屋内] A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --> B6_1[屋外] style A6 fill:#e0f2e0 style A6_1 fill:#e0f2e0 style B6_1 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_1[考慮事項 ①構造条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災] A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_2[②サポート系による要因] A7_1 --> A7_1a[位置的分散] A7_1 --> A7_1b[多様性・独立性] A7_1a --> A7_1aa[屋内設備] A7_1a --> A7_1ab[屋外設備] A7_2 --> A7_2a[サポートあり] A7_2 --> A7_2b[サポートなし] style A7 fill:#e0f2e0 style A7_1 fill:#e0f2e0 style A7_2 fill:#e0f2e0 </pre> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例: ①a、①b、②a、②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_1[考慮事項 ①構造条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災] A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_2[②サポート系による要因] A8_1 --> A8_1a[防止設備] A8_1 --> A8_1b[非防止設備] A8_1a --> A8_1aa[屋内設備] A8_1a --> A8_1ab[屋外設備] A8_1b --> A8_1b1[共通要因を考慮する対象設備あり] A8_1b --> A8_1b2[共通要因を考慮する対象設備なし] A8_1b1 --> A8_1b1a[同一目的のSA設備あり] A8_1b1 --> A8_1b1b[同一目的のSA設備なし] A8_1b2 --> A8_1b2a[代替するDB設備あり] A8_1b2 --> A8_1b2b[代替するDB設備なし] A8_1b2a --> A8_1b2a1[対象外] A8_1b2b --> A8_1b2b1[対象外] A8_2 --> A8_2a[設備毎に考慮] A8_2a --> A8_2a1[サポート系あり] A8_2a --> A8_2a2[サポート系なし] A8_2a1 --> A8_2a11[対象外] A8_2a2 --> A8_2a21[対象外] style A8 fill:#e0f2e0 style A8_1 fill:#e0f2e0 style A8_2 fill:#e0f2e0 </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-2 配置図 3号炉	51-2 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成、配置箇所の相違により、比較対象資料は一致せず。 ・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）

凡例

- | | |
|---|------------|
| ■ | ：設計基準対象施設 |
| ■ | ：重大事故等対処設備 |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

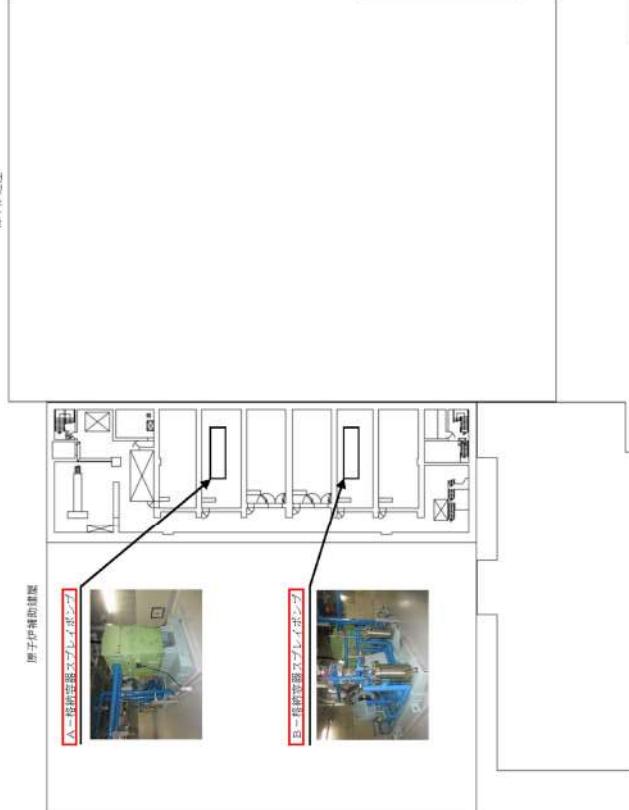
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>原子炉建屋</small> <small>A - 保険管路ブレイブ点</small> <small>B - 保険管路ブレイブ点</small> <small>T.P. -1.7m</small> <small>電気建屋</small>	

図51-2-1 配置図（原子炉格納容器下部への注水）

51-2-1

51-2-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

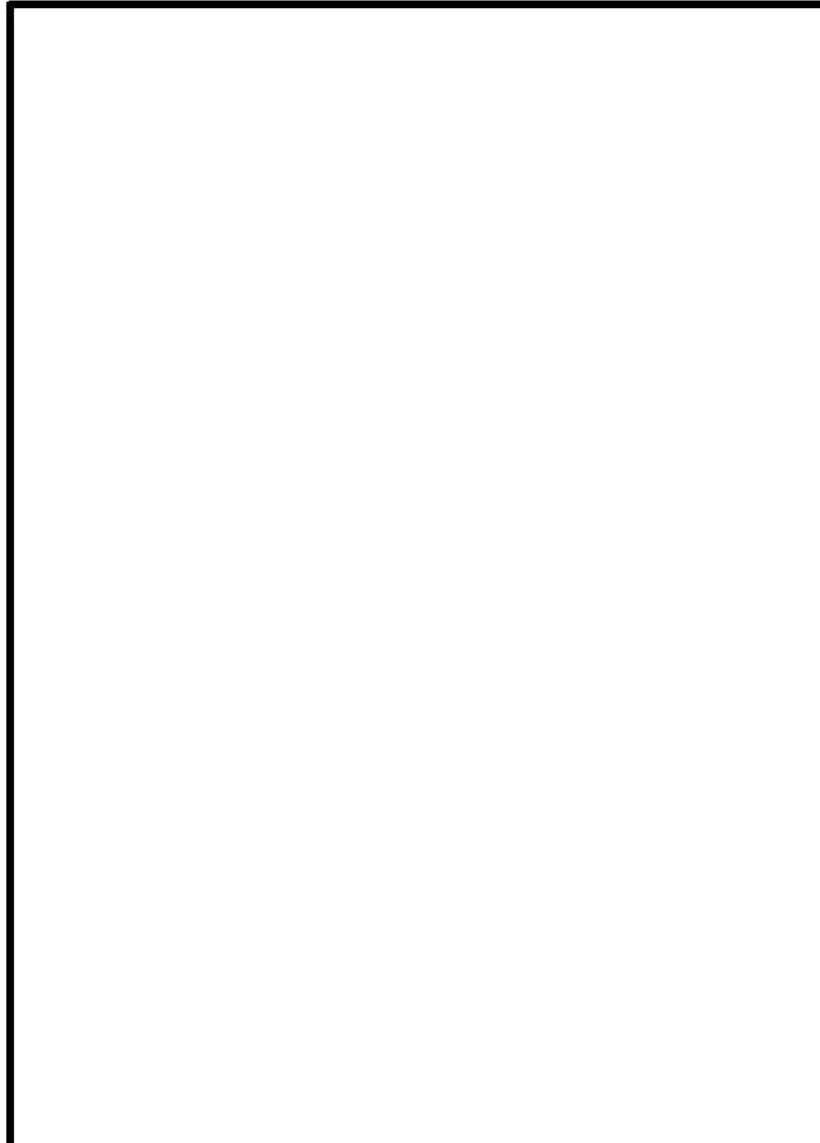
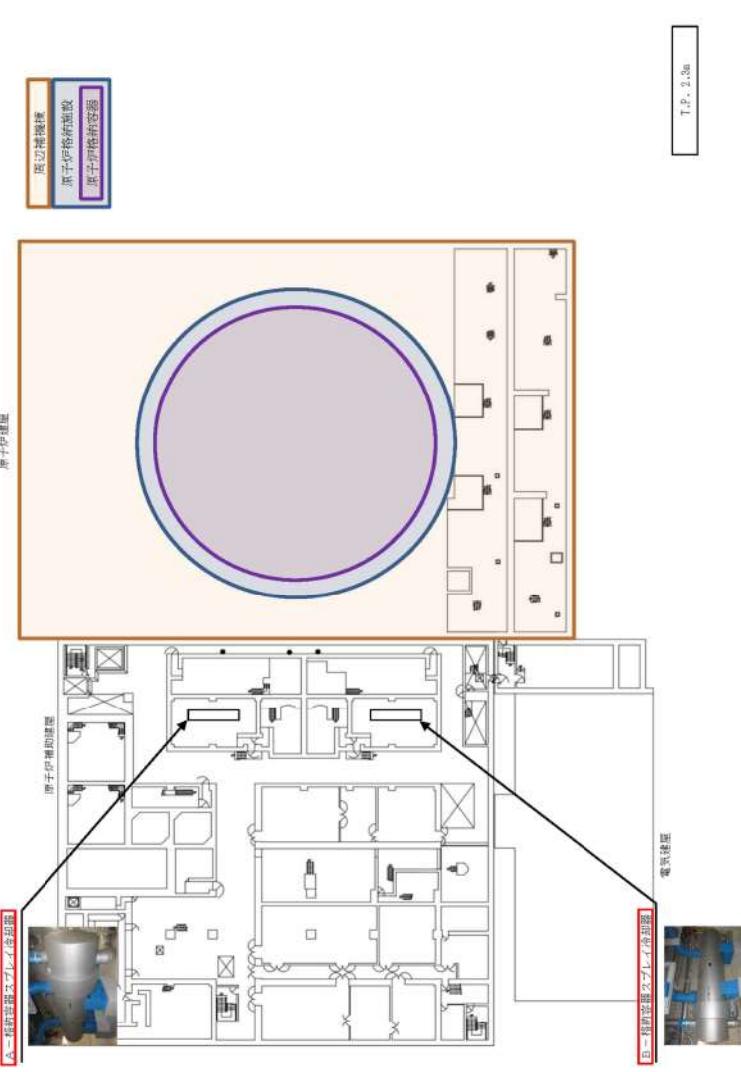
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図51-2-2 配置図（原子炉格納容器下部への注水）

51-2-2

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

51-2-3

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

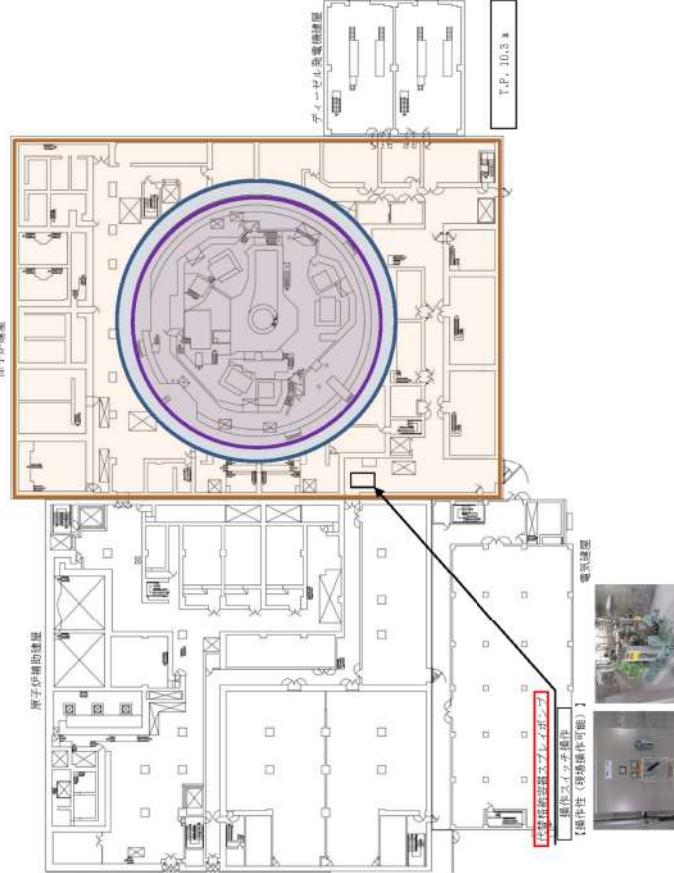
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 800px;"></div> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

図51-2-3 配置図（原子炉格納容器下部への注水）

51-2-3

51-2-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

図5.1-2-4 配置図（原子炉格納容器下部への注水）

51-2-4

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-4 試験・検査説明資料 3号炉	51-3 試験・検査説明資料	

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

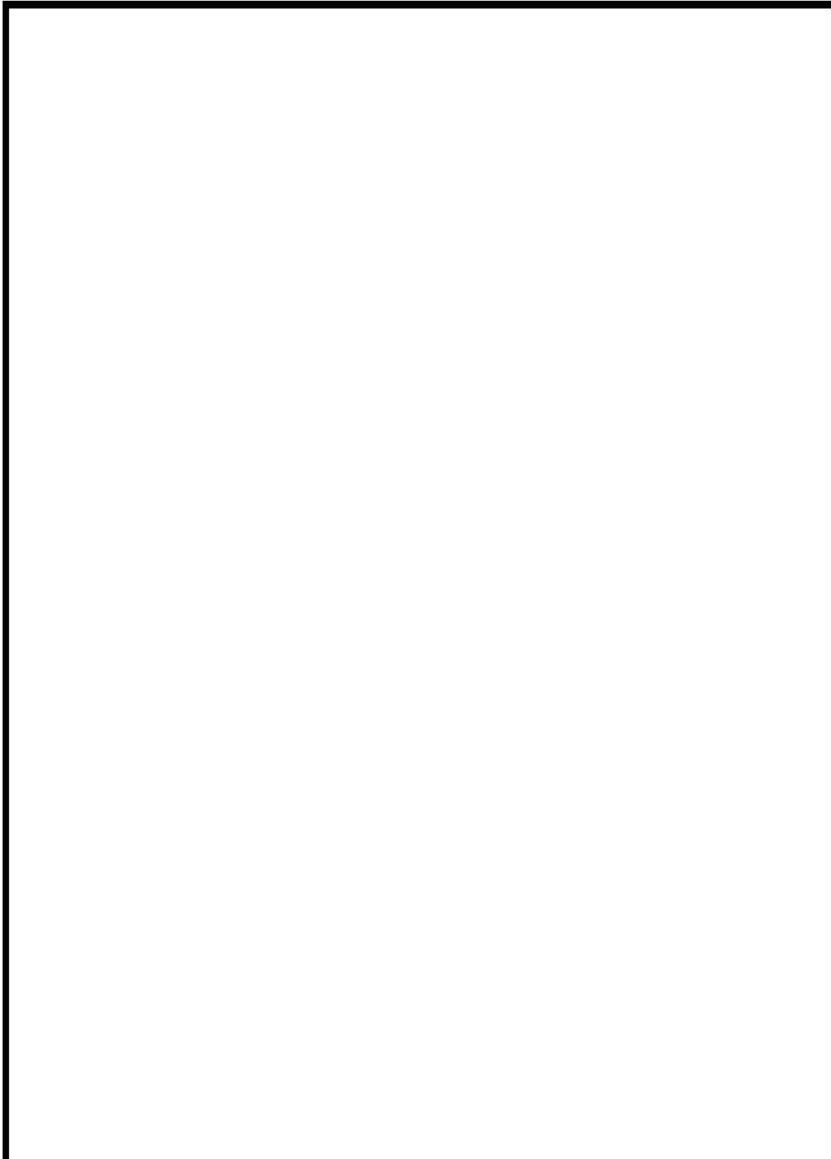
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

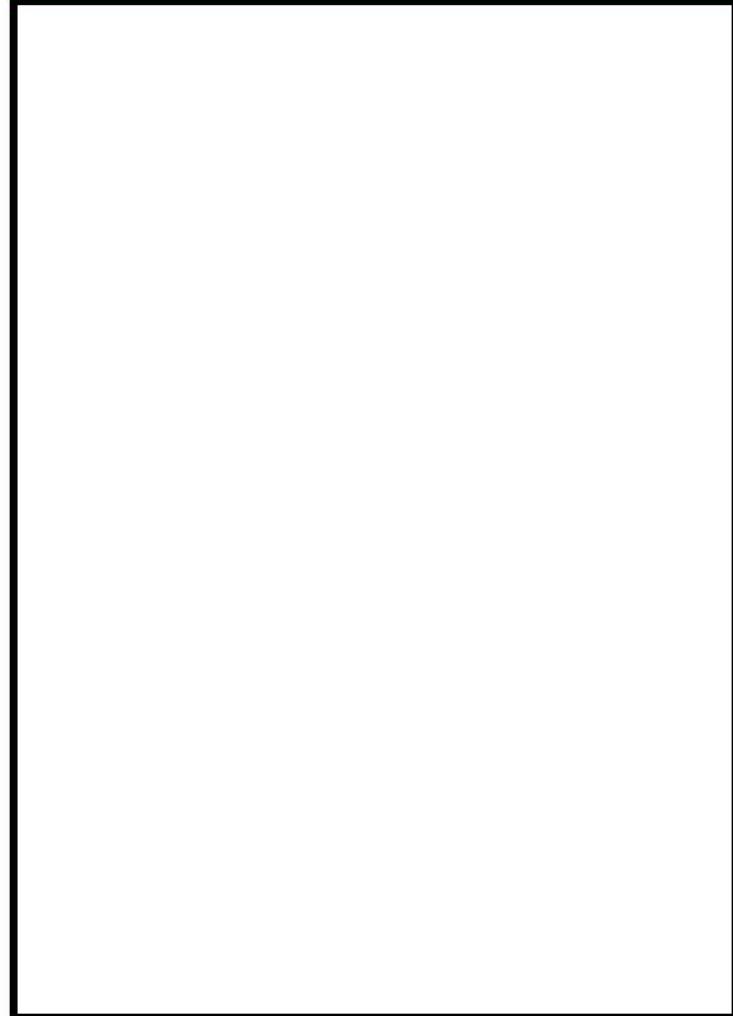
赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 拡開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 • 試験検査に係る資料の充実化 • 試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

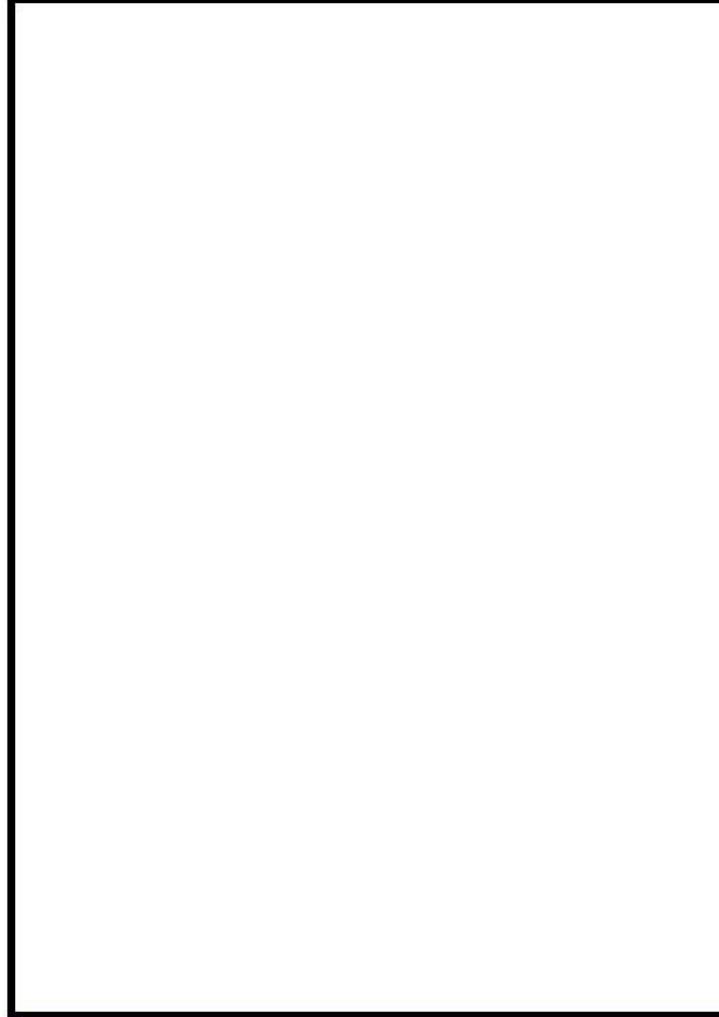
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

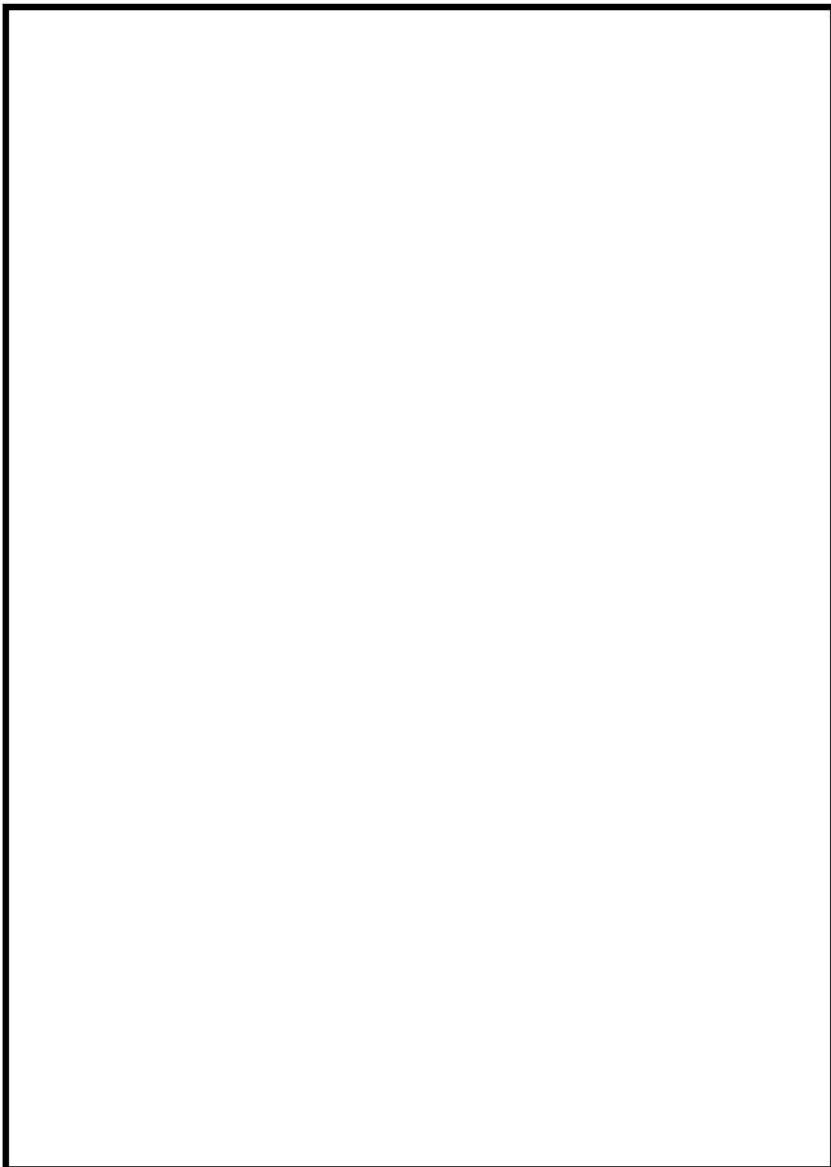
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

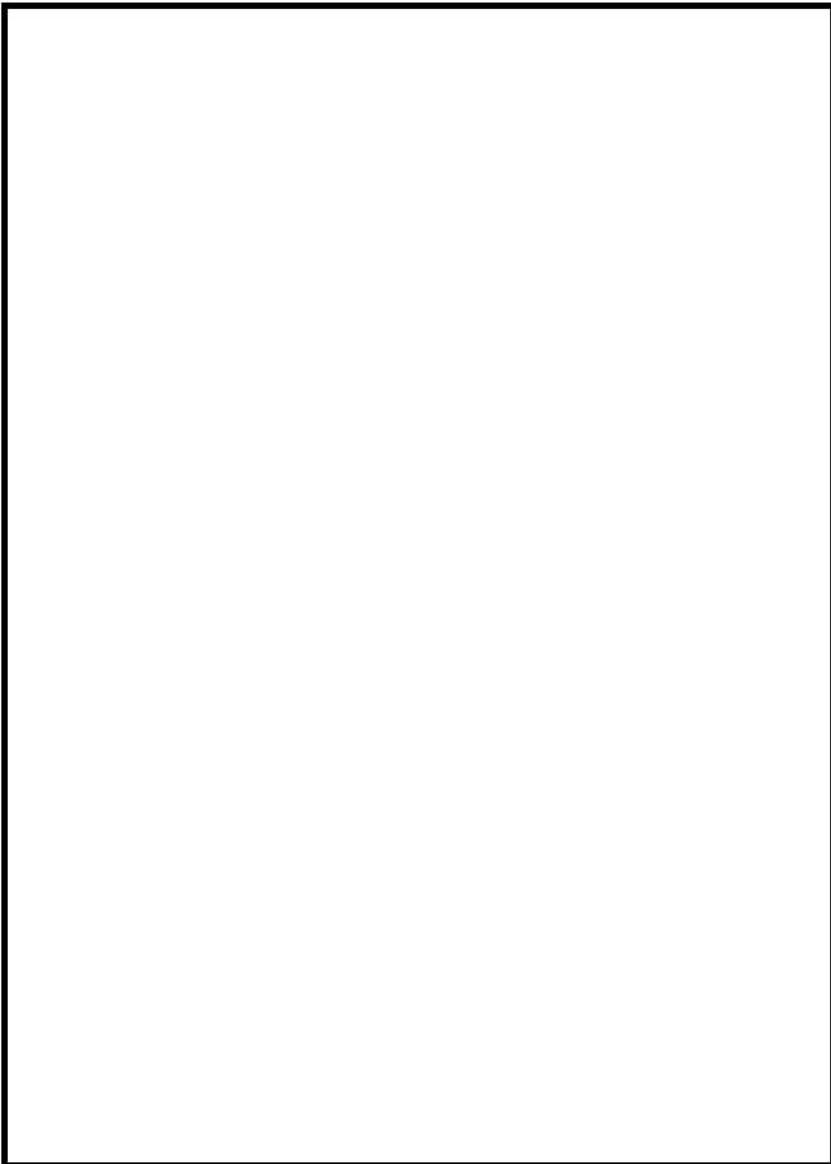
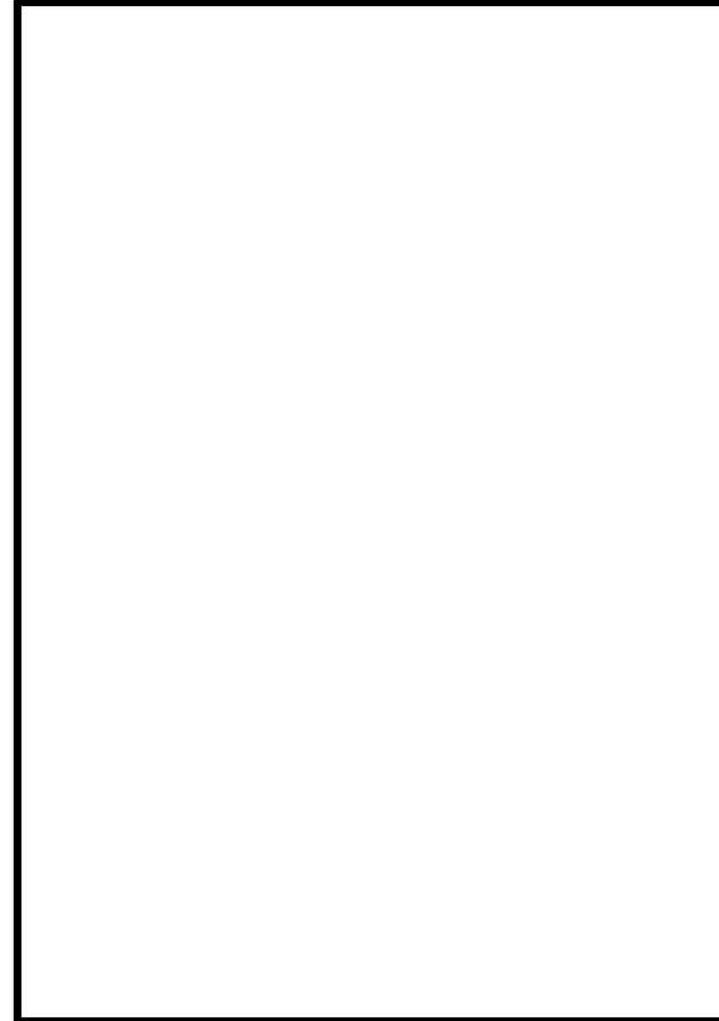
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

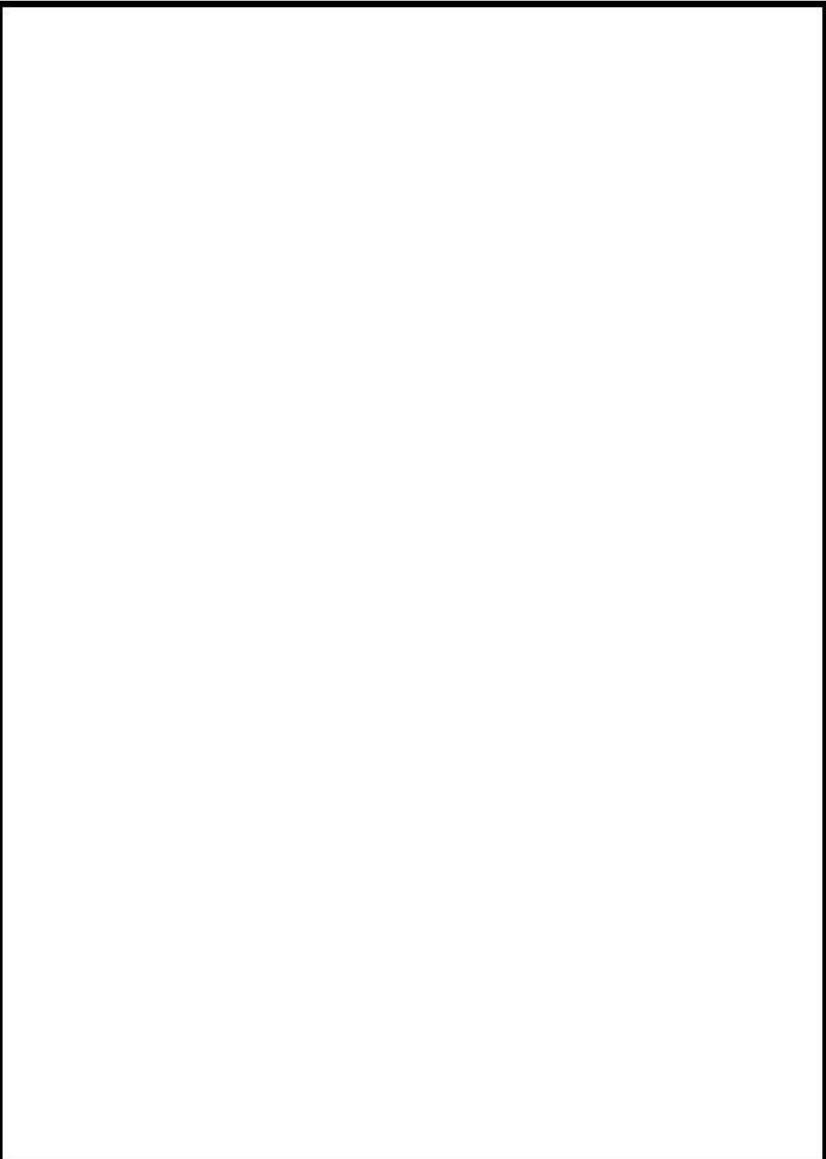
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器安全系機能検査 要領書番号：O3-16-158</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系機能検査 要領書番号：HT3-48</p>	<p>試原-105</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

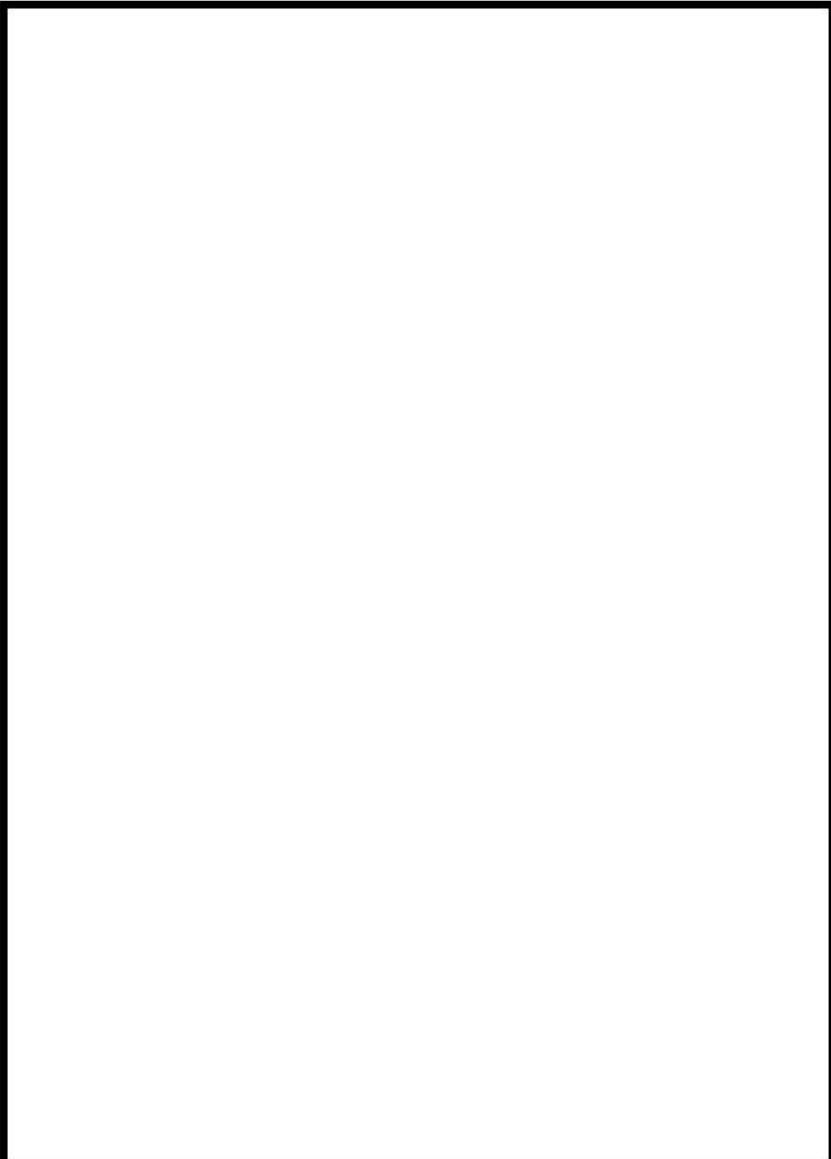
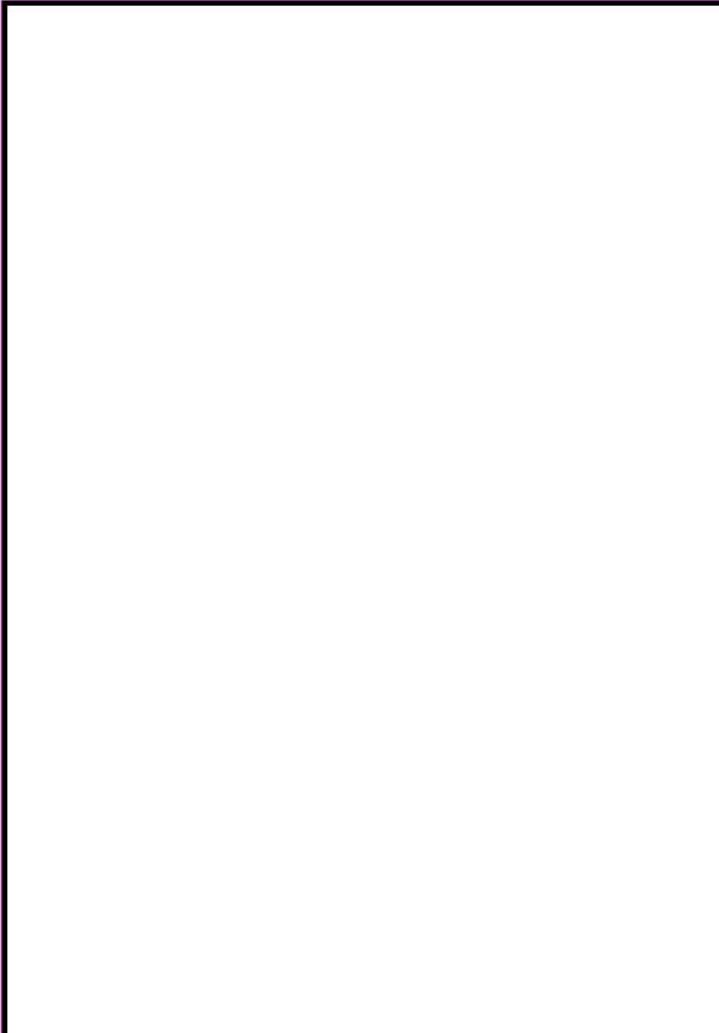
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_0</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 原子炉格納施設 検査名：運転中の主要機器機能検査（状態監視含む） 要領書番号：HT3-運-1</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要是、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違ない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

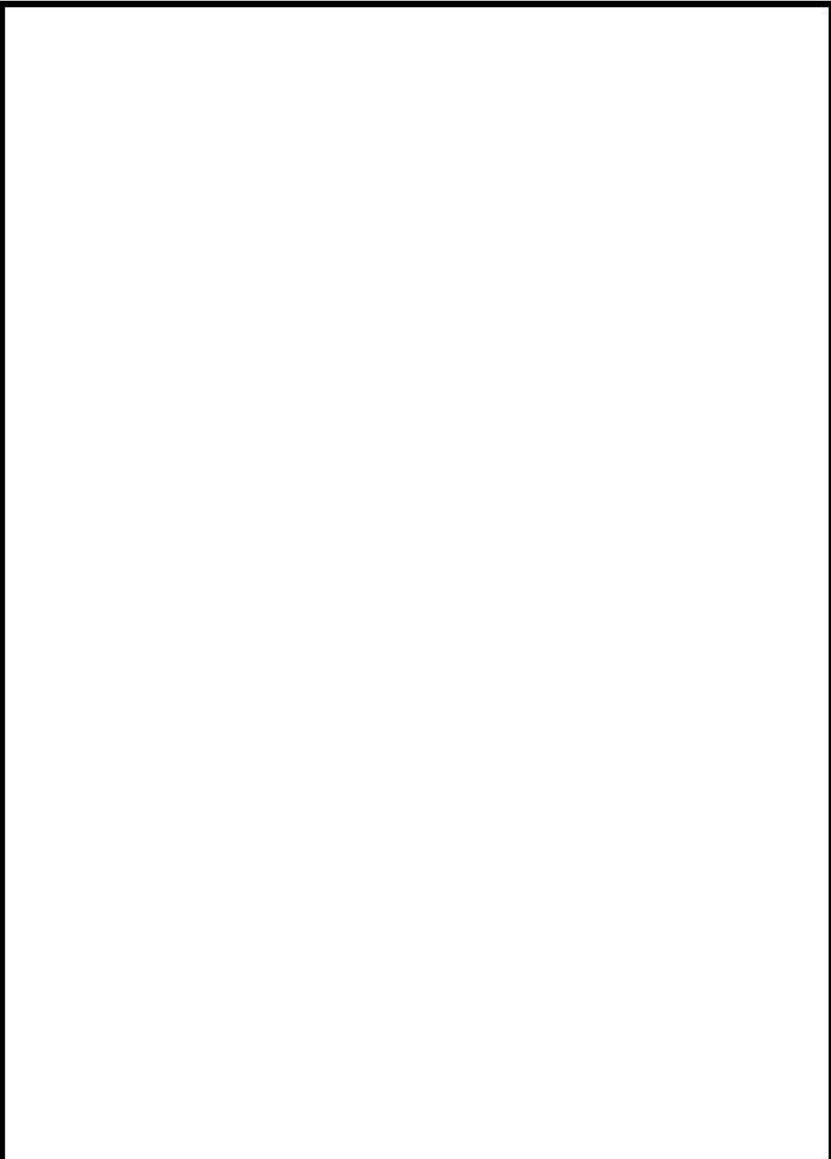
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改_0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第12回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-12-49</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉							泊発電所3号炉							相違理由								
機器又は系統名	実地取扱機器名	点検及び試験の項目	保全方式 又は種別	保全の 重要性	検査名	備考	機器又は系統名	実地取扱機器名	点検及び試験の項目	保全方式 又は種別	保全の 重要性	検査名	備考	機器又は系統名	実地取扱機器名	点検及び試験の項目	保全方式 又は種別	保全の 重要性	検査名	備考		
大飯外送電スイッチ盤	大飯外送電スイッチ盤	1開閉点検 2非燃焼試験 3漏えい試験	高	130M	次系統交換器保険 次系統交換器保険	(の場合は適用する 燃焼試験を行)	大飯外送電スイッチ盤	大飯外送電スイッチ盤	1開閉点検 2非燃焼試験 3漏えい試験	高	130M	次系統交換器保険 次系統交換器保険	(の場合は適用する 燃焼試験を行)	大飯外送電スイッチ盤	大飯外送電スイッチ盤	1開閉点検 2非燃焼試験 3漏えい試験	高	130M	次系統交換器保険 次系統交換器保険	(の場合は適用する 燃焼試験を行)		
泊外送電スイッチ盤	泊外送電スイッチ盤	1開閉点検 2非燃焼試験 3漏えい試験	高	130M	次系統交換器保険 次系統交換器保険		泊外送電スイッチ盤	泊外送電スイッチ盤	1開閉点検 2非燃焼試験 3漏えい試験	高	130M	次系統交換器保険 次系統交換器保険		泊外送電スイッチ盤	泊外送電スイッチ盤	1開閉点検 2非燃焼試験 3漏えい試験	高	130M	次系統交換器保険 次系統交換器保険			
原子炉格納容器スリーブ系主要部材	3V-CP-024A 3V-CP-024B 3V-CP-054A 3V-CP-054B	1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検	高	78M 78M 130M 130M	原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材	分隔検査 分隔検査 分隔検査 分隔検査	原子炉格納容器スリーブ系主要部材	3V-CP-024A 3V-CP-024B 3V-CP-054A 3V-CP-054B	1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検	1分隔点検 2燃易点検 1燃易点検 1燃易点検	高	130M 130M 130M 130M	原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材	分隔検査 分隔検査 分隔検査 分隔検査	原子炉格納容器スリーブ系主要部材	3V-CP-024A 3V-CP-024B 3V-CP-054A 3V-CP-054B	1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検	1分隔点検 2燃易点検 1燃易点検 1燃易点検	高	130M 130M 130M 130M	原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材 原子炉格納容器安全系主要部材	分隔検査 分隔検査 分隔検査 分隔検査
原子炉格納容器スリーブ系主要部材	式	1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検 1分隔点検	高	130M	1次系統真空断続弁検査		原子炉格納容器スリーブ系主要部材	式	1分隔点検 1燃易点検 2分隔点検 3燃易点检	高・低	B	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査		原子炉格納容器スリーブ系主要部材	式	1分隔点検 1燃易点検 2分隔点検 3燃易点检	高	130M	1次系統真空断続弁検査			
ふろ蒸浴去垢品タンク	2台	1分隔点検	高	130M	1次系統真空断続弁検査		ふろ蒸浴去垢品タンク空き缶	2台	1分隔点検	高	B	1次系統真空断續弁検査		ふろ蒸浴去垢品タンク	2台	1分隔点検	高	130M	1次系統真空断續弁検査			
原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	1式	1燃易点検 2燃易点検 3燃易点检	高・低	10M～132M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査		原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	1式	1燃易点検 2燃易点検 3燃易点检	高・低	10F	13M～132M		原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	1式	1燃易点検 2燃易点検 3燃易点检	高・低	130M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査			
原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	その他の弁	1燃易点検 1燃易点検 1燃易点检	高・低	130M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査		原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	その他の弁	1燃易点検 1燃易点检	高	130M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査		原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	その他の弁	1燃易点検 1燃易点检	高	130M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査			
原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	その他の弁	1燃易点検 1燃易点检	高	130M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査		原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	その他の弁	1燃易点検 1燃易点检	高	130M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査		原子炉格納容器設圧力隔壁構造その他の安全設備	その他の弁	1燃易点検 1燃易点检	高	130M	1次系統安全弁検査 1次系統安全弁検査 1次系統止逆弁検査			
原子炉格納容器内主水、循環	1式	1分隔点検	高	130M	1次系統安全弁検査		原子炉格納容器内主水、循環	1式	1分隔点検	高	130M	1次系統安全弁検査		原子炉格納容器内主水、循環	1式	1分隔点検	高	130M	1次系統安全弁検査			
相違点(1) (3V-CP-024A)							相違点(1) (3V-CP-024B)							相違点(1) (3V-CP-054A)								
相違点(2) (3V-CP-054B)							相違点(2) (3V-CP-054B)							相違点(2) (3V-CP-054B)								
相違点(3) (3V-CP-024A)							相違点(3) (3V-CP-024B)							相違点(3) (3V-CP-054A)								
相違点(4) (3V-CP-054B)							相違点(4) (3V-CP-054B)							相違点(4) (3V-CP-054B)								
相違点(5) (3V-CP-024A)							相違点(5) (3V-CP-024B)							相違点(5) (3V-CP-054A)								
相違点(6) (3V-CP-054B)							相違点(6) (3V-CP-054B)							相違点(6) (3V-CP-054B)								
相違点(7) (3V-CP-024A)							相違点(7) (3V-CP-024B)							相違点(7) (3V-CP-054A)								
相違点(8) (3V-CP-054B)							相違点(8) (3V-CP-054B)							相違点(8) (3V-CP-054B)								
相違点(9) (3V-CP-024A)							相違点(9) (3V-CP-024B)							相違点(9) (3V-CP-054A)								
相違点(10) (3V-CP-054B)							相違点(10) (3V-CP-054B)							相違点(10) (3V-CP-054B)								
相違点(11) (3V-CP-024A)							相違点(11) (3V-CP-024B)							相違点(11) (3V-CP-054A)								
相違点(12) (3V-CP-054B)							相違点(12) (3V-CP-054B)							相違点(12) (3V-CP-054B)								
相違点(13) (3V-CP-024A)							相違点(13) (3V-CP-024B)							相違点(13) (3V-CP-054A)								
相違点(14) (3V-CP-054B)							相違点(14) (3V-CP-054B)							相違点(14) (3V-CP-054B)								
相違点(15) (3V-CP-024A)							相違点(15) (3V-CP-024B)							相違点(15) (3V-CP-054A)								
相違点(16) (3V-CP-054B)							相違点(16) (3V-CP-054B)							相違点(16) (3V-CP-054B)								
相違点(17) (3V-CP-024A)							相違点(17) (3V-CP-024B)							相違点(17) (3V-CP-054A)								
相違点(18) (3V-CP-054B)							相違点(18) (3V-CP-054B)							相違点(18) (3V-CP-054B)								
相違点(19) (3V-CP-024A)							相違点(19) (3V-CP-024B)							相違点(19) (3V-CP-054A)								
相違点(20) (3V-CP-054B)							相違点(20) (3V-CP-054B)							相違点(20) (3V-CP-054B)								
相違点(21) (3V-CP-024A)							相違点(21) (3V-CP-024B)							相違点(21) (3V-CP-054A)								
相違点(22) (3V-CP-054B)							相違点(22) (3V-CP-054B)							相違点(22) (3V-CP-054B)								
相違点(23) (3V-CP-024A)							相違点(23) (3V-CP-024B)							相違点(23) (3V-CP-054A)								
相違点(24) (3V-CP-054B)							相違点(24) (3V-CP-054B)							相違点(24) (3V-CP-054B)								
相違点(25) (3V-CP-024A)							相違点(25) (3V-CP-024B)							相違点(25) (3V-CP-054A)								
相違点(26) (3V-CP-054B)							相違点(26) (3V-CP-054B)							相違点(26) (3V-CP-054B)								
相違点(27) (3V-CP-024A)							相違点(27) (3V-CP-024B)							相違点(27) (3V-CP-054A)								
相違点(28) (3V-CP-054B)							相違点(28) (3V-CP-054B)							相違点(28) (3V-CP-054B)								
相違点(29) (3V-CP-024A)							相違点(29) (3V-CP-024B)							相違点(29) (3V-CP-054A)								
相違点(30) (3V-CP-054B)							相違点(30) (3V-CP-054B)							相違点(30) (3V-CP-054B)								
相違点(31) (3V-CP-024A)							相違点(31) (3V-CP-024B)							相違点(31) (3V-CP-054A)								
相違点(32) (3V-CP-054B)							相違点(32) (3V-CP-054B)							相違点(32) (3V-CP-054B)								
相違点(33) (3V-CP-024A)							相違点(33) (3V-CP-024B)							相違点(33) (3V-CP-054A)								
相違点(34) (3V-CP-054B)							相違点(34) (3V-CP-054B)							相違点(34) (3V-CP-054B)								
相違点(35) (3V-CP-024A)							相違点(35) (3V-CP-024B)															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

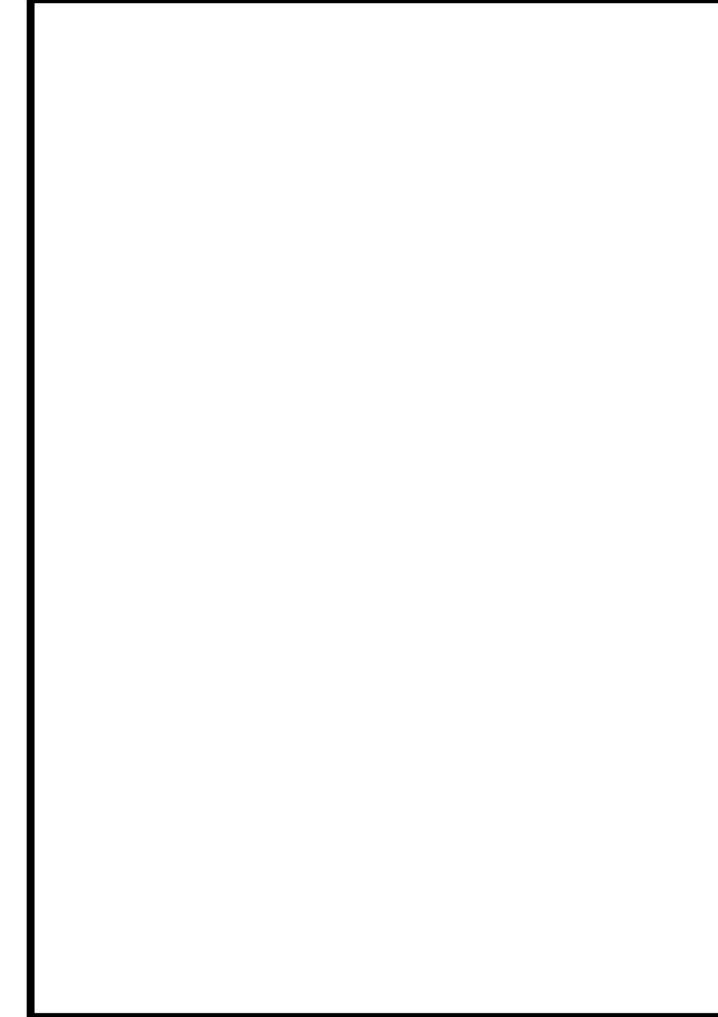
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第10回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-10-91</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠開きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠開きの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

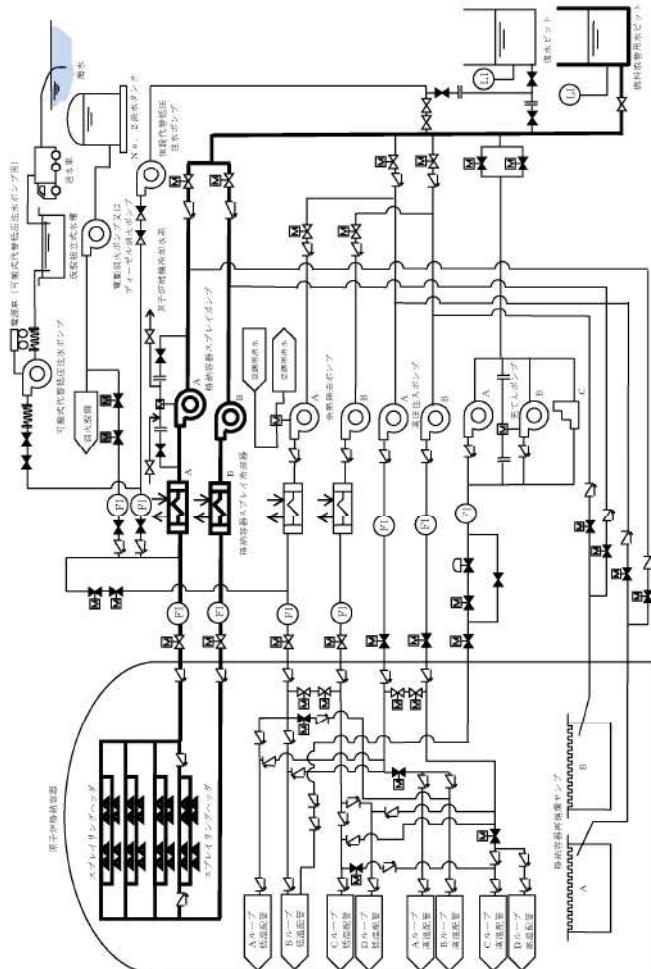
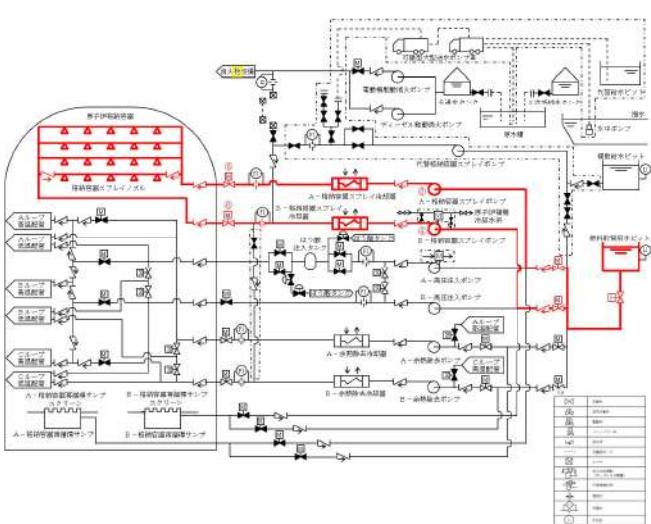
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-5 系統図	51-4 系統図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

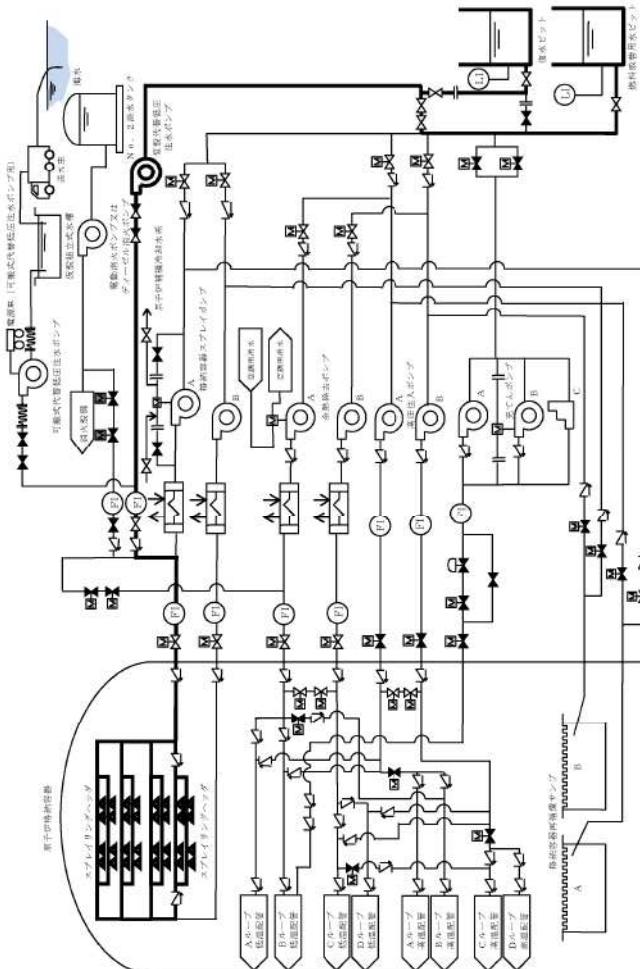
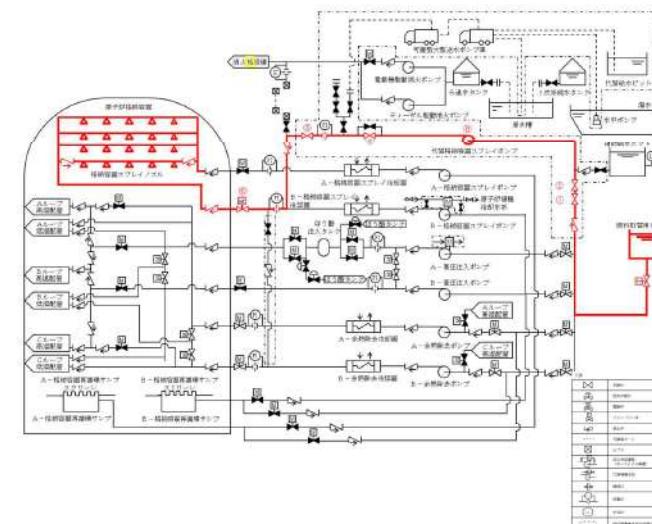
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
 <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 概略系統図（1）</p>	 <p>図 51-4-1 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>原子炉格納容器スプレイ作動（1-1）及び（1-2）</td> <td>中立→作動</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>うち1台使用</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>原子炉格納容器スプレイ作動（2-1）及び（2-2）</td> <td>中立→作動</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-格納容器スプレイポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> </tbody> </table>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	原子炉格納容器スプレイ作動（1-1）及び（1-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作	うち1台使用	②	原子炉格納容器スプレイ作動（2-1）及び（2-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作		③	A-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源	④	B-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源	⑤	A-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源	⑥	B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																							
①	原子炉格納容器スプレイ作動（1-1）及び（1-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作	うち1台使用																																							
②	原子炉格納容器スプレイ作動（2-1）及び（2-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作																																								
③	A-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源																																							
④	B-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源																																							
⑤	A-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源																																							
⑥	B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
 <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 概略系統図 (2)</p>	 <p>図 51-4-2 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋 T.P. 10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</td> <td>全開→調節開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>B一格納容器スプレイ冷却器出口C／V外側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作 交流電源</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>スイッチ操作 交流電源</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-	②	代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-	③	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	全閉→全開	原子炉建屋 T.P. 10.3m	手動操作	-	④	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁	全開→調節開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	-	⑤	B一格納容器スプレイ冷却器出口C／V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 交流電源	-	⑥	代替格納容器スプレイポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P. 10.3m	スイッチ操作 交流電源	-	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																							
①	代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-																																							
②	代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-																																							
③	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	全閉→全開	原子炉建屋 T.P. 10.3m	手動操作	-																																							
④	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁	全開→調節開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	-																																							
⑤	B一格納容器スプレイ冷却器出口C／V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 交流電源	-																																							
⑥	代替格納容器スプレイポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P. 10.3m	スイッチ操作 交流電源	-																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-6 容量設定根拠 3号炉	51-5 容量設定根拠	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+ROPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+ROPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源</p> <p>補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン</p> <p>補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】注水温度 40°C</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの頭熱除去</td> <td>: - 11.8m³</td> </tr> <tr> <td>（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度（170°C）までの頭熱除去</td> <td>: 158.5m³</td> </tr> <tr> <td>（1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の頭熱）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>: 104.4m³</td> </tr> <tr> <td>上記①～③の合計</td> <td>: 249.3m³</td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>: 320.7m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170°Cまで減温するためには必要な給水量等 (249.3m³) を引いた量 (320.7m³) の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4 時間後となる。</p> <p>7.4 時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	① 出力運転状態から高温停止状態までの頭熱除去	: - 11.8m ³	（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）		② 高温停止状態から冷却維持温度（170°C）までの頭熱除去	: 158.5m ³	（1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の頭熱）		③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³	上記①～③の合計	: 249.3m ³	④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³	
① 出力運転状態から高温停止状態までの頭熱除去	: - 11.8m ³															
（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）																
② 高温停止状態から冷却維持温度（170°C）までの頭熱除去	: 158.5m ³															
（1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の頭熱）																
③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³															
上記①～③の合計	: 249.3m ³															
④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○水源評価結果 事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。 7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>㎥/個</td> <td>■以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消防要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレーすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: right;">■ 鮫津みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	㎥/個	■以上(2,000)	最高 使用 圧 力	MPa	大気圧	最高 使用 温 度	℃	95	
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	㎥/個	■以上(2,000)												
最高 使用 圧 力	MPa	大気圧												
最高 使用 温 度	℃	95												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプル水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプルを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学水槽制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(6/8)</p> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(7/8)</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同様で設計し、□ m³以上とする。</p> <p>□ 株囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED] (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED] (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、[REDACTED] m³/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 [REDACTED] m³/個を上回る2,000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p>	

[REDACTED] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p style="text-align: right;">容積 揚程 最高使用圧力 最高使用温度 原動機出力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">名 称</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">恒設代替低圧注水ポンプ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">容 量^(注1)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m^3/h/個</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">110 以上、130 以上^(注2) (150^(注3))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">揚 程^(注1)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上^(注2) (150^(注3))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">最高使用圧力^(注1)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">MPa</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">最高使用温度^(注1)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">$^{\circ}C$</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">95</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">原動機出力</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">$kW/個$</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注3) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ワインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて溶融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要と</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</div>	名 称		恒設代替低圧注水ポンプ	容 量 ^(注1)	m^3/h /個	110 以上、130 以上 ^(注2) (150 ^(注3))	揚 程 ^(注1)	m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) (150 ^(注3))	最高使用圧力 ^(注1)	MPa	<input checked="" type="checkbox"/>	最高使用温度 ^(注1)	$^{\circ}C$	95	原動機出力	$kW/個$	<input checked="" type="checkbox"/>	<p style="text-align: right;">容積 揚程 最高使用圧力 最高使用温度 原動機出力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">名 称</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">代替格納容器スプレイポンプ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">容 量</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m^3/h/個</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上(150)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">揚 程</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上(300)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">最高使用圧力</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">MPa</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">最高使用温度</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">$^{\circ}C$</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">95</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">原動機出力</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">$kW/個$</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">200以上</td> </tr> </table> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものと兼用</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため及び、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための設備として設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	名 称		代替格納容器スプレイポンプ	容 量	m^3/h /個	<input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上(150)	揚 程	m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上(300)	最高使用圧力	MPa	4.1	最高使用温度	$^{\circ}C$	95	原動機出力	$kW/個$	200以上	<p style="text-align: right;">容 - 5 (1/7)</p>
名 称		恒設代替低圧注水ポンプ																																				
容 量 ^(注1)	m^3/h /個	110 以上、130 以上 ^(注2) (150 ^(注3))																																				
揚 程 ^(注1)	m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) (150 ^(注3))																																				
最高使用圧力 ^(注1)	MPa	<input checked="" type="checkbox"/>																																				
最高使用温度 ^(注1)	$^{\circ}C$	95																																				
原動機出力	$kW/個$	<input checked="" type="checkbox"/>																																				
名 称		代替格納容器スプレイポンプ																																				
容 量	m^3/h /個	<input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上(150)																																				
揚 程	m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上(300)																																				
最高使用圧力	MPa	4.1																																				
最高使用温度	$^{\circ}C$	95																																				
原動機出力	$kW/個$	200以上																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原了炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>容一5(2/7)</p> <p>の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止することで、原子炉格納容器の破損を防止する設備として設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量 (110m³/h/個以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シーケンスのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p>（枠内）枠開きの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容一5(3/7)</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第65条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに小扉及び連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第66条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイポンプの資源は全交流動力資源が喪失した場合においても代替資源設備である空冷式非常用発電装置より、代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

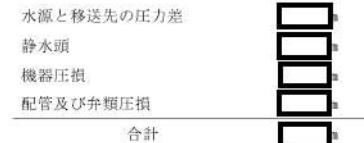
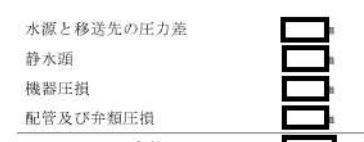
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$110\text{m}^3/\text{h}$のため$110\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 ($130\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、$130\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、ニアロジル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量$130\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量$130\text{m}^3/\text{h}$を上回る$150\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 ($\square\text{m}$以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-5(4/7)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注入する場合の容量 $\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要な事故シーケンスのうち、外部電源喪失時に非常用所内交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びR C P シール L O C A が発生する事故において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$\square\text{m}^3/\text{h}$のため$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 $\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要な事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の圧力を、原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持するために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、格納容器過圧破損事象において$\square\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の最高圧力が約0.360MPaとなり、また、格納容器過温破損事象においては同流量で評価した結果、原子炉格納容器内の最高温度が約141°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>公称値については、$50\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPa については、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水泵ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水泵ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水泵ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程□mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水泵ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ縮切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、□ MPaとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>容-5(5/7)</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注入する場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。なお、1次冷却材圧力0.7MPa については、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 72m 静水頭 約 -2m 機器圧損 約 □m 配管及び弁類圧損 約 □m 合計 約 □m</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピットから、ほう酸水又は海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>4. 最高使用温度 (95°C) 恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□ kW/個) 恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m³/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□ kWとなる。</p>  <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kWを上回る□ kW/個とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-5(6/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 29m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">静水頭</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 28m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">機器圧損</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 □ m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">配管及び弁類圧損</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 □ m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">合計</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 □ m</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は□ m以上とする。</p> <p>公称値については、定格流量である150m³/h時の揚程である300mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 代替格納容器スプレイポンプの最高使用圧力は、締切点の揚程から、これを上回る標準的な圧力級を選定する。 代替格納容器スプレイポンプ締切点の揚程が約380m (=約3.7MPa) となることから、これを上回る圧力級として、4.1MPaを選定する。 以上より、代替格納容器スプレイポンプの最高使用圧力は4.1MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 代替格納容器スプレイポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 代替格納容器スプレイポンプの原動機出力は、定格運転時の軸動力を基に設定する。 代替格納容器スプレイポンプの定格流量が150m³/h、揚程が300m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□ kWとなる。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約 29m	静水頭	約 28m	機器圧損	約 □ m	配管及び弁類圧損	約 □ m	合計	約 □ m	
水源と移送先の圧力差	約 29m											
静水頭	約 28m											
機器圧損	約 □ m											
配管及び弁類圧損	約 □ m											
合計	約 □ m											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-5(7/7)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> $L = 10^{-3} \times \rho \times g \times \frac{\left(\frac{Q}{3,600} \right) \times H}{\eta}$ $= 10^{-3} \times 1,030 \times 9.80665 \times \frac{\left(\frac{150}{3,600} \right) \times 300}{\boxed{}} = \boxed{} W$ <p>L : 必要軸動力 (kW) ρ : 流体の密度 (kg/m^3) = 1,030 g : 重力加速度 (m/s^2) = 9.80665 Q : ポンプ流量 (m^3/h) = 150 H : ポンプ揚程 (m) = 300 η : ポンプ効率 = $\boxed{}$</p> <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、代替格納容器スプレイポンプの原動機出力は、必要軸動力 $\boxed{}$ Wを上回る200kW/個とする。</p> </div>	

$\boxed{}$ 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-5 系統図	51-6 単線結線図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備の電源構成図</p> <p>51-5-3</p>	<p>図5.1-6-1 交流電源回路図</p> <p>#1 : 常設代用交流供給路の主要設備 #2 : 可燃物に直接接する設備の主要設備 #3 : 代用供給用電気設備の主要設備</p>	

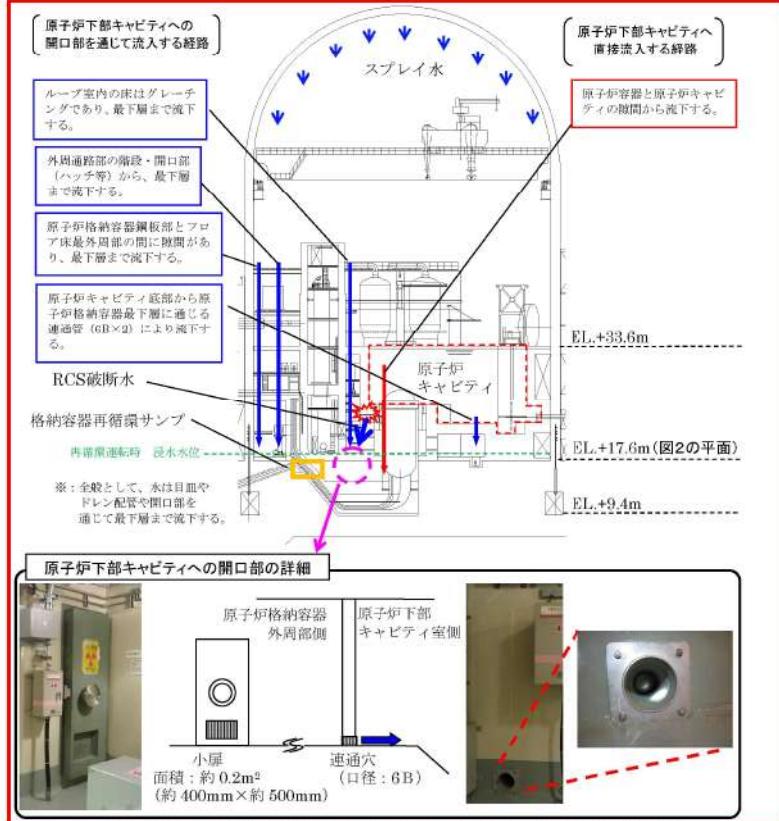
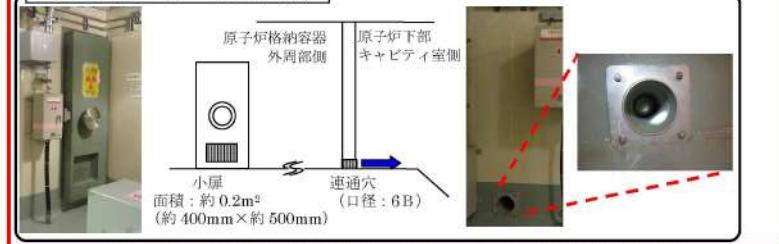
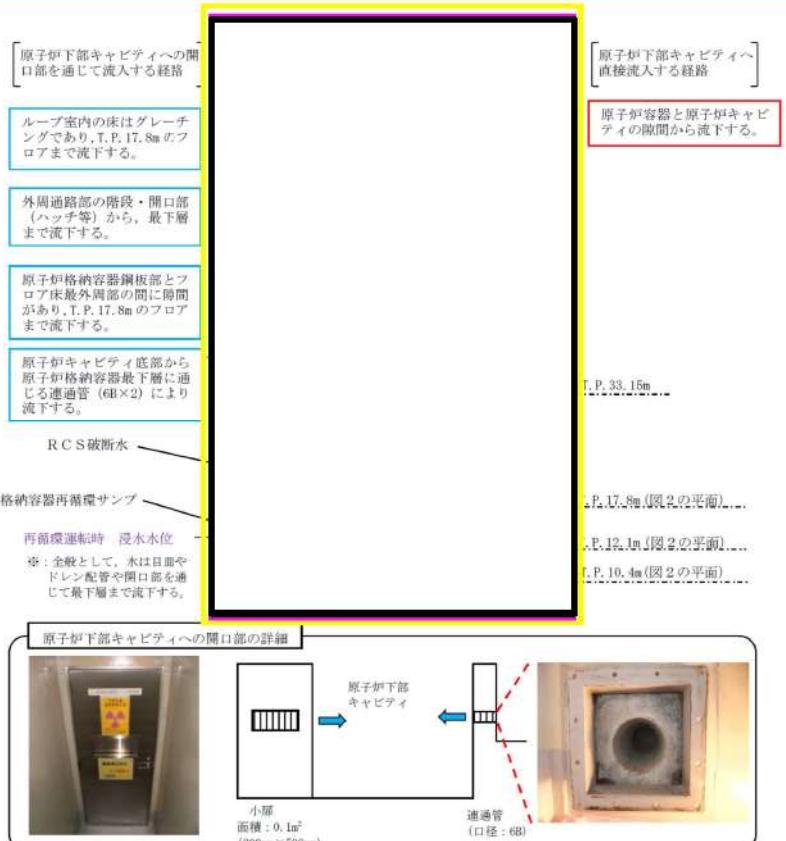
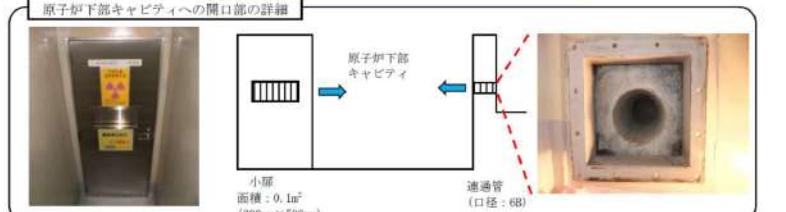
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-8 原子炉下部キャビティへの流入について	51-7 原子炉下部キャビティへの流入について	

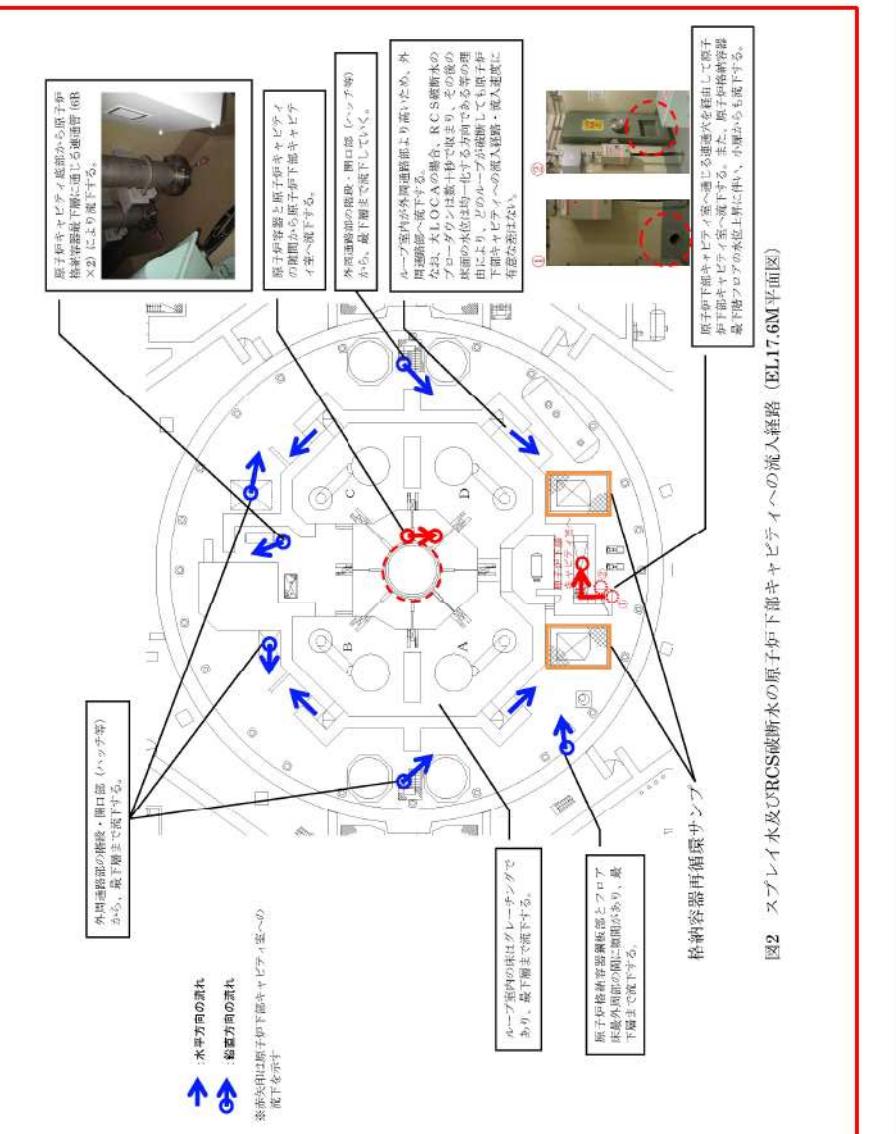
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><u>原子炉下部キャビティへの流入経路について</u></p> <p>LOCA時のRCS破断水および原子炉格納容器に注水されたスプレイ水が原子炉下部キャビティへ流入する経路について、図1および図2に示す。</p>  <p>図1 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路（断面図）</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部を通じて流入する経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ループ室内の床はグレーチングであり、最下層まで流下する。 外周通路部の階段・開口部（ハッチ等）から、最下層まで流下する。 原子炉格納容器鋼板部とフロア床最外周部の間に隙間があり、最下層まで流下する。 原子炉キャビティ底部から原子炉格納容器最下層に通じる連通管（6B×2）により流下する。 <p>RCS破断水</p> <p>格納容器再循環サンプ</p> <p>再循環運転時 浸水水位</p> <p>※：全般として、水は目皿やドレン配管や開口部を通して最下層まで流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部の詳細</p>  <p>原子炉格納容器外周部側</p> <p>原子炉下部キャビティ室側</p> <p>小扉 面積：約0.2m² (約400mm×約500mm)</p> <p>連通穴 (口径：6B)</p> <p>図1 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路（断面図）</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入経路について</p> <p>LOCA時のRCS破断水および原子炉格納容器に注水されたスプレイ水が原子炉下部キャビティへ流入する経路について、図1および図2に示す。</p>  <p>原子炉下部キャビティへの開口部を通じて流入する経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ループ室内の床はグレーチングであり、T.P.17.8mのフロアまで流下する。 外周通路部の階段・開口部（ハッチ等）から、最下層まで流下する。 原子炉格納容器鋼板部とフロア床最外周部の間に隙間があり、T.P.17.8mのフロアまで流下する。 原子炉キャビティ底部から原子炉格納容器最下層に通じる連通管（6B×2）により流下する。 <p>RCS破断水</p> <p>格納容器再循環サンプ</p> <p>再循環運転時 浸水水位</p> <p>※：全般として、水は目皿やドレン配管や開口部を通して最下層まで流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部の詳細</p>  <p>原子炉下部キャビティ</p> <p>小扉 面積：0.1m² (200mm×500mm)</p> <p>連通管 (口径：6B)</p> <p>図1 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路（断面図）</p> <p style="text-align: right;">設計方針の相違</p> <p>仲井みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

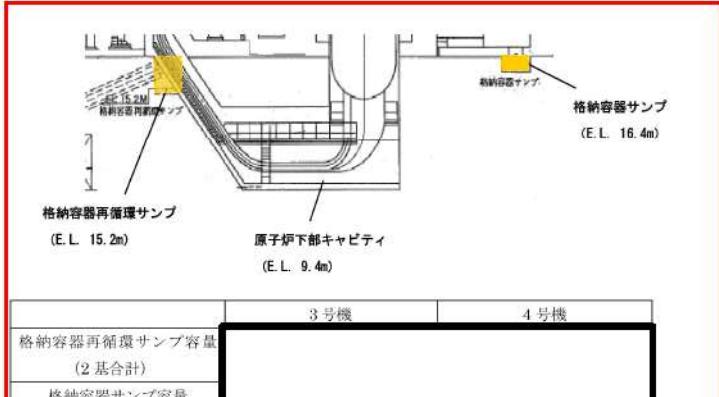
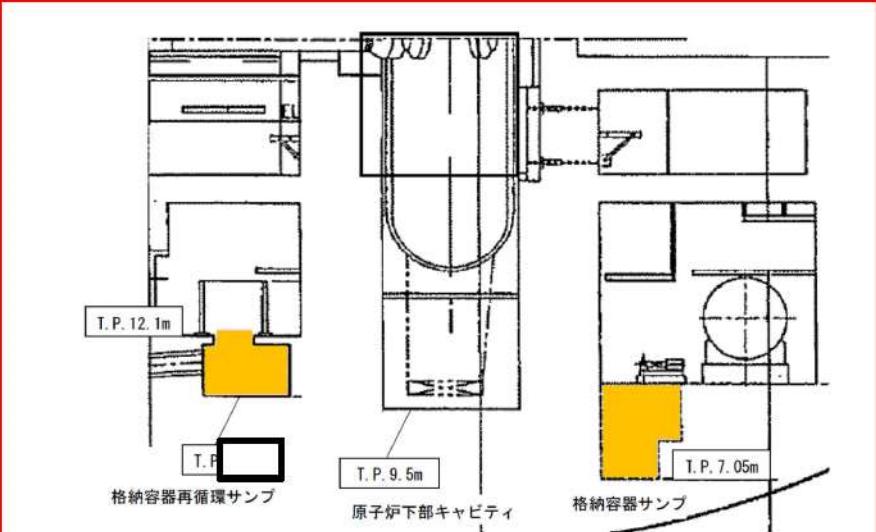
赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由	泊発電所 3号炉	大飯発電所 3／4号炉
設計方針の相違	<p>ループ室内の床はグレーチングであり、T.P. 17.8m のプロアまで流下する。</p> <p>ループ室内が外周通路部より高いため、外周通路部へ流下する。 なお、大LOCAの場合、RCS破断水のプローダウンは数秒で収まり、その後の床面の水位は均一化する方向である等の理由により、どのループが破断しても原子炉下部キャビティへの流入経路・流入速度に有意な差はない。</p> <p>原子炉格納容器鋼板部とプロア床最外周部の間に隙間があり、T.P. 17.8m のプロアまで流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティ底部から格納容器最下層に通じる連通管(6B×2)により流下する。</p> <p>格納容器サンプル</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる連通管を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p>	 <p>図2 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路 (EL17.6M平面図)</p> <p>水平方向の流れ 垂直方向の流れ ※矢印は原子炉下部キャビティ室への 流入経路を示す。</p> <p>原子炉下部キャビティ底部から格納容器最下層に通じる連通管(6B×2)により流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる連通管を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>格納容器サンプル</p> <p>原子炉下部キャビティ底部から格納容器最下層に通じる連通管(6B×2)により流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる連通管を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>格納容器サンプル</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる連通管を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>格納容器サンプル</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

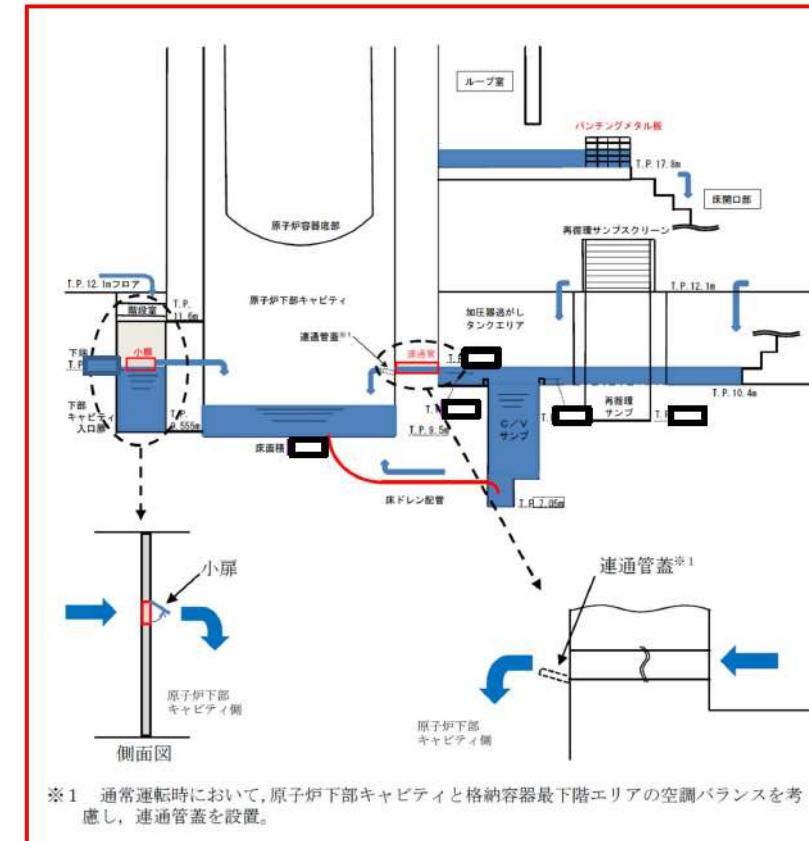
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
 <table border="1" data-bbox="258 611 909 722"> <tr> <td></td> <td>3号機</td> <td>4号機</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ容量</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>図3. 原子炉格納容器内断面図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		3号機	4号機	格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)			格納容器サンプ容量			 <table border="1" data-bbox="1134 770 1583 897"> <tr> <td></td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ容量</td> <td></td> </tr> </table> <p>図3 原子炉格納容器内断面図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		3号炉	格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)		格納容器サンプ容量		設計方針の相違
	3号機	4号機															
格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)																	
格納容器サンプ容量																	
	3号炉																
格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)																	
格納容器サンプ容量																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

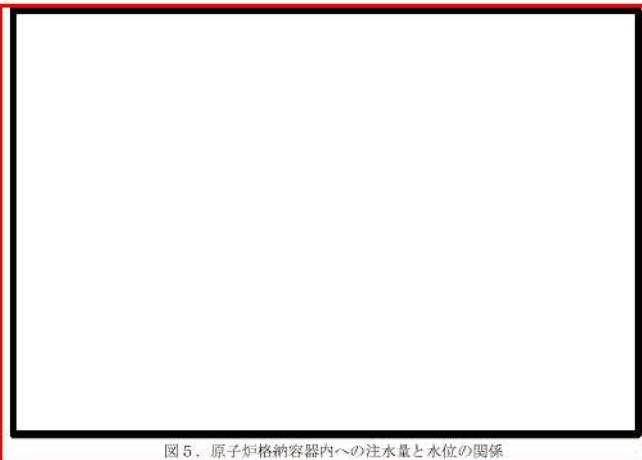
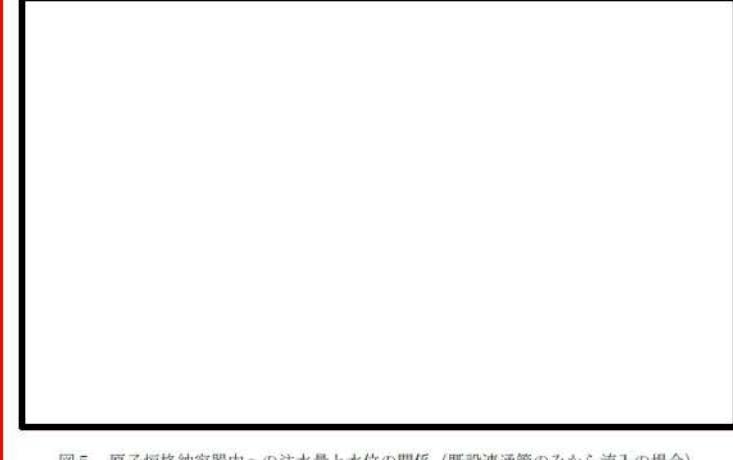
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、原子炉下部キャビティに通じる連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。また、原子炉格納容器最下階フロアの水位上昇に伴い、小扉からも流入する。</p> <p>原子炉下部キャビティに流入する経路断面概要を図4に、また、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を図5に示す。</p>  <p>図4. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、原子炉下部キャビティに通じる以下の開口部（連通管及び小扉）を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>原子炉下部キャビティに流入する経路断面概要を図4に、また、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を図5及び図6に示す。</p>  <p>※1 通常運転時において、原子炉下部キャビティと格納容器最下階エリアの空調バランスを考慮し、連通管蓋を設置。</p> <p>図4 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載方針の相違 ・泊3号炉は小扉が、最下層フロア床レベルと同等の高さにある連通管とはほぼ同じ高さとなるため同時に流入する。</p> <p>設計方針の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

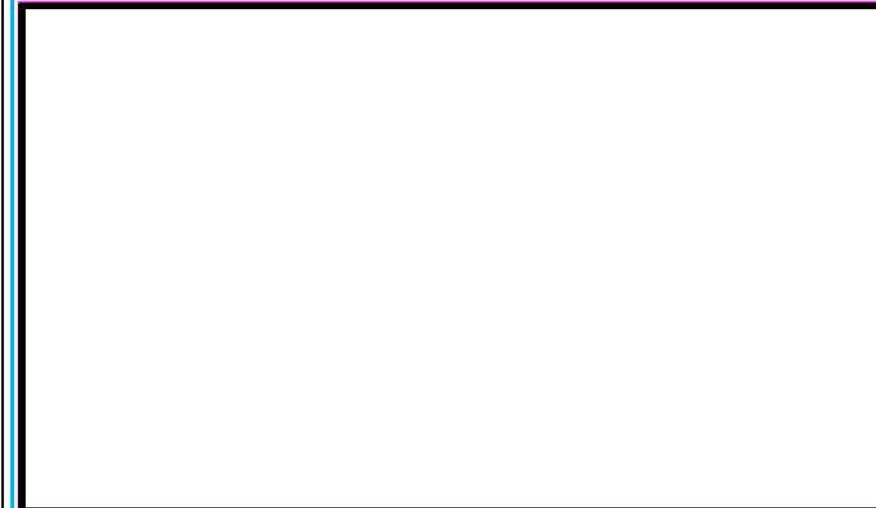
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図5. 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係	 図5 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（既設連通管のみから流入の場合）	設計方針の相違
<p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大LOCA+ECCS失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.4時間後）に合計60トン^{※1}の溶融炉心及び溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。</p> <p>この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に大飯3,4号機に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□tとした。解析結果によれば、原子炉容器破損時（約1.4時間後）における原子炉下部キャビティ水量は約□t（水位として約1.3m）であり、十分な水量が確保されている。</p> <p>※2: MAAP解析では、初期炉心熱出力を□大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると設定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※3: 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通穴等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通穴を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、以下については考慮しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉容器外周隙間からの流入 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.6時間後※2）に合計□トン^{※2}の溶融炉心、溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に泊3号炉に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□tとした。解析結果によれば、原子炉容器破損時（約1.4時間後）における原子炉下部キャビティ水量は約□t（水位として約1.5m）であり、十分な水量が確保されている。</p> <p>※2 MAAP解析では、初期炉心熱出力を2%大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると想定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※3 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通管等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通管を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、上図においては以下については考慮しないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器サンプルからのドレン配管逆流による流入 原子炉容器外周隙間からの流入 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	設計方針の相違

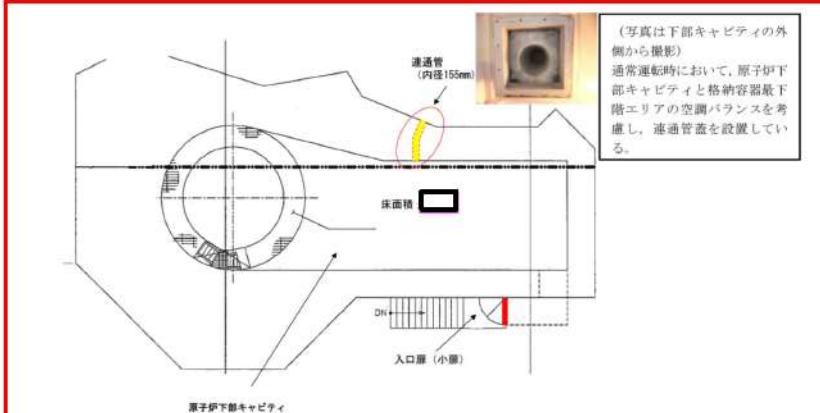
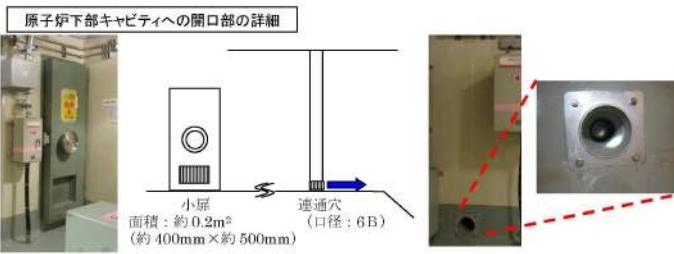
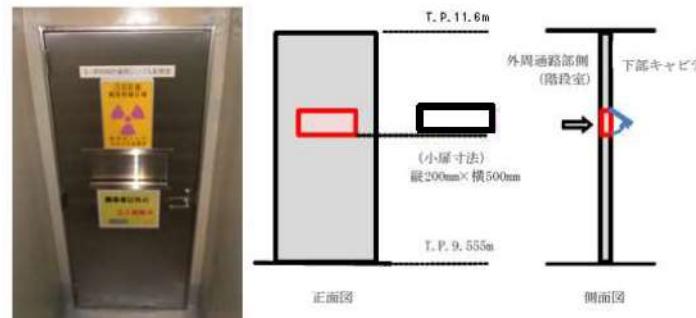
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図6 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（追設小扉のみから流入の場合）</p> <p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図5と同じ。 (b) 追設する小扉の流入性確認のため、上図においては保守的に以下について考慮しないこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ・既設の連通管からの流入 ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入 ・原子炉容器外周隙間からの流入 (c) 保守的に、大破断LOCA時の初期の流入水（RCS配管破断水（約█████））は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がしタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がしタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティに流入すると仮定した。 (d) 実際にはRCS配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がしタンクエリア（既設連通管側）及び階段室（追設小扉側）に同時に流入し、階段室（追設小扉側）にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。 <p>█████枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<u>記載方針の相違</u> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では連通穴が2重化されていることから、小扉のみの流入による評価を行っていない。

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 連通穴</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入経路として、炉内計装用シンプル配管室への連通穴を施工する。連通穴は1箇所のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、2箇所設置することで多重性を持った設計とする。(図6)</p>  <p>図6. 連通穴施工イメージ</p>	<p>(1) 連通管</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入経路として、原子炉下部キャビティへの連通管を設置している。連通管は1箇所のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、連通管と異なる位置に小扉を設置することで流路の多重性及び多様性を持った設計とする。(図7)</p>  <p>図7. 連通管設置状況</p>	<p>記載方針の相違 ・泊3号炉は連通管を設置済みである。</p> <p>設計方針の相違 ・泊3号炉は連通管と異なる方向のほぼ同じ高さに連通管よりも大きい開口部を持つ小扉を設置することで多重性及び多様性を持つ設計としている。</p>
<p>(2) 小扉</p> <p>1箇所の連通穴からの流入のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、原子炉格納容器最下階フロアの水位が上昇すれば、2箇所に設置する連通穴に加えて、小扉からも原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水が流入する。(図7)</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部の詳細</p>  <p>図7. 炉内計装用シンプル配管室入口扉小扉</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>(2) 小扉</p> <p>連通管からの流入のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、原子炉下部キャビティへの水の流入経路の多重性を確保するため、原子炉下部キャビティの入口扉に開口部（小扉）を設置し、小扉からも原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水が流入する。(図8)</p>  <p>図8 □原子炉下部キャビティ入口扉小扉</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計方針の相違 ・泊3号炉では、最下層フロアの水位上昇を待たずとも連通管とほぼ同じレベルにある小扉から格納容器スプレイ水が流入することで、多重性を確保した設計としている。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 原子炉下部キャビティへの流入健全性について</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について</p> <p>溶融炉心が原子炉下部キャビティ室に落下した際、溶融炉心等で連通穴（内側）が閉塞しないことを以下のとおり確認した。</p> <p>○解析コード MAAP によれば、「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、以下の場合、約 [] トンの溶融炉心等が LOCA 後 4 時間までに原子炉から落下するとの結果を得ている。</p> <p>○上記の結果に解析結果が持つ不確定性を考慮し、保守的に以下を想定して、物量が多くなるよう炉内構造物等の重量を約 [] トンとし、合計 [] トン分が下部キャビティ室に堆積することを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際に溶融が想定される箇所は、下部炉内構造物のうち、溶融炉心が下部ブレナムへ落下する際に接触する構造物の表面の一部と、滞留する下部ブレナム内にある構造物であるが、これらが多めに溶け込むことを想定して、下部炉心板以下の全構造物の溶融とする。 原子炉容器については、クリープ破損により開口部を生じさせる形態となり、原子炉容器そのものは落下しない。（溶融炉心と接するため、微量に溶け込む。） 原子炉容器下部の計装案内管については、原子炉容器との固定部が溶融されることにより、全てがその形状を保持したまま落下すること。 原子炉下部キャビティ室にあるサポート等が全て溶融すること。 	<p>2. 原子炉下部キャビティへの流入健全性について</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について</p> <p>溶融炉心が原子炉下部キャビティに落下した際、溶融炉心等で連通管及び小扉が内側から閉塞しないことを以下のとおり確認した。</p> <p>○解析コード MAAP によれば、「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、下表に示すとおり① 溶融炉心（全量）（約 [] トン）と② 炉内構造物等（約 [] トン）の合計、約 [] トンの溶融炉心等が、LOCA 後 3 時間までに原子炉から落下するとの結果を得ている。</p> <p>○上記の結果に解析結果が持つ不確定性を考慮し、保守的に以下を想定して、物量が多くなるよう② 炉内構造物等の重量を約 [] トンとし、合計 [] トン分が原子炉下部キャビティに堆積することを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際に溶融が想定される箇所は、下部炉内構造物のうち、溶融炉心が下部ブレナムへ落下する際に接触する構造物の表面の一部と、滞留する下部ブレナム内にある構造物であり、これらは約 [] トンである。これらが多めに溶け込むことを想定して、下部炉心板以下の全構造物（約 [] トン）の溶融とする。 原子炉容器については、クリープ破損により開口部を生じさせる形態となり、原子炉容器そのものは落下しない。（溶融炉心と接するため、微量に溶け込む。） 原子炉容器下部の計装案内管については、原子炉容器との固定部が溶融されることにより、全てがその形状を保持したまま落下すること。 原子炉下部キャビティにあるサポート等が全て溶融することを想定する。これらの総重量は [] トンである。 <p>以上を全て合計した約 [] トンに対して、保守的になるように切りが良い数値として、② 炉内構造物等の重量を約 [] トンと設定した。</p> <p>[] 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載方針の相違 設計方針の相違 ・炉心及び炉内構造の相違による重量の相違</p> <p>記載方針の相違 ・重量を明確化した。</p> <p>記載方針の相違 ・想定する重量に対してより保守的に重慮を設定した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉						泊発電所3号炉						相違理由
	構成物	材質	重量 (MAAP)	重量 (今回想定)	比重*	構成物	材料	重量 (解析)	重量 (今回想定)	比重*	体積	
①	溶融炉心（全量）	UO ₂ ZrO ₂	[]	[]	約11 約6	① 溶融炉心（全量）	UO ₂ ZrO ₂	[]	[]	約11 約6	約23m ³	設計方針の相違 ・想定する構成物の 重量の相違
②	炉内構造物等	SUS304等	[]	[]	約8	② 炉内構造物等	SUS304等	[]	[]	約8	約17m ³	
	合計		[]	約200トン		合計		[]	[]			
※：空隙率を考慮せず。												
<p>以上のように保守的に設定した条件の場合において、原子炉下部キャビティ室に蓄積される溶融炉心等は約 [] となる。これら溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティ室に堆積すると仮定した場合、原子炉下部キャビティ室の水平方向断面積は約 [] であるので、堆積高さは約 [] mとなることから、原子炉下部キャビティ内側室床面から流入経路が閉塞することはない。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>												
<p>（2）原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入口である連通穴は、原子炉格納容器内に発生する可能性のあるデブリにより連通穴が閉塞することのない設計とする。</p> <p>なお、連通穴を閉塞させる恐れのある異物は以下のとおりである。</p> <p>(a) プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査終了後、取り残された異物</p> <p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物</p> <p>(a) 定期検査時に持ち込まれる異物について</p> <p>①定期検査時の作業のため、一時的に使用する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テープ ・プラスチック、ビニール製品 ・ロープ ・ウェス、布切れ等 <p>②対応</p> <p>定期検査期間中は異物が放置されていないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉起動までに除去する等の適切な措置を講じている。また、定期検査終了後には、異物等が残っていないことを原子炉格納容器内点検にて確認している。</p> <p>引き続き、適正に異物管理を実施することで、連通穴の健全性を確保することが可能である。</p>												
<p>（2）原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入口である連通管と小扉は、原子炉格納容器内に発生する可能性のあるデブリにより閉塞することのない設計とする。</p> <p>なお、連通管及び小扉を閉塞させる恐れのある異物は以下のとおりである。</p> <p>(a) プラント定期事業者検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期事業者検査終了後、取り残された異物</p> <p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物</p> <p>(a) 定期事業者検査時に持ち込まれる異物について</p> <p>①定期事業者検査時の作業のため、一時的に使用する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テープ ・プラスチック、ビニール製品 ・ロープ ・ウェス、布切れ等 <p>②対応</p> <p>定期事業者検査期間中は異物が放置されないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉起動までに除去する等の適切な措置を講じている。また、定期事業者検査終了後には、異物等が残っていないことを原子炉格納容器内点検にて確認している。</p> <p>引き続き、適正に異物管理を実施することで、連通管及び小扉の健全性を確保することが可能である。</p>												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物について</p> <p>①想定する事故シーケンス</p> <p>連通穴による原子炉下部キャビティへの流入が想定される状況は、炉心損傷時であるが、炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のLOCA又は過渡事象が起因となる。そのうち発生異物量が最大となる、1次冷却材管の大破断LOCAを想定して発生異物への対策を考察する。</p> <p>②大破断LOCA時に発生する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損保温材（繊維質）：ロックウール、グラスウール ・破損保温材（粒子状）：ケイ酸カルシウム ・その他粒子状異物：塗装 ・堆積異物（繊維質、粒子） <p>上記異物のうち、各種保温材については、1次冷却材管の破断点を中心として想定される破損影響範囲において発生することから、ループ室内で発生する。それら以外の粒子状異物及び堆積異物に関してはループ室内外で発生する。</p>	<p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物について</p> <p>①想定する事故シーケンス</p> <p>連通管及び小扉による原子炉下部キャビティへの流入が想定される状況は、炉心損傷時であるが、炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のLOCA又は過渡事象が起因となる。そのうち発生異物量が最大となる、1次冷却材の大破断LOCAを想定して発生異物への対策を考察する。</p> <p>②大破断LOCA時に発生する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損保温材（繊維質）：ロックウール ・その他粒子状異物：塗装 ・堆積異物（繊維質、粒子） <p>上記異物のうち、各種保温材については、1次冷却材管の破断点を中心として想定される破損影響範囲において発生することから、ループ室内で発生する。それら以外の粒子状異物及び堆積異物に関してはループ室内外で発生する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>泊ではデブリ対策として格納容器内でグラスウール及びケイ酸カルシウムを使用していない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③対応</p> <p>i. ループ室内で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室内で発生する異物は、大部分が蒸気発生器保温材及び1次冷却材管保温材であり、ループ室内のグレーチングの開口部等を通過した大型保温材や、クロスオーバーレグの大型保温材が、万一連通穴（Φ155mm）に到達することを防止するために、各ループ室最下階入口（5箇所）に、下部80cmに網目30mm×100mmのグレーチングを取り付けた金網扉を設置する。（図8）</p> <p>保温材等の異物は、ループ室入口の金網扉に至るまでにループ室各階の床グレーチングにて補足される。（図9）また、ループ室床面グレーチングとループ室入口の金網扉の網目の大きさは同じであり、ループ室床のグレーチングを通過した保温材等によりループ室入口の金網扉が閉塞することは無い。また、この網目を通る異物については連通穴（Φ155mm）を閉塞させることは考えにくい。</p> <p>ii. ループ室外で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室外で発生しうる異物は、塗装等の粒子状異物及び堆積異物であるが、万一、ループ室床面（E.L.+17.6m）に落下しても、流路が複雑かつ長いこと等により、原子炉下部キャビティまで到達し難い。（図10）更に、連通穴は原子炉格納容器最下層床面近傍に位置しており、また穴径も155mmであることから、ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が、連通穴を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい。さらに、連通穴は複数設置することで多重性を持った設計としている。</p> <p>(d) まとめ</p> <p>プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査時及び終了後に異物が放置されていないことを目視により点検している。</p> <p>設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物は、発生異物量が最大となる1次冷却材管の大破断LOCAを想定している。連通穴を閉塞させるような大きな塊の保温材は大破断LOCA時にループ室で発生するものの、ループ室床面等のグレーチングで捕捉されるなど原子炉下部キャビティまで到達し難いが、さらにループ室出口に柵を設ける対策を講じている。さらに、原子炉下部キャビティへの流入経路である連通穴は複数確保して多重性を確保する。</p> <p>以上のことにより、原子炉下部キャビティへの流入の健全性を確保する。</p>	<p>③対応</p> <p>i. ループ室内で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室内で発生する異物は、大部分が蒸気発生器保温材及び1次冷却材管保温材であり、ループ室内のグレーチングの開口部等を通過した大型保温材や、クロスオーバーレグの大型保温材が、万一連通管（内径155mm）及び小扉（200mm×500mm）に到達することを防止するために、T.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部に、グレーチングと同程度のメッシュ間隔のパンチングメタル板を設置する。（図9）（この他に機器搬入口の開口部が1箇所あり、既にグレーチングを設置している。）</p> <p>保温材等の異物は、T.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部の手摺部のパンチングメタル板に至るまでにループ室各階の床グレーチングにて捕捉される。（図10）また、ループ室床面グレーチングとパンチングメタル板の網目の大きさは同程度であり、ループ室床のグレーチングを通過した保温材等によりパンチングメタル板が閉塞することはない。また、この網目を通る異物については連通管（内径155mm）及び小扉（200mm×500mm）を閉塞させることは考えにくい。</p> <p>ii. ループ室外で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室外で発生しうる異物は、塗装等の粒子状異物及び堆積異物であるが、万一、ループ室床面（T.P.17.8m）に落下しても、流路が複雑かつ長いこと等により、原子炉下部キャビティまで到達し難い。（図11）更に、連通管及び小扉は原子炉格納容器最下層床面近傍に位置しており、また穴径及びサイズもそれぞれ155mm、200mm×500mmであることから、ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が、連通管及び小扉を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい。さらに、連通管（内径155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を持った設計としている。</p> <p>(c) まとめ</p> <p>プラント定期事業者検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期事業者検査時及び終了後に異物が放置されていないことを目視により点検している。</p> <p>設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物は、発生異物量が最大となる1次冷却材管の大破断LOCAを想定している。連通管及び小扉を閉塞させるような大きな塊の保温材は大破断LOCA時にループ室で発生するものの、ループ室床面等のグレーチングで捕捉されるなど原子炉下部キャビティまで到達し難いが、さらにT.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部の手摺部にパンチングメタル板を設ける対策を講じている。さらに、原子炉下部キャビティへの流入経路は連通管（内径155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を確保する。</p> <p>以上のことにより、原子炉下部キャビティへの流入の健全性を確保する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では設置場所の相違からパンチングメタル板を使用しているが、網目サイズをグレーチングと同程度とすることで異物の捕捉性能に相違はない。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ループ室床高さの設計が相違している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では大飯における2重の連通穴と同等の多重性を確保するため、連通管と小扉を使用する。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造は異なるが、異物の捕捉性能は同等である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部のサイズを明確化した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

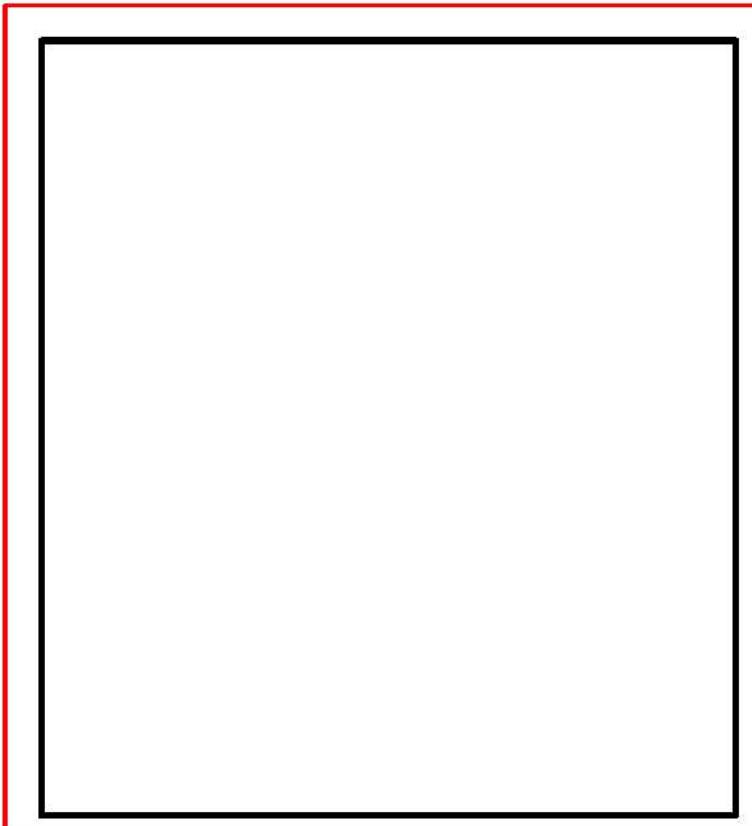
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>泊発電所3号炉</p> <p>LOCA 発生場所 (ループ室内)</p> <p>機器搬入口の開口部には既にグレーチングが設置されており、大型の破損保温材等は捕捉される。</p> <p>(写真A) 階段開口部に設置したパンチングメタル</p> <p>(写真B) 階段開口部に設置したパンチングメタル</p> <p>大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真A)</p> <p>T.P.17.8m フロア ■ : 水平方向の水の流れ ■ : 下層階への水の流れ ■ : 床開口部</p> <p>LOCA 時の大型の破損保温材を含んだ水は、ループ室入口を経由し、階段開口部2箇所及び機器搬入口1箇所を通過して、最下階へ流下する。 従ってこの3箇所で、大型の破損保温材等を捕捉できるよう、対処を図る。</p> <p>大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真B)</p>	設計方針の相違

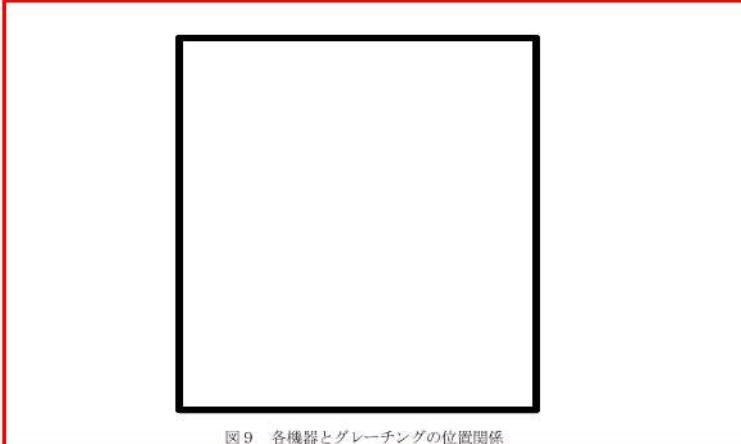
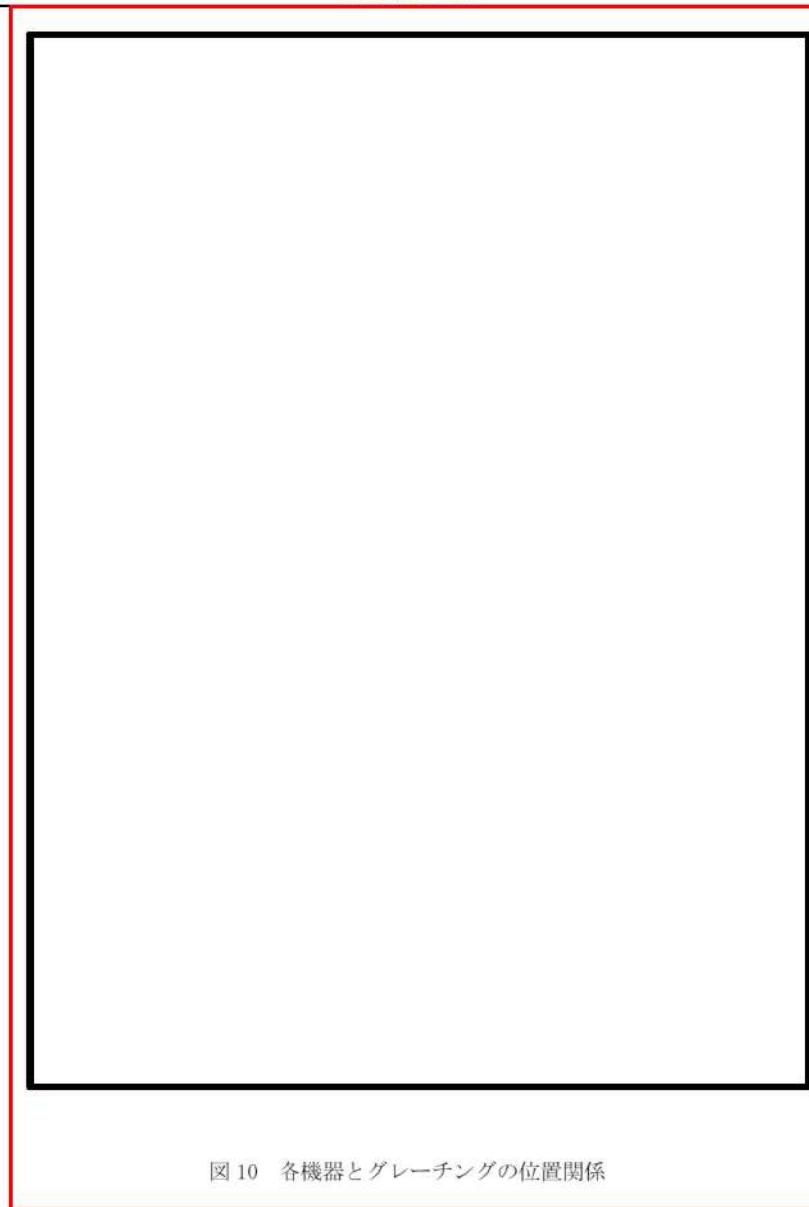
図8 保温材等のデブリ対策

枠内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

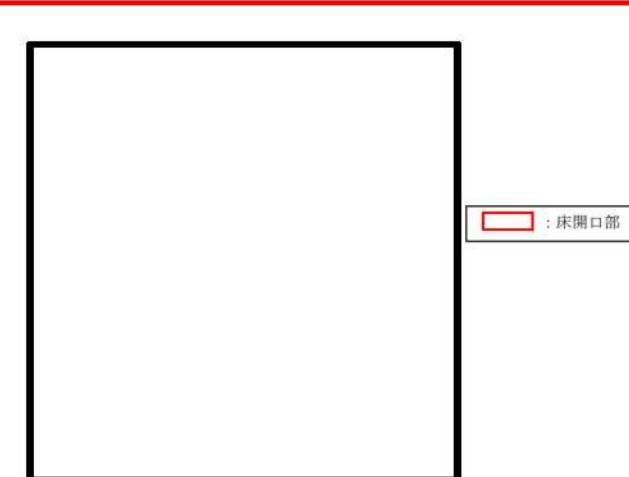
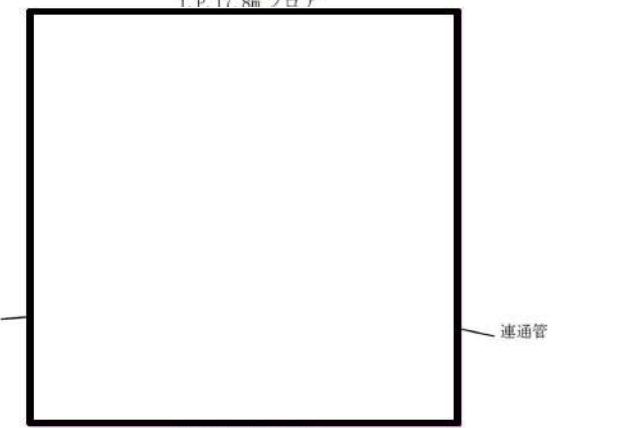
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図9 各機器とグレーチングの位置関係	 図10 各機器とグレーチングの位置関係	設計方針の相違

■ 條件の内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図10-1 各ループ室から原子炉下部キャビティまでの流路（大飯3号機 断面図の例）</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図10-2 各ループ室から原子炉下部キャビティまでの流路（大飯3号機 17.6M 平面図）</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	設計方針の相違
	 <p>T.P. 17.8m プロア</p> <p>小扉</p> <p>連通管</p> <p>T.P. 10.4m プロア</p> <p>図11 各ループ室から原子炉下部キャビティまでの流路 (T.P. 17.8m/10.4m 平面図)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

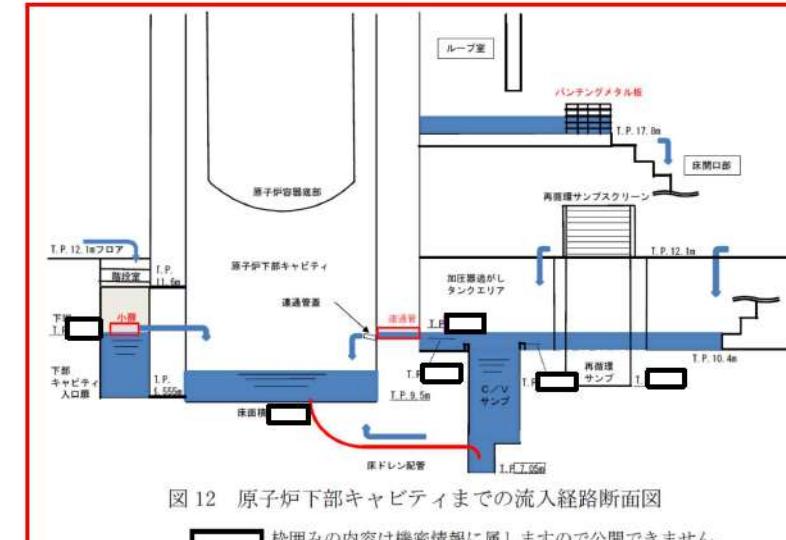
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.まとめ</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる炉内核計装用シンプル配管室への注水を確実にするために、以下の対策を実施する。(図1-1)</p> <p>①原子炉下部キャビティへの流入経路確保</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる炉内計装用シンプル配管室への連通穴2箇所設置。 また、炉内計装用シンプル配管入口扉に小扉を従来より設置している。</p> <p>②保温材等のデブリ対策</p> <p>各ループ室最下階入口（4箇所）にデブリ捕捉用の柵を設置する。</p> <p>これらの対策により、以下に示す効果が期待できることから、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。</p> <p>○大破断LOCAにより発生する保温材等のデブリは、デブリ捕捉用の柵により捕捉することができるため、連通穴にこれらのデブリが到達することはない。また、連通穴についてはデブリにより閉塞し難い構造であるため、外側から通水経路が閉塞することはない。</p> <p>○溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通穴の設置高さは堆積高さと比べ高いことから、内側から注水経路が閉塞することはなく有効に機能する。</p>	<p>3.まとめ</p> <p>原子炉下部キャビティへの注水を確実にするために、以下の対策を実施する。(図1-2)</p> <p>①原子炉下部キャビティへの流入経路確保</p> <p>原子炉下部キャビティ入口扉に小扉を設置。 また、原子炉下部キャビティへの連通管を従来より設置している。</p> <p>②保温材等のデブリ対策</p> <p>T.P.17.8m の外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部にデブリ捕捉用のパンチングメタル板を設置する。</p> <p>これらの対策により、以下に示す効果が期待できることから、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。</p> <p>○大破断LOCAにより発生する大型の保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びグレーチングにより捕捉することができるため連通管及び小扉の外側にこれらのデブリが到達することはない。また、連通管及び小扉についてはデブリにより閉塞し難い構造であるため、外側から通水経路が閉塞することはない。</p> <p>○溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通管及び小扉の設置高さは堆積高さと比べて高いことから、内側から注水経路が閉塞することはなく有効に機能する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は連通管と異なる方向のほぼ同じ高さに連通管よりも大きい開口部を持つ小扉を設置することで多重性及び多様性を持つ設計をしている。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では設置場所の相違からパンチングメタル板を採用しているが、捕捉性能は同等である。 ・泊では床面開口部にグレーチングを設置している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

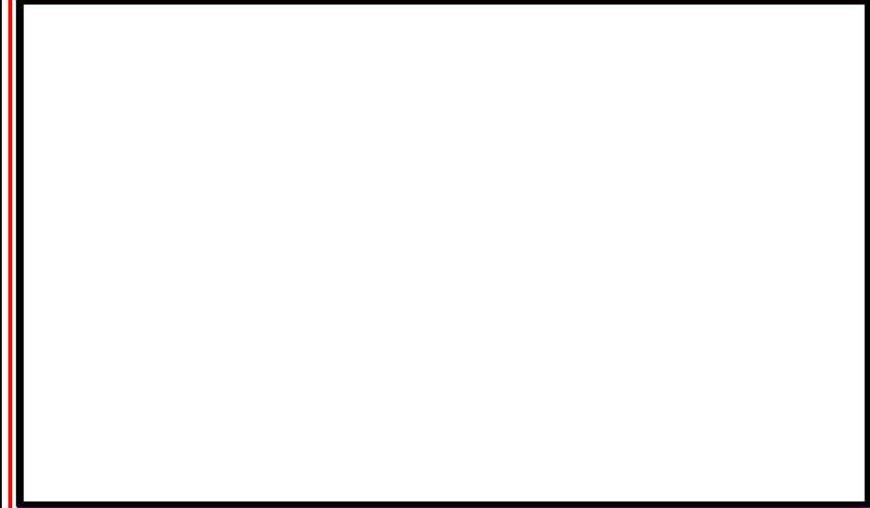
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図11 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面図 案内図の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図12 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面図 ブラック枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<u>設計方針の相違</u>

51-8-13

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>原子炉下部キャビティへの蓄水時間について</p> <p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、図1に示すとおり原子炉下部キャビティに通じる連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。また、原子炉格納容器最下階フロアの水位上昇に伴い、小扉からも流入する。</p> <p>図2に連通穴から原子炉下部キャビティへ流入する場合の、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を示す。</p> <p>なお、解析コードMAAPによると、図3のとおり溶融炉心等を常温まで冷却するのに必要な水量を上回る冷却水が、原子炉容器破損時（約1.4時間後）までに確保可能である。</p> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 400px; margin-top: 10px;"></div> <p>図1. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p>原子炉下部キャビティへの蓄水時間について</p> <p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、図1に示すとおり原子炉下部キャビティに通じる開口部（連通管及び小扉）を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>図2及び図3に連通管又は小扉から原子炉下部キャビティへ流入する場合の、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を示す。</p> <p>原子炉下部キャビティ室に通じる開口部は2箇所（連通管及び小扉）あり、仮にどちらか一方が閉塞した場合においても、図2及び図3のとおり冷却に必要な冷却水の確保は可能である。</p> <p>なお、解析コードMAAPによると、図4のとおり溶融炉心等を常温まで冷却するのに必要な水量を上回る冷却水が、原子炉容器破損時（約1.6時間後）までに確保可能である。</p> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 400px; margin-top: 10px;"></div> <p>図1. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は小扉が、連通管とはほぼ同じ高さとなるため同時に流入する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では大飯における2重の連通穴と同等の多重性を確保するため、連通管と小扉を使用する。 <p>設計方針の相違</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図2. 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係	 図2 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（既設連通管のみから流入の場合）	設計方針の相違

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大LOCA+ECCS失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.4時間後）に合計□トン※1の溶融炉心及び溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に大飯3,4号機に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□t※2とした。

※1：MAAP解析では、初期炉心熱出力を□大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると設定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。

※2：初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通穴等により適宜注水される。

(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通穴を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、原子炉容器外周隙間からの流入については考慮しない。

□枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.6時間後）に合計□トン※2の溶融炉心、溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に泊3号炉に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□t※3とした。

※2 MAAP解析では、初期炉心熱出力を2%大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると想定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。

※3 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通管等により適宜注水される。

(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通管を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、以下については考慮しない。
 ・格納容器サンプルからのドレン配管逆流による流入
 ・原子炉容器外周隙間からの流入

□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

設計方針の相違

設計方針の相違

・泊3号炉は下部キャビティ間にドレン配管があるため、ドレン配管から逆流する経路がある。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では連通穴が2重化されていることから、小扉のみの流入による評価を行っていない。

図3 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係(追設小扉のみから流入の場合)

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

- (a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図2と同じ。
- (b) 追設する小扉の流入性確認のため、保守的に以下については考慮しない。
 - ・既設の連通管からの流入
 - ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入
 - ・原子炉容器外周隙間からの流入
- (c) 保守的に、大破断LOCA時の初期の流入水（RCS配管破断水（緑□））は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がしタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がしタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティ室に流入すると仮定した。
- (d) 実際にはRCS配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がしタンクエリア（既設連通管側）及び階段室（追設小扉側）に同時に流入し、階段室（追設小扉側）にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。

□ 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3. 原子炉下部キャビティ水量の推移 溶融炉心の断続的な落下後については約1.3mとなる。</p>	<p>図4. 原子炉下部キャビティ水量の推移</p>	<p>設計方針の相違 ・格納容器配置等の相違による</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA52H-9 r. 2.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

52条

令和5年6月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について		
<p>「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。</p>		
<p>【適合性一覧表の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。 ➢ 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。 ➢ 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料（比較表）では相違箇所の識別のみとする。 <p>【関連資料の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。 ➢ 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。 ➢ よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。 		

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】	
記号	相違のある要求事項
①	環境条件_環境影響
②	環境条件_海水通水
③	操作性
④	切り替え性
⑤	悪影響防止_系統設計
⑥	設置場所
⑦	容量等
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象
⑨	共通要因故障_サポート系

相違に対する考え方

配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし

外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし
常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし

操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし

本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし

系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分離化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし

対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし

有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を貯える容量とする方針に相違なし

設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし

対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要ないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを捕足するため紐づけているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし （単号炉申請であり共用設備なし）
⑧	共用の禁止	—	—	—	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	
⑩	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付いている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由		
女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの		
<p>重大事故等対応設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、 補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、 重大事故等対応設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p>		
【共通（資料構成の変更）】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> (変更前) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 (変更後) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 		
<p>「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 		
【配置図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対応設備に加え、重大事故等対応設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対応設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 		
【試験検査】		
<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができるることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、 泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、 試験検査ができるることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 		
【系統図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 		
【容量設定根拠】		
<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 		
【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
52-1 SA設備基準適合性一覧表	52-1 SA設備 基準適合性一覧表	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）